

働きつつ学ぶ権利を担う経済科学の総合雑誌

経済科学 通信

2013.12 No.133

1981年5月20日第4種郵便物認可
ISSN 0385-065X



ベーシック・インカムとマルクス経済学 福祉国家・労働・ジェンダー

アベノミクスを問う
TPP,RCEP,そして日本

2014年3月15-16日春季研究交流集会

会場：愛媛大学（愛媛県松山市）メディアセンターホール

第1日目

●共通セッション(午後) 再生エネルギーの利用と地域経済の活性化（仮）

(愛媛県自治体問題研究所設立40周年記念講演会、日本学術振興会アジア研究教育拠点事業共催)

講演

ミヒヤエル・ディーステル（ドイツ・アグロクラフト社専務）

パネルディスカッション

ミヒヤエル・ディーステル

マティアス・クレッフェル（農場経営者）

和田幸子（名古屋学院大学・元）

司会

村田武（愛媛大学客員教授、愛媛県自然エネルギー利用推進協議会会長）

※使用言語 英語またはドイツ語（通訳付）

第2日目

並行セッション（午前）とエクスカーション（午後）を予定しています。なお、17日（月）にもエクスカーションを予定しております。

現代資本主義研究会のご案内：「オバマのアメリカ」をどう考えるか

日時：2014年2月1日（土）14：00-17:00

会場：キャンパスプラザ京都6階第1講習室

報告：

大塚秀之（神戸外国語大学名誉教授）「国内の社会関係（労資関係・エスニック）の視点から」

中本 悟（立命館大学教授）「米中関係など対外関係の視点から」

藤岡 悼（立命館大学教授）「イラク・アフガン戦争の戦略的失敗という視点から」

10年に及ぶイラク・アフガン戦争が結局は、イラク・シリアにおける親イラン派政権の成立、パキスタンからシリアに至る激動、中国経済の台頭と連邦債務危機を招き、東アジア重視政策も「中国封じ込め政策」の変質をもたらすなど、流動的な事態が進展しています。このような激動の背景には何があるのか、日本はどのような進路をとるべきかを探るために、つぎのような研究会を企画しました。大塚さんは、米国の労資関係や社会運動についての優れた研究者、中本さんは、国際経済的視野から米国の動向を分析してきた気鋭の研究者であり、藤岡さんともども、かみ合った議論が期待されます。ぜひご参加ください。

※ 報告者および報告タイトル等は変更される場合がありますので、最新の詳しいプログラムは基礎研ホームページをご覧ください。

※ 表紙：日本人とデンマーク人の両親をもつ子どもたち（121頁の編集後記参照）

経済科学通信

Letters of Economic Science

第133号(2013年12月)

心ときめくことを指針として生きる 藤岡 悼 2

NEWSを読み解く

座談会: TPP, RCEP, そして日本 中本悟, 和田幸子, 増田和夫, 中村浩爾 4

SPECIAL EDITION
特集

ベーシック・インカムとマルクス経済学

解題: 特集「ベーシック・インカムとマルクス経済学」に寄せて	小沢 修司	24
ベーシック・インカムとマルクス経済学	伊藤 誠	26
ベーシックインカムの機能と規範	森岡 真史	32
現代経済学の展開におけるベーシック・インカムの位置づけ	松尾 匡	39

SPECIAL EDITION
特集

福祉国家・労働・ジェンダー

解題	石田 好江	46
男女雇用平等の実現に向けた労働法の課題	中島 正雄	48
福祉国家の変容と家族政策—雇用・ケア・ジェンダー	原 伸子	55
公務労働の非正規化とジェンダー	川西 玲子	61

SPECIAL EDITION
小特集

アベノミクスを問う

「失われた40年」—異端のエコノミストの警告—	高橋 伸彰	68
TPPと医療・社会保障	大松美樹雄	74
Abexを予測するための一条件、為替レートの決定モデルの構築と含意	北野 正一	79
流動性選好説に立つ左派政策としてのリフレ政策	松尾 匡	84

「人間発達の経済学」日中会議安徽大会の報告要旨

大西広, 中谷武雄, 程永帥・十名直喜, 矢野剛・白石麻保, 佐中忠司, 高木和美, 白石麻保, 井手芳美, 倪卉, 劉洋, 田添篤史

古典を読み解く(7)

谷川佳子氏のE.F. シューマッハー紹介によせて
—「現代経済学批判 概論」としての‘Small Is Beautiful’— 櫻井 重康 103

学界動向

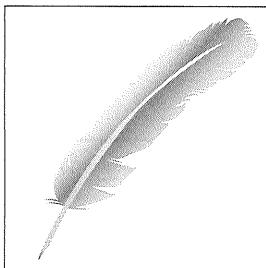
世界政治経済学会(WAPE) 第8回フォーラムに参加して 森谷 一夫 109

書評

山崎圭一著『進化する政治経済学—途上国経済研究ノートー』／子島喜久著『労働疎外論の研究—労働疎外からの超克を求めて—』／頭川博著『資本と貧困』／サミュエル・ボウルズ著, 佐藤良一・芳賀健一訳『不平等と再分配の新しい経済学』 111

誌面批評

特集: 大阪「解体」構想——『経済科学通信』第131号を読んで 井筒 百子 119



心ときめくことを指針として生きる

FUJIOKA Atsushi
藤岡 憲

基礎研と私

基礎研の淵源をたどると、1968年9月の「経済学基礎理論研究所」の設立に行きつきます。大学民主化闘争のなかで、勤労者のための経済学研究を勤労者とともに推進する組織が必要であり、このような労働者研究者（今日流にいうと「市民科学者」）を無数に育てることが、大学民主化、学問の民主化のカギだという気持ちが、基礎研の設立の原動力でした。「民衆とともに、民衆のための経済学の創造運動を」というスローガンに鼓舞され、勤労民衆に「働きつつ学ぶ権利」を保障する「自由大学院」を設立しようという運動に火が付いたのは1975年頃でした。この年の6月、基礎研理事長の重森暁さん、夜間通信大学院設立準備委員長の森岡孝二さんの連名で「夜間通信大学院設立の訴え」がなされました。お二人とも当時は30歳になったばかりの「研究者の卵」。同年の10月に100名余りの参加者を集めて、「無認可大学院」の開校式がとり行われました。

当時の私は、京大大学院経済学研究科の博士課程3回生に在籍していた院生であり、新婚早々の28歳でした。①勤労者を市民科学者に育てる課題、②大学院生を「市民派のエコノミスト」に育てる課題、の2つを同時に達成しようとする運動を、「基礎研」という組織が始まようとしているというニュースに接した私は、その理念に共鳴して、参加する決心をしました。「民衆と共に民衆のための科学の創造」という、大学民主化闘争の宿題が実現できるかもしれないと思いついたからです。当時は、坂井昭夫、成瀬龍夫、二宮厚美さんなどの若手スタッフが、ゼミ担当を務めていました。

私の予感は的中し、この運動に深入りします。70年代後半の3年余り、『経済科学通信』の編集実務を担う半専従スタッフとなり、月3万円ほどの給与を頂きながら、12号—28号の編集に力を注ぎました。

1975年10月からは、「エコロジカルな人間発達を考える」ゼミ（当初は「社会構成体発達史ゼミ」と名乗っていましたが）のチーフターも勤めてきました。1975年から1996年までの21年間は隔週で、96年以降の17年間は、月1回のペースで（第3日曜日の午後2時から8時まで酒宴つき）、8—10名くらいの参加者で、いろんな本を読んできたわけです。ゼミの開催回数は600回を超えていたでしょう。

今は、カール・ポラニーの主著の『大転換』を読んでいます。ポラニーを接点にすると、「唯物史観」と「人類学」という文系と理系の学問を高次統一した「人間発達の経済学」を形成できるのではないかという、心ときめくような議論をしています。このような理論と現実とをつなぐ読書会活動を続けたことが、私の脳を現実の歴史と文化とエコロジーにつなぎとめ、埋め込んでくれ、ソ連陣営の解体をはじめとした歴史の突風に吹き飛ばされずにすみました。私の脳内活動が幽霊のように浮遊せずに、エコロジーと文化に根を下し、「安心立命」させる作業の中軸が基礎研であったことに感謝しています。

21世紀のコペル君に —自然観のコペルニクス的転換を

「事実は眞実の敵である」という言葉があります。スペインの文豪セルバンテスがドンキホーテ

に語らせた言葉ですが、人間社会を基軸にして外界を観察するかぎり、確かにヒトと地球の周りを、太陽や星が周回しているように見えます。事実認識としては天動説が正しい。しかし地球とヒトが太陽の外周を回っているのが真実の姿です。

コペルニクスの時代から500年をへて今日、同様の錯誤が、いっそう深刻な姿をとて立ち現れています。ヒトの脳を基軸として自然をエコロジーではなく「環境」として捉える自然観が台頭し、支配的になってきたのです。

「環境」とは、英語で言うと“environment”という単語の翻訳です。それでは environment とは何か。語源をたどりますと、“viron”（環・土地の周囲を意味するフランス語）に行き着きます。つまり「人間の生存に必要な外因条件の総体」というのが、「環境」という意味なのです。土星にたとえますと、ヒトの脳や社会というのと、土星の本体であり、自然というのは、土星を外（辺境）から囲んでいる「環」なのです。

自然を「環境」と見るのは、コペルニクス流にいうと、まさに唯脳論（究極の観念論）の視点にたった「天動説」なのです。なぜ再び「天動説」的自然観が台頭するに至ったのか。今日の支配的哲学である、脳を中心におき、全てを分けていくデカルト的思考の必然的産物だからです。

この究極の観念論が、社会科学全体をゆがめている主犯であることを直視してほしいと思います。真実（地動説）を優先させて、事実（天動説）を打ち破ったコペルニクスの生き方に学び、自然を「環境」と呼ぶことが錯覚であることを自覚し、自然観を転換させる必要がありはしないか。この哲学的立場の転換から、経済教育を始める運動を展開しませんか。

福島第一原発の現実をありのままに見つめたならば、自爆テロが1回おこるだけで、日本列島は無人の地となるのは必至。「核の時代のフクシマ

段階」にあっては、マルクスとガンジーを創造的に重ね合わせる以外には、未来を切り開けないことは明らかです。「日本は東海に張られし一本の弦、平和の樂を高く奏でよ」とは、結城哀草さんの1953年の歌ですが、そんな日本を創造できるような基礎研をつくっていけたら、すばらしいと思います。

わくわくするテーマとヒトを求めて

内村鑑三は「後世への最大の遺物は人の生き方」だといいました。ガンジー・ジー(じいさん)の残した「明日死ぬつもりで生きろ。永遠に生きるつもりで学べ」という生活を実践したいと思います。

今年（2013年）の3月末に、34年間お世話になった立命館大学を定年退職しました。ただ以後5年ほどは、ひきつづき「特任教授」として、同大学で教育活動に携わるつもりです。「全体的なバランス感覚」などには、今も自信がありますが、仕事をこなすスピードと粘着力は、若いころの3分の1程度に衰えた気がします。昔は義務感でそれなりの仕事ができましたが、今は、本当に大事だと思う主題、チームを組む仲間の人間的な魅力などがないと、仕事に取り組む気力が生まれてきません。その意味では、本当にわくわくするような、心がときめくようなテーマとヒトに会いたいし、基礎研こそは、そのような出会いの空間を作ってくれる団体だと信じます。

人間発達ゼミに集うゼミ生の皆さんを中心になって、私の定年退職を記念する論集『私と世界とアッチャン先生』を出版してくれました。276ページの本書のなかでは、107名の方が「私の藤岡惇・論」を寄稿されています。私のホームページに全文収録されていますので、ご関心のある方は、<http://www.peaceful.biz/> をのぞいてください。

座談会 TPP, RCEP そして日本

●はじめに

本誌は毎号「ニュースを読み解く」コーナーを設け、その時々の政治、経済、社会のトピックスについて専門の方から解説をしていただいているます。

今134号は、2013年初頭以来の新しい動きを総括的に理解するため、各分野の専門の方々に集まっていたり、座談会形式で「ニュースを読み解く」ことを試みました。今号が発刊される頃には2014年を迎えていたと思いますが、2013年は、日本の安倍政権、アメリカでのオバマ政権の2期目、中国の習近平政権、韓国の朴政権というように、偶然にも各国の新しい政権がいっせいにスタートした年でした。こうしたなかで、対米関係、対中関係、対韓国（朝鮮）そして対アジア関係ともに新しい政治経済状況が生まれています。具体的には、TPP（環太平洋経済協力）をめぐる交渉、沖縄その他に危険な新型輸送機オスプレイを配備する問題、集団的自衛権の容認といった新しい動き、RCEP（東アジア包括的経済連携）に向けた多国間交渉、そして通称アベノミクス（安倍政権の経済政策の総称）の推進、憲法と社会保障の改悪に向けた動き、そして忘れてはいけない福島原発災害と東日本大震災の被害からの回復の遅れ、などが焦点となりました。

そこで、今回は、アメリカ経済および日米関係の専門である中本悟さん（立命館大学）、アジア経済の専門である和田幸子さん（元・名古屋学院大学）、日本の経済と社会の動きに詳しい増田和夫さん（京都経済短期大学）、憲法を中心とする法を専門にされている中村浩爾さん（大阪経済法科大学・名）、この4人の方にお集まり願いました。4人による座談会でこうした内外の動きを総合的に論じていただきます。

なお、本座談会は、9月15日、京都府立大学で開催された基礎経済科学研究所大会の際に行いました。そこでの報告と討議をもとに、印刷の間際まで手を入れていただきました。協力をいただいた報告者各位、編集局と事務局関係者、録音を担当してくださった笠井弘子さん、そして小沢修司さんをはじめとする京都府立大学の関係者に感謝いたします。（編集局長：角田）

司会：角田 最初に中本悟さんからご報告いただきます。中本さんは以前からNAFTA（北米自由貿易）の研究をされていました。その点で、最近の米韓FTAにも通じておられます。今日はそういう専門の立場からTPPを中心にご説明いただきます。

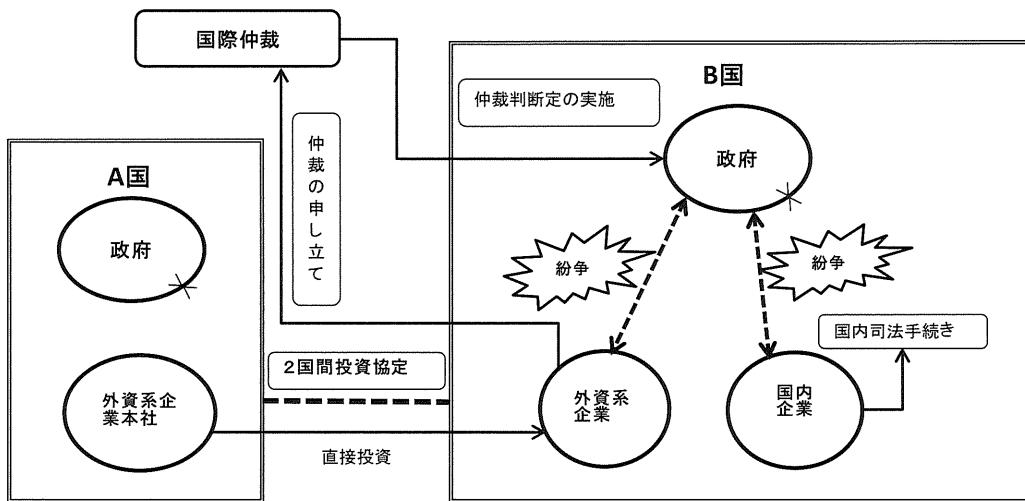
I 予防原則と 国民主権を破壊する TPP 一年内妥結を急ぐ日米の両国政府

中本悟

1. アメリカが年内妥結の圧力を 強めた TPP ブルネイ交渉

さる8月22日から30日までブルネイで、19回目のTPP交渉会合が開かれた。日本の本格的な交渉参加は今回が初めて。23日に発表された参加12カ国の閣僚会合の声明は、アメリカの強い意向でTPPの「2013年中の妥結」を明記した。その後9月に首席交渉官会合をワシントンで開催し、10月7日～8日にインドネシアのバリ島で開催されたアジア太平洋経済協力会議（APEC）に合わせてTPP首脳会合が開催された。この会合で議長を務め、年内妥結の旗を振るはずであつ

図1 ISDS(投資家対政府の投資紛争の解決)のしくみ



出所)中本 悟作成。

たオバマ大統領は、政府機関閉鎖問題で急遽欠席した。しかし、今度は安倍首相が「年内妥結」の旗振り役を務めている。

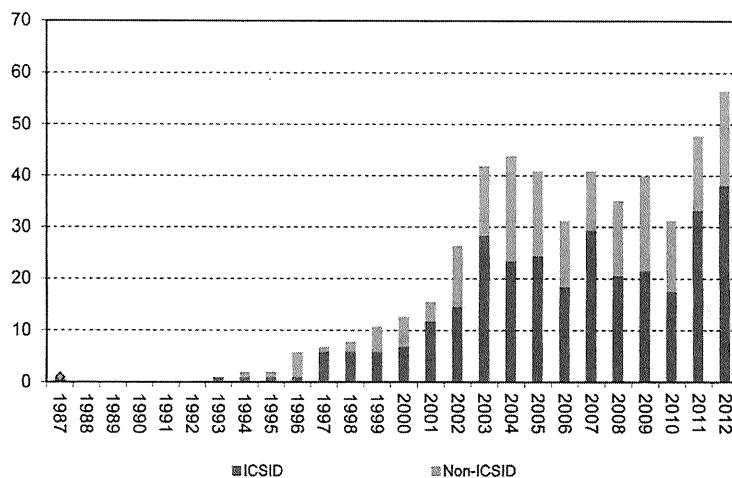
アメリカがTPP年内妥結を急ぐのは、来年の中間選挙（大統領の任期中の半期に行われる連邦議会選挙）に向けて、オバマ政権がTPPによる輸出と雇用の増加をアピールしたいからである。2010年の中間選挙では下院多数派を共和党に奪還され、それが現在の「決まらない政治」を生んだと考えるからである。

なお日本とのTPP交渉には米国議会の認可が必要であるが、USTR（米国通商代表部）が議会に送った文書では、日本自身が高水準で包括的な合意を年内で達成することを確認している、という。このことについて日本政府は国民に説明していない。農産物の「聖域」が守られなければ、交渉から撤退するということは、国内向けの言い訳に過ぎない。

2. アメリカン・グローバリズムとしての TPP

非加盟国を差別する地域的自由貿易であるTPPが、WTO体制の下では認められるのは、地域協定がWTO協定よりもいっそうの自由化を実現するからだ。2001年に始まったWTOのドーハ開発アジェンダは、10年以上たって完全に頓挫してしまっている。そこでグローバル規模の貿易・投資の自由化を求めるアメリカは、成長が著しいアジアに軸足を移動するようになり、オバマ政権はWTO協定よりもはるかに自由化の範囲が広く、また程度が強いTPPを主導しているのである。グローバル企業のグローバル規模の活動を実現するには、関税だけでなく投資の自由化と様々な制度の統一化を進めて、「水平な競技場」を作り出すというのがアメリカン・グローバリズムである。TPPの交渉は参加12カ国で行われるほか、個別重要分野は2カ国間で並行交渉が行われ、その合意は付属文書としてTPP協定に盛り込まれる。

図2 ISDS条項による国際仲裁ケースの累積数



注) ICSIDは世界銀行グループの国際投資紛争解決センター。
それ以外の仲裁機関としては、国連国際商事法委員会(UNCTRAL)などがある。
出所) UNCTAD (2013) „IA Issues Note, No.1,p.3.

3. 予防原則無視の危険な TPP

TPP の日米交渉では、米国が非関税障壁と考える措置が交渉の対象となっている。非関税障壁は文字通り関税以外のすべての制度や措置が対象となるが、それらはどれも各国の固有の歴史と国情に根差すものであり、それを一方的に齊一化することは危険でさえある。その典型は、国民が安全かつ文化的に暮らすために行われている「社会的規制」を齊一化することである。

日米並行交渉では、米国は日本に対して、米国よりも厳しい日本の軽自動車の安全基準や食の安全基準の緩和を要求している。とりわけ食の安全基準は、子供から年配者まで全国民の健康のみならず、食文化や農業のあり方にも広く影響を及ぼす。米国は日本に対して、以下のような要求をしている。①食品添加物や防かび剤などのポストハーベスト(収穫後に使用する農薬)の認可を速めたり、手続きを簡素化する。②欧米で広く使われている食品添加物の早期認可。③BSE(牛海綿状脳症)で輸入禁止になった米国牛を原料にしているゼラチン、コラーゲンの解禁など。日本で使用が認められている食品添加物は653種類なのに対

して、米国では1万6000種類である。日本の認可種類が増えれば、米国の日本向け加工食品輸出が増えるというわけである。

しかし、食の安全規制は国民の不安に十分に応えるようするのが当然であり、遺伝子組み換え(GM)作物の使用表示の義務はその一例である。それが表示されていないと、多くの日本国民は不安に感じるはずである。何よりも食品添加物や農薬については、その安全性が証明できるまで使用しないという予防原則が不可欠である。それに食生活や食文化も異なっており、機械的に齊一化すればいいというものでもない。

国民の安心と安全を市場の論理で売り渡すことは危険そのものである。また、中国産農産物の輸入急増のなかで残留農薬に対する消費者の意識が高まり、低農薬産物の地産地消が進んでおり、学校給食でも地元産の食材の優先使用が広がっている。TPPは、このようなまっとうな食文化の創造さえ非関税障壁にしかねないものである。

4. 国民の知る権利を無視する TPP

以上のように TPP は国民生活にも大きな影響を及ぼすものであるが、その交渉内容は日本が本格的に参加したブルネイ交渉でも情報開示されなかつた。これは日本が TPP 交渉参加に伴つて署名した TPP の「秘密保持契約」のためである。この契約一といつても一部でリークされた情報による一は、①交渉内容は参加国の同意がない限り秘密、②交渉文書を見られるのは政府関係者および国内交渉に当たる者、③交渉文書へのアクセス権を持つ者はそれ以外の人と情報共有しない、④発効後 4 年間は交渉文書を開示しない、という徹底的な秘密保持のものである。外交交渉上、ある程度の交渉内容の秘密はありうるがうるが、国民の安全に直結する事項でありながら、政府関係者にしか情報が開示されず、国会においてさえ議論できないというのは、国民の知る権利を侵すものである。

この点では、TPP に盛り込まれようとしている「投資家対国家の紛争解決」(ISDS :Investor-State Disputes Settlement) 条項もまた国民の知る権利を奪う条項である（図 1 参照）。この条項は外資系企業にのみ、外資企業の受け入れ国政府の政策や行動によって損害が予想されたり、もしくは損害を被ったとして、国際仲裁に訴えることができる特権を与えるものである。ビジネスの仲裁を扱う商事仲裁の規則を適用するこの制度では、国際仲裁の過程は非公開で利害関係者である国民や NGO は傍聴も参加できない。このようなことは国内の裁判ではありえない。また、政府が予防原則に基づいて様々な規制を行なうことすら、「規制による収用」とみなされ、政府が損害賠償を命ぜられるケースもある。このように企業の私益を仲裁するこの制度では、公益の拡大や民主主義の確保はできないのである。

グローバリゼーションの進展に伴つて、1990 年代後半以降グローバル企業が国際仲裁によって受入国の規制や政策を提訴するケースが増加している（図 2）。一方、南米では、こうしたグロー

バル企業の横暴に対して、企業の社会的責任を問うために、ISDS 条項を拒否する国際的な共同対応を探る動きも出てきている。

● 計議

司会 TPP は NAFTA の太平洋地域への拡大版というような評価もあるようです。その NAFTA は 1994 年 1 月に発効したので早 20 年になります。オバマ大統領は上院議員時代に NAFTA を批判していたと聞いたりもしますが、メキシコでは安い農産物に市場を奪われて農家が破産したり、大量の難民が国境を越えてアメリカに入国したり、飢餓による暴動が発生したりと、いろんなことが NAFTA の結果として起こっている。米韓 FTA でも韓国が大変な状態になっているということも聞くのですが、この点どうでしょうか。

中本 まず NAFTA によってメキシコがどうなったか。NAFTA による貿易・投資の自由化と外資導入の促進を図った結果、輸出は増加しました。しかし、一方で現地調達率がまったく増えないので輸入も増加する。ということで、輸出増加だけれども成長率が低い。「成長なき輸出増加」なんですね。対照的なのは中国です。中国は輸出増加をして、世界の工場と言われるくらいに現地調達率が増えた。「成長ある輸出増加」だったわけですね。

司会 そうすると、アメリカから原材料などを輸入し、それをまた加工してそのまま輸出する。

中本 そうですね。アメリカと隣接しているので、加工度が低いわけです。輸出先は、一部はラテンアメリカ向けですが、ほとんどはアメリカ向けです。対アメリカ輸出シェアが約 8 割なので、もうアメリカ抜きにはやれない。NAFTA は北米自由貿易協定といいますが、投資協定なんですね。グローバル企業が北米規模で自由に動けるように、各種の規制撤廃を徹底してやろうというの

NEWSを読み解く

トップし、結果として失業者数の減少による（労働力参加率の低下）ものです。失業の実態を過少表示しているのです。そこで、景気回復が進んでくると労働市場から退出していた人々が求職活動を再開し、あるいはパートタイムからフルタイムへの求職者の増加により、かえって失業者と失業率が高まるかもしれない。それを避けるためには、FRBは量的緩和の縮小に転じる目安である失業率6.5%以下という指標を5.5%に下げることも考えられます。そうすると、量的緩和の縮小はさらに先送りされます。

ゼロ金利と証券買取による資産価格の上昇とそこから生じる資産効果による消費拡大という成長パターンは、バブルとその破綻を引き起こした成長パターンそのものです。アメリカは、いまだに「ウォールストリート循環」に替わる自律的な経済循環のパターンを見出していないのです。これでは中産階層の再生はできません。そのなかではっきりしているのは、TPPでなんとか外需を増やし、ポイントを稼ごうということじゃないかと。以上です。

司会 中本さん、どうもありがとうございました。

では、続いて和田幸子さんから、RCEPを中心 최근의 아시아 경제를 살펴보는 상황에 대해 보고드리겠습니다. 和田さんは 기초 경제 과학 연구소·자유 대학원에서 동남 아시아 세미나를 주최해주시고 계시며, 그 결과로 「변모하는 아시아와 일본의 선택」(和田 幸子著, 히비야샤 출판사, 2013년)이 출판되었습니다.

II アジアからの視点 —TPPとRCEP

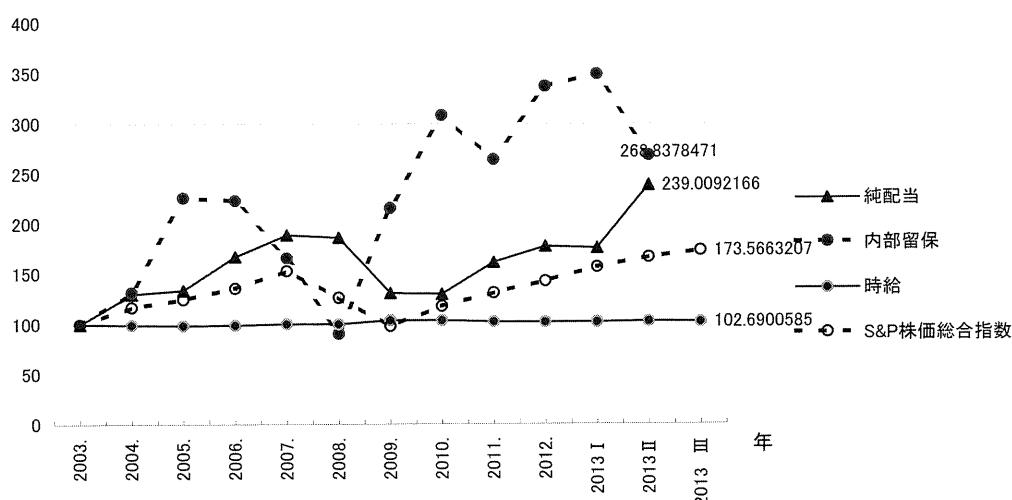
和田幸子

I. はじめに

政府が、TPP (Trans-Pacific Strategic Partnership Agreement) 参加への態度を表明して以降、その交渉内容に関する情報は分厚い秘密主義のベールに覆われてしまったが、隠すほどにいっそその危険で異常な実態が透けて見えるのも不思議な

指数(2003年=100)

図3 アメリカ経済の景気回復



出所)USGPO,Economic Indicators.

事である。同時に、今、われわれに見えるのは、獰猛な「秘密保全法案」なるものの本質であり、それがいざれ公務員のみならず、マスコミ関係者や情報を知り得るすべての人々に襲いかかり、あつという間に暗黒の日本社会の再来がもたらされやしないかと不安になるのである。

そうした中で、日本政府があれほど熱心に推奨して来た RCEP（東アジア地域包括的経済連携=Regional Comprehensive Economic Partnership）の取り組みは事実上進展しなくなってきた。安倍政権の選択は、対米従属をいっそう進める反面、偏狭なナショナリズムを搔き立てながら中国や韓国との軋轢を激化させ、アジア諸国のみならず世界的にみても孤立への道を進もうとしているのではないかとの危惧を抱かせものである。

TPP や RCEP について考える場合、アジアからの視点で考える事も必要ではないだろうか。

2. RCEP と TPP

ところで、RCEP は、もともと日本政府が提唱して来た「東アジア包括的経済連携（CEPEA; ASEAN*+6）」と中国が提唱して来た「東アジア自由貿易圏（EAFTA; ASEAN+3）」の双方を含む形で成立したものである。RCEP 交渉立ち上げは、下記に示す様に、約 1 年間にわたる経緯を経て決定されたが、それは 45 年の歴史をもつ ASEAN（Association of Southeast Asian Nations= 東南アジア諸国連合）抜きには考えられないものである。そして日本は、この ASEAN とうまく関わることによって東南アジア地域での経済活動を有利に展開する事が出来たのであった。

RCEP 交渉は、以下のように 1 年間かけて ASEAN+6 の諸国で容認されたものである。

まず 2011 年 11 月、ASEAN 首脳は、CEPEA と EAFTA の両構想をベースとして ASEAN と FTA の締結している FTA パートナー諸国との RCEP 設立のためのプロセス開始について合意した。ASEAN 首脳は 2012 年 4 月、11 月の交渉たちあげを目指す事を合意した。2012 年 8 月には、

ASEAN 諸国と FTA パートナー諸国の経済大臣会合が開催され、11 月の交渉立ち上げのため、「RCEP 交渉の基本指針及び目的」を採択した。2012 年 11 月、ASEAN 関連首脳会議の RCEP 交渉立ち上げ式において「RCEP 交渉立ち上げ」を宣言、2013 年 5 月にはブルネイで、9 月には豪州で RCEP に関する閣僚会議を開催したのである。

もともと日本政府が RCEP を推奨した理由は、ASEAN+3=（ASEAN+ 中国 + 韓国 + 日本）によって中国のプレゼンスが大きくなりすぎるのを恐れ、（ASEAN+6=ASEAN+3+ ニュージーランド + オーストラリア + インド）の 3 国を加えた CEPEA の設立を提唱したからであった。そこには RCEP の完成する 2015 年には、34 億人（全世界の人口の約半数）の人口を包摂し、10 兆ドル（全世界の貿易総額の約 3 割）の貿易総額を有する一大経済圏の形成が企図されていた。この地域のサプライチェーンや貿易、投資を活発化して、いざれはアジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）を目指すというものである。そして日本は、その中心に坐り、そのリーダーであることを自認していた。

一方、経済の停滞に苦しむ米国は、数年前から、多国籍企業のための市場確保や産業基盤の強化をめざし、アジア諸国の経済を自己の配下に取り込む TPP を強引に提唱していた。ASEAN の中には、政権内部にさまざまな不安を抱える国々も多く、彼らは自らの政権を安定させるための方策として米国主導の TPP への誘いにのる意向を示し始めた。しかしそのことはかえって国内の反発を招き、また ASEAN 内に複雑な足並みの乱れを生じさせている。たとえばマハティール元マレーシア首相なども「TPP は強国が弱小国を利用する不平等な条約。TPP 協定に調印したら手も足も縛られてしまい、再び植民地化される」と警告している。また人権問題などで多くの問題が指摘されているベトナムでも労働団体などから強い批判がよせられている。

3. ASEAN 経済共同体の展望と日本

ところで、地理的にも RCEP の中心にいる ASEAN は、1992 年から ASEAN 自由貿易地域 (AFTA) を推進してきたが、2007 年のセブ宣言をうけて、2015 年の ASEAN 経済共同体 (ASEAN Economic Community=AEC) の創設を目指すことになっている。

EU と異なり ASEAN は内政不干渉を原則としており、ASEAN の決定には法的拘束力はなく、その実施が担保されている訳ではなく、むしろ、そうしたゆるやかな結束こそが ASEAN の特徴である。それ故に ASEAN では、国力に少なからず差異があり、社会体制の異なる国や軍事政権下にある国とも互いに排除せずに統一を保つ事ができた。日本は福田ドクトリンやチェンマイ・イニシアティブのような形で支援をし、またそのことによって日本経済は大きな利益を得てきたのであった。複雑な格差や問題を抱える ASEAN には、今なお、ASEAN 外からの支援が欠かせないが、TPP との関わりあいによっては、AEC や、

ASEAN そのものの存続にさえ大きな影響がもたらされるものと推測されるのである。TPP によって、米国資本の傘下に再編成されればアジアにおける日本の立ち位置には、さらに複雑な変化が生じることは容易に推測できることである。

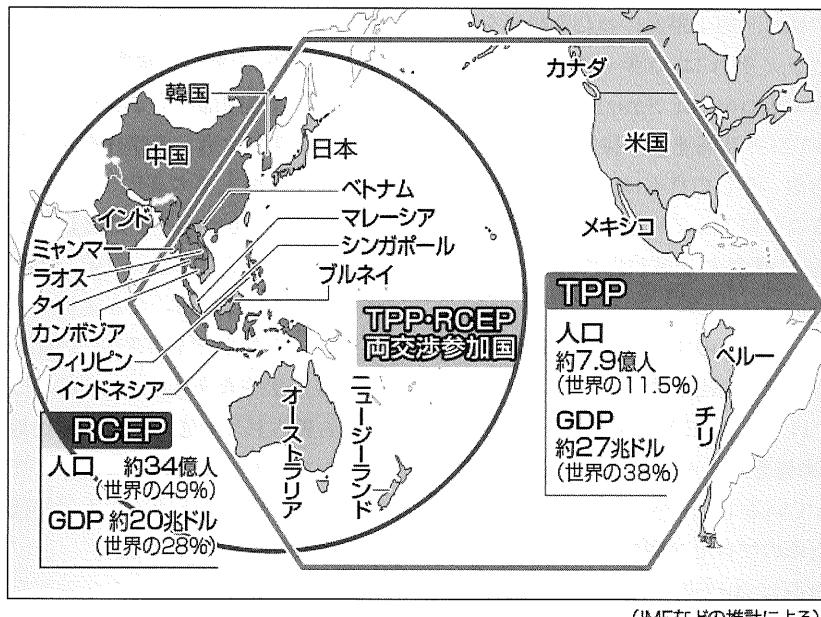
4. おわりに

日本経済はアジアなしには成り立たない構造になっている。しかし中国や韓国との対話も断ち切り全くの秘密のうちに TPP 参加に走り国内産業の基盤をさらに弱体化しつつある。Nationalism を奨励している様で実際には自己の足場さえ見失っているとはいえないだろうか。

●討議

司会 まず、はじめに素人的な質問です。2013 年 8 月の会議、RCEP にむけたブルネイでの閣僚会合ですが、同じブルネイで同時期に TPP の閣僚会議が開催されました。あれは偶然でしょうか。それともわざと、同じ時期に同じ場所で、TPP の枠組みと、こちらの RCEP の枠組みとを

TPP 交渉参加 12カ国と RCEP 交渉参加 16カ国



ぶつけたのでしょうか。

和田 おそらくあわせているのでしょう。アメリカの意図としては、RCEPは関係ありませんから、アメリカの国内事情もあって、ともかく早くTPP交渉を完結したいのでしょう。一方、中国もTPPに入れたいとか言っていますよね。でも、おそらくそれは無理なのだと思います。ひとつの問題は、中国が参加し、アジアの中で覇権を握ることに対しては、アメリカはものすごく警戒しています。TPPは基本的にアメリカの利益を固めるためのものですから本気で中国をTPPに誘う気があるとはいえないでしょう。

中本 いや、私も無いと思います。アメリカも、中国は入れないと。ISDSなんか中国は認めないと思いますね。

和田 そうですね。だけど、日本の報道機関はかなりのバイアスがかかっていますので、どの辺までが事実なのか、よくわかりません。最近、とくにRCEPなんかについての話、報道は少なくなっていて、TPPに関してもよくわからなくなりました。肝心なところが見えなくなっているように思います。マレーシアでの会議ですが、あのホテルは私も泊まったことがあるところで、海辺のすごくきれいなところです。マレーシア政府にすれば、ああいうところで会議をやってくれると、マレーシア政府が参加者から高い評価を受けられると考えるのかもしれません、国民からの批判は強くなるばかりでしょう。

司会 もう1つ、ぜひお聞きしたいのは日本の位置と役割です。日本は今、TPPを通してアメリカその他と交渉している。その片方でRCEPにも荷担している。いったい、どういう位置にいるかということです。中国と対抗してアジアの盟主になりたいという面と、それに対して片方ではアメリカの仲介役、つまりアメリカをこちらのRCEP、あるいはもうちょっと広い範囲のところ

に引き込むための、トロイの馬ではないけれど、そういう役割をしているように見えるし、どうなんでしょうか？

和田 私は日本に「引き込む」というような力があるかどうか疑わしく思っています。

アメリカの多国籍企業に、日本の企業が全部、再編されることでしょう。もちろん、日本の企業の傘下にアジアの企業がいっぱいあります。だから自動的につながっていくだろう、というぐらいのことがあるとは思いますが。

1つの大きな問題は、RCEPに日本はものすごく力を入れてきたわけですが、実は今、それはすすめられなくなりました。なぜかというと、尖閣の問題や竹島の問題とかいろいろあって、中国と韓国と日本の政府、その3つの政府間の対話が今はまったくできない状態でしょう。そうすると、RCEPの話なども進められないです。RCEPが立ち止まっている1つの大きな理由は、日本政府の政策方針がはっきりしていないことにあるのではないでしょうか。どうにもならないですよね。だから、中国と韓国と日本が話し合いをすることが大切なのです。さきほどASEANはすごく脆いと言いましたが、ASEANプラス3の3もバラバラです。そしたら6の方はね、ニュージーランド、オーストラリアなんか、もうある意味ではどうでもよくて、インドはどうしようか迷っているようです。インドだってASEANに対して非常に関心はあるわけですけれども、日本が言うほど切実ではないです。そうすると、やっぱりこの日本と韓国と中国との、この3国の問題というのが非常に大きな問題だといわなければなりません。

中村 ひとつだけ。RCEPでは、先ほど私がお話をしたような、情報の秘密保持協定のようなことは入っていないのですか？

和田 無いですね。そこは大きな違いです。だからRCEPの方はまだ、純粹というかどうかわか

NEWSを読み解く

りませんが、とにかく経済的な、いわゆる貿易投資の協定をどう進めるかという関心が非常に前面に出ているものです。地域協定ですね。それに反して、TPPの方は、アメリカによる「パックス・アメリカーナの再来の狙い」みたいなものがあるんじゃないかなという気が致します。だから目指しているところが違うと思いますね。

先ほど森本さんが、中本さんに「主体は何だ」という質問をされていましたが、とても大事なことだと思います。私は、これまでアメリカの経済をけん引してきた多国籍企業を中心とした産軍共同体という体制が崩れつつあるというところに、TPPを急ぐ最大の理由があるように思います。アメリカの産業界はいま、戦争もできない、この間のシリアに爆撃するというのも、やっぱりできない結果になりました。あれをやるとアメリカの軍需産業が活気づいたかわからないんですけど、それもできない状態になってますよね。つまり、そういう形で、産軍複合体というものをベースにしながら、世界支配をやってきた。これがパックス・アメリカーナのひとつの大きな特徴だったと思いますが、それがやはり衰退してきた、あるいは崩壊したといったらいいかな、とにかくやりにくくなってきたのです。そこで、何か他に方法はないか。軍事的なことを出すわけにはいかないから、経済的な形でTPPという形で出てきたのではないかと、私は思っているのです。中本さん、違うでしょうか、言い過ぎでしょうか？

中本　冒頭に言われたように、中国脅威論がいろいろばらまかれています。しかし、尖閣諸島について入会地にしておいたらどうか、ということですね。しかし安倍政権は、それを大きな問題にして、脅威論で日米軍事同盟を強化しなければならないというのが本心ですよね。中国脅威論による日米軍事同盟の強化、集団的自衛権の行使というような考え方と、RCEPの考え方、それはどうなるのか。TPPはアメリカの強い意思で進んでいますけども、日本もそうしますと言っている。日本政府もアメリカも言っていますので、そうな

ると思うのですけども、RCEPの方はこういう状況の中で、日本、中国、非常に大きなプレゼンスですよね。まったくこの見通しが不透明になっているのですが、どうなのでしょうか。

和田　2012年の11月にRCEPを立ち上げているわけですね。本当に、日本政府がお金を出して尖閣諸島の国有化を決めたというのがちょうど同じころだと思います。この頃から中国との関係が非常に悪化しました。だから、ここまでのことでは、とりあえずRCEPの段階でいける。つまりこの国際会議の中に中国は入っているわけですから、昨年の11月の段階では、RCEPを立ち上げましょうということに賛成しています、日本政府も中国も賛成している。この後で尖閣の問題が起こってきました。そうすると、もうどうにもならない。だから今、現在、これを動かしてない。動かそうとしても動かなくなりました。その責任をお互いになすりつけあったところで、解決することにはならないでしょう。

でも日本にしたら、実はこれは中本さんには何と言われるかわからないのですけれど、日本と貿易の非常に大きい部分はアジアがしめていますし、それから投資にしても、実は利益があがるのはアジアですね。アメリカには、非常に大企業が多いですから、金額的にはたくさん投資をしていますが、収益という点ではありません儲かっていない。だから、日本経済が発展するというか、大きくなる、利益を上げようとしたら、アジア無しには考えられない。これは統計的にはっきりしていることです。ですから、もちろんアメリカに投資するのはいろんな形で利益があるからであるわけですけれど、金銭的、金額的に言ったらアジアの国は、日本の経済活動の場として非常に重要なところです。そう考えれば、このRCEPをしっかりと決めることは、日本経済の発展にも、もちろんアジア世界全体にとっても重要です。ところがこれがうまくいっていない、ということが私の結論です。

司会 はい、ありがとうございました。

つぎに増田和夫さんのご報告に移ります。増田さんは長く基礎経済科学研究所とこの『通信』に関わってこられた方です。専門は経済原論から現状分析まで幅広いのですが、今回は日本の経済社会について話していただきます。

III 3.11以降の日本経済

増田和夫

3.11の東日本大震災とそれに続く福島第一原発事故の発生によって、日本は劇的ともいえる危機状況を迎えることになった。それから2年半が経った現時点でみると、日本の進路をめぐる議論の大きな対立点となっているのが、この震災と原発をどのように位置付けるかという問題である。政府・自民党は、成長戦略の名のもとに、TPP推進や消費税増税、社会保障改革までもが、経済成長の条件と位置付けた。これらを実現するための金融緩和や財政政策のパッケージを「アベノミクス」として推し進める中で、あくまでも世界市場でのポジションの改善を、これから日本経済の生き残りのための第一要件として位置付けようとしている。

そこには、震災と原発事故からの日本経済の復活なくしては、日本経済の成長はないという視点はみじんも感じられない。むしろ原発事故は、できるだけ、事故原因となった東京電力と放射能被害を被った被災者との私的な賠償交渉によって解決すべき案件であるとして、自己責任原則を適用して、政府と国家の責任を回避してきているのが現状といえる。民間ではお手上げになった汚染水問題などに国としての介入が示唆されているにすぎず、それとて、問題解決の主体はあくまで東京電力になるとして、責任の所在をあいまいにしているのである。

奇しくも先日、「あんぱんマン」の作者・やなせたかしが亡くなった。やなせが創案した、世界

一弱いヒーロー、アンパンマンの正義とは、なにも悪い国にミサイルをぶち込んで懲らしめるということではなく、食い詰めて苦しんでいるもっとも弱い人々を助けることなんだといっている。敵対するバイキンマンは、あらゆる高度な技術を駆使して自分たちの利益を最大化しようと努力するが、そのことで苦しむ弱い立場の味方がアンパンマンなのだ。震災や原発事故に苦しむ人々を置き去りにした日本の復興や再生は、わたしたちをどこに導くのだろうか。

日本をとりまく近隣諸国との関係は、尖閣問題や慰安婦問題、原発事故放射能の拡散問題や、原発汚染水流出事件、などで四面楚歌ともいえる現状となっている。中国や米国との首脳会談もまんざくにできない事態に陥っている。

経済的にみれば、はるかに親密化が進んでいる近隣諸国との関係がこじれるなかで、なぜTPP推進の方向にのみ舵を切る必要があるのだろうか。また国内においても、なぜ、消費税増税や社会保障の削減という方向で、さらに格差を拡大する方向での国づくりが進められるのだろうか。

震災後における東日本の地価の推移もきわめて重要な問題があると考えられる。少子高齢化の影響を受けて、20年来の下落傾向が継続している商業地地価においても、さらに震災・原発事故の影響がこの傾向に拍車をかけている。とりわけ日本の資本主義は、地価上昇によって支えられてきた側面があり、この地価が継続的にしかも加速度的に低下していくことがあるとすれば、それが資本の毀損にいきついて、投資の抑制や、銀行の貸剥がしや貸し渋りにつながる危険性が高く、資本主義の存続そのものを脅かす重大要因となってきている。

以下、図1に示したものは、日本国債のCDS指標である。国債がデフォルトした場合に支払われる保険の価格変化を示したものである。一年前には50bps程度であったものが、震災後には一気に上昇して120bpsに近づいており、その後1年間ほど高止まりしたままであった。近年は多少小康状態を保っているように見えるが、アベノミ

NEWSを読み解く

クスの発動が国債不安に火をつけた2013年5月には、100bpsに迫る勢いで再上昇しており、中長期的に、じわじわとこの指標が上昇はじめていることは見逃せないと思う。ここに、原発事故を隠ぺいし、TPP推進に狂奔しなければならない、安倍現政権のアキレス腱があるというのが、筆者の主張である。

それは、原発事故はなぜ隠ぺいされつづけるのか。という問い合わせることもある。まず、原発事故による放射能飛散の現状とその帰結予想についてである。周囲200キロを超える範囲で Chernobyl級の放射線管理区域と匹敵する汚染地帯が拡大しているといわれているが、このような事態が真実だということになれば、該当地域の地価水準がゼロにまで収束することがありえない事態ではないという問題である。その保証金額も天文学的な数値になるであろう。

また、大気汚染や汚染水による海洋汚染の拡大が国際賠償問題などの形で世界政治の焦点となつた場合に、逃げ道を失うことを極端に恐れているのではないかという推測である。

国内の地価下落を覆い隠すために、なんとしても吊り上げておかなければならぬのが、株式市場ということになる。アベノミクスの超金融緩和による市場へのテコ入れが、異次元の領域に入っているという本当の意味はこのことではないのだろうか。地価下落は民間の国債消化能力の減少にも直結してくるので他人ごとではないのである。

また、大気汚染や海洋汚染に関わる国際賠償をかわすために、TPP参加による国際原子力共同体の政治力活用がかかせない要件となってくる可能性が高いという問題である。これから問題は非常に深刻な経過をたどるのではと危惧されている。国内補償と海外賠償のダブルのサンドイッチ状態は、日本国債の乱発による問題解決が不可能な状況を生み出す恐れが高いと思われる。従来であれば、外債に頼ったり、ハイパー・インフレによる国家破産という解決策が考えられたのだが、この問題の最終解決に出てくる恐れがあるのが、日米間の通貨スワップ協定である。この通貨ス

ワップ協定自体は、通貨危機などの場合の緊急融資を中央銀行間で融通しあうという短期的な国際決済のメカニズムであるが、ハイパー・インフレなどを伴う激烈な国家破産と異なって、自国の国債を担保とするような通貨スワップが大規模に行われる場合、支援先の他国通貨によって自国通貨の自主権が完全に奪われるケースがありうるという問題なのである。

現在、日本の外貨準備は100兆円を超えて潤沢であり、対外純資産残高も300兆円の規模にあることから、放射能汚染に対する大規模な国際賠償が生じたとしても、それに耐えられるだけの資産規模があるという見方が優勢であると思う。しかし、いったんこの賠償が本格化するようなことがあれば、円に対する信認も失墜し、日本国債の暴落とともに、貨幣市場でドルを調達するコストが急騰することは火を見るよりも明らかといえよう。

そのときに、どのような方法で賠償資金を調達することができるのか。日本国債を担保にして、通貨スワップ協定にすがってドル資金を調達する以外に道がなくなるということなのである。このスワップ協定が米国一国によってなされるのか、それとも中国などの新興国によって一部が肩代わりされるのかは、これから世界経済の進展によるところが大きいと思われるが、いずれにせよ、円の通貨特権は大幅に制約されることになるのはまちがいのないところであろう。そのとき日本国内においてもドルや元が流通することはおとぎ話とはいえないと思う。

このような事態をできるだけ先送りするためには、あたかも、原発事故がなかったかのように、TPP推進に突進したり、オリンピック招致や原発輸出に狂奔する以外に、進む道を失っているのである。しかし、これは、ある意味で、国全体が「未必の過失」状態に落ち入っていることを意味するものもある。

たとえば、カネボウ白まだら化粧品に対する、二年前からあった苦情処理が今年5月にまで先送りされ、化粧品の回収の遅れが生じている事件

は、そのまま原発事故の処理にもあてはまる我が国の宿痾のような問題を白日の下にさらすことになった。国民・消費者よりも支配層の利益を優先するという、戦前から一貫した日本社会の恥部を垣間見た一瞬だったのである。今日話題をさらっているブラック企業が、その氷山の一角にすぎないというのもこの意味からである。

原発事故を国家的危機として正当に位置付けることのない、自己責任論の行き着くところは、いつもの、隠ぺい、欺瞞、誇張、ペテン、インチキ、自死、という悲惨な結果をますます助長するものとなっている。

3.11の原発事故を起こした日本において、どうして脱原発が政治や選挙の争点とならず、アベノミクスという荒唐無稽の経済政策が争点になったのか。という難問についても、上記の原発事故の隠ぺいという論点から見直されるべきだと思う。成長戦略の第一歩はデフレからの完全脱却であり、経済成長と財政再建が矛盾するものではない、という基本思想（第一次安倍内閣から一貫している）。経済成長がすべての矛盾を解決するという高度成長と古典派のドグマをなぜ、ここにきて踏襲するのか。デフレ脱却を謳いながら、輸入デフレに直結する TPP 推進と、賃金デフレをさらに深める消費税増税を推し進める、でたらめな経済政策を推し進める本当の理由はどこにあるのかが問われているのである。

図1：日本国債のCDS（Bloomberg）



●討議

司会 まず報告内容について正確なところをみておきたいのですが、国債を担保にしてドルを買って賠償費用に充てるというふうに言われたのですが、その賠償費用は原発災害の賠償費用ですね。

ドルを買うというのは、日本の国債をアメリカに買ってもらうということですか？

増田 担保にするわけですから、事実上、ドルを発行するために日本の国債を差し出すということですね。今でもそれはできるんです。今もスワップ（通貨交換）協定をしていますから。要するにその担保を取る。担保も円で発行できていたんですね。かなりこの間、縮小しましたけども。そういう形の、他の国の通貨を自分の国で発行するという、こういう仕組みが、この間、編み出されていましたよ。その場合に、要するに日本国債が担保となる。

中本 でもそれは基本的には対外債務になるので、もちろん日本が払わないといけないわけですね。だからそれは国債を担保にして、日本国として払いますよということです。

増田 それに2～3%の利子が付く、それはドルの金利です。要するにドルというのは、発行主体はFRBですからね。それはあるけれども、要するに、アメリカの国債が担保になります、ドルの発行には。本来は日本国債でドルなんか発行できないはずなんです。けれど、発行できるという協定を結べば可能です。

中本 それがあったとしても、それは対外債務になるわけです、日本国。だから最終的には日本が払わなきゃいけないので、その担保として国債を差し出す、国債が担保になるということはあるかもしれません。多くの途上国が借りるときに国家が保証しますからね。

NEWSを読み解く

司会 今はアベノミクスで株価が上昇する。アメリカから資金が入ってきてている。それは民間の資金として入ってきてているけれど、増田さんが言っているのは、政府が公式のルートで、いわばアメリカからお金を借りるということになるんですね。

中本 最終的にはそういう意味ですね。

増田 だからそのドルの流通に、要するに日本経済が巻き込まれていく。それは恐ろしいですよ。通貨主権も奪われてしましますから。

司会 日本経済、とくにアベノミクスについては、この間、基礎経済科学研究所では現代資本主義研究会という場で議論してきました*。その一部は誌面でも反映させています。

いずれにしてもそこらあたりが焦点になると思います。

*現代資本主義研究会 2013年6月15日 高橋伸彰「アベノミクスは何をもたらすか」、北野正一「日本経済危機打開のための合意形成」、松本朗「アベノミクスの金融政策の問題点」。

同、8月10日 二宮厚美「現代資本主義とアベノミクス」、大松美樹雄「TPPと医療・社会保障」。

森本 御報告のなかの「アベノミクスとはなんだったのか」の項目にある「3.11の原発事故を起こした日本で、どうして脱原発が昨年12月の総選挙の争点にならなくて、アベノミクスが争点になったのか」の点についてお聞きしたいと思います。

大学の授業で、学生に感想や意見を色々書いてもらっているのですが、そこから感じることとして、3.11の影響が今も大きい福島を中心とする東北地方、そして農産物の値崩れという形で大きな影響を受けている茨城を中心とする北関東では、原発は身近で重要な問題だと思われているかもしれないけれども、中部地方より西では、自分たちの生活にはそこまで直接関わりがないこととして

思われているということがあります。もし原発事故が収束せず、これから何かが起こればまた変わってくるでしょうが…。けれどもアベノミクスは、自分たちの身近な生活、今の学生たちにとったら、これから就職するに際して、自分たちが正規の職業につけるかどうかといった喫緊の問題と関わってくる。それで、やはり日本全国の選挙ですから、全国で見た場合に、地域間で温度差や利害格差のようなものが出ていているのではないかと思われるわけです。

沖縄の問題もそうです。極端に言えば、沖縄だけの問題で日米関係を損ねていいのか、とか、沖縄の人たちのために他の地域が犠牲になっていいのかという言葉まで聞いたことがあります。このように地域間の分断のような問題が現在起こりつつあるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

増田 分断みたいなことは現実に起こっていますね。アベノミクスがそういうものを、地域間の分断を緩和するかというと、そういうものでもない。だから結局、ますますそういうものを拡大するような方向で問題解決をはかろうとして、九州でも四国でも、やっぱり原発が止まることによって、電気代が上がっている。原発問題は関係ないよということではないと思うのです。九州だって原発は6基あるでしょ。それほど人口も多くないです。四国なんかでは1基だけですけれど、原発依存度は非常に高い。伊方原発だけで四国全体の電力の半分をカバーしていたのです。アベノミクス、原発は福島だけの問題だとは僕は思わないし、アベノミクスが地域の問題を解決するようなものでもないと思います。

中本 一点だけですけれども、このアベノミクス、超大型の財政支出と、超低金利、そこまでやってきて、第三の矢だと、こう言っているわけですよね。これはアメリカも同じです。先ほど見たとおり。どこも同じです。それしかないから、結局、ケインズ主義を否定した新自由主義のもと

で、またぞろケインズ政策の国際的な展開をやっているのだけれども、しかしそれで成功してないですよね、日米ともに投資が、生産が、雇用が増えないということです。

いずれにしても失敗せざるを得ないということでしょうか？それとも第三の矢というものが出てきたらどうなのでしょう。

司会 基礎経済科学研究所としての統一的な意見はありませんが、個人の意見としては、もともとアベノミクスの最大の焦点は第三の矢のところにある成長政策、ないしは構造改革にあり、この構造改革の中身ではアベノミクスと全然違うのですね。やはり雇用であったり賃金であったり、地域の重視であったり。そのところの解決策が本来、まったく違うはずなんです。財政をどうするか、金融を当面、どうするかというのは、ある意味では構造政策の違いが、構造政策においてこっちでいったら財政や金融ではこういうふうにすべきだというふうに持っていくべきところが、順序が逆になっていて、金融緩和でまずは当面、とにかく景気を浮揚させて、みんなの目をそっちに向ける。内外の評価においても、それは短期的な効果でしかないんだろうというのがおおかたの評価ですね。そろそろ化けの皮が剥がれてくる、あきらかになってくるという評価が最近ではちらほら見られます。

では、ご報告の4番目として、中村浩爾さんにお話しいただきます。中村さんは、基礎経済科学研究所でも自由大学院の校長として積極的な役割を果たしておられます。

IV 日本の法と政治この一年 —改憲の動きとそれへの対応—

中村浩爾

今日は、改憲の動きを柱として、直近の一年間をざっと振り返るが、必ずしも網羅的ではないことをお断りしておきたい。

(1) 改憲の動きについてみると、自民党は昨年の4月に憲法改正草案を発表し、その後、国民投票法の議論にとりかかっている。この改正論議の経緯というのは報告末尾の表を参照いただきたい。

今年の7月、参院選を前に自民党は改正草案の見直しをはじめ、安倍首相は憲法の条文ごとに発議要件を変えることも検討すると発言したが、それは、改憲を争点にしないためであり、参院選に限ってみれば、この戦術は成功したとみるべきであろう。しかし、ほとんどの政党が体制翼賛化する中で、日本共産党が「みんなの党」や「日本維新の会」と並んで8議席を獲得したのは、確固たる批判勢力の存在を示すものとして注目に値する。

8月には、内閣法制局長官に集団的自衛権容認派である小松一郎氏（駐仏大使）が任命された。それとともに秘密保護法案が夏ごろから話題になり、つい最近、この中身が一応公表された。9月3日から17日までの2週間パブリックコメントにかけられるが、内容もはっきりせず、期間も短かすぎるという批判が出ている。わかっている範囲でも国民の知る権利の侵害をはじめチェック機構がないなど様々な問題点が指摘されている。続いて国民投票法のために、衆院憲法審査会の欧州の視察予定がある。9月の上旬には、首相の私的諮問機関である「安保法制懇」（「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」＝座長・柳井俊二元駐米大使）を再開し、集団的自衛権の行使に向けての検討が開始される。

以上の流れを簡単にまとめると、96条改憲を先行させようとしたが、これにはかなり強い世論の反発があり、トーンダウンせざるをえなかつた。しかし安倍首相の改憲の意欲には並々ならぬものがあり、この8月に地元に帰ったときには、童謡「ふるさと」の一節を引用して、「まだ、自分は志を果たしたわけじゃない、これからが正念場だ」、という強い使命感を支持者に表明している。しかも明文改憲を言わずに、解釈改憲を先行させ、いわば実質を取るような進め方をしている、ということになるであろう。

NEWSを読み解く

例えば秋の臨時国会に、秘密保護法案を出すだけではなくて、国家安全保障会議設置法案も出すということが言わされている。これらは自民党の改憲草案の中身の一部であり、それを先取りした「改憲手続きを経ない改憲」というべきものである。内閣法制局長官の任命、安保法制懇の再開と相俟って、集団的自衛権を認める方向に着々と進んでいる。特にこの秘密保護法というのは非常に怖い。政治学の額原厚さん（山口大学）は、安倍政権は「臨戦国家」を目指しているのではないかと指摘し、「準戦時体制」と呼ぶジャーナリストもいる。

(2) 立法と裁判についていえば、大阪市政に端的に見られるように、この間、条例のレベルでも、法律のレベルでも、多くの悪法が出てきており、悪い意味での「法化」がどんどん進行している。現在の法状況を総体的に見た場合、はじめに言ったように、改憲はなされていないが、法律のレベルではすでにかなり多くの有事対応の法が整備されている。私は、一般に言われるポピュリズムというようなものではなく、ファシズム、あるいは「臨戦国家」体制、軍事国家化がかなり進行しているとみている。

それらが見られる一方で、裁判所のほうでは、意外というか、最高裁判所が一票の格差についての違憲判決、水俣病での原告の訴えを認定、堀越事件（国公法弾圧事件）の判決等、いわば司法の良心を示しているような、あるいは行政に対して司法の威信をとりもどそうとしているような判決を出している。

(3) マスコミについてみると、日本のマスメディアは、本当のことを報道していない、つまり政府寄りの報道が多いということがある。例えば憲法記念日前後のテレビ報道は、全体としてみると改憲派の流れが多いという分析がある。また、参院選の頃に、自民党がTBSに対して取材拒否をやるというように、取材される側の強気な姿勢が目立っている。これには、取材する側の問題もある。福島での基礎研・研究大会で、フリーランスのジャーナリストが震災報道について、大新聞の

記者は現地に取材にこない、全部電話で取材している、という報告をしたが、マスコミが独自取材の努力をあまりせず、配信や記者会見などに頼りすぎていることの裏返しではないかと思われる。このような日本のマスメディアの姿勢に対し、海外報道は非常に厳しい批判の目を向けている。これは後の(5)のところで言いたい。

もっとも、新聞協会が消費税増税にあわせて軽減税率の適用を求める声明を発表（2013.1.15）したのは、多くの民主主義国では、新聞への税の軽減は常識となっているだけに、民主主義にとっての新聞の自由の重要性を考えるうえで、マスメディアの側の一つの抵抗として注目しておきたい。

(4) 学界を見ると、たとえばスラップ訴訟（高額賠償提訴）があったり、あるいは、学者が首相や政府の諮詢機関に動員されたりということがある。原子力規制委員会にも同じ傾向が見える。学者とか知識人というのは、もともと動員されやすい一面があり、よほど強い抵抗精神を持っていない限り不本意なことにさえ駆り出されてしまうという傾向がある。ただ、96条の会を学者が発足させたり、中央大学の吉見教授が橋下市長に従軍慰安婦問題に関して公開質問状を出したり、あるいは九条世界会議や各種の9条の会が秋に開かれる等の反撃の動きもある。

大阪では、行政の大都市立大学への介入が始まっている。橋下市長の一連の言動を見聞きしていると、必ず大阪市大を攻撃するだろうと思っていたので、『通信』131号「大阪特集」で、元都立大の人見剛さん（現立教大）に都立大学解体問題について書いてもらった。都立大が攻撃された時、都響（東京都交響楽団）も攻撃を受けたが、両者は違う経過をたどっている。都響は都民に広く働きかける、あるいは都議会にも働きかけるという形で、非常に幅広い運動を展開してきた。しかし都立大学は学内からほとんど外に出ていない。都立大はつぶされたが、都響のほうではかなり抵抗して、まだ裁判は続いているが、負けてはない。元都立大の人が、「簡単につぶれるはず

がないと思っていたのが、一撃されたら実は足下が空洞だった」という感想を後にももらっている。そこには大阪も学ぶべき点があるのではないかと思う。

(5) 市民社会をみると、九条の会、それから反原発デモや集会等の運動が広く存在している。しかし、それがなかなか広がらないし、労働運動や他の市民運動などと強く結合できていないという弱点がある。運動の広がり、継続性とか深まりということを妨げている原因の一つとして、いわゆる日本人論でいう熱しやすく冷めやすい国民性、あるいは歴史認識とか意識の弱さ、忘れやすさ、そういう国民性もおそらく否定しがたいのではないだろうかと思われる。その点を、フランスの放送記者が、東電について次のように述べている。「情報を公開せず、疑惑が浮上するとまず全否定する。ほとぼりが冷めたころに事実を認めるので非常にずるがしい。日本人や日本メディアの忘れやすい気質を巧みに利用している」(2013.9.4／毎日)。これは、国民だけではなくて、メディアもそうだとみている点が非常に重要である。

しかし、「はだしのゲン」の不当な閲覧制限に対しては、反対運動が広がり、撤回させるに至っており、健全な部分もあるという希望を感じさせる面もある。

最後に、後半の見通しという注文に応えて、安倍政権の狙うシナリオというのを参考に付け加えると、10月上旬に日米安全保障協議委員会(2+2)が、「日米防衛協力の指針」(ガイドライン)再改定の本格着手で合意、11月下旬～12月上旬に安保法制想が首相に集団的自衛権の行使を全面的に解禁する報告書を提出、12月末に政府が新たな「防衛計画の大綱」を決定、(以下略)ということになろう。

国会の憲法改正論議の経緯

- | | |
|--------|--|
| 00年1月 | 衆参両院に憲法調査会を設置 |
| 05年4月 | 衆参の憲法調査会が議長に報告書提出 |
| 10月 | 自民党が結党50周年で新憲法草案発表 |
| 07年5月 | 国民投票法が成立 |
| 8月 | 同法に基づき衆参に憲法審査会を設置。休眠状態に |
| 10年5月 | 国民投票法が施行 |
| 11年11月 | 衆参の憲法審査会が審議開始 |
| 12年4月 | 自民党が新たな憲法改正草案を発表 |
| 13年1月 | 安倍晋三首相が衆院本会議で「まずは(憲法改正の発議要件を緩和する)96条の改正に取り組む」と表明 |
| 5月 | 日本維新の会が国民投票法改正案を国会提出 |
| 7月 | 首相が参院選後の記者会見で「国民投票法の議論に取りかかる」と表明 |

(毎日新聞 2013年8月24日付)

●討議

司会 ありがとうございました。中村先生らしいご報告だったという印象をもちました。みなさんからどうぞ。

田中 先生のおっしゃるのはよくわかったのす
けれど、最後の5番目のところ、熱しやすく冷め
やすいという国民性に帰していいのだろうか、
もっと違う力が働いているのではないか、とい
う気がするのですが、いかがでしょうか。

中村 私は、国民性論というのはあまり、本当は
良くないと思っています。というのは、いわゆる
「国民性」と言われるものは、その多くが明治以
来、政府によって教育や文化を通じて作られてき
たものだからです。ただ、こういう外国の記者か
ら見たときに、そう見えているということも事実
ですよね。で、実際問題、こういういろんなデモ
とか集会とかが起こっても、なかなかそれが組織
化されていかないんですよね。それが市民運動の
特性かもわかりません。しかし、やはりそれが、
組織的に展開させていくためには、継続性、持続
性が必要なわけですね。私はだから、御指摘の点

NEWSを読み解く

はかなりあたっていると思います。しかし、国民性は無視できないと思います。

司会 今の点ですが、やはりこの間、見ていると、マスコミの影響というのは、もちろん以前からあるんだけど、より露骨になっているような気がすごくします。これは、民主党が4年前に選挙に勝ったときも、民主党あるいは「政権交代」だけに焦点を当てた報道がありました。今度も要するに民主党はダメだ、ということにキャンペーンとしては事実上、なっていたし、選挙が終わるとがらりと論調が変わって、原発問題は報道しなくなったり、アベノミクス、アベノミクスと持ち上げるということで、何かすごく世論操作的なものが以前に比べても強くなっているのではないか。したがって、忘れやすいのではなくて、忘れさせているというのがあるのではないかと思うんですね。テレビのいろんな番組にタレントさんやいろんな人が出て来てわーわーやって、すごく右翼的なことを言っているという話です。やはりああいうことの影響は大きいんだろうと思います。

増田 ひとつの国へ外国の勢力が割り込んできたという。それは国という形じゃなくて、人間同士の関係というような形から類推した場合、特に、やはり、いわば真っ当な人格を形成していない人が他人を操縦したり、また他人に操縦されたりね。岡田尊司という人が書いた『パーソナリティ障害』という本を読んでいると、今の日本の国が抱えている問題というのがそっくり出てきている。なんでこんな子どもっぽい行為や言動をするのか。いわば国という、本来はやっぱり一つの人格を持って、確立して大人になっていかなくてはいけないのに、いつまでも子どものままとか、そこに外国の勢力がはいりこんてきて、うまく操縦というか支配されたり、また外国を支配してやろうと乗り込んでいくとか、戦前にもそういうことが起こった。ちょっとそういうことも考えてほしいと思います。特に5番目の問題、なぜこういう国民性として外国から見られているのかというこ

とは、もうちょっと重視して考えたいと思います。

中本 今の点に関わって2点。1つはマスコミの対応ですけれども、新聞に軽減税率を求める声明を発表した。これは抵抗したというふうに中村先生は評価されたのですが、これを見たときに、新聞だけは消費税は特例してくれたらいいじゃないか、というスタンスに聞こえる。私はそういうふうに見ているので、これは抵抗ではないのではないかと思います。マスコミはもう少しちゃんとしてほしい。

もう1つは、先ほど国民性の問題がありました。国民性というのが具体的にどういう中身なのか、国民性としてなぜそうなのかということですが、歴史認識が弱い、したがって忘れやすいという「国民性」なのではないか。文字通り、安倍さんにも橋下さんにも、歴史認識が弱いというか無いというか、そして同時に人権認識が弱いというより無いという点で共通しているのではないかと思います。歴史に向き合って、そこからきちんと評価しない限り通用しない。慰安婦は当時は必要だったというのではなく、歴史認識にもとづいて、ドイツのように当時も必要なかった、だから間違っていたのは私たちだ、私たちの先輩だったと、こうなるわけですけれど、そこが違いますよね。ですから、そういう点で、この国民性があるとすれば、日本でこの歴史認識、人権認識を深めるような教育が無い一方で、中国の方では、テレビですごく増えているんですね。反日抗戦の番組とかがね。だから、尖閣諸島の問題とかも、日中間の若い人同士の認識が合わないですね。対立を対話にしようと思えば、両国間で歴史認識を深めることができます。この国民性というのは、そういう問題から来ているのではないかかなと思います。

和田 そのお話をけど、やっぱり私は、日本人がある意味でものすごく生活が簡単になっていて、スーパーに行ったら今晚の食事が売っている

し、お金さえあれば簡単に手に入るようになつて、ものを考えなくても、どういってそれを手にて、入れるかを考えなくとも、目の前に何でもある。必要なものは資本が私たちの身のまわりに商品として提供する、そういう生活スタイルになれてしまっている。こんな国って珍しい。私が知つてしまつていて、日本はものすごく便利になつていて、苦る限り、日本はもう少し勞しないですむ生活になつていてという感じがします。

それからもう1つ、その反面ですね、社会全体として急速に思考力が衰えつつある様に思ひます。プロセスはどうでもいいから答えだけ、結論だけ教えてよ、という、そういう何か思考停止状態みたいな感じがあります。それに対抗するだけの教育とかがやはり遅れていて、小学校からずっと、あいつは空気を読まないとか言って、小学生が空気なんか読む必要は無いと私は思いますが、空気の読めない子は仲間はずれにされるとか、集団で自制していく、あるいは自肅していくといふか、そういうのが社会全体に起こっている気がいたします。

増田 それは僕も思います。そういう意味で、崩壊している人格みたいなものを持っていて国民性のほうは、資本主義の発展にとって親和性が高いものなのです。もっと戦略的にそういうものが作り上げられてきて、他方では人格が崩れてしまうとまずいので、それならもっと強い、それは右翼

的みたいな主張みたいなものを、いわば統合原理でもつてくるという、これもものすごくレベルが低いというか品が無いんですけどね。そういう意味では、やはり執拗にそういう人間形成がされていっているというのかな。うまいことTPPの方にも向かっていっているし、アベノミクスをみんなが称える、オリンピックをやろうという話になつていくし、もっと私たちが考えている以上に仕組まれているのじゃないかな。

司会 時間がきてしまいました。本日は『通信』として初めての企画で、慣れないこともありましたが、お集まりいただきて本当にありがとうございました。
(以上)

参考文献（報告者が推奨されたもの）

- [1] アマルティア・セン『アイデンティティと暴力』大門毅訳、勁草書房、2011年
- [2] 岡田尊司『パーソナリティ障害』PHP新書、2004年
- [3] 進藤榮一『アジア力の世紀』岩波新書、2013年
- [4] 田中祐二・内山昭編『TPPと日米関係』晃洋書房、2012年
- [5] 堤未果『(株)貧困大国アメリカ』岩波新書、2013年
- [6] ナオミ・クライン『ショック・ドクトリン』(上・下) 岩波書店、2011年
- [7] 中本悟編『現代アメリカ経済分析』日本評論社、2013年
- [8] 松尾匡『不況は人災です!』筑摩書房、2010年
- [9] ロナルド・ドーア『金融が乗っ取る世界経済』中公新書、2011年

特集「ベーシック・インカムとマルクス経済学」に寄せて

小沢修司

本特集は、2013年9月14日に開催された基礎経済科学研究所第36回研究大会の共通セッション「ベーシック・インカムとマルクス経済学」で報告された3人の論考で構成されている。共通セッションを組むにあたっての問題意識は、日本でのベーシック・インカム（以下、BI）に対する関心は、ややもすれば自由主義／市場主義陣営からのものが目立ち、マルクス経済学視点からの検討は遅れているとの認識であった。

こうした認識に基づいて共通セッションを企画することになった契機は、BIを巡る伊藤の最近の諸論考（詳しくは伊藤論文を参照）にある。伊藤は、BI構想は資本主義のもとでの社会保障改革としてだけではなく、個人の自由を尊重する社会主義の再生につらなる構想としても議論しなければならず、マルクス経済学の思想と理論を現代的に発展させる試金石であると主張されたのである。したがって、この企画に伊藤が欠かせないことはいうまでもない。加えて、他の報告者にはマルクス経済学に精通していることはもとよりいわゆる近代経済学にも明るく新自由主義的な経済政策との対抗も視野に入れた検討が行える論者を求めた。

まず、伊藤論文「ベーシック・インカムとマルクス経済学」では、社会主義の思想と理論に連なるBI論の系譜としてペラミー、ゲゼル、ランゲ、ローマーらの所論を紹介しつつ、マルクス経済学の問われている諸問題として4つの論点を提示する。4つとは、筆者なりの読み込みを許していただければ、①個人の自由の拡大とその社会的協同保障の拡充を目指す点での親和性、②資本主義の世界史的発展段階の考察としてBIの歴史的意義と必然性を論じる課題、③こうしたBIを組み込んだ21世紀型社会民主主義が資本主義を乗り越え社会主義へと発展する一方策となりうるかの検討、④複雑労働は単純労働の何倍に相当するというマルクス価値論のもつ市場労働的偏重を再考し人間労働のもつ平等性に着目したものへと発展させる可能性の検討である。なかでも、②と④の論点は大会時の報告に大きく加筆されたものである。②で示されている資本主義の発展段階を踏まえたBIの歴史的意義と必然性を論じる視点は、19世紀段階での工場法理解から始まって今日の福祉国家評価を貫く視点であり筆者の共通の思いでもある。また、④の論点は「すべての経済は時間の経済に帰着する」という人類史的視野をもつマルクスの指摘を踏まえてのものであり、家事労働やケア労働、ボランティア労働の評価を見据えながら、人間の生活時間の全体にわたる疎外、抑圧からの解放による真に自由で平等な自己実現へ向けた社会

構築に果たす根源的で積極的な課題を BI 論が切り開くとの魅力ある提起となっている。

次いで、森岡論文「ベーシックインカムの機能と規範」は、BI の導入は単体ではなくどのような政策体系の構成要素として導入するかが BI を巡る論争で問われているとして、BI へ注目が集まる歴史的背景を踏まえた BI の魅力、経済学的な観点からみた BI 導入がもたらすさまざまな変化 (BI の経済的機能)、規範論的な観点から BI を正当化しうる根拠、最後に BI と社会保障、社会政策の関係について論じている。これら一連の考察を通じて森岡は、BI の規範的意義として生存権の持つ普遍性、平等性の側面を体现していることを強調する。ただし、BI のみが生存権を担うのではなく、人間らしい生存にはそれぞれの人間が持っている「差異ある必要の充足」も求められ、したがって現金給付のみでなく現物給付を含めた既存の社会保障制度の充実も求められるとする。加えて森岡は、社会主義と関わった論点として、社会主義の本質は生存権にあり労働義務にあるのではないとして、社会主義思想における労働義務規範からの脱却を論じる。とはいえ、BI における労働義務の否定は労働の意義を否定するものではなく、BI が労働義務を伴わない生存権の理念を高い水準で実現していくには、ディーセントな雇用機会の拡大、積極的労働政策の拡充など、人々を自発的に労働市場に向かわせる制度的枠組みや取組の充実が必要であると論じている。BI 導入に向けた課題の整理として重要な指摘である。

最後に、松尾論文「現代経済学の展開におけるベーシック・インカムの位置づけ」は、現代世界が抱える歴史的課題は「脱 70 年代転換」だと認識を示す。「脱 70 年代転換」とは、70 年代までの国家主導体制の行き詰まりの理由は「リスクと決定と責任」の主体がそれ各自バラバラだったことであり、こうした認識に立てば、民営化や「小さな政府」が解ではなく、「政治家や官僚が胸先三寸で物事を決めてしまう」政策からの脱却が必要であった。この点では、新自由主義もそれに対抗する「第 3 の道」も「転換」課題を見誤っていた。対して、コルナイ、ハイエク、フリードマン、合理的期待形成学派、ゲーム理論といった現代経済学の主張を検討しつつ、「民間人の予想を確定させ不確実性を減らす」政策こそ「脱 70 年代転換」に則ったものであることを示す。そのうえで、BI は「役所の胸先三寸の判断を排する点」で「脱 70 年代転換」に則った政策であり、BI が自由主義思想との親和性を示す根拠もそこにあると指摘する。松尾が大会時の報告に大きく加筆したのは、地域格差を広げる可能性はどう評価するか、社会主義と BI の 2 つの項目である。そこでは、いわゆる社会サービスを解体しようとする新自由主義的な BI と労働者にとって「手厚い BI」の可能性が示され、後者が「労働者の利益にそった、同様に恣意性なく、予想確定的な多くの政策システムの一環」として導入されることで、資本主義体制の支配下であっても真に自由な活動を行う領域の拡大や自主的な共同決定事業として

その) 社会主義的システムが育っていく余地が広がるとの見通しを示す。

「由主義的な BI 論と切り結びつつ、マルクス経済学、社会主義の思想と理論を発展めて重要な論点が示されていると考える。『経済科学通信』での本特集が、日本社会の民主的な発展に寄与することを願う。

(おざわ しゅうじ 所員 京都府立大学)

ベーシック・インカムと マルクス経済学



ITOH Makoto
伊藤 誠

ベーシック・インカム論をどう考えるかは、経済学の試金石をなしている。その構想には資本主義を前提する改革案の系譜と、社会主義論の系譜とがある。マルクスによる価値論、社会主義論との親和性も検討しておきたい。

I 経済学の試金石としての ベーシック・インカム論

ベーシック・インカム (Basic Income, BI) の構想についての関心が、あいついで広がりを見せている。ことに日本では、小沢修司 (2002) の問題提起を発端として、この10年ほどのあいだにBIをめぐる論議が社会政策、社会思想、フェミニズムなどの分野で興味ある論点とされ、欧米での研究があいついで紹介、翻訳されるとともに、雑誌での特集、研究書や解説書がつぎつぎに出版されてきた。

世界的にみると、このBIの構想は、資本主義のもとでの社会保障改革の新たな試みとして提唱されるとともに、あわせて個人の自由を尊重する社会主義の再生につらなる発想としても論議され、そこに多様なイデオロギーとの接合関係が興味ある緊張関係の奥行きや広がりをもたらしている。これにくらべ日本における論議は、(上野義昭 (2010) や村岡到 (2010) などの例外はあるものの) 従来主として資本主義のもとでの社会保障改革論の幅のなかに枠組みが狭められていた。それはこの論議への日本のマルクス学派としての寄与が不足していることも意味している。それを補

整する方向で、いくつかの論稿 (伊藤 (2011a), (2011b), (2012)) を執筆し、とくにBIの構想の系譜には、資本主義を前提とするものと、資本主義をこえる社会をめざすものとの二つの系譜があることを強調し、この後者の系譜に関連して、マルクス経済学の思想と理論にもこの構想との親和性を認めることができるのでないか、という論点を提出しておいた。

幸いこの論稿は、小沢 (2012)において歓迎され、みずからも基礎経済科学研究所の「出自」であり、『資本論』を「導きの糸」としていると述べられ、大筋において異論はないとされている。そのうえで、BI論を日本で広く検討の俎上に乗せるには社会保障制度の機能不全への対案として提示することが有効と判断されたともされ、その判断はじっさい大きな効果をおさめてきたといえる。さらに、BI論は右からも左からも語られる特性をもち、それだけに「労働側がどう要求するにいたるか」が今後のBIの作用を大きく左右し、そこに新自由主義的BI論とは異なる「BIと社会サービスの車の両輪」論が必要となるとされて、その延長上に「資本と労働の対抗関係」が「資本主義的発展と人間生活の矛盾の新たなステージ呼び起こす」見通しが示されている。

こうした一連の見解は、もっぱら社会保障

論として提示された当初の小沢説からは充分読みとれなかったところであり、拙稿が触媒となつて、こうした大きな枠組みが提示されたことは、よろこばしいところである。それは、欧米の現代マルクス学派における、パリース（1995）、J・ローマー（1994）、A・グリン（2006）、M・ハート、A・ネグリ、さらには広義の社会主義者フィット・パトリック（1999）らの見地にもごく近いものといえよう。そこからひるがえっていえば、「マルクス経済学の創造的発展にとって BI 評価は試金石になるのではないか」という小沢の指摘は重く受けとめなければならない。

本稿ではこの指摘を念頭に、BI 論の二つの系譜を再確認し、ついでマルクス経済学に問い合わせている諸問題に多少の整理検討を加えてみたい。

II ベーシック・インカム構想の二つの系譜

ベーシック・インカムという名称でかならずしも呼ばれてはいなかつたにせよ、その構想につらなる発想は、二類型の系譜において、古くからくりかえし提示されてきていた。

そのひとつは、資本主義市場経済を前提し、そのもとでの所得再配分を提唱するものであり、この系譜の端緒として、トマス・ペインの構想があげられる。ペインは、『土地配分の正義』（1795-96）において、つぎのような構想をイギリス社会について提示している。

すなわち、もともと自然の未耕作状態にある土地は、「人類の共有財産」であった。それゆえ、個人の所有権は、土地そのものではなくして、改良された価値のみである。したがって耕作された土地のすべての所有者は、彼の保有する土地に対して、基礎地代を共同社会に支払う義務がある。そこで、そのような基礎地代を集め、「国民基金を設け」、21歳になったすべての人に、15ポンドを支払い、また50歳に達したすべての人に、生涯を通して年に10ポンドを支払うようにすべき

である（Pain, T. (1795-96) , 邦訳, 161頁）。

こうしたペインの構想は、現代の論議では、それだけで生活するのに充分な完全 BI とはみなせないものであり、他の稼得や所得で補われるべき部分 BI にとどまるものと考えられる。さらにその財源に、土地所有者に課せられる基礎地代が想定されているのも特徴的である。その背後には J・ロックの労働所有権論にてらし、底地はだれが作り出したものでもなく、本来、社会成員の共有財産であるはずだとする見地がおかれていた。

資本主義経済のもとでの貧困対策、社会保障制度改革案ないし有効需要政策の一形態としての公的所得保障の構想は、フィット・パトリック（1999）も回顧しているように、20世紀にもデニス・ミルナーによる国家特別手当構想（State Bonus Scheme）や C・H・ダグラスによる月5ポンド（平均勤労所得の三分の一程度）の社会クレジット給付の構想、あるいはジェームズ・ミードによる社会配当への賛同などにも継承され、展開てきていている。

他方、第二類型の構想の系譜として、社会主义社会を想定し、したがって生産手段の公有制を前提し、そのひとつの利点として BI にあたる社会成員すべてへの所得保障が実現されるとみなす主張もさまざまな形でくりかえされてきた。

その先駆をなしたのは、19世紀末のアメリカの社会派作家 E・ペラミーであった。その代表作『顧みれば』（1888）は、国家があらゆる財の唯一の生産者となった未来（2000年）のアメリカをユートピア社会として描き、そこでは毎年、国民の生産のうちの各人の分け前に相当するクレジットが公の帳簿に記入されるとともに、各人にそれに対応するクレジット・カードが発行され、ショッピングモールのような店で、なんでもほしいものをほしいときに買い、公営倉庫から買い物が配達されるしくみを記述していた。人びとが避けたがる職種は一日あたりの労働時間を短くする、一種の需給調整のしくみを組みこんではいるが、生産体制としては統合的な社会主义を想定しつつ、ショッピングモールでのクレジット・カー

ドでの支払いが、事実上、完全 BI を実現する構想として提示されていた。

20世紀になると、ケインズに高く評価されている S・ゲゼル (Gesell, 1916) が、貨幣改革により利子を消滅させるとともに、土地の国有化により地代を国家収入に転化して、それを財源に子どもの数に応じて母親に平等に配分する、一種の市場社会主義を提示していた。

ついで O・ランゲ (Lange, 1936-37) が、ミーゼスやハイエク (Hayek, 1935) との論争のなかで、市場社会主義の古典的理論モデルを提示したなかで、消費者の所得に二重の構造を想定し、事実上 BI にあたる構想を提示していた。すなわち、消費者は一面でそれぞれの適性や好みにしたがい職業選択の自由を保持しつつ、労働市場で、それに職をえて、労働用役にたいする代価をえる。しかし、それにとどまらず、国民は、他面では資本や天然資源を共有する社会の主人公でもあって、その側面からすれば、生産諸手段の完全利用を実現する均衡価格とそれぞれの維持費用との差としてえられる（資本主義のもとでの地代、利潤にあたる）所得の共有者としての位地にある。そこで、公有されている生産手段にもとづく社会的所得から、生産拡大への蓄積にあてる部分や共同消費にあてる部分などを控除した後に、国民すべてに社会的な配当が給付されてよい。その社会的配当の給付は、職業選択や労働配分に影響しないよう、たとえば国民一人あたり均等に、あるいは年齢や家族構成にしたがって、公正、平等に配分されるべきである。

それは内容上、BI が、社会主義社会になれば、容易に、しかも安定的に実現されやすいことを示唆するところとなっていた。パリースがペインとランゲをベーシック・インカムの構想の先駆として指摘しつつ、社会主義の最適形態に資本主義のそれを上回る BI 実現の可能性をみとめていたのも、首肯できる。他方、ランゲは、BI にあたる社会的配当は、賃金をえる職業選択や労働配分に影響しないようにとの注意も記していた。かりに完全 BI を保障すれば、それらに影響せざるをえ

ないであろうから、市場社会主義論は、市場を介しての労働配分の機能を確保してゆくために BI も部分 BI にとどめざるをえないにちがいない。BI にそのような限界があることは、社会主義のもとでは、共同消費としての医療、教育、介護、公共交通手段などに公的サービスが拡充されてよいことからもいっそう明確にしておきたくなる。

アナリティカル・マルクス派の有力な理論家、ジョン・ローマー (Roemer, 1994) は、ランゲの市場社会主義モデルを現代化し、金融市場、とくに株式市場の役割を組み込む試みを展開し、すべての社会成員には、株式購入に使える一定額のクーポンが支給され、それによって生涯にわたり全員が株主としての配当を取得し続けることができるとしている。このローマーの理論モデルでは、社会的な企業の共同所有から生ずる配当は、クーポンで各自が購入する株式の選択をめぐる運不運で不均等となりうるが、労働への報酬ないし代価としての賃金とは異なる社会的配当を成人に達した国民全員に生涯にわたり保障するしくみを構想している点で、事実上 BI と同様な役割を果たすものとみてよい。

日本における BI をめぐる論議では、パリースやフィツツパトリックの見解がくりかえし参照されながら、この構想の先史が点検されるときにも、社会主義の思想と理論の系譜が軽視あるいは無視されがちであった。そのことは、日本にこの構想をめぐる論議が遅れて移入されたさいに、もっぱら社会保障の改革案の側面に関心が集中されてきていることに由来する。それによって欧米でのこの構想の検討にくらべ、学問的にも奥行きを欠き、視野が狭くなっているおそれが危惧されるところである。

III マルクス経済学に問われている 諸問題

マルクスの思想と理論にもとづくマルクス経済学は、以上にみてきたような BI の構想とどのような親和性をもち、またどのような意味でその主

張の根拠を与えるであろうか。

第1に、マルクスは、古典派経済学の労働価値説を批判的に継承し、労働力の商品化にもとづく資本主義経済の原理を体系的に解明した。そのしくみのもとで働く人びとの剩余労働が剩余価値の源泉となり、生産力の上昇も剩余価値増進の手段とされることとなり、労働者の大多数は不安定で疎外された経済生活をよぎなくされ、貧困問題もくりかえし生じざるをえないことを明確にしていく。それによって、労働者の結束した社会運動にもとづき「自由な個人のアソシエーション」(Marx, 1867, 邦訳① 145頁)への変革を求める社会主義の主張に学問的根拠を与えようとしていた。こうした変革をつうじ、生産手段が公有化されて無階級社会が実現され、働く人びとすべてが社会の主人公となれば、資本主義が共同体的社会諸関係を解体しつつ、理念として掲げた個人の自由、平等、人権も、経済生活の実質において、協同的相互扶助の新たな再生とあわせて、はじめて保障される。こうしたマルクスの理念は、あきらかに個人の自由の拡大とその社会的協同保障の拡充をめざすBIの本来の構想と親和性がある。そこには人類史的観点での人間の解放にむけて、すべての人びとに真の自由を確保しようとするBI構想の意義を示唆する可能性もある。

第2に、マルクスは、「国民の生命力の根源をおかす」労働日の延長をともなう「労働力の無限な搾取への資本の衝動を制御する」工場法は、「資本家と大地主との支配する国家の側からの、労働日の強制的制限」の必然性を、労働運動の高揚とは別にしても示すところであった、と指摘していた(同上② 22頁)。マルクスの没後に生じた、資本主義の新たな発展・変化を背景に争われていた修正主義論争、さらにその理論的限界をこえるものとして提示されたレーニンの『帝国主義』(1917)による古典的帝国主義段階に批判的考察とそれにもとづく戦略構想は、『資本論』のような資本主義経済の原理論を考察基準としつつ、それとは次元を異にする資本主義の世界史的発展段階の考察の必要を方法論的に示唆すること

になったと考えられる。

ついで、二度にわたる世界戦争の災厄を経た後に資本主義世界は、20世紀の後半には、先進諸国をつうじ、ソ連型社会主义に対抗しつつ、労働運動にも社会的意義をみとめ、生産性向上の成果を労働者にも還元するいわゆるフォード的蓄積体制のもと福祉国家への歩みをすすめ、高度成長を実現する。しかし70年代初頭に訪れたその蓄積体制のゆきづまりによる経済危機と再編のなかで、高度情報化とグローバリゼーションが進展し、ソ連型社会が解体されて新自由主義が支配的となり、職場と消費生活の個人主義化、非正規の安価な雇用の激増、経済格差の増大と新たな貧困問題が広がり、福祉国家体制も機能不全に陥る。BI構想を一環とする21世紀型社会民主主義があらためて関心を集め、重視される基礎は、現代資本主義のこうした新たな発展のうちにあるのではないか。こうした文脈で、現代的BIの歴史的意義と必然性を、19世紀の工場法、古典的帝国主義、20世紀型社会保障制度の基礎と比較しつつ確定する課題も、マルクス学派の責務といえる。

第3に、ソ連型社会主义崩壊後の社会主义にとってBI構想がどのように位置づけられるかも、マルクス学派に欠かせない重要な問題をなしている。ことにグリーンリカバリー戦略、協同組合や地域通貨などによる地域社会の相互扶助的再活性化への戦略などとあわせて、BI構想も組み込んだ21世紀型社会民主主義をそれぞれ、資本主義をやがてのりこえる社会主义への発展へのステップとして位置づけることは、途上諸国における直接的な社会主义的変革路線とあわせて、先進諸国でマルクス派がしだいに自覚的に再結集してゆくうえでの重要な一方策をなしているのではなかろうか。それは現代的な修正主義であり、改良主義であると批判され、方法論的な誤りをおかすことになるのであろうか。

たとえば、マルクス(1875)は、革命後の「共産主義社会の第一段階」については、労働に応じた配分がおこなわれ、したがって「平等な権利は、不平等な労働にとって不平等な権利であ

る」とし、そのかぎりで「ブルジョア的権利」が残ると想定し、「各人はその能力に応じて、各人はその必要に応じて」という労働と配分の関係は、協同的富の源泉が豊かになった共産主義社会の高次段階ではじめて実現可能になるとしていた。こうした規定から、マルクス学派は、各人の必要に応じた配分を、遠い未来社会に到達可能となる生産力段階を要するものと考えすぎてきたのではないか。革命後の社会主义社会ではもとより、現代の先進資本主義社会においても、労働に応じた分配とあわせて、各人の必要に応じた分配も、社会保障制度やその改革案としてのBI構想には、少なくとも部分的には実現され拡充されてゆく余地があることが示されつつあるといえよう。BIをめぐる論議をも介し、マルクス学派は、マルクスのこうした未来社会の二段階規定にも再考を加えてよい。

と同時に第4に、共産主義の低次段階では、労働に応じた配分に不平等なブルジョア的権利が残る、とされていた規定にも再考の余地がある。マルクスは価値論において、複雑労働は、教育訓練を要するだけ、労働力の価値が高く、その労働はおなじ1時間で単純労働の何倍かにあたる労働時間を生産物に対象化することになるという、古典派経済学以来の規定を残していた。しかし他方、労働過程論で、マルクスは、他の動物の生命維持活動と異なり、人間が働くさいには、みずからの目的をあらかじめ構想し、合目的的に意志を發揮して目的を実現する広い構想と実行の可能性を共有しているという認識を提示していた。この広い人間の潜在的労働能力は、それぞれに異なる具体的有用形態に支出されて社会的分業を形成するさいにも、基本的には互換的で通約可能な抽象的人間労働の同質性を支えているところであり、またそこに人間社会の労働にもとづく平等性、経済的民主主義の究極の基盤も求めることができるのではないか。そのような認識に立てば、教育や訓練を積んだ複雑労働も単純労働とともに抽象的人間労働の同質的な支出をおこない、時間経過にしたがい、同等な社会的貢献を果たしているとみなす

ことができる。複雑労働の使用価値として、その労働支出が同じ1時間でも単純労働の何倍かの労働実体を形成しうるというマルクスの規定は、こうした観点から是正したいところなのである。むろん、複雑労働の形成に特別に要する教育訓練の（労働）コストは、公教育によらなければ、複雑労働の再生産に要する価値を高めることとなる。しかし、複雑労働の使用価値としての労働支出の面では、単純労働のそれと同等な人間労働の異なる有用形態での支出にはかならず、その時間を強められた何倍かの労働時間として扱う必要はないのではないか（伊藤、1984）。こうした価値論でのマルクスの複雑労働の取扱いの訂正が許容されるならば、マルクス価値論をめぐるこの点での批判の多くは理論的に筋をとおして解決しうることになるが、BIの構想にふくまれる人間生活の平等な保障を求める発想に、マルクスの労働・生産過程論やそれにもとづく価値論は、いっそう親和性を増すことになりうる。

その発想はまた、フェミニストが強調してきたように、家事労働やそこにもふくまれるケア労働を、資本主義のもとでの市場労働と異質で区別されるべきものとはみなさず、広く非市場労働の社会的貢献についても、人間的労働の社会的関係性を認識してゆく理論的前提を整えることにもなるであろう。資本主義経済のしくみのなかでは、それらの非市場労働は価値や剩余価値を生むものとしての役割を認められていないのであるが、社会的再生産やそのためのニーズを満たしてゆくためには、必要とされている。その担い手にも、BIが平等に配分される構想は、マルクス価値論の基本認識と少なくとも相反するものとはならない。もともとマルクスの経済学は、「すべての経済は時間の経済に帰着する」（『経済学批判要綱』高木監訳、I、93頁）という人類史的視野のもとに、資本主義経済の原理を考察していたのであり、人びとの平等な生活時間が、いかに市場労働、非市場労働、自由時間の全体にわたり疎外された社会関係のもとにおかれているかを解明する視座を提示していた。その価値論は、市場経済に組み込ま

れているかぎりでの労働にもとづき資本主義経済で取得される貨幣所得の社会的関係が、どのような意味で階級関係を内包し、非市場労働がどのようにそれを介して差別や抑圧をともないつつ社会的に維持編成されてゆくかを分析するためにも、理論的基準として役立てられてよいものである。

BI構想が問いかけているのは、新自由主義的市場原理主義のもとで生じている格差の顕著な拡大、新たな貧困問題への現代的な対案としての生存権の防衛的な保障にとどまらず、それぞれの人間の生活時間の全体にわたる疎外、抑圧からの解放による真に自由で平等な自己実現への社会的相互尊重のしくみの構築への根源的で積極的な課題であると考えられる。こうしたいくつかの論点をふくめ、BIの構想の意義やそれとの親和性を検討することは、いまマルクス経済学の思想、理論、方法論に幾重にも現代的な再考をせまるところがあり、学問的に関心をひかれる一連の問題群がそこに伏在しているといえよう。

参考文献

- 伊藤誠（1884）「熟練労働の理論的取扱いについて」、山口重克・平林千牧編『マルクス経済学・方法と理論』時潮社。同（2010）『伊藤誠著作集』第1巻、社会評論社、所収。
 ———（2011a）「ベーシックインカムの思想と理論」『日本学院紀要』65-2、1月。
 ———（2011b）「ベーシックインカム論を検証する」『世界』、3月。
 ———（2012）「ベーシック・インカム構想とマルクス経済学」『季刊経済理論』49-2、7月。
 上野義昭（2010）「ベーシックインカムと社会主义」、『科学的社会主義』146号、6月号。
 小沢修司（2002）『福祉社会と社会保障改革—ベーシック・インカム構想の新地平—』高蔵出版。
 ———（2008）「日本におけるベーシック・インカムに至る道」、武川正吾編（2008）所収。
 ———（2012）「ベーシック・インカム論議を発展させるために」『季刊経済理論』49-2、7月。
 武川正吾編（2008）『シティズンシップとベーシック・インカムの可能性』法律文化社。
 村岡到（2010）『ベーシックインカムで大転換』ロゴス。
 Bellamy, Edward (1888) *Looking Backward 2000-1887*, Leipzig: Bernhard Tauchnitz, 1890. 山本政喜訳『顧みれば』岩波文庫、1953年。

- Fitzpatrick, Tony (1999) *Freedom and Security*. Hounds Mills: Palgrave. 武川正吾・菊地英明訳『自由と保障—ベーシック・インカム論争』勁草書房、2005年。
 Glyn, Andrew (2006) *Capitalism Unleashed*. Oxford: Oxford University Press.『狂奔する資本主義』横川信治・伊藤誠訳、ダイヤモンド社、2007年。
 Hardt, Michael & Negri, Antonio (2000) *Empire*. Harvard University Press.『帝国』水嶋一憲・酒井隆史・浜邦彦・吉田俊実訳、以文社、2003年。
 Hayek, F.A. (1935) *Collectivist Economic Planning*. London: Routledge and Kegan Paul.『集権的計画経済の理論』迫間真次郎訳、実業之日本社、1950年。
 Lange, Oskar (1936-37) "On the Economic Theory of Socialism," in: *Review of Economic Studies*.
 Marx, Karl (1867) Das Kapital, Bd. I .『資本論』岡崎次郎訳、国民文庫、1972年。
 ——— (1875) *Kritik des Gothaer Programms*.『ゴータ綱領批判』望月清司訳、岩波文庫、1975年。
 ——— (1953) *Grundrisse der Kritik der Politischen Ökonomie, Rohentwurf 1857-1858*, Dietz Verlag. 高木幸二郎監訳『経済学批判要綱』I - V、大月書店、1958 - 65年。
 Pain, Thomas (1795-96) *Agrarian Justice, in The Pioneers of Land Reform*, Thomas Spence, William Ogilvie, Thomas Pain, (Introduction by Max Beer) . London: Bell and Sons, 1920. T・スペンス、W・オーグルヴィ、T・ペイン『近代土地改革思想の源流』西野宮三郎訳、御茶の水書房、1982年。
 Parijs, Philippe Van (1995 reprinted 2003) *Real Freedom for All*. Oxford: Clarendon Press.『ベーシックインカムの哲学』後藤玲子・斎藤拓訳、勁草書房、2009年。
 Roemer, John (1994) *A Future of Socialism*. Cambridge, Massachusetts: Harvard University Press.『これからの社会主义』伊藤誠訳、青木書店、1997年。

付記

本稿は、上掲拙稿（2011a）、（2011b）、（2012）にもとづく、2013年9月の基礎研大会での報告に、そこで他の報告やコメントをも参考に、多少の整理加筆を加えたものである。最初の二つの論稿では、フリーライダーの問題や日本におけるBI実施案での規模や財源問題に論及した部分もふくまれているが、本稿ではそれらは省略している。それらをつうじ、論点が多少拡充されてはいるが、内容的に重複しているところもあり、その点は執筆経緯にてらし、お許しいただきたい。

(いとう まこと 東京大学名誉教授)

ベーシックインカムの機能と規範

ベーシックインカムはさまざまな政策体系と結合可能な制度であり、この制度が社会に望ましい変化をもたらすためには、生存権の規範が、労働義務を伴わない無条件の権利として、多数の人々によって自覚的・積極的に承認されるという条件が必要である。



MORIOKA Masashi
森岡真史

はじめに

「ベーシックインカム」（以下 BI と略す）とは、特定の社会、より具体的には特定の国民国家の構成員に対して、構成員としての資格（国籍あるいは長期居住権）を保有することのみを条件に、国民所得の一部分に対する無差別かつ恒久的な請求権を認める制度である。

BI の導入は、一方では、既存の社会保障制度的最大限の合理化（財政負担の最小化）と市場内での規制の全面的撤廃を可能にする手段として、他方では、現在の資本主義をこえる新たな社会経済体制への展望を開く革命的政策として、政治的・思想的な立場を全く異なる幅広い論者によって提唱されている¹⁾。このように BI の提唱者の立場が多様であることの基本的な原因是、BI がそれ自体としては部分的な再分配政策にすぎず、この政策と他の諸政策との組み合わせ方については、きわめて大きな自由度が存在するという点にある。すなわち、BI の提唱者は、実際には特定の政策体系の構成要素として BI を提唱しているのであり、給付方法や財源などの BI の制度設計に関わる個々の論者の主張は、それらの政策

体系と不可分である。それゆえ、BI をめぐる論争とは、同時に、BI を構成要素とする政策体系をめぐる論争、そしてまた、それらの背後にある事実認識や規範的理念（哲学）に関する論争にはかならない。

本稿は次のように構成される。第Ⅰ節では、BI が台頭した背景とこの構想がもつ魅力を簡単に確認する。第Ⅱ節では、経済学的な観点から、BI の導入がもたらしうる変化について考察する。第Ⅲ節では、規範論的な観点から、BI を正当化しうる根拠について論じる。第Ⅳ節では、BI と社会政策の関係について考える。

I 背景と魅力

近年における BI への注目の高まりの歴史的背景として、以下の事情があげられる。①ソ連・東欧の社会主義体制の否定的経験を経て、自由と豊かさの源泉としての、私的所有および営利企業を伴う資本主義市場経済の役割が広く承認されるようになったこと。②1980 年代以降の規制緩和と金融化・グローバル化・サービス化の進展に伴い、先進資本主義諸国において、雇用の流動化・不安定化が急速に進行し、格差と貧困の問題が焦

眉の社会問題として再浮上したこと。③経済成長率の趨勢的低下と少子高齢化の進行に伴って、先進資本主義諸国の中既存の社会保障制度を維持するのに必要な財政的負担が加速的に増大したこと。

このような、社会主義のユートピアと持続的な高成長の双方への楽観的期待が消え去るという閉塞感の漂う状況の下で、BIは以下にあげる魅力をもつ構想として登場した²⁾。

まず、全国民に一律かつ無条件にある額の給付を行うというBIの基本的アイデアは、単純明快である。現在の社会保障制度の複雑さに比して、BIの「わかりやすさ」は際立っている。次に、BIは非裁量的・普遍主義的である点で、社会制度を少数の基本原理に基づいて整合的に設計しようとする人々を引きつける。BIがもつこの側面はまた、資力調査を不要にすることによって、ステigmaの除去と、社会保障制度の運営費用の大額な節約を可能にする。さらに、貨幣給付であるBIは、財源調達の問題を別とすれば、人々の経済的自由に介入しない。むしろ、人々は、ある最低限の所得を無条件に保障されることによって、より大きな実質的自由を獲得する。最後に、BIは、新たに職についた者にも減額されることなく支給されるので、現行の公的給付にみられるような、就労意欲を阻害する効果をもつことはない。

II BI の経済的機能

経済政策としてみれば、BIは、価格決定を含めた市場内での貨幣所得の発生機構には直接関与せず、可処分所得の次元での分配を変える所得再分配政策である。当然ながら、BIが個々の経済主体の可処分所得に及ぼす影響は、財源の調達方法や税制度・社会保障制度の体系に依存する。BIの導入は、既存の社会保障の一部のBIへの切り換えと一緒に提唱されることが多く、この切り換えのあり方によっては、低所得層の可処分所得がかえって減少することもありうる。また、BIが個人単位の給付であることは、世帯間の所得格差を拡大する要因である。しかし、現在きわめて低

い所得水準にありながら公的な給付を受けていない多くの人々が新たにBIを受け取り、なおかつ、その財源の主たる部分が、（給与所得者の中上層部分を含む）富裕層や企業によって負担されるとすれば、BIの導入は、全体として、可処分所得の不平等度を縮小する効果をもつであろう。

あらゆる部分的な再分配政策がそうであるように、BIとその財源調達による再分配は、それが各人の市場での稼得の大小の順序を保存する（すなわち、再分配後の所得が、市場での稼得の増加関数となる）限り、新古典派的な意味での市場の効率的機能と両立する。極端に高い限界税率は人々の労働意欲を弱めるが、より高い限界税率は常により低い労働意欲に対応するとは限らない。

BIの導入とその財源調達のための政策は、人々の労働供給・消費・貯蓄等に関する選択を変化させる。教科書的な分析に従えば、BI導入に伴って可処分所得が純増する層は、消費水準を高め、労働供給を減少させる可能性が高い。その意味で、「BIを給付すると、（一部の）人々は（市場で）働くなくなる」というのは正しい。ただしそれは、制約条件の変化に対応した合理的選択の結果であって、人が以前よりも「怠惰」になることを意味するわけではない。

労働供給行動の変化という点に関わって懸念すべきはむしろ、BIによる低所得層における労働供給の減少が、労働市場に（過度に）包摂された部分とそこから退出した部分への、すでに進行しつつある分極化を加速しかねないことである³⁾。労働市場からの退出については、それが自発的な選択の結果であれば何ら問題はない、という見方もある。しかし、労働市場から退出する人々の多くが特定のジェンダーや民族に属しているとすれば、そのような退出は、労働市場への参加をめぐる社会的な排除や分断の拡大という面をもつ。

財源調達のための負担により可処分所得が減少する層の労働供給については、変化の方向を予測するのは難しい。それは、負担の増大が（累進度の引き上げを伴う）所得増税、消費増税、資産（取引）増税のいずれの形をとるかによっても異

なるであろう。所得税の税率や累進度が引き上げられるならば、中上層の給与所得者層は、かえって労働供給を増やす可能性もある⁴⁾。

以上の議論は、労働者が稼得時間と非稼得時間の配分を自由に選択できることを前提している⁵⁾。実際の雇用関係では、とりわけ正社員の場合に、労働時間は連続的に選択できる変数ではない。しかし、非正規の労働者を含め、かつ家計単位で考えるならば、雇用の決定において、労働者の側の選択という要因を無視することはできない。BIの導入が労働市場への参加をめぐる分断を強化するという上述の懸念の当否を論じるためには、人々の労働供給行動における、個人的選択と社会的強制の絡み合いに光をあてる必要がある。

BIが賃金と雇用に及ぼす影響は、労働供給の面での変化とともに、企業の労働需要の動向に、したがってまた、マクロ的な総需要の動向に依存する。マクロ的な需要が十分に増加すれば、それに伴って企業の労働需要も増加し、その結果、賃金の上昇と雇用量の増大が生じる。それゆえ、BIの導入は、それが消費性向の低い層から高い層への購買力の移転をもたらす場合には、有効需要創出政策としても機能する⁶⁾。現在の資本主義経済の主たる困難の一つは、供給能力に比しての需要の相対的不足にある。この観点に立てば、市場での生産に参加せず、BIを受給してそれを消費にあてる人々にも、マルサスの有効需要理論における地主と同様に、生産物の吸収者としての役割を認めることができる。

BIの財源を追加的な税負担ではなく、国債の中央銀行引き受け等の、通貨供給量の増大を伴う政策によって調達する場合には、名目需要の創出効果はいっそう強まるであろう。ただし、この場合に物価上昇分を差し引いた実質所得はどうなるかは、賃金・価格・利子率の動向、それらについて企業や家計が形成する期待、相対価格の変化や生涯所得の変化への反応などの多くの要因に依存しており、確定的な議論を行うことはできない。

BIが社会の全構成員に最低限の所得を保障することから期待される変化の一つとして、解雇や

離婚の脅迫に対する人々の抵抗力が高まり、それによって、企業内あるいは家庭内での人格的な支配・従属関係の形成が抑止されるという点がある。BIは確かに、それがない場合に比して、市場内所得の低い人々の交渉力を高めるであろう。しかし、人々は、増大した交渉力を、企業内あるいは家庭内での関係の改善に用いるとは限らず、むしろ、たんにそのような関係を解消することを選ぶかもしれない。当事者の方（とりわけ相対的な弱者）にとって望ましくない関係の解消が形式的に可能であるだけでなく、実質的にも容易になることは、大きな進歩である。だが、退出の自由の実質化は、状況を改善するための、関係性の内部での交渉や闘争を不要にするわけではない。

賃金交渉の場面では、BIが導入されれば、労働側が賃金を生活の維持と結びつける根拠は、(BIの水準に応じて)弱くなる。企業は、BIがあることを理由に、以前よりも大胆に解雇や賃下げを実行しようとするかもしれない。さらに、BIの下では、個人が現金給付の源泉（「金蔓」）となるため、他者を人格的に支配することに伴う経済的利益が増大する。このように、BIは、その受給者の経済的自立性を高めるだけでなく、受給者と関係を結ぶ諸主体の動機や行動をも変化させる。これは、BIが企業内や家計内の関係に及ぼす影響を考えるうえで、注意すべき点である。

III BI の規範的基礎

BIは、所得の源泉という観点からみれば、国籍あるいはそれに準じる権利に伴う、一種の政治的レントである。この権利は、通常、外部者に対して簡単に与えられることはない。それゆえ、他の政治的レントと同様に、BIもまた、外部者に対しては、特権としての性格をもつ。

一方におけるBIと、他方における利子や地代とは、ともにレントであるが、財産権に基づくレントを承認する根拠と、メンバーシップに基づくレントを承認する根拠とは、同一ではありません。私的所有の規範的根拠は、それが自由の物質

的条件であることに求められる。私的所有はまた、生産の効率性や質的多様性を増進する——またそれによって、保障可能な生存の水準を高める——うえで、（現在知られている）最も有効なしくみもある。それでは、BIの正当性は、どこに求めることができるだろうか。正当化には、構成員に対するものと外部に対するものとがあるが、ここでは、国際的正義の問題は脇において、構成員にとっての正当性に問題を限定しよう。

現在の社会保障の諸制度は、生存権を規範的基礎としている。ただし、生存権の承認は無条件ではない。というのも、これらの制度では、事前の負担を伴わない給付の対象は、基本的に、「働けない」事情のある人々に限定されており、給付を希望する者は、「働けない正当な理由」を当局に提示しなければならないからである⁷⁾。このような限定は、生存の権利と労働（稼得）の義務を一体のものとみなす規範的立場に由来する。しかし、そこには、少なくとも次の二つの大きな問題がある。まず、「労働」とみなせる活動の範囲や、ある人が「働ける」状態にあるか否かの判定基準を、一義的に定めることはできない。労働を、雇用された労働（賃労働）と同一視しない場合には、なおさらである。次に、この規範の下では、「働く」のに自発的に働くことしない人々に対しては、労働を強制することが必要となる。そのような強制が実行に至らない場合にも⁸⁾、「働く」のに公的な給付に依存して生活する者は、労働義務の忌避者としての蔑視を免れない。

これに対して、BIの提唱者の多くは、給付の無条件性を強調し、労働の義務を——少なくとも個人単位での制度的強制を伴うものとしては——否定する。労働義務と分配への権利を切り離すことについては、さまざまな根拠づけがありうる。私自身は、この点について次のように考える。

生存権と労働義務を分離する根拠は、生存権の普遍性にある。生存権が真に普遍的な権利であるためには、その享受は条件つきのものであってはならない。もちろん、社会全体にとっては、労働と生存は不可分である。労働義務を伴わない生存

権とは、人々が強制によらずに生産した社会的生産物のなかから、生存に必要な財貨を受け取る権利以上のものではなく、その具体的な内容は、社会全体で遂行される労働の量と質に制約される。しかし、現在の生産力の下では、「働く」者の全員が働くとともに、生存権に実質的な意味を与えることは可能である。

BIの規範的意義は、（労働の義務とは切り離された）普遍的権利としての生存権を、平等性の側面において体现する点にある⁹⁾。それが現物給付ではなく貨幣給付の形態をとることは、個人的自由との両立性を高める要因である。ただし、これは、BIだけが生存権を担うという意味ではない。生存権には、平等性とともに差異性、すなわち、個人的な趣味・嗜好の相違の範囲をこえる、社会的な重要性をもつ差異ある必要の充足という側面がある。この差異性の側面は、人間らしい生存の具体的な内容が、心身の状態、年齢、ライフサイクル、家族（共同生活単位）の規模、居住地域、文化的背景などによって異なることに対応する。差異ある必要の充足については、現物給付を含めた既存の社会保障制度のかなりの部分が（必要な再編や拡張を伴って）引き続き役割を果たさなければならない¹⁰⁾。

労働の義務を否定することについては、当然ながら、強い反対がある。マルクス主義を含む革命的社会主義もまた、働くに他人の労働の果実を取得できることを、生産手段の私的所有の害悪の一つとみなし、その廃絶を掲げてきた。労働が人間の本質をなす社会的義務であるとすれば、BIに頼って生活することは、利子や地代に頼って生活することに劣らず、非難に値するであろう。しかし、資本の論理に対置するがふさわしい規範は、生存権であって、労働義務ではない。社会主义思想は、労働義務規範を否定し、人間的な生存と発達の権利という規範の擁護に徹する思想として自らを再定義すべきである¹¹⁾。

社会構成員の諸権利が空文に帰さないためには、それらの権利と、構成員に課せられた義務との間に、一定の釣り合いが存在しなければならぬ

い。全国民のBIへの権利に対応するのは、市場での所得からBIの給付に必要な部分を拠出する義務である。この権利と義務のバランスは、市場で稼ぐことを選んだ人のみに義務が生じるという点で、危うい要素をはらんでいる。BIが平等な貧困に帰着しないためには、(短時間しか)働くことを選ぶ人の比率が一定にとどまる、あるいは、この比率の増大が、生産性の増大のテンポをこえないという条件が必要である。そして、この条件が持続的に満たされるのは、市場においてとも(decent)な雇用機会が十分に提供される場合に限られる。それゆえ、BIの下では、雇用の総量を増やす総需要政策、求人と求職とのマッチングを高める職業訓練・転職支援などの積極的労働政策、非人間的諸条件の下での労働を禁じる諸規制などの役割は、いっそう増大する。

このように、BIにおける労働義務の否定は、けっして労働の意義の否定を意味しない。労働義務を伴わない生存権という理念を高い水準で実現するためには、人々を自発的・継続的に労働市場に向かわせる制度的枠組が不可欠である。

IV BIと社会政策

BIの導入を提唱する諸論者の現時点における主要な対立は、図式化して言えば、次の点にある。それは、市場の社会的規制を必要最小限度の範囲でしか認めず、BI導入と引き換えに、既存の社会保障制度を解体あるいは最小化し、最低賃金制や解雇規制等もあわせて撤廃するのか¹²⁾、それとも、市場の社会的規制の必要性を広い範囲で認め、BIを、種々の現物給付・社会サービスや労働時間短縮・雇用安定化を促す労働政策を含む、より包括的な社会政策の一部として位置づけるのか、という対立である。前者は市場の支配領域のさらなる拡大を志向し、後者は、市場の機能を認めつつも、その暴走を抑えるために、脱商品化領域の保全を志向する¹³⁾。

これらの二つの立場のうち、前者は、後者に比して、格段にわかりやすく、インパクトも強い。

一方、BIを包括的な社会政策の一部とみなす論者の側は、そうした政策パッケージの全体像を明確な形で示せているとはいえない¹⁴⁾。しかし、これは、ある意味では、やむをえないことでもある。なぜなら、いったん普遍主義の領域をこえて具体的な「必要」の質的および量的判定の領域に踏み込めば、もはや単純かつ一元的に制度を構成することはできないからである。実際、どのような種類の困難を社会的支援の対象と認め、それらに対してどんな形でどこまで支援を行うべきか、という問題に、「正しい答え」はない。また、多様な具体的必要に応じた支援の領域では、その性質上、資格認定のための調査や、濫用を防止のための監督が不可欠である。

BIの導入は、ある程度まで、社会保障制度の管理費用、とりわけ資力調査の費用を含む執行費用の軽減をもたらすであろう。しかし、現行の社会保障制度が複雑でわかりにくいものになっている理由は、決して官僚主義や制度の不合理さだけにあるわけではない。福祉は、それが一律の給付にとどまらず、人々の具体的必要に応じようとするものである限り、複雑さと多様性、さらには一定の恣意性をもたざるをえない。ただし、ここでいう恣意性とは、社会保障制度における支援の対象や方法が、一握りの人々の思いつきや専断によって決定されているという意味ではない。民主主義が機能している限り、個々の制度は、合議によって決定され、公式の決定機関の外部にある社会運動もまた、その規模に応じて、この決定に直接的・間接に影響を及ぼす。現実の諸制度が恣意性を含んでいるというのは、それらは、優劣を一義的に判定できない多くの選択肢の中からの政治的な選択の所産であって、何らかの基本原理に基づいて整合的に決定されたものではない、という意味においてである。この意味での恣意性は、あらゆる政策にみられるが、福祉政策では、その程度がとりわけ大きい。具体的諸制度を少数の抽象的原理から演繹的に構成することは不可能であり、民主主義国家では、理念の制度化は、社会的な合意形成と経験からの学習を通じた不断の改革

によって媒介されるほかはない。

以上の理由により、社会保障制度を効率化・合理化できる程度には、限界が存在する。節約の努力は大切であるが、「無駄の削減」を積み重ねることで、単純かつ透明な社会保障制度に到達できることは幻想である。BI 自体もまた、全国民への継続的な支給に伴う作業の膨大さだけをとってみても、けっして見かけ程単純な制度ではない。さらに、子どもや高齢者を含めて、十分な判断力に欠ける人々に対して給付された BI が扶養者や後見人によって不適切に支出されることを防ごうとすれば、給付機構とは別に、ある種の監督組織も必要となるであろう。

BI を支持する論拠の一つは、給付の無条件化により、資力調査に伴うステigmaがなくなることである。しかし、ステigmaを生むのは、資力調査だけではない。たとえ BI が法律上、国民の無条件の権利になったとしても、人々が、各人には労働の義務があり、「働く」のにこの義務を忌避することは恥すべきことであるという価値規範を抱き続けるならば、BI に頼って生活する人々は、引き続き蔑視の対象となるであろう。ステigmaをなくすためには、制度だけでなく、人々の価値観もまた変わらなければならない。BI の導入が社会に望ましい変化をもたらすための条件は、それが社会の多数者による生存権の、平等性と差異性の両面での自覚的・積極的承認と結びつく——あるいは少なくともその起点となる——ことである。

*本稿は、2013年9月14日の基礎経済科学研究所研究大会における報告に基づいている。当日の討論者である角田修一氏と質問をよせて下さった方々に感謝申し上げる。本稿はまた、科学研究費補助金による研究成果の一部である（課題番号 23530245）

注

- 1) BI をめぐる基本的論点については、小沢（2002）、フィッツパトリック（2005）、ヴァン・パリース（2009）、立岩・齋藤（2010）を参照。最後の文献には、2009年までの日本での議論をめぐる詳しい紹介がある。また、マルクス経済学の立場からの BI 論と

して、伊藤（2012）を参照。

- 2) 全構成員への一律の給付という BI の基本的アイデア自体は、トマス・ペインやそれ以前の論者にまで遡ることのできる長い伝統をもつ。BI をめぐる思想史については、山森（2009）を参照。
- 3) こうした懸念については、竹信（2012）を参照。
- 4) BI は所得税のあり方を直接に規定するものではなく、定率の税とも、累進課税とも両立しうる。
- 5) ここではまた、労働市場に参加すること自体から得られる効用／不効用や人々の選択基準そのものが変化する可能性については考慮していない。
- 6) BI によって将来の生活に関する経済的不安が軽減されれば、需要増大の効果はさらに高まるであろう。
- 7) 日本の生活保護制度ではさらに、「近親者に養ってもらえない人」という条件が付け加わる。
- 8) 労働のための適切な機会が十分には存在しない場合には、需要と無関係に労働を強要するのでない限り、労働の義務を遂行させることは困難である。
- 9) BI を生存権によって根拠づける議論として、村岡（2012）を参照。村岡は BI が日本で広く注目されるようになる以前から、「生存権所得」を提唱している。
- 10) 支援すべき具体的な必要を認定することの意義については、後藤（2012）を参照。
- 11) そのような社会主義の再定義の試みとして、森岡（2011）を参照。
- 12) BI によって労働市場の諸規制の撤廃が可能になるという議論については、飯田（2012）を参照。
- 13) 後者の立場をとる論者の間には、BI を資本主義の枠内の制度と考えるか、資本主義の乗り越えをも展望するかという相違があるが、BI を社会保障解体の手段とみなすことに強く反対するという点では、明確な一致がある。
- 14) 小沢（2010, p. 64）は、所得保障としての BI と医療・介護・福祉などの社会サービスは「車の両輪」であるにもかかわらず、これまで「残念ながらそうした社会サービス構想を提案できず現在に至って」おり、そのために、社会サービスの解体を唱える「新自由主義的社会 BI 論」の台頭を許したとして、「怠慢を詫び」ている。しかし、本稿の議論が示すように、問題はけっして小沢の「怠慢」にあるわけではない。本来的に多様性と複雑性をもたざるをえない社会サービスについて、BI と同じ次元で明快な構想を打ち出すことは不可能である。

参考文献

- [1] 飯田泰之（2012）「経済成長とベーシックインカムで規制のない労働市場をつくる」萱野稔人編『ベーシックインカムは究極の社会保障か』堀之内出版。
- [2] 伊藤誠（2012）「ベーシック・インカム構想とマルクス経済学」『季刊経済理論』第49巻第2号。

- [3] ヴァン・パリース, P. (2009) 『ベーシック・インカムの哲学』(後藤玲子・齋藤拓訳) 勁草書房。
- [4] 小沢修司 (2002) 『福祉社会と社会保障改革——ベーシック・インカム構想の新地平』高蔭出版。
- [5] ——— (2010) 「ベーシックインカムと社会サービス構想の新地平」『現代思想』6月号。
- [6] 後藤道夫 (2012) 「「必要」判定排除の危険——ベーシックインカムについてのメモ」萱野編 (2012)。
- [7] 竹信三恵子 (2012) 「なぜ「働けない仕組み」を問わないのか」萱野編 (2012)。
- [8] 立岩真也・齊藤拓 (2010) 『ベーシックインカム——分配する最小国家の可能性』青土社。
- [9] フィッツパトリック, T. (2005) 『自由と保障——ベーシックインカム論争』(武川正吾・菊地英明訳) 勁草書房。
- [10] 村岡到 (2012) 「〈生存権所得〉の歴史的射程」『季刊経済理論』第49巻第2号。
- [11] 森岡真史 (2011) 「社会主义の歴史と残された可能性——社会主义的規範の再考」村岡到編『歴史の教訓と社会主义』ロゴス。
- [12] 山森亮 (2009) 『ベーシック・インカム入門』光文社新書。

(もりおか まさし 所員 立命館大学)

現代経済学の展開における ベーシック・インカムの 位置づけ

ベーシック・インカムを「脱 70 年代転換」にそった政策の一環として位置づける。この転換を「小さな政府」としたのは間違いで、当局者の恣意を排し民間人の予想を確定させるのが本質だから、大きな政府にもなり得る。



MATSUO Tadasu
松尾 匠

I 脱 70 年代転換の二潮流と それへの反発

ソ連型国有経済、ケインズ型国家介入体制、北欧型重福祉国家などの、1970 年代まで続いた国家主導体制は、行き詰ってインフレの挙句停滞し、崩壊した。そこで 70 年代の国家主導体制からの脱却の動きが起こった。ここではこれを、「脱 70 年代転換」と呼んでおくが、こなれない呼び方なので、もっといい呼び方がないだろうかと思う。筆者が、十年以上前に碓井敏正氏や大西広氏らと書いた共著¹⁾では、これを「自由主義的転換」と呼んだ。

この脱 70 年代転換にそった政策体系として、2 つの潮流ができた。一つは新自由主義。もう一つはその後のブレア・クリントン路線、いわゆる「第 3 の道」である。

新自由主義の系列は、1980 年代のレーガン、サッチャー、中曾根に始まる、民営化、規制緩和、財政削減路線であった。結果として格差は拡大し、貧困問題が顕在化している。コミュニティの崩壊も問題視された。

そこで出てきたのがブレア・クリントン路線

だった。そこでは、旧来型の国家による一方的な施しとしての福祉に替わって、ワークフェア、「参加と包摂」、NPO やコミュニティ重視が謳われた。しかしこれも、財政抑制志向、規制緩和志向という点では基本的に新自由主義と同じ姿勢だった。

結局は、財政削減、金融引き締め、官僚批判、規制緩和、コミュニティや NPO による公財政の代替、エコロジー志向といったこの路線の姿勢は、総需要を停滞させ、不況を深刻化させた。これでは雇用は増えず、貧困も解決できない。

日本の民主党政権はまさにこの路線の集大成だったのであり、デフレ不況を深刻化させて破産した。

80 年代に新自由主義が出てきて脱 70 年代転換を始めたとき、旧来左翼はこれに反対した。しかし反対運動が成果を生むことはなく衰退してしまった。一方、ブレア・クリントン・日本民主党路線に対しては極右ポピュリズムの反発が台頭し、現在世界中で拡大の様相を呈している。しかしどちらにせよ、それらが脱 70 年代転換そのものに対する反発で、かつての国家主導体制に戻そうとするものであるかぎり、せいぜい混乱を引き起こすばかりで成功することはないだろう。

1980年代以降資本主義の新たな段階がもたらされた、とする伊藤誠氏の把握²⁾には同意するが、それは単なる歴史の「逆流」とされるべきではない。脱70年代転換は、ME化、情報技術革新、社会的依存関係のグローバルな拡大といった物質的生産諸力の変化に対応する必然である。新自由主義は、ブルジョワ階級の側から、この必然的な転換に対応しようとした上部構造とイデオロギーの一形態であった。新しい段階において労資の階級闘争がなくなるわけではないのだが、1980年代当時これに対応したのが資本の側だけで、労働者階級の側はこれに対応する上部構造の対案とイデオロギーを持たなかったので、新自由主義の側の攻撃に勝てなかつたのは必然であった。

碓井氏や大西氏や筆者の前掲書は、十年以上前の段階で、この、新自由主義が最初に手がけた転換を引き継ぎ、労働者階級の立場からそれを乗り越える方向を考察したのだった。これを、新自由主義擁護の書のように誤読する者が出ることは想定の内で、むしろ新自由主義批判の新たな方向を議論する起爆剤として、その誤読を「釣ろう」とする面があったと言えよう。

しかし、筆者達はみな、ブレア・クリントン・日本民主党の路線に対しても強く反発していたはずなのだが、読者が同書をこれらと同一視したとしても、そちらの方は今から客観的に振り返って見て誤読扱いしきれないと思う。筆者自身、この転換を「小さな政府」ととらえていて、同書は全般的にその立場で書かれていたからである。

実は、脱70年代転換を「小さな政府」を目指すものととらえるのは間違っていたのである。新自由主義もブレア・クリントン・日本民主党路線も、これを「小さな政府」への移行と誤解した。新自由主義がブルジョワ階級の側に立つかぎりその理解も間違いではないが、労働組合をバックにした勢力までもそのようなとらえかたをしたこととは全くのミステークであった。

II 「大きな政府」批判論の 経済学の真の要点とその誤読

いったい、70年代までの国家介入体制の問題とは何だったのか。実は、リスクと決定と責任の主体がそれぞれバラバラだったことが問題だった。これが、反ケインズ派などの自由主義の経済学が、70年代までの国家介入体制を批判した際に、本当に指摘した問題だったと言える。

(1) コルナイ

例えば、コルナイが、ソ連型体制がなぜ行き詰ったかを分析している³⁾。俗に競争がなかったのが原因だと言われるが、実際には出世競争は激しかった。本当の問題は、企業が国営のために、経営する人が支出決定に自腹で責任を負わないことにあった。

そこで急なノルマ増に対応するための大量在庫を抱えるなどで生産財の過剰投資が起こり、それに対応して経済全体のうち生産手段の生産に資源配分をあてる割合が高いままだった。そのため消費財の生産が慢性的に不足したのである。

このコルナイの分析から我々は何が言えるか。日本の原発も同じで、電力会社が決定するが、決定者はそのリスクから遠く離れたところにいて、万が一のことがあっても責任を負わない（そもそも負えない）。これが問題を引き起こすということである。

また、金融取引には規制が必要ということである。金融機関のディーラーは他人の金で投資を決定し、自分はリスクを負わない。しかも金融機関をつぶすとまずいということで、税金で尻拭いする事が最初から予想される。そうすると、過剰にリスクの高い決定をするだろう。ところがこのような要点は理解されず、逆に金融取引の規制緩和をすることが「大きな政府」批判の経済学に則った方向のように誤解された。

また、何でも資本が主権を持つ営利企業にしなければいけないという誤解も起きた。しかしたと

えば沿岸漁業を考えてみるとよい。漁業の現場から遠く離れて事故リスクを理解できない出資者が、たかが沿岸漁業の漁船や漁具程度の出資リスクを根拠に決定権を握っていいのかと言うと、そうではない。最も重大なリスクを知る者が責任を負うために漁協方式となるのが合理的である⁴⁾。

生協も同じで、安全リスクをかぶる人（食べる人、消費する人）が決定権を持つ点で合理的。介護も同じ性質がある⁵⁾。

(2) ハイエク

脱70年代転換のバックボーンとなった思想の提唱者の中でも、最も巨匠とされるハイエクのソ連批判とはどのようなものだっただろうか。ハイエクは、経済について物事を決める時に必要な情報は現場にあるものだと言った。その情報は言葉にできないものも多い。中央当局に把握できるものではない⁶⁾。それなのに中央当局が決定することになると、個人の行動を理不尽に指図し、生産を破壊する⁷⁾。敷衍すれば、現場に過剰なリスクを押し付けてしまうということである。よって、政府はリスクに手を出さず、ということがハイエクの主張から導かれる。

ところが、ここでも真逆の誤解が起こった。役所が民間企業のように運営されることが「大きな政府」批判の経済学に則った方向のように誤解された。

なお、ハイエクも、何もかも民間にまかせることを主張したわけではない。国家の役割もあると考えている。ではハイエクの考える国家の役割とは何だっただろうか。民法などの取引ルールや、労働保護基準といったルールを決めることだった。彼が批判したのは政治家や官僚が胸先三寸で物事を決めてしまうことだった。それは民間人に予想できないリスクを押しつけることになる。そうではなくて、公共は民間人の不確実性を減らす役割を担うべきだと言うのである⁸⁾。つまり民間人の予想の確定を促す役割ということである。これが「ルール」ということである。

かつて諸利益代表の複雑な交渉力学で政治決定

がなされていたとき、社会が安定していたならば、落ち着きどころはいつもだいたい読めて、人々の予想はかえって確定していたかもしれない。しかし、既存の利益代表チャンネルが多くの人々にとって機能しなくなり、社会が流動していくと、多くの人にとってそのような決定は一部の既得権者による恣意的な決定に映り、一方的に結果のリスクを押し付けられることに不満が出てくるだろう。ところがそれに対して選ばれた解決法は、小泉現象、橋下現象に見られるように、より一層一部のリーダーの胸先三寸の決定にゆだねる志向であった。これはハイエクの論理からすると真逆の解決だったと言えよう⁹⁾。

(3) フリードマン

ケインズ体制はじめ70年代までの体制を批判して、そこからの脱却を主導した経済学者といえば、フリードマンが筆頭にあがるだろう。ケインズ政策を批判したと言えば、景気対策をとらずに、市場の変動に任せることを提唱したように思われるかもしれない。

しかし、実はフリードマンは、景気対策をとると言っていたわけではなく、戦前の大恐慌について「金融緩和が不十分だった」と批判し¹⁰⁾、一定の率で貨幣供給量を増やす政策を提唱していた(k%ルール)¹¹⁾。放置すれば好況期には貨幣供給は増え、不況期には減るのだから、これは景気対抗的な金融政策をとることを意味する。フリードマンが批判したのは、政策当局者の胸先三寸に任す政策である。なぜか新自由主義者に好まれる、「成長分野」への支援は、その最たるものである。

フリードマンの提唱したのは、むしろ、ハイエクと同じく民間人の予想を確定するためのルールづくりであった。

(4) 合理的期待形成学派とゲーム理論

1980年代になると、合理的期待形成学派が登場し、他方でゲーム理論が発展した。両者に共通する基本的発想がある。各自、（他人はこう行動

するに違いないといった）予想に基づいて、自分の行動を最適化し、その合成結果が各自の当初予想を自己実現する、ということである。

「制度」とは、こうした人々の予想と行動がつじつまがあった均衡のことである。これが、ゲーム理論の発展がもたらした、青木昌彦氏らの制度分析の見方である。なお、この「人々が予想し、その予想が人々の最適行動を拘束し、そこから予想が再生産される」という仕組みは、マルクスの「疎外論」の図式と同じである。

1990年代以降の日本は、まさにデフレ予想が人々の行動を規定し、デフレを再生産した。デフレ予想→実質利子率高止まり→支出先送り→総需要不足→予想通りのデフレ。好景気になるには、これの逆をやればよい。

新ケインズ派の「インフレ目標政策」とは、政府の恣意によらないルール（2%のインフレ）を示して、民間人の予想を確定させ、不確実性を減らす政策である。その意味で、脱70年代転換の論点に則ったマクロ経済政策と言える。

III 予想を確定する政策の階級性とベーシック・インカム

脱70年代転換は物質的生産諸力上の変化に対応した転換というだけで、それが本来求める「政府の判断によるリスクを排し、民間人の予想を確定する政策」は、資本側に有利にも労働側に有利にもできる。例えば、労働保護基準を高くするか低くするか、あるいは比較的高いインフレ目標で低失業を目指すか、高失業に目をつぶって低いインフレ目標を目指すか等々といった対抗があり得る。しかし、この転換自体を「小さな政府」路線と誤解したため、資本家階級の一部だけに有利な政策がまかりとおり、ブレア・クリントン・日本民主党路線もそのあとをズルズルと追従してしまった。

だがそうではない例もある。スウェーデンは一時、重福祉国家が行き詰まり、スウェーデンモデルはもう駄目だと言われたものである。約60年

にわたって政権にあって重福祉国家を築いてきた社会民主党を下して保守政権ができたときには、福祉国家からの転換が掲げられた。しかしその後、同国の高度福祉体制はどっこい生き残り、新たなバージョンで発展していると言われる。

スウェーデンの新福祉モデルは、かつての重福祉国家と異なり、協同組合や小規模自治体が供給主体で、利用者が選択できる点に特徴がある。これは、リスクにかかわる情報がある末端現場に、決定権を配分するという点で、脱70年代転換の求める政策に則っている。利用者に受け入れられなければ事業者は潰れるという点で、決定者は責任を負う。しかし、それをあいかわらず公財政が手厚く支え、金融緩和で景気を維持している点では、「大きな政府」である¹²⁾。

* * *

さて、ここからようやくベーシック・インカムの話になる。

ベーシック・インカムはまさに、役所の胸先三寸の判断を排する点において脱70年代転換に則った政策と言える。余暇と労働の選択に介入せず個人の自己決定を尊重する点でも、その自由主義的な性格に合致している。

愚案では、給付を金額で固定して税収超過分を貨幣発行でまかなうことにはすれば、自動景気調整になる点でもこれに則っている。税収の方が超過したときには、他の支出にまわさず吸収してしまう仕組みにするのである。すると、景気が悪くて人々の所得が少ない時には給付が超過して貨幣供給が増え、景気刺激効果を持つ。好況のときには逆に貨幣供給が減る。さらに、超完全雇用で需要超過インフレが進行する加熱状態では、給付が目減りして自発的労働供給が増える。人手不足なのでそれはそのまま雇用増、生産増となり、需要超過を解消させていくだろう。

ベーシック・インカムが、「ホリエモン」が提唱したり、フリードマンの「負の所得税」と事実上同じだったり等、新自由主義側との親和性があるのでこのためである。そうすると、他の福祉を削減する口実や賃金引き下げの根拠になるのでは

との警戒が出る¹³⁾のは当然だが、 となる貧相なベーシック・インカムもあり得るが、 そうならない、 大衆にとって手厚いベーシック・インカムもあり得る。

ベーシック・インカムへの反対側も、 右も左もある。ベーシック・インカムの是非の本質的な争点は、 措置制度がいいかどうかである。反対派は、「左派＝ニーズを汲み取ったキメ細かい判断」「右派＝ニーズを見極めた厳しい判断」を役所に求め、 措置制度に賛成する¹⁴⁾。これは脱70年代転換に反対する立場である。脱70年代転換に則る立場は、 措置制度に反対して、 慎意性の入らないベーシック・インカムを選好するが、 こちらも新自由主義的なものと左派的なものに分かれるわけである。

IV 地域格差を広げる可能性はどう評価するか

ところで、 ベーシック・インカムのもとでは、 稼得の有無にかかわらず、 人がまとまって住んでいるだけで需要が発生する。 そうすると、 筆者の懸念では、 そういうところではいろいろな商売が成り立つので雇用が生まれ、 ますます人が住むようになり、 ますます需要が発生し、 ますます経済的に繁栄する。逆に、 人があまり住まないところは、 それに比べて商売がもうからないので、 ますます人が出て行ってしまう。こうして近隣での地域間格差を広げてしまう可能性がある。

もっともこれは、 昨今提唱される「コンパクトシティー」などを推進するには、 かえって好都合かもしれない。しかし、 次のような可能性も考えなければならない。市町村にとっては、 高齢者のような稼得のない人だったとしても、 住民はただ住んでくれるだけでメリットがある存在になる。需要が商売を生み出すだけでなく、 納付が一律で国から出る以上、 納付の方が納税より多い人であっても、 ちょっとでも稼ぐかぎり、 市町村にとっては収支が入るだけである。したがって、 市町村は、 一人でも多くの住民に住んでもらえるよ

う、 住民サービスにはげむようになる。住民は自分にとって都合のいいサービスを提供する自治体を選んで移住するようにすれば、 自治体は住民獲得競争に勝つために、 少しでもいいサービスをするようになる。 そうすると、 選挙や議会のような民主主義的な制度が必要なのかという疑問ができる。選挙や議会のような民主主義的制度を廃止して、 全く民間企業で役所を運営しても、 競争メカニズムが働いて、 住民ニーズを汲んだよりよい行政が進んでいくかもしれない。

同様のことは、 別の点でも言える。

共通セッションの森岡真史氏の報告でも指摘されたように、 ベーシック・インカムで最低限生活が保障されていれば、 労働条件のひどい企業は「サクっと辞める」ことができる。開拓期アメリカ北部で、 労働者が土地入手して自営農民になる可能性が、 資本家の階級支配の確立を妨げたように¹⁵⁾、「サクっと辞める」行為は、 人手獲得困難を通じて、 労働条件の改善を自動的に強制するかもしれない。すると、 森岡氏の指摘どおり、 労働組合運動を通じて闘争するよりも、 自己利益だけ考えて退職した方が、 結局は社会全体で事態を改善するということにもなる。

自分のことだけ考えて居住を選ぶ、 あるいは離職するという「エグジット」が、 見えざる手で調和をもたらす道は、 リバタリアン的な原理である。それに対して、 踏みとどまってデモや請願や選挙に訴え、 あるいは労働組合運動を闘うという「ボイス」で変える道は、 共和主義的な原理である。ベーシック・インカムは、 その意味で極めてリバタリアン的な原理に偏していることがわかる。やはり脱70年代転換にそっていると言えるが、 この点で、 これでいいのかどうかを根源から議論しておく必要がある。

V 社会主義と ベーシック・インカム

マルクスのアソシエーションという意味での社会主義システムにとって決定的なのは、 各自が意

のままにならない労働を押し付けられることなく、自分にかかる社会的なことを共同で自己決定できるということである。これは上述の表現に則して言うと共和主義的原理の方に位置する。

その点から見ると、ベーシック・インカムは、全く社会主義的ではない。そもそも何も決定しないことが「ウリ」のシステムなのだから。どんなにブルジョワ側に偏して強課税した給付の手厚いベーシック・インカムだとしても、それ自体が資本主義体制を超える制度とはなり得ない。

今日では、アソシエーションを目指した社会主義的システムは、事業リスクに関わる情報が把握できる範囲で、そのリスクを主として受ける当事者の共同決定から始めざるを得ない。すなわち、協同組合やN P Oなどによる、従業者や利用者の民主的意思決定に基づく自主事業経済である。これは、新スウェーデンモデルの福祉システムに見られる通り、リスクと決定と責任が一致するべきであるとする脱70年代転換の経済学の論旨に則る路線と言える。もちろん、企業内的視野を脱した労働組合や、社会的責任投資などの市民運動の圧力を通じて、資本主義企業そのものも、すべての関係当事者の意思が尊重される社会的方向に変革していくことが目指されるべきである。それも、当事者の共同決定に基づく社会的経済関係の一環をなしていく。

しかし、クビになったらまともに食べていいけない条件のもとでは、性根を据えて労働組合運動を闘うこともままならない。自ら進んで残業しないと生活が成り立たない中では、組合活動に割く時間もとれない。N P Oや生協やその他の共同決定的なコミュニティ活動には、非常に社会的意義が高いけど対価が十分でなく、ボランティア的にしなければならないものも多い。戦後日本型企業制度が万全な時代なら主婦達がそれを担っていたかもしれないが、今やたとえ薄給でもそんな時間を就業せずにいるのはぜいたくな時代になった。人々の所得がもう少しあって、安定していれば、働きがいのある労働者協同組合の事業機会ももっと増えるだろう。

したがって、労働者階級の利益にそった手厚いベーシック・インカムがあることは、これらの障害を除去して、自主的な共同決定事業としての社会主義的なシステムが下から育っていくことの大いな支えになる。もちろん、ベーシック・インカムだけですむことではなく、労働者の利益にそった、同様に恣意性なく、予想確定的な多くの政策システムの一環でなければならないだろうが¹⁶⁾。

なお、マルクスにとっては、共同決定的労働は最終目的ではなく、生活のためにやむを得ずする労働はたとえ共同決定的でも必然法則に制約されて完全には自由ではないとみなされていた。「真的自由の王国」は、生活のためにやむを得ず労働する必要のない自由時間が拡大してはじめて到来するものとされていた¹⁷⁾。その自由時間の中でなされる労働こそが、真に自由な、人間的な労働と考えられていたのである。充実したベーシック・インカムがあることは、そのような、生活のために迫られることのない、真に自由な活動をする領域を、資本主義体制の支配下においてすでに広げはじめていく余地を作り出すだろう。

※文献については、立命館大学大学院経済学研究科院生の小田巻友子君、菅原悠治君から教示を得た。記して感謝する。

注

- 1) 碓井敏正、大西広編『ポスト戦後体制への政治経済学』(大月書店、2001年)。続編が、碓井敏正、大西広編『格差社会から成熟社会へ』(大月書店、2007年)。
- 2) 共通セッションの討論でも話題に出た。
- 3) コルナイ『「不足」の政治経済学』(盛田常夫訳、岩波書店、1984年), 31-32ページ, 53ページ, 120-123ページ。
- 4) 松尾匡「漁業における企業形態の効率比較モデル——資本主義企業vs協同組合」(未発表, 2011年)
<http://matsuo-tadasu.ptu.jp/GyogyouKigyouKeitai.pdf>
- 5) Mikami, K., *Enterprise Forms and Economic Efficiency: Capitalist, cooperative and government firms*, 2011, Routledge, Abingdon.

ここにおいて著者の三上和彦は、応用ミクロ経済学の手法により、最もリスクに直面する関係当事者が企

- 業の主権を握ることが効率的になるとして、生協や労働者管理企業が発生する合理性を説明している。
- 6) ハイエク『個人主義と経済秩序』第IV章(『ハイエク全集』第3巻、春秋社、1990年、107-125ページ)。
 - 7) ハイエク『法と立法と自由』(『ハイエク全集』第8巻、春秋社、1987年、22-23ページ)。ハイエク『隸属への道』(新版『ハイエク全集』第I期別巻、西山千明訳、春秋社、新装版2008年、280-281ページ)。
 - 8) ハイエク『自由の条件』第2部第15章(『ハイエク全集』第6巻、春秋社、1987年、124-141ページ)。ハイエク『隸属への道』第6章(前掲書92-110ページ)。なお、セッション当日の森岡真史氏の私話によれば、後年、ハイエクは労働保護基準については反対するようになったとのことである。
 - 9) 共通セッションの討論で森岡真史氏から指摘を受けた論点への回答である。
 - 10) フリードマン『資本主義と自由』(村井章子訳、日経BP社、2008年、108-112ページ)。
 - 11) 同上書(116-118ページ)。
 - 12) 岡澤憲美『スウェーデンの政治——実験国家の合意形成政治』(東京大学出版会、2009年)。また、岡澤憲美・宮本太郎〔編〕『スウェーデンハンドブック』[第2版] (早稲田大学出版部、2004年) の中で、協同組合の福祉供給については、宮本太郎「20章 協

- 同組合とその新展開」、小規模自治体の福祉供給・役割については、穴見明「12章 地方自治と地方財政」、福祉全般、社会サービス法(コミュニケーションの最終責任・当事者参画)、サービスの選択自由については、斎藤弥生・山井和則「17章 高齢者・障害者福祉」を参照のこと。金融政策については、地主敏樹・小巻泰之・奥山英司『世界金融危機と欧米主要中央銀行——リアルタイム・データと公表文書による分析』(晃洋書房、2012)。
- 13) 後藤道夫「『必要』判定排除の危険--ベーシックインカムについてのメモ」『POSSE』vol. 8 (2010年、27-41ページ)。
 - 14) 後藤同上。
 - 15) 『資本論』第一巻第25章。
 - 16) つまり、ミクロ的に共和主義的な事業を、マクロ的に左派リバタリアン的政策で積極的に支えるということである。
 - 17) 『資本論』第三巻、MEW、Bd. 25、S. 828。『経済学批判要綱』(大月書店)、第3分冊、654-658ページ、660-662ページ。さかのばれば『経済学哲学草稿』MEW、Bd. 40、S. 517。

(まつお ただす 所員 立命館大学)

解題

石田 好江

I

成長の制約と経済のグローバル化によって福祉国家が大きく変わりつつある。変容する福祉国家が直面する最大の問題が雇用とケアであり、この2つを繋ぐのがジェンダーである。20世紀後半に確立した福祉国家はその役割として社会保障を不可欠なものとしてきたが、その社会保障の主要な内容は、主たる稼ぎ手である男性の失業、傷病、高齢退職による所得喪失を保障することであった。しかし、今日ではその保障から外れた女性や若者のところにワーキングプアや社会参加からの排除などの新しい社会的リスクが生まれている。また、女性の労働市場への進出や高齢化の進展によって社会的ケア不足が生じる一方で、ケアを負っている女性が競争の激化する労働市場の中で不利な立場に立たされる状態はますます深刻化している。このことは、「男性稼ぎ手・女性ケア提供者」というこれまでの福祉国家の規範（モデル）が行き詰まりを見せていることの証左である。

今回のセッションは、このような状況を踏まえた上で、ひとつはジェンダーの観点から現代日本の福祉国家をどう捉えるか、もうひとつは、雇用とケアをジェンダー視点で問い合わせることを通じて、ポスト福祉国家をどのように展望し、そこからいま何が求められているのかを考えることにあった。

II

中島報告は、1980年以降の労働法制の改編と男女雇用平等政策を対比させることを通じて、1997年の労基法の女性保護規定の撤廃がターニングポイントであることを指摘するとともに、男女雇用平等の実現には、すべての労働者に共通する賃金、労働時間、職場の民主主義等の一般的労働条件の改善が必要であると述べる。原報告は、福祉国家の変容の下で現れたワークフェアのような「福祉の契約主義」も、主流の少子化対策の理論も、自律的・合理的な個人の「選択」をベースにしており、その背後にある男女間の非対称的な力関係を無視していると指摘する。その力関係を変えるには、男性も女性と同様に無償のケアを担うことを可能にする「ケアレジーム」が必要であると提起し、ワーク・ライフ・バランス政策はケアレジーム論の要の位置を占めるものであると述べる。川西報告は、福祉国家の行き詰まりによる財政削減が公務非正規労働者の増加と、その6割超が女性であるというジェンダー不平等を生み出していることを明らかにするとともに、間接差別禁止の重要性を示唆する。

III

今回のセッションの目的のひとつは、現代日本の福祉国家をジェンダー視点からどう捉えるかであった。90年代後半（中島報告が指摘した時期）、日本は「男性稼ぎ手・女性ケア提供者」モデルから、表向きには女性も男性と同じように働く「普遍的稼ぎ手」モデルへと舵を切った。しかし、間接差別法制やクオーター制といった「男性稼ぎ手」モデル脱

却に向けた一貫した、しかも実効性の高い政策がとられなかつたために（つまり、両モデルが混在していたために）、かえつてその矛盾が労働市場でのジェンダー不平等を深化させることになった。川西報告の通りである。

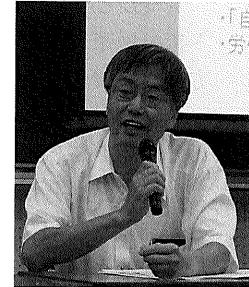
もうひとつは、「男性稼ぎ手・女性ケア提供者」モデルを脱却した後、どのようなポスト福祉国家を構想するかであるが、これについては、原報告が「ケアレジーム」という方向性を提起した。しかし、「ケアレジーム」については若干の疑問を持たざるを得ない。「ケアレジーム」は、ケア労働における男女間での配分の不平等を是正しようするものである。この理念自体に異論を唱えるものではないし、市場労働もケア労働も男女平等に担うという姿は理想形であることには間違いない。問題は家族ケア労働を他の労働と区別して特別なものとして扱う必要があるかどうかのところにある。「ケアレジーム」論は家族ケアを重視する立場に立っているが、フェミニズムがこの間、家族内部の権力関係を可視化させ、家族ケアが正当でも、自然なものでもないことを明らかにしてきたことを踏まえるならば、果たして家族ケアに正当性があるといえるだろうか。かといって、非家族ケアがいいかというとそれもそうとは言えない。家族ケアがいいか、非家族ケアがいいかという議論には正解はない。それは、「ケアに根拠があるか」という規範的な問いに上野千鶴子が答えていくように、「規範もまたそのときどきの歴史的な文脈のもとでつくられた社会的な構築物であるゆえに、文脈超越的で普遍的な規範など存在しないからである」（上野千鶴子『ケアの社会学』太田出版 2011年、102頁）。そうだとするならば、私たちが見なければならないのは、既にケアは家族以外の多様な供給者に委ねられているという事実である。ベクトルはケアの外部化の方向に向いているのであって、反対方向に向かせるのには無理がある。むしろケアの外部化を前提とすることで、逆に外部化できないものも見えてくるのではないだろうか。また、「ケアレジーム」論からの批判である外部化されたケアの質の問題、ケアワークへの低い評価（低賃金）、労働時間短縮の問題は、家族ケアか非家族ケアかという議論とは別途検討すべき課題である。

では、新たな社会の市民像はどのようなものになるのだろうか。「ケアレジーム」でないとすると、「普遍的稼ぎ手」（女性も男性並みに働く）モデルということになるが、これもまた、これまでのフェミニズム研究の成果を無視するものである。フェミニズムは、リベラリズムが市場（公）には「自律的・合理的・利己的」個人像を、家族内部（私）には「依存的・非合理的・利他的」個人像を適用し、前者を男性、後者を女性という区分を設けてきたことを批判し、公私二分論には何の根拠もないことを明らかにしてきた。それを踏まえるならば、新たな社会の市民像は、これまでの自律的・利己的な個人像を前提とする「普遍的稼ぎ手」モデルを、自律的でも依存的でもあり、利己的でも利他的でもある多様な側面をもった個人像に再定義したものでなければならない。公私の流動化は既に事実として進み始めている。家族ケアに代わって民間業者によってケアワークが担われている一方で、新たな公共性を担うものとして、人間の依存性を前提としたソーシャルキャピタルや、利他的なミッションを目的に市場活動を行う社会的企業などの存在がケアの領域においても不可欠になってきている。既に、従来の福祉国家とは異なる公私二分論を越えた多元的な「福祉社会」が進み始めているのである。

（いしだ よしえ 所員 愛知淑徳大学）

男女雇用平等の実現に 向けた労働法の課題

均等法や育児・介護休業法が整備されても、男女雇用平等に大きな進展は見られない。雇用平等を実現する上で、正社員の長時間・過密労働の解消、非正規雇用の制限と非正規労働者の地位・労働条件の改善、保育・介護サービスなどの社会保障の拡充が喫緊の課題である。



NAKAJIMA Masao
中島正雄

はじめに

男女雇用機会均等法¹⁾（以下「均等法」）の施行（1986年4月）から27年が経過したが、男女雇用平等に大きな進展は見られない。むしろ、女性労働者は、以前にも増して、非正規労働者として低賃金で不安定な雇用を強いられている。その要因は幾つも指摘できるであろうが、均等法の制定を含めた1980年代後半以降の労働法制の改編は、とりわけ重要な要因であると考えられる。そこで、本稿では、労働法制の改編が女性労働に及ぼした影響を分析し、それを通じて男女雇用平等の実現に向けた労働法のあり方を探究し、今後の課題について論じることとする。

I 男女雇用平等の到達点と 女性労働の現状

最初に、各種の統計を用いて、男女雇用平等の到達点と女性労働の現状を明らかにしておこう。

(1) 男女間の賃金格差

民間労働者について、男女別に年間給与額（2011年）の分布状況を見ると、男性では、「300

万円超400万円以下」の区分に属する者が563万6千人・18.2%と最も多いのに対して、女性では、「100万円以下」の者が671万5千人・28.7%で最も多い。また、女性では、年間給与が200万円以下の者が全体の52.8%，300万円以下の者が72.6%を占め、低賃金層に労働者が集中している（表1参照）。所定内給与額（月額、企業規模10人以上、年齢計）について男女の賃金格差を見ると、正社員では、男性が34万3千8百円、女性が25万2千2百円であり、女性の給与は男性の73.4%である。非正規では、男性は21万8千4百円、女性は17万4千8百円であり、女性の給与は男性の80.0%である（2012年6月）²⁾。均等法制定当時（1985年）の賃金格差（女性正社員は男性正社員の59.6%³⁾）と比較すると、縮まってはいるが、なお、格差は歴然としている。

(2) 管理職の割合

管理職に占める女性割合の推移（企業規模100人以上）を見ると、1985年から2011年の間に、係長級では3.9%から15.3%に、課長級では1.6%から8.1%に、課長級以上では1.4%から7.2%に、部長級では1.0%から5.1%に、それぞれ増加している⁴⁾。しかし、比率はきわめて低い。欧米先進国において、女性が管理職に占める割合（2010

年)は、アメリカ 43.0%，フランス 38.7%，イギリス 35.7%，イタリア 32.8%，スウェーデン 31.2%，ドイツ 29.9%である。日本は 10.6%にすぎず、女性の管理職への登用が著しく遅れた後進国であると言わざるを得ない⁵⁾。

(3) 非正規雇用拡大の中心は女性労働者

非正規雇用の拡大の状況を、1992 年から 2012 年の 20 年間について見てみる(表 2 参照)。

雇用者総数は 4860 万 5 千人から 5353 万 8 千人へと 493 万 3 千人(男性 32 万 1 千人、女性 461 万 2 千人)増加した。正規の職員・従業員は、3807 万 3 千人から 3311 万 1 千人に、496 万 2 千人(男性 330 万人、女性 166 万 2 千人)減少したが、非正規の職員・従業員は、1053 万 2 千人から 2042 万 7 千人へと 989 万 5 千人(男性 362 万 1 千人、女性 627 万 4 千人)増加した。雇用者総数に占める非正規職員・従業員の比率は、21.7% から 38.2%に拡大した。

正規職員・従業員に占める女性の数と比率は、1169 万 4 千人・31.4% から 1030 万 2 千人・31.1%

に、非正規職員・従業員に占める女性の数と比率は、767 万人・72.8% から 1394 万 4 千人・68.3% へと変化した。また、女性労働者の中の非正規の比率は、39.1% から 57.5% に拡大した。

1990 年代以降の労働力市場の最大の特徴は、正規雇用の削減と非正規雇用の拡大であるが、非正規雇用の拡大は女性を中心に進行したと言うことができる。確かに、男性労働者の中にも非正規労働者が増え、非正規労働者に占める男性の割合も増加した。しかし、上述のように、989 万 5 千人増加した非正規労働者のうち、女性が 627 万 4 千人、率にして 63.4% を占めるのであり、増加した非正規労働者の中心は女性だったのである。また、女性労働者は 20 年間で 461 万 2 千人増加したにもかかわらず、女性の正規労働者は 166 万 2 千人減少したことでも特筆に値する。今や、女性労働者の 6 割近くが非正規労働者なのである。

(4) 家族的責任を果たすための離職

育児や介護、看護という家族的責任を果たすために離職せざるを得ない労働者が多数存在する

表 1 民間労働者の給与階級別、性別、給与所得者数・構成比(2011 年)

区分	男性		女性		合計	
	千人	%	千人	%	千人	%
100 万円以下	2,909	9.4	6,715	28.7	9,624	17.7
100 万円超 200 万円以下	2,613	8.4	5,641	24.1	8,254	15.2
200 万円超 300 万円以下	4,291	13.8	4,624	19.8	8,915	16.4
300 万円超 400 万円以下	5,636	18.2	3,065	13.1	8,701	16.0
400 万円超 500 万円以下	4,917	15.9	1,625	6.9	6,542	12.0
500 万円超 600 万円以下	3,433	11.1	834	3.6	4,267	7.8
600 万円超 700 万円以下	2,237	7.2	371	1.6	2,608	4.8
700 万円超 800 万円以下	1,584	5.1	199	0.9	1,783	3.3
800 万円超 900 万円以下	1,056	3.4	115	0.5	1,171	2.2
900 万円超 1,000 万円以下	676	2.2	62	0.3	738	1.4
1,000 万円超 1,500 万円以下	1,247	4.0	111	0.5	1,358	2.5
1,500 万円超 2,000 万円以下	259	0.8	22	0.1	281	0.5
2,000 万円超 2,500 万円以下	73	0.2	6	0.03	79	0.15
2,500 万円超	85	0.3	8	0.03	93	0.17
計	31,016	100.0	23,399	100.0	54,415	100.0

資料：国税庁「平成 23 年分民間給与実態統計調査」をもとに筆者が作成。

人数は「1 年間継続勤務した者」に「1 年未満の者」を加算している。

表2 男女別雇用者（役員を除く）数、正規・非正規の職員・従業員数及び割合の推移（千人）

		1992年	1997年	2002年	2007年	2012年
雇用者	総数	48,605 (100)	51,147 (100)	50,838 (100)	53,263 (100)	53,538 (100)
	男	28,971 (59.6)	30,157 (59.0)	29,245 (57.5)	29,735 (55.8)	29,292 (54.7)
	女	19,634 (40.4)	20,990 (41.0)	21,593 (42.5)	23,528 (44.2)	24,246 (45.3)
正規の職員・従業員	総数	38,073 (100)	38,557 (100)	34,632 (100)	34,364 (100)	33,111 (100)
	男	26,109 (68.6)	26,799 (69.5)	24,465 (70.6)	23,824 (69.3)	22,809 (68.9)
	女	11,964 (31.4)	11,759 (30.5)	10,167 (29.4)	10,540 (30.7)	10,302 (31.1)
非正規の職員・従業員	総数	10,532 (100)	12,590 (100)	16,206 (100)	18,899 (100)	20,427 (100)
	男	2,862 (27.2)	3,358 (26.7)	4,780 (29.5)	5,911 (31.3)	6,483 (31.7)
	女	7,670 (72.8)	9,231 (73.3)	11,426 (70.5)	12,988 (68.7)	13,944 (68.3)
雇用者総数に占める非正規の比率		21.7%	24.6%	31.9%	35.5%	38.2%

注：（ ）内は、総数に対する男・女の比率

資料出所：総務省統計局「平成24年就業構造基本調査結果の概要」(2013年7月)57頁の「表II-2-1」をもとに、筆者が作成。

が、その中心は、家族的責任の多くを担っている女性である。

ア) 出産・育児のための離職 妊娠時に就業していた妻のうち出産後に就業を継続した妻の割合は、2005年から2009年の5年間では、第1子で38.0%であり⁶⁾、出産を機に退職する妻は6割を超える。出産・育児のために前職を離職した者の実数は、2011年10月から2012年9月の期間では26万人（無業となった者23万7千人、転職した者2万3千人）に達するが、離職者の99%（25万8千人）が女性である⁷⁾。退職理由を見ると、女性正社員では、「家事・育児に専念するため、自発的に辞めた」（34.5%）、「就業時間が長い、勤務時間が不規則」（26.1%）、「勤務先の両立支援制度が不十分だった」（21.2%）の割合が高い。女性非正社員では、「自発的に辞めた」（48.1%）の割合が特に高く、次いで、「体調不良などで両立が難しかった」（19.0%）が続いている⁸⁾。

イ) 介護・看護のための離職 2007年10月から2012年9月までの5年間に、介護・看護のため前職を離職した者は48万7千人に及ぶ。このうち、2012年10月1日現在の有業者は12万3千人、無業者は36万4千人である。男女別では、男性が9万8千人、女性が38万9千人であり、女性が離職者全体の約8割（79.9%）を占めてい

る⁹⁾。

II 労働法制の改編と女性労働

(1) 1980年代後半以降の労働法制の改編

1980年代後半以降の労働法制の改編は、ア)男女雇用平等に密接に関わる分野と、イ)一般的な労働条件規制に関わる分野とでは、様相が大きく異なるものであった。前者では、法規制は、不十分な内容から出発したものの、改定が重ねられ、徐々に整備されていった。一方、後者では、労働時間や雇用形態に関する法規制の緩和が進行したのであった。

ア) 男女雇用平等に密接に関わる分野

a. 男女雇用機会均等法 1979年、国連総会において「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女性差別撤廃条約」）が採択され、日本は、1985年に同条約を批准するが、批准には国内法の整備が必要であり、そのために、同年、制定されたのが均等法である。

均等法は、当初、①募集・採用、配置・昇進の女性差別に関する規定が事業主の努力義務にとどまる、②女性差別を事実上温存するコース別雇用管理制度に対して有効な対応を欠いているなど、雇用平等を実現するには、きわめて不十分な内容

であった。しかし、その後、均等法は、二度にわたって、大幅に改正された。1997年には、①募集・採用、配置・昇進に関する規定を、禁止規定に改める、②事業主にセクシュアルハラスメント防止の配慮義務を課す、などの改正がなされた。2006年には、①禁止の対象を、「女性差別」だけでなく、男性に対する差別を含めた「性別による差別」に拡大する、②差別が問題となる事業主の行為に、降格、職種・雇用形態の変更などを追加する、③間接差別を禁止する規定を設ける、④セクハラ防止の使用者の義務を措置義務に改める、などの改正が行われた。

b. 育児・介護休業法¹⁰⁾ 育児や介護という家族的責任を担っている多数の女性にとって、育児休業や介護休業は雇用を継続していくために不可欠の制度であり、これらを定める育児・介護休業法も、男女雇用平等に密接に関わる法律である。

1991年、民間で働く男女労働者に育児休業の権利を保障する育児休業法¹¹⁾が制定された（施行は1992年4月）。背景には、合計特殊出生率が最低を記録した1989年の「1.57ショック」（丙午にあたる1966年の1.58を下回った）があり、同法の制定は少子化対策の一環でもあった。当初、育児休業期間中の所得保障はなかったが、1994年の雇用保険法の改正により、雇用保険から育児休業給付が行われることとなった。

1995年、日本はILO156号条約（「家族的責任を有する男女労働者の機会および待遇の均等に関する条約」）を批准したが、批准には介護休業の制度化が必要であったことから、同年、育児休業法の中に介護休業の規定を盛り込む法改正が行われ、法律の名称も変更された。新たに誕生した育児・介護休業法は、2004年と2009年に大改正された。2004年には、育児休業については、①適用除外とされていた有期雇用労働者のうち、一定範囲の者に取得を認め、また、②保育所の入所待ちの場合などに、「子が1歳6か月に達するまで」の育児休業期間の延長を認める改正がなされた。介護休業については、③育児休業と同様、一定範囲の有期雇用労働者に取得を認め、また、④「要

介護の家族1人につき1回、3ヶ月を限度」としていた内容を、「対象家族1人につき、要介護状態に至るごとに1回、通算93日まで」に改める改正がなされた。さらに、⑤子の看護休暇制度が創設された。2009年には、①3歳までの子を養育する労働者に対する短時間勤務制度（1日6時間）の創設、②子の看護休暇制度の拡充、③父母がともに育児休業を取得する場合、子が1歳2か月に達するまで、1年間の育児休業の取得を可能にする制度（「パパ・ママ育休プラス」）の創設、④配偶者が専業主婦（夫）であれば育児休業の取得を不可とすることができた制度の廃止、⑤短期の介護休暇制度の創設などの改正がなされた。

イ) 一般的な労働条件規制に関わる分野

a. 労働時間法制 最初に、指摘しておかなければならぬのは、労基法は、制定以来、女性の時間外・休日労働と深夜業について、男性よりも厳格な規制を設けていたが、それらは、1985年に、均等法の制定とセットで緩和され、さらに、1997年の改正で全廃されたことである。これによって、女性も男性と同様の長時間・過密労働に駆り立てられることとなった（後述）。

1987年、日本の長時間労働に対する国際的非難を背景に、労基法の労働時間法制が制定から40年ぶりに改正された。改正により、1週の法定労働時間は48時間から40時間に短縮されたが、一方で、「労働時間規制の弾力化」が図られ、変形労働時間制（3ヶ月単位、1ヶ月単位、1週間単位の3種類）、フレックスタイム制、みなし労働時間制（事業場外労働と専門業務型裁量労働制の2種類）が導入された。

変形労働時間制は、一定期間内の総労働時間に枠をはめるものの、割増賃金の支払いや三六協定の締結なしに「1週40時間、1日8時間」を超える労働を許容する制度であり、変則勤務と過密労働を労働者に強いるものである。3ヶ月単位の変形制は、1994年に1年単位に改定され、1998年には、1年単位の変形制の企業での活用が進むよう、導入要件が緩和された。

みなし労働時間制は、労使協定などで定める時

間を労働者が働いた時間と「みなす」制度であり、実際に働いた時間が正しく算定されないおそれがあり、労働時間規制を骨抜きにする危険性をはらんでいる。1998年の労基法改正で、新たな裁量労働のみなし労働時間制（企画業務型裁量労働制）が、労使の激しい対立の末、創設された（施行は2000年4月）。職場への導入の要件は比較的厳格であったが、2003年には緩和された。

b. 労働者派遣法 1985年に制定された労働者派遣法は、それまで職業安定法が事業として行うことを禁止していた労働者供給の一部を労働者派遣という概念で括って取り出し、それを事業として行うことを合法化した。派遣労働者の雇用は不安定であり、正社員の代替労働力として活用されるおそれがあるなど、弊害が大きいことから、派遣労働は、あくまで例外として、対象業務を限定して認められた。ところが、1999年の派遣法改正により、対象業務は自由化され、2003年には製造業務への派遣も解禁された。その結果、派遣労働者は急増し、2008年秋以降の経済危機に際して、大量の「派遣切り」を生み出すこととなった。

c. 有期労働契約法制 日経連¹²⁾は、1995年に公表した「新時代の『日本の経営』」（詳細は後述）の中で、有期雇用の拡大を戦略の一つに掲げ、有期労働契約の期間の上限を延長するよう政府に求めた。その背景には次のような事情があった。

企業の間では、労働者を恒常的な業務に就かせるにもかかわらず、解雇規制を免れるために短期の労働契約を締結し、それを更新しつつ、雇用が負担になった時点で契約期間の満了を理由に更新を拒否する（「雇止め」にする）という手法が広がっていたが、こうした手法は、解雇法理を類推適用する判例法理により否定される事例が増えてきた。そこで、使用者としては、雇用責任を回避したいので、契約の更新はしないが、専門職などについては、3年ないし5年間は労働者を拘束しておきたい。そのためには、有期労働契約の期間の上限を1年と定めている労基法の規定を変更す

る必要がある。このような使用者の思惑を実現するため、財界は契約期間の上限延長を政府に迫ったのであった。

政府は、財界の要請に応える形で改正に着手し、1998年と2003年の二度の労基法改正により、契約期間の上限は原則3年に、また、専門職などの場合には5年に延長された。

（2）女性労働への影響

ア) 長時間・過密労働の温存による雇用平等法制の無力化

均等法の制定過程において、経営側からは、「女性過保護論」や「保護なし平等論」が唱えられた。また、均等法制定の契機となった女性差別撤廃条約は、女性だけの保護は、母性保護を除いて廃止し、男女共通の労働条件として保護していくことを求めていた。これらを受けて、時間外・休日労働と深夜業に関する労基法の女性保護は、均等法の制定と同時に縮小され、その後、廃止された。

こうして労働時間規制は男女共通規制に移行したが、共通規制に移行後、ヨーロッパ諸国で規制が強化されたのとは反対に、日本では、規制緩和が進められた。その結果、正社員の長時間・過密労働は温存・拡大され¹³⁾、女性労働者の多くは正社員を選択できず、法制度は設けられたものの、男女雇用平等は進展しなかった。仕事と家庭の両立支援の観点から育児・介護休業制度が整備されても、正社員の労働が過重であるため、家族的責任を有する女性労働者の多くは正社員にとどまることができず、離職・転職を余儀なくされたのである（多数の女性労働者が、育児休業終了後の子育てと仕事の両立は困難と考えて、妊娠・出産を機に退職している）。

イ) 「日本の雇用の見直し」による女性の非正規労働者化

労働法制の本格的な規制緩和の発端となった日経連の「新時代の『日本の経営』」は、日本の雇用（終身雇用、年功序列）の全面的見直しを提言し、労使関係における財界の21世紀戦略の柱として、①雇用の流動化の促進、②労働者の個別管

理の徹底（目標管理、成果主義賃金）、③労働時間規制の緩和・撤廃を掲げた。その後、政府は、①の戦略に沿って、派遣法や有期労働契約法制の規制緩和に着手し、③の戦略に沿って、労働時間法制を改定していくのであった。

②の戦略は、年功序列の賃金体系を労働者個人の成果に基づく賃金体系に改めようとするものであるが、同時に、妻と子の扶養コストも含めた家族賃金の廃止を目指すものであった。この戦略が実行に移されることにより、家庭にいた、あるいは家庭に入ろうとしていた女性たちは、家族の生活費を賄うために、就労に駆り立てられることになったが（共稼ぎ家庭の増加）、長時間・過密労働の正社員として働くことは困難であったため、受け皿として準備された（企業が活用しやすいように規制が緩和された）有期雇用や派遣労働に吸収されていったのである。

まさに、女性の非正規労働者化は、財界と政府による総合的戦略の産物である、と見ることができる。

III 男女雇用平等の実現に向けた課題 －雇用平等へのアプローチ

(1) 労働時間の短縮をはじめとする正社員の労働条件の改善

均等法制定後の事態の推移から明らかのように、均等法や育児・介護休業法の実効性を確保するためには、労働時間の短縮をはじめとする正社員の労働条件の改善が不可欠である。労働時間の短縮等により、家族的責任を有する労働者は、責任を果たしながら正社員として働き続けることが可能になる。また、長時間・過密労働の解消に向けて職場の人員体制の整備や組織運営の改善が進めば、使用者や同僚から「二流労働者」・「厄介者」扱いされずに、気兼ねなく、育児休業や介護休業の権利を行使できることになる。

(2) 非正規雇用の制限と非正規労働者の地位・労働条件の改善

非正規雇用の制限と非正規労働者の地位・労働条件の改善は、男女を問わず、労働者全体の喫緊の課題である。労働法の根本原則である「直接雇用の原則」、「無期雇用の原則」に立ち返り、非正規雇用に対する規制の抜本的改正（派遣労働については、登録型派遣の禁止、製造業務への派遣の禁止、直接雇用のみなし規定の創設など。有期雇用については、有期雇用を合理的な理由のある場合に限定することなど。）が必要である。また、正規労働者と非正規労働者の均等待遇の原則を法律に明記する必要がある。

(3) 雇用を支える社会保障制度の拡充

介護のために離職する者など、雇用の場にとどまれず、男女雇用平等の仕組みや「仕事と家庭の両立支援」の制度そのものを利用できない者（労働者の権利を行使できない者）が多数存在することを考えると、雇用を支える社会保障制度の拡充は急務である。保育サービスや介護サービスの充実・強化が直面する課題であるが、中長期的には、労働政策と社会保障政策とを統合した総合的政策の確立が求められている。

おわりに－福祉国家と雇用労働

最後に、共通セッションのテーマである「福祉国家・労働・ジェンダー」にかかわって、福祉国家における雇用労働の位置づけ、ならびに雇用労働と社会保障の関係について考えるところを述べ、本稿を閉じることにしたい。

新自由主義を基調とする国家から福祉国家への転換は焦眉の課題であるが、新たな福祉国家では、雇用労働はどのように位置づけられるべきであろうか。また、それは、新自由主義の国家における位置づけと、どのように異なるのであろうか。

雇用労働は、従属労働あるいは他人決定労働ではあるが、労働者の発達に寄与する「労働」であることに変わりはない。日本国憲法や世界人権宣

言、国際人権規約（A規約）は労働権の規定を設けているが、それは、生活の糧を得る手段としての労働を労働者に保障するためだけではない。労働が人格の形成と発展に寄与すること、労働者の人間としての自己実現をめざす活動であることを承認し、こうした積極的意義を有する労働に従事することを権利として保障しているのである。

福祉国家においては、人間の成長や発達をもたらす側面を有するものとして雇用労働を位置づけ、雇用と労働条件の内容が労働権保障の趣旨にふさわしいものとなるよう、施策を実施していくことが要請される（労働の質の確保、ディーセント・ワークの実現）。雇用の場における男女平等の実現もその一環である。新自由主義にもとづく国家では、雇用労働は、労働者が企業利益の「おこぼれ」を得るための手段であり、専ら、企業の利潤追求に奉仕すべきものと位置づけられるのであり、違ひは明白である。

新たな福祉国家においては、基軸となる社会保障と雇用労働とはどのような関係に立つであろうか。福祉国家をどのように構想するかによって、答えは違ってくるであろうが、少なくとも、直面する日本の現実からは、両者の関係は、次のように言えるだろう。

労働者の生活を確保する上で、社会保障は重要性を増している（「家族賃金の廃止」などによる）。労働者が雇用を継続するためにも、社会保障の支えが必要である（「介護のための離職」がこれを物語っている）。一方、雇用は、社会保障の存立基盤である（例えば、社会保険の財源は労働者と事業主が拠出する保険料で賄われている）。

こうした両者の相互依存関係の深まりからすれば、労働政策・労働法と社会保障政策・社会保障法とは、接合・連携を大いに図っていく必要がある。労働運動は、社会保障の拡充をいっそう強く求めるべきである。

注

- 1) 正式名称は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。
- 2) 厚生労働省「平成24年賃金構造基本統計調査（全国）結果の概況」参照。
- 3) 労働省『働く女性の実情（昭和61年版）』「付表50」（資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」〔昭和60年6月〕）参照。
- 4) 厚生労働省・第120回労働政策審議会雇用均等分科会（2012年10月30日）配布資料3「男女雇用機会均等関係資料（改訂版）」の中の「役職者管理職に占める女性割合の推移（企業規模100人以上）」（資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」）参照。
- 5) 同上・「男女雇用機会均等関係資料（改訂版）」中の「女性管理職割合の国際比較」参照。
- 6) 国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査 結婚と出産に関する全国調査 夫婦調査の結果」（2011年10月）14頁「表5-1」参照。
- 7) 総務省統計局「平成24年度 就業構造基本調査結果の概要」（2013年7月）68頁「表II-2-10」参照。
- 8) 厚生労働省委託調査研究・三菱UFJリサーチ&コンサルティング「平成23年度 育児休業制度等に関する実態把握のための調査研究事業報告書」（2012年3月）185頁「図表III-26」参照。
- 9) 前掲・注7 総務省統計局「調査結果の概要」73頁、74頁参照。
- 10) 正式名称は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。
- 11) 正式名称は「育児休業等に関する法律」。
- 12) 日本経営者団体連盟。経済団体連合会（経団連）とともに、2002年に発足した日本経済団体連合会（日本経団連）の母体となった経営者団体。
- 13) 1990年代以降、労働者1人当たりの年間総実労働時間は、短時間労働者の比率が高まっていることから、全体としては減少傾向にあるが、「一般労働者」については2000時間前後で推移しており、高止まりの傾向にある（厚生労働省「毎月勤労統計調査」）。直近の2012年には「正規の職員・従業員」の14.0%が「過労死ライン」である週60時間を超える労働に従事している（総務省統計局「平成24年就業構造基本調査結果の概要」）。また、こうした統計数値には表われないサービス残業が広く存在していることにも留意する必要がある。

（なかじま まさお 京都府立大学）

福祉国家の変容と家族政策 —雇用・ケア・ジェンダー—

福祉国家の変容の二つの文脈は「男性稼ぎ主モデル」から「成人稼ぎ主モデル」への移行と、「福祉の契約主義化」である。直面する「新しい社会的リスク」の解決のためには、ジェンダー視点にもとづいた、福祉、有償労働、無償労働を総合的にとらえる理論と政策が必要である。



HARA Nobuko
原 伸子

はじめに

福祉国家は、本来、資本と労働の間の対立を調停することによって、高度に不平等な社会の文脈の中で、社会的秩序を維持する手段となっていた。けれども、1980年代以降、家族の多様化と労働市場の規制緩和を背景として「新しい社会的リスク」に直面している。すなわち、女性にとって賃労働と家庭生活の両立が困難になること、人口の高齢化が既存の社会保障の機能不全と「社会的ケア」（育児と介護をともに含む）の不足を招くこと、教育状況と労働市場の地位に結びついた社会的排除が生じること、福祉サービスの民営化によって社会的弱者が育児や介護の困難に見舞われることなどである。その結果、いまや「第二の重要な調停」が、従来は私的領域の問題とされていた家族とそのジェンダー関係に向けられており、家族政策は「傍流」から「主流」になった。

本稿の課題は、福祉国家の変容と家族政策の主流化が提起した問題をジェンダー視点にもとづいて明らかにするとともに、福祉国家の動態化の方針について検討することである。以下、「I」では福祉国家の変容の二つの文脈を明らかにする。「II」では、「社会的ケア」概念とジェンダー

平等との関連について考察するとともに、福祉、有償労働、無償労働の関連を総合的にとらえる理論と政策について考える。

I 福祉国家の変容の二つの文脈

(1) 「男性稼ぎ主モデル Male breadwinner model」から「成人稼ぎ主モデル Adult worker model」への移行

70年代までの福祉国家の枠組みである「男性稼ぎ主モデル」は、80年代以降、「成人稼ぎ主モデル」へ移行しつつある。その背景としてあげられるのは、一方における未婚や非婚、さらに単身世帯の増加などの家族形態の多様化と、他方における労働市場の規制緩和と流動化、そしてそれに伴う労働力の女性化である。その結果、家族には育児や介護などのケアの「不足」が生じるとともに家族内部のジェンダー関係、つまり男女役割分担が明るみにできるようになった。福祉国家は、「誰がケアを担うのか Who cares?」という「社会的ケア」をめぐる切実な問題に直面している。

例えば『平成23年度 社会生活基本調査』によれば、夫婦と6歳未満の子どもがいる世帯のうち、世帯外（保育園や幼稚園を除く）からの育児

支援を受けている世帯は約4割で、その大半が親族（祖父母など）からの支援である。また、2000年に介護保険制度が導入された後、一人当たり介護・看護時間には若干の減少が見られるが、介護者（介護を行う人）の数及び介護・看護時間総量は増加の一途である（15歳以上でふだん家族を介護している人は682万9千人で、男性が267万5千人、女性が415万4千人）。さらに職業的介護労働者（ケアワーカー）から介護を提供されている割合は約3割にとどまっている。2004年時点における調査によれば、この値は9.9%¹⁾であったことを考えると、この10年間に介護保険制度が定着してきたといえるのであるが、その一方、注目されるのは、2006年以降、「介護支援を利用していない人」の増加率（30.3%）は介護支援を利用している人の増加率（22.6%）をはるかに上回っていることである。しかも、介護者の介護・看護時間総量を見れば、約7割を女性が担っている。このような実態を見れば、わが国における育児や介護の「社会化」が家族主義を変化させたとは言えないであろう（落合他 2010）。つまり、福祉国家の変容は、一方で、「成人稼ぎ手モデル」を推進するのであるが、他方では、深刻な「社会的ケア」の不足が生じている。

とくに、一人親の女性のおかれられた状況は、福祉国家における雇用労働、無償労働（ケア）と福祉の関連を問う試金石である。彼女たちは、「男性稼ぎ主モデル」のもとで、労働市場における稼ぎ手と家庭におけるケアの担い手という二つの役割を担っている。しかもこの二つの役割は、「成人稼ぎ主モデル」と welfare to work 政策のもとでは、「義務」として強化されていく²⁾。『平成23年度 全国母子世帯等調査結果』によれば、一人親の女性の就業率は80.6%（生産年齢の女性の平均は63.0%）、平均年間収入は291万円（うち母自身の平均年間収入は181万円。差額は養育費と福祉的収入からなるが、養育費を受けている母子家庭は平成23年度、19.2%にとどまっており平均月額は約4.4万円）であり、児童のいる世帯の平均所得を100とすると、44.2にすぎない。また

母子世帯の就業状況は、正規職39.4%、パート・アルバイト等は47.4%（女性全体の平均はそれぞれ42.5%、44.3%）である。一人親の女性は、男女賃金格差と非正規労働という二つの格差に直面している。その結果、『平成22年度 国民生活基礎調査』によれば、一人親の子どもの貧困率は50.8%（母子家庭と父子家庭を含む。子どもがいる現役世帯の貧困率は14.6%）であり、OECD加盟国中、最も高い値を示している。

（2）「福祉の契約主義」—権利・責任・機会³⁾

戦後の福祉国家への道は、各国において多様な姿をとりながらも、市民と国家の「社会契約」のもとで、医療、教育、住居、所得補償など社会保障の給付・サービスを市民の権利として保障してきた。それはT.H.マーシャルの『シチズンシップと社会的階級』（1950, 1992）において定義されたシチズンシップの三つの権利、市民的権利、政治的権利、社会的権利のうち、社会的生存を保障する社会的権利とみなされる。

けれども、1980年代以降の福祉国家の変容のもとで、社会的権利は新たな様相を呈する。われわれはそれを、「福祉の契約主義」とよぶ。「福祉の契約主義」とは、国家とカテゴリーとしての市民との間の集合的合意ではなくて、国家と個人としての市民との契約関係を意味する。80年代以降、政府は、家族生活、労働市場、社会保障政策などのあらゆる領域で契約概念を使用しているが、それはまさに、福祉国家における社会的配置が多様化し、分断化し、個人化していることを知らしめるものである。

このような「福祉の契約主義」は、90年代後半以降の「第3の道」においても明白である。例えば、ニューレーバーの『縁書』（1998）には、「現代福祉国家の核心には、責任と権利にもとづく、市民と政府の間の新しい契約が存在することになるだろう」と述べられている。この契約にしたがえば、国家は契約にもとづいて福祉の給付をおこなうが、それは、責任ある行動という「準契約的な見返り」を要求する。具体的には、「失業

給付資格は、積極的な求職活動のような労働関連活動に強く条件づけられる。・・・両親への福祉給付は子どもの非行を防ぐことを条件としたり、福祉受給者には薬物治療を条件としたり、若いシングル・マザーには援助の条件として、監督者つき住居への入居が条件とされる」(White 2003: 13)などである。その一方、ニューレーバーは80年代の保守党政権とは異なって、ヨーロッパの社会統合政策における社会的包摶をアクティベーション政策(ニュー・ディール政策)によって促進した。それは、個人の「責任」(契約にもとづいて雇用や職業訓練を行うこと)に対応する「権利」として、政府による労働の「機会」が提供されることである。

しかし、失業は社会的排除を引き起こすかもしれないが、雇用が社会的包摶を意味するわけではない。社会的包摶が行われるかどうかは、提供される労働の質に関わっている。マージナルな仕事は解決とはならない(Atkinson, 1998: 9, 15)。事実、イギリスでは、1996/97年と2006/07年を比較すると、相対的貧困率は減少しているが、一方、所得格差は同時期に一時下落したあと、2004/05年には上昇し始めており、2006/07年は1996/97年レベルに戻っている。相対的貧困率の減少と所得格差の拡大の意味するところは何か。すなわち、一人親の母親たちに見られるように、社会的包摶戦略のもとで労働市場に包摶された人々は、そこで経験する非正規労働と低賃金によって労働市場のマージナルな位置に身を置いていると考えられる。

II 「社会的ケア」概念と ジェンダー平等

前節では、福祉国家の変容を、二つの文脈において検討した。一つは「男性稼ぎ主モデル」と「成人稼ぎ主モデル」のジレンマであり、もう一つは、「福祉国家の契約主義」化による welfare to work である。前述のように、福祉国家が直面する「新しい社会的リスク」の重要な要因の一つ

は育児や介護の「社会的ケア」の不足であった。しかも、ケアの担い手は、前述のように『平成23年度 社会生活基本調査』における介護者で見るならば、その7割が女性であった。福祉の契約主義化のもとで福祉の提供にたいして、もっぱら雇用労働の義務が求められるならば、「社会的ケア」の承認とジェンダー平等にもとづいた福祉国家の発展は困難である。それでは以下、エスピング・アンデルセンの「脱商品化」指標に対する、ジェンダー研究者による批判をたがかりに、「社会的ケア」の意味について検討しよう。

(1) ケアレジーム—ジェンダー視点による 福祉国家動態化の方法

①エスピング・アンデルセンの「脱商品化」指標のインパクト

すでに、居神(2003)が述べているように、エスピング・アンデルセンに対するフェミニスト研究者による批判は、福祉国家類型論を超えて、根源的次元の問題を提起したという。すなわちそれは、「脱商品化」指標がジェンダー盲目的であるという批判を超えて、無償のケア労働の意味を基軸に据えることによって、ジェンダー視点にもとづく福祉国家の「形成」と「持続」の論理を提示することになった。

ここであらかじめ、エスピング・アンデルセン(1990, 1999)の枠組みについて二つのことを指摘しておきたい。第1は、「脱商品化」指標の分析枠組みは、雇用労働と福祉との関係に限定されており、家庭における女性のケア労働の視点は入っていない。確かに1999年の著書では、「脱商品化」指標に対するフェミニストからの批判を受け止めて「脱家族化」指標が提起され、家族に対する公的支出の割合、デイ・ケアの普及率、ホーム・ヘルパーの普及率などの指標によって、家族内部における無償労働から女性がどの程度、解放されているかについて検討している。しかしその指標は、「社会政策(または市場)が女性に『商品化』のための自律性を与えられるかどうかの度

合いを示すもの」とされる。つまり、それは、女性が「脱商品化」するために労働市場における雇用につくことを意味する。そこでは、ケアを社会的に承認するという視点は明確でない。第2は、各レジームの比較は、主として保険原理(老齢、疾病、失業)による「脱商品」化のスコアに拠っており、社会的扶助はほとんど考慮されていない。ジェンダー研究者は、ジェンダーや人種の観点から社会的扶助が重要な意味をもつことが理解されていないことを批判した。

②「社会的ケア」とケアレジーム

ケア概念の「発見」はフェミニスト研究の重要な成果である。ケア労働の関係的特質とその社会的意味はすでに、80年代より先駆的業績がある(70年代の家事労働論争を前史とする)⁴⁾。90年代からは、さらに、エスピニアンデルセンによる福祉国家類型論のインパクトのもとで、ジェンダー平等を含意する分析概念として膨琢されていく。ジェンダー視点からの代替的モデルとしては、すでに、ジェーン・ルイスによる「男性稼ぎ主モデル」による類型化、ダイアン・セインズベリーの「男性稼ぎ主モデル」から「個人モデル」へ、ルイスとバーバラ・ホブソンの「社会的市民権保障のケア体制:理念型」モデルなどの代表的見解が紹介されている。それらのモデルはいずれ

も、エスピニアンデルセンの「脱商品化」概念が福祉と雇用との関係の分析にとどまっており、無償労働のケアへの視点が欠落していることに対するジェンダー視点による批判から出発している。

ここであらたに取り上げる「社会的ケア」の概念は、三つの文脈において「社会的」であると考えられる。第1に、ケア(育児、介護)の担い手が主として女性であるという意味において、男女役割分業という社会的規範を含意している。第2に、育児と介護は、社会的再生産の持続を可能にするという意味において社会的である。それは「男性稼ぎ主モデル」のもとでは、家族の中で主として女性によって担われていたのであるが、80年代以降の「成人稼ぎ主モデル」のもとでは、「誰がケアを担うのか」という問題に直面する。第3の文脈は、社会的ケアの社会的性格を承認することである。それは、育児休業制度(パパ・クオータなど)や労働時間の短縮などを通じてケア労働時間を男女間で平等に分割することを含意する。以下の表は社会的ケア概念の構造をしたものである(原2013:34)⁵⁾。

「社会的ケア」概念は、デイリーとルイス(Daly and Lewis 1998)によって、ケアを「構造化された社会的・経済的現象」として把握するた

表 社会的ケア概念の構造

概念	マクロレベル	ミクロレベル
指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアのインフラストラクチャ(労働、サービス、給付) ・セクター間のケア供給の分配 	<ul style="list-style-type: none"> ・誰がケアを担うのか、誰が給付の受給者か ・どのような経済的・社会的規範的状況のもとでケアがおこなわれているか ・ケアを担う世代の女性の経済的活動パターン
変化の軌道	配分の比重:国家 市場 家族 コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアの配分の変化 ・ケア提供者のアイデンティティの変化 ・ケアがおこなわれる条件の変化

出所:Daly and Lewis (1998: 8)にもとづいて筆者作成。

めの「発見的概念」とされている。それは、育児と介護をともに含むことによって、「概念的統一性」をもつとともに、一方で無償のケア労働を社会的に承認することを含意し、他方でケア時間が男女間で平等に分割されることを含意している。したがって「社会的ケア」概念のもとで、雇用とケアと福祉が連携しあうことになる。

(2) ワーク・ライフ・バランス政策の論理 —日本における議論

「ワーク・ライフ・バランス政策」は、「社会的ケア」とケアレジームによる福祉国家の動態化を考えるさいに重要な位置を占めている。それは、歴史的に見れば、われわれが資本主義の成立とともに失った、労働時間と生活時間の統一を図ることでもある⁶⁾。またジェンダー視点からは、女性と男性がともに、労働者でありケアの担い手である社会を構想することもある。しかし現実には、福祉国家の変容とグローバリゼーションを背景として、「ワーク・ライフ・バランス政策」は雇用政策と少子化対策にもとづいて展開されている。以下、その特徴を概観しよう。

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略（2000年12月）は、「車の両輪」となる二つの取り組みとして、「仕事と生活の調和」と「包括的な次世代育成支援」をあげた。同戦略にもとづいて、政府のワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議は「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」および「仕事と生活の調和推進のための行動指針」をとりまとめた。「ワーク・ライフ・バランス憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会とは「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」であるとされている。しかし現実には、その政策は、雇用政策と少子化対策という二つの柱として展開されることになった。

このような展開は、社会保障制度に対するグ

ローバリゼーションの影響を色濃く反映している。グローバリゼーションは、新自由主義の原理にもとづいて市場化を推進する。ここで重要であると考えられるのは、市場化とともに福祉国家における社会的権利を契約主義の下に置いたことである。welfare to work 政策は、個人のレベルで権利と責任のバランスを取る方向にかじを切るとともに、社会的給付を個人による就業責任に結びつけている。そこでは、「家族と子ども応援する」という家族政策が、雇用の多様化に対応した企業による「人材活用の見直し」や、「働きながら責任や要望を果たせる環境づくり」、さらに「キャリア権」という文脈で推進されることになる。他方、子どもに対する支援は、人的資本を増大する「社会的投資」として推進される。それらは、普遍的な社会保障ではなくて、むしろ選別的でターゲットを定めるという方向で進められる。

III おわりに—「社会的ケア」と ジェンダー平等

本稿の論点は二つある。一つは、福祉国家が直面している「新しい社会的リスク」の主要原因は「社会的ケア」の不足であること。したがって福祉国家の動態化のためには、ジェンダー平等にもとづいて「社会的ケア」を基軸とした「ケアレジーム」の方向性が求められることを述べた。もう一つは、「社会的ケア」はケアの社会的承認と、男女間でのケアの平等な分担を含意することである。政策的に重要なのは、「ワーク・ライフ・バランス政策」のもとにおける雇用とケアと福祉の総合である。けれども現実の政策は、雇用政策（雇用のフレキシビリティ）と少子化対策という二つの柱にもとづいて展開されている。雇用の多様化論や、女性の「選好」にもとづく少子化対策論は、「選好」の背後にある社会的権利の偏在や強制関係を無視することになる。雇用（有償労働）とケア（無償労働）の配分がジェンダー関係のもとでなされていることを考えれば、両者の「調和」は本来、ジェンダー平等によって達成さ

れるものである。

注

- 1) 2004年の数値は、落合他（2010）による。
- 2) わが国における母子家庭の就業率の特徴は、諸外国と比較して高い水準にあるだけではなくて、戦後一貫して80%を超える水準となっていることである。OECD, *Babies and Bosses*, 2005によれば、海外の一人親家庭の就業率は、アメリカ73.8%、イギリス56.2%、フランス70.1%、イタリア78.0%、オランダ56.9%、ドイツ62.0%、OECD平均では70.6%である。母子家庭の母が戦後の労働力供給システムに組み込まれてきたことは、藤原（2005）を参照されたい。
- 3) 以下の(2)は原（2013）を加筆修正したものである。
- 4) 家事労働論争の主要な論点は、主婦の家事労働が労働力の価値規定に入ることによって、市場における価値形成に加わるのか否かであった。それは、主として家庭内において女性に担われている無償労働を可視化するという意味で重要であった。しかし、機会費用化が可能な家事労働（炊事・洗濯・掃除・家族の送迎など）とケア労働（育児や介護）は理論的意味が異なっている。市場労働における労働の特質は(1)機会費用化が可能（誰がその労働を行うかは問題でない）、(2)分業労働の一部を形成する、(3)労働と労働者が分離可能であることである（Himmelweit 1995）。資本主義の発展につれて、前者の労働は市場化していくが、後者の労働は(3)の規定になじまない。これは、無償のケア労働に対してだけではなくて、有償のケア労働にもあてはまる。育児や介護の社会化にさいして重要なになってくるのは、ケアの質やケア労働者の労働条件は市場の「効率性」の論理では図ることができないということである。
- 5) ジェンダー研究者による、エスピング-アンデルセンの「脱商品化」指標の批判、および「社会的ケア」概念については、原（2013）を参照されたい。
- 6) E.P.トムソンは、18世紀から19世紀のイギリスにおける労働規律の形成を分析して次のように述べている。18世紀の農村社会では、時間は仕事に方向づけられていた。そこでは労働と生活の境目はあいまいであり、時間で区切られた労働よりも、「人間的で包括的な労働」（Thompson 1991: 358）が行われていた。だが工場制度の確立とともに、19世紀を通じて「時間の節約」のプロパガンダが労働者に向けられ続ける。こうして資本主義社会における「労働の規律」が

形作られた(*ibid.*: 395)。また、ヒュー・コリンズ（2003 = 2009）は、ワーク・ライフ・バランス政策における「有給の出産休暇」、「職場復帰する権利」さらに「育児休暇」を、労働者が労働の「柔軟性」を取り戻す「最初の一歩」と位置付けている。このような「ワーク・ライフ・バランス政策」の歴史的意味がジェンダー平等と連携して初めて実現するという点は、重要な論点であると考えられる。

参考文献

- 居神浩（2003）「福祉国家動態論への転回—ジェンダーの視点から」埋橋孝文編著『比較のなかの福祉国家』ミネルヴァ書房。
- 落合恵美子他（2010）「日本におけるケア・ダイアモンドの再編成：介護保険は『家族主義』を変えたか」『海外社会保障研究』No.170, 4-19。
- 原伸子（2012a）「福祉国家の変容と家族政策—公私二分法とジェンダー平等」大原社会問題研究所／原伸子〔編著〕『福祉国家と家族』法政大学出版局。
- 原伸子（2013）「福祉国家の変容と社会的ケア—雇用・家族・ジェンダー」『季刊 経済理論』第50巻3号, 31-40。
- 藤原千沙（2005）「福祉と女性労働供給の関係史—母の就業と母子福祉」佐口和郎／中川清編著『福祉社会の歴史—伝統と変容』ミネルヴァ書房、所収。
- Atkinson, A.B. (1998) "Social Exclusion, Poverty and Unemployment", in Atkinson, A.B. and Hills, John, Exclusion, Employment and Opportunity, CASE Paper 4, LSE.
- Collins, Hue (2003) *Employment Law*, Oxford: Oxford University Press. イギリス労働法研究会訳『イギリス雇用法』成文堂、2008年。
- Daly, Mary and Lewis, Jane (1998) "Social Care in the Context of Welfare State Restructuring", in Jane Lewis(ed.), *Gender, Social Care and Welfare State Restructuring in Europe*, King's Lynn: Ashgate.
- Himmeiweit, Susan (1995) "The Discovery of 'Unpaid Work': The Social Consequences of the Explanation of 'Work'", *Feminist Economics* 1(2), 1-19. 久場嬉子訳・解説「“無償労働”的発見：“労働”概念の拡張の社会的諸結果」『日米女性ジャーナル』No.20, 1996年。
- Tompson, E.P. (1991) *Customs in Common*, Harmondsworth: Penguin Books.
- White, Stuart (2003) *The Civic Minimum: on the Rights and Obligations of Economic Citizenship*, New York: Oxford University Press.

（はら のぶこ 法政大学・大原社会問題研究所）

公務労働の非正規化と ジェンダー

地方自治体に増大する非正規雇用と公務労働の「公共性」の矛盾、その根底にある「労働」と「ジェンダー」を非正規当事者の立場から考え、現場から解決の方向を模索してみたい。



KAWANISHI Reiko
川西 玲子

I はじめに

日本では男性正規雇用をモデルとした社会保障制度が設計されてきたが、雇用の流動化の中で非正規労働者の多くは社会保障制度から排除されてきた。非正規労働者で失業給付を受けられるのはほんの少数であり、多くは食べて行くためにさらに不安定で劣悪な賃金の仕事に従事せざるをえない。こういう労働者の増大が、労働者全体の雇用の劣化をさらに進めている。

日本の社会保障の基本は保険制度だから、保険料を払える賃金をもらえる事が前提だが、その賃金をもらえる安定した雇用がない。さらに問題なのは、その社会保障制度を担い、福祉施策を受け持つ国や自治体が、それらの権利から排除した臨時・非常勤を低賃金で働かせながら、使い捨てにする事が蔓延していることである。

自治体の臨時・非常勤は平均で3割を越え、5割を越えた自治体も珍しくはない。住民の権利を守り福祉の増進を役割にする自治体で、その業務に携わる非正規職員が権利も福祉の増進からも外されている状態で業務を担う事がいったい住民に何をもたらすのだろうか。そのような労働者が3

割、4割、5割となった時、職場や地域の労働者にどんな影響をもたらすのだろうか。しかも、自治体非正規の8割は女性である。結婚・出産・退職・再就職という「性別役割分担」の典型的な経過をたどってきた女性が多数を占めている。私もその典型の一人だが非正規労働者であり、女性である二重の差別の中で、任用期間一年という不安定な雇用を24年間更新して学童保育指導員として働いてきた。その経験をもとに、ワークライフバランスどころか、ワークもライフも破壊された労働者が公務労働を担うとはどういう事か、非正規雇用と公務労働の「公共性」の矛盾、その根底にある「労働」と「ジェンダー」を考え、現場から解決の方向を模索してみたい。

II 公務労働の非正規化で何が起こっているのか。

(1) 自治体臨時・非常勤の実態

総務省はこれまで自治体の臨時・非常勤の実態をなかなか把握しようとはしなかった。地方公務員法では自治体の仕事は原則として正規職員が行う事になっているため、任用要件から外れた非正規労働者がどの自治体でも蔓延している実態を把

握することは避けたかったのである。

総務省が臨時・非常勤の実態調査を始めたのは近年になってからだ。最初は2005年に簡単な調査に取り組み、ついで2008年、そして2012年の3回しか今までに実施していない。今回の調査で明らかになったのは、前回調査からの4年間で臨時・非常勤が10万人も増え60万人を越えたことである。そして調査対象外を含めると推定70万人といわれている。反対に正規公務員は1994年のピーク時より51万人も減って278万人となり、非正規置き換えに歯止めがかからっていないばかりかその速度は驚くほど早まっている。

全自治体の主な職種の臨時・非常勤の割合は、消費生活相談員86.3%、学童保育指導員92.8%、図書館職員67.8%、公民館職員64%、学校給食調理員64.1%、保育士52.9%、学校用務員52%など、5割を越える職種が続出している。また小中学校の教員の非正規化も急速に進み、正規58万7千人に対して臨時・非常勤講師は11万2千人になり、非正規率は16%、6人に1人は非正規教員となっている。

臨時・非常勤の主な職種の勤務時間は正規とまったく同じか少し短い勤務となっており、週の平均勤務時間は34.4時間で正規公務員の92%となっている。しかしいまだに日給制・時給制が6割を越え、時給制では900円未満、月給制では16万円未満が過半数、フルタイムで働いても年

収では200万円にも満たない「管制ワーキングプア」となっている。

さらに1年目も10年目も全く同じ賃金で昇給がない自治体は7割を越え、一時金なしは6割、通勤費なしは2割など、正規公務員とは大きく差別されている。

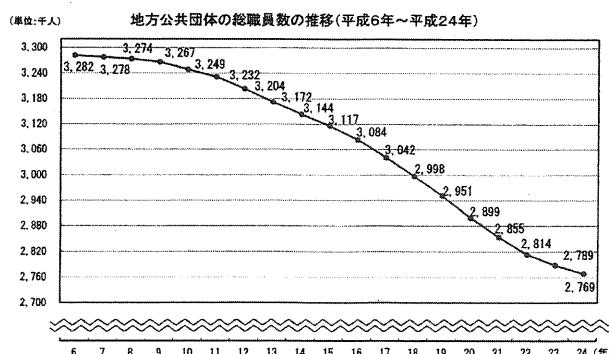
多くが保育・学童保育・介護など「仕事と家庭の両立支援」の職場で働きながら、ほとんどが自らは出産休暇・育児休暇・介護・看護休暇、病休さえもなく、出産・病気が縁の切れ目という両立からは程遠い労働実態におかれ、基本的人権の侵害ともいえる状態になっている。ケア労働が社会化されたとはいえ、大変不十分な量と質になっているばかりか、そこを支えるのは、劣悪な処遇の女性であるという日本の遅れている実態が浮き彫りになっている。

(2) 臨時・非常勤の増加の原因

なぜこのような劣悪な雇用の臨時・非常勤が増え続けたのだろうか。地方自治体は1970代頃から保育・学童保育などの福祉施策や、医療、社会教育、男女共同参画、各種相談窓口などの行政需要の拡大、多様化の要望が強まり、一方職員定数条例の縛りや財政上の理由によって正規職員を増やすことができず、安上がりの臨時・非常勤で必要な職を補ってきた。構造改革を掲げた小泉内閣のもとでは、正規が担っていた基幹的な仕事を非正規に置き換えるコスト削減だけではなく、「民

地方公共団体の総職員数の推移

○ 総職員数は、276万8,913人となっており、平成6年をピークとして平成7年から18年連続して減少。
〔対平成6年比で約▲51万人（▲16%）〕



で出来ることは民で」と公務の市場化が推し進められ、民営化、アウトソーシングに伴う人員整理をやりやすくするために、雇用の調整弁として期限付きの臨時・非常勤を活用してきた。正規職員は国の「集中改革プラン」によって徹底した削減を強要され、「三位一体改革」による国から地方への財政支出の削減が自治体を際限のないコスト削減に追い立ててきた。

住民の税金で作った公の施設（公民館・体育館・図書館・社会教育施設など）全国7万3000以上の施設に指定管理者制度が導入され、自治体周辺に数十万の期限付きの不安定雇用労働者が生み出された。また保育所や学校給食の民間委託が各地で強行され、違法派遣、偽装請負が蔓延し、入札のたびに委託料が大幅削減され、最終的に委託先の非正規労働者の低賃金で帳尻を合わせ、ここでも自治体が「ワーキングプア」を大量に作り出してきた。直雇用の臨時・非常勤と合わせると優に100万人を越える非正規労働者が公務労働を担っている状況が生まれている。このような安上がりの非正規労働者の増加は、当然正規公務員の賃金・労働条件を引き下げる役割を果たしてきた。

(3) 公務の非正規化は住民サービスにどんな影響を及ぼしているのか

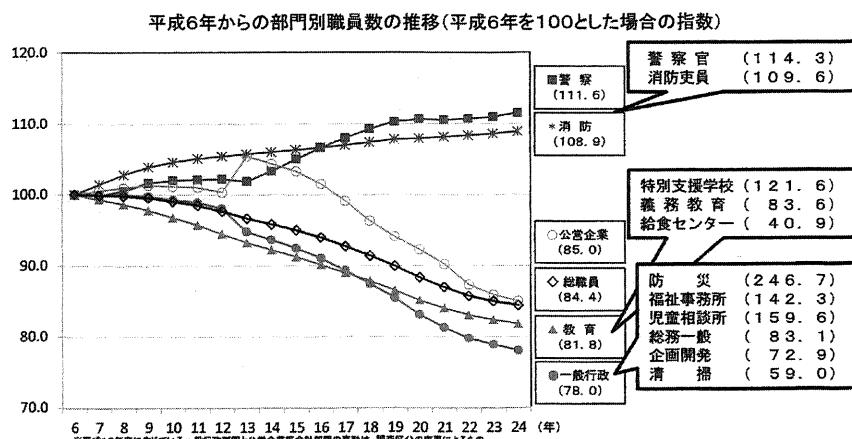
補助的・一時的業務ではなく、基幹的業務にそれも3~4割、多いところでは逆転するように非正規労働者が増えてくれれば、正規と非正規の仕事

の住み分けが難しくなる。当初は補助労働として採用されても、更新を繰り返すうちに身分や賃金は変わらないのに本格的な業務に組み込まれ、全員非正規の給食現場、非正規のクラス担任が常態化する保育園、夜勤もローテーションでこなす看護師、困難ケースに奔走するケースワーカー等が当たり前となった。職務の「境界」がなくなり、劣悪な待遇で責任だけは正規と同等に求められる。反面かろうじて正規・非正規の業務区分を守っているところでは、非正規が増えるほど正規職員の加重労働やメンタルの発症などが問題になってきた。

大阪自治労連では、このような状況が業務のあり方や住民サービスにどのような影響をもたらしているのか見極める必要があると考え、さまざまな職種の実態把握、現場からのヒヤリング、議論を通して、次のような問題点を明らかにしてきた。

見えて来た4つの問題点

- ①正規不充実の中で非正規が正規職員と同様の役割や責任をもって公務の戦力に組み込まれ、業務に必要な研修を受けることなく雇用された初日から住民に接することになり、「マニュアル」に頼らざるを得ない業務になること。
- ②「実施部門」と「企画部門」の業務分離がされているところでは、「実施部門」である各現場では、住民サービスの最先端で働いているのが非正規労働者である。



規職員であり、苦労も多いが住民に密着して臨場感を持って仕事の結果を受け止める喜びを感じることができる。一方「企画部門」の正規は報告を聞き、「机上の」企画・立案作りを住民の顔を見ないで行い、目標管理や達成率を上げるための業務にならざるをえない。

③非正規は切り分けられた業務の一部にかかわる契約になっている場合もあるが、実際はそれを越えた対応も必要になり、情報量の違いから住民に適切な対応ができなかったり、起きた問題が全体の業務運営に意見反映されない（会議への参加ができない）等の事態が起こってくる。会議からの排除は仕事への意欲とモチベーションに関わってくる。

④雇用形態の違いが仕事の協力、職場の団結の支障になっている。正規・非正規の違いが、上下関係になり、期限のある弱い立場では言うべき意見が言えなかったり、自分の権利が守れない非正規労働者が住民の権利を守ることは困難である。まして半年や1年で人を入れ替えたり「3年有期」となれば、カウントダウンの働き方にならざるをえない。正規とのパートナーシップは難しくなる。

職場の「仕事の質」は正規職員だけでつくられるわけではない。正規・臨時・非常勤、時には委託労働者や派遣労働者など、あらゆる雇用形態の労働者の力の総和がその職場の「質」をつくる。大変重要な問題だが、そこがバラバラにされてきている。

自治体の仕事に求められるのは、人権意識をもって公平に地域住民の権利を守る力、法律や制度、政策を駆使して住民の相談や困難に向かい知恵を出して解決していく力、担当部門を越えて連携し、力を合わせる連帯力が必要だと言われているが、今この公務労働者に求められている力が大きく変質させられようとしている。

（4）臨時・非常勤の「労働」は2つの矛盾の間で

非正規労働者の約5割が「有資格者」としての

専門的職種に従事し「恒常的・本来的業務」を担っている。正規置き換えの職場では、業務量と責任は同等、賃金は1／3という差別的扱いの中で臨時・非常勤は「もう、これ以上働かせるな」という思いと、今や業務には不可欠な存在となっている自覚から「住民の期待にこたえられる仕事がもっとしたい」という相矛盾する2つの思いを持って働いている。臨時・非常勤の仕事は圧倒的多数が福祉・教育・医療など子どもやお年寄り、病人、障害者など住民生活と密接しているサービスの最前線の仕事である。多くの臨時・非常勤職員は日々の労働を通して目の前にいる市民と切り結ぶ関係に、「役に立てる喜び」や「責任とやりがい」「誇り」を見出し、仕事に鍛えられて公務労働の性格を意識化していく。労働組合の春闘アンケートの「働きがい」についての質問では、いつも正規よりも倍近く非正規の方が「働きがいを感じている」と回答しており、非正規の中でも保育・学童保育・医療などでは3倍から4倍の数字を示している。このことは、また別の視点から見ると、苦労が多くても劣悪な処遇でも、その仕事に「やりがい」を見出して頑張れる人しか続けられないという事かもしれない。事実「仕事は大好きだけど、生活ができない」と辞めて行った若い仲間を何度も見送ってきた。有期で働く個人の努力に技能蓄積を委ねる行政サービスは不安定でいつでも劣化する危険を伴う。公務労働者ならではの「労働」に対する2つの矛盾する思いを2つとも大切にして、人間らしく働き続けられる職場にしていくことが自治体労働組合の役割だといえる。

III 公務非正規労働者と ジェンダー、何が問題か

（1）女性差別と非正規差別は表裏の関係

非正規労働者は38.2%になり、とうとう2000万人を突破した。女性は57.5%，男性は22.1%で女性が3倍近く非正規雇用で働いている。パート労働者の約8割、派遣労働者の6割は女性である。

日本の異常な長時間労働と男性モデルの賃金制度、税制、年金、医療制度も男性中心に制度設計がされている。根強く残る男女の性別役割分担意識によって、いまだに家族的責任は女性に重く、先進国には珍しいM字型雇用も克服されていない。保育、介護、医療などの社会保障の不十分さも女性に家族的責任を押し付けていた要因になっている。さらに問題なのは、自民党の憲法草案はそれを強める方向を打ち出していることである。

不十分な男女雇用機会均等法（1985年）とセットで改定された労基法の女子保護規定の撤廃は、私たちが心配していたように、男性並みに長時間働くことを受け入れられない女性たちはパートや派遣労働者へと移動せざるを得なくなるという結果をもたらした。しかし、日本のパートの現状は世界でも例を見ない制度である「社会保険の被扶養限度130万円問題」、「所得税非課税限度103万円」の二つの壁が「パートは家計補助だから安くてもいい」と賃金抑制機能として働き、異常なパートの超低賃金を生み出してきた。年収200万以下の8割は女性であり、女性の貧困は今や社会問題になっている。

「女性だから安くてもいい」という直接差別から「非正規だから安くてもいい」という間接差別に置き変わっただけで、正規と非正規の差別の中には女性差別が厳然と存在している。根本的な性別役割分担の解消や積極的な差別解消の法的措置等が取られない限り、差別は形をえていつまでも生き残る。安倍政権が成長戦略の一つとして推進する「限定正社員」はそういう意味でも、少数派になってきた女性正規労働者をここに引きずり込み、女性をまたもや不安定、安上がりの労働力に仕立てていく狙いがあるのではないか。

（2）自治体の人事費抑制は「性別職域分離」を拡大・固定化

自治体で働く臨時・非常勤の実に80%が女性である。臨時・非常勤のおもな職種の女性比率は保育士96.2%，学童保育指導員92%，給食調理

員96.1%，看護士・準看護士97.2%，一般事務80%，教員64.5%となっている（2012年総務省調査）。もともと自治体では「専門職」または「専門職的」職種の構成比率が民間よりも高く、しかも「性別職域分離」の典型と言われていた女性職（「婦」がつく職種）と言われた、看護婦、保健婦、保母、教員などの職域がある。自治体の臨時・非常勤の配置は保育園、幼稚園、学校（教員・給食、学童保育）、病院など、もともと女性比率が高い職場、職種にみごとに集中している。

国の強力な指導のもとに進められた「行財政改革」や「人件費削減」のもとで、正規職員の退職不補充と新規採用ストップや抑制が行われたが、男性比率が高い警察や消防ではこの間もむしろ人員を増やし、反対に正規職員から非正規職員への置き換えが前記のような女性比率の高い職場・職種に集中的に進められた。またそれだけでなく自治体の市場化が強行され、保育園・学校給食・病院などの民間委託が進み、さらなるコスト削減が追及される中で、職員の非正規化がますます進行しその結果としてさらに女性比率を高めていく循環をつくりだしている。自治体行政が主導して「性別職域分離」の固定化・拡大をしていると言っても過言ではないと思われる。

（3）日本では確立されていない「職務評価」

2013年4月から完全施行された「改定労働契約法」の20条では、職務が同じならば、雇用に期限があることを理由に待遇に差別をしてはならない、という規定が盛り込まれた。職務が同一かどうかが改めて労働現場で問われることとなる。しかし日本ではまだ、職種や性別が違う場合や、正規・非正規等の、職務の同一性について「職務評価」の手法が確立されていない。このような中で厚生労働省は初めて「要素点数法による職務評価のガイドライン」を昨年11月には作成し、全国で事業者などを集めて説明会を実施している。しかし、評価項目に仕事の「負荷」や「作業環境」などが多く、ILOなどの国際基準からみても職務相互を評価する制度としては問題が多く、

女性・非正規の賃金水準それ自体も問題にしないものになっており、ジェンダー中立の職務評価手法とはとてもいえない。今後、20条をめぐって訴訟なども相定され避けて通れない課題になっている、厚労省ガイドライン批判と合せて働く側からのさらなる検討・研究が必要となっている。

(4) 自治体非正規の低賃金・劣悪な処遇は「間接差別」とILOへカウンターレポート

ILO「条約勧告適用専門家委員会」は100号条約（男女同一価値労働同一賃金）にかかわって、08年3月「報告書」を出し日本政府に対して情報提供と報告を求めている。その内容の大要は『(1) 男女賃金格差が、非常に大きく、しかもフルタイム労働者間での賃金格差は04年の31.2%から06年に32.9%へ拡大していることを懸念し、根本的要因に対処するための日本政府の行動についての情報提供を求める。(2)「パートタイム労働法」の改正（日本政府は男女間賃金格差の削減に寄与すると主張している）にかかわり、①改正パートタイム労働法の実際の適用状況、②法改正が男女間賃金格差の解消にどの程度寄与したか、③改正法による賃金差別の保護によって利益を得るパートタイム労働者の男女別比率、④この保護をさらに拡大することを考えているかどうか、の報告を求める。(3)報酬に関するあらゆる形態の間接差別については、本条約に即した措置が講じられるべきだ、としつつ、男女雇用機会均等法による間接差別禁止措置に関する詳細な情報の提供を求める』というものである。

しかし、報告を求められている日本の「パートタイム労働法」は公務非正規を適用除外としているため、日本政府がILOに回答しても自治体非正規のことにはなんら触れない可能性がある。年々増え続け、フルタイムで働いても年収200万円以下が圧倒的で、しかもこの存在が自治体業務の委託・請負・派遣労働者や地域のパートの時給を引き下げる悪い連鎖を引き起こす元凶になっているのだから、このような公務非正規の実態をILOに届けることが日本の非正規の差別と、男女

の賃金格差の改善のためにはどうしても必要ではないかと考え、私たちは全国から非正規労働者からのリアルなレポート36本を携えILOを訪問した。

ILOに私たちが訴えた4つの論点

第1は日本の自治体非正規（臨時・非常勤）の置かれている法的位置づけと実態の乖離についてである。地公法・地方自治法では、自治体の恒常的・本格的業務は正規職員が行なうとし、臨時の職や緊急の場合に臨時職員を、非常勤の職については非常勤職員を任用することができるとしている。しかし実態は正規職員を配置すべき本格的・恒常的職にも臨時・非常勤職員を置き換えて「地公法の想定外の運用」が行われていること、第2には保育園や学校給食をはじめ非正規労働者が全職員の半数以上を占める職場も少なくなく、業務運営の中心を担う不可欠の存在になっているにもかかわらず、生活できない賃金・人間の尊厳が碎かれた労働条件のリアルな実態（レポート）、第3にはこれらの非正規労働者は、公務員法からも民間の非正規労働者を保護する法制度からも除外され、その賃金権利・労働条件を保護する法律がないこと、第4に同じ業務を担っていても正規と非正規の身分差別ともいえる大きな格差があり、そして不利益を受けている非正規の構成の8割が女性であるという実態は「間接差別」にあたる、というものである。

ILOのコメントと100号条約（同一価値労働同一報酬）専門家委員会の意見

要請に対し専門家委員から「みなさんからの情報、実態、職場での実際の経験は、日本の自治体非正規労働者のリアルな状況を委員会に伝え、今後の委員会の議論に力を与える大変重要な情報だった」「正規と非正規の差別がジェンダー（女性差別）に深く関わっていることもよくわかった。特に間接差別にかかわっては、これまで日本のコース別人事について審議してきたが、非正規問題は間接差別の議論に新たな次元を与えてくれ

るものです」とコメントした。

そしてその後2011年には、ILO100号条約専門家委員会から日本政府に対して以下の報告がされた。

(自治労連の要請と関連した部分のみ要約)「委員会は自治体におけるパートタイム労働者、派遣労働者に関する日本政府の統計により女性のパートタイム労働者、派遣労働者の割合が高く、特に医療や介護の分野(医療技術、看護師、保育、給食)でもっとも高いことを示していることに留意する。これらの分野の女性の割合は約90~98%にのぼる。委員会はパート労働者に与えられている保護が公務労働者には適用除外になっているという自治労連が提出した情報に留意する。委員会は日本政府に、民間のパートタイム労働者に与えられている保護規定が自治体のパートタイム労働者にも適用されるように考慮がなされているかどうか等、自治体における正規と非正規労働者の間の待遇の差に取り組むために講じるべき対策について情報を提供することを求める」というものである。

国際労働基準より大きく遅れている日本の状況を引き続き明らかにしていくことと同時に、実効あるパート法の改正と公務非正規への適用、40年も前に批准している100号条約に準じて労基法第4条をはじめ男女雇用機会均等法など国内法の整備をすることなしに男女差別、非正規差別が解消しないのは明らかである。法改正を含め早急な対応が求められている。

IV おわりに

「期限のない仕事に期限をつけて雇用するな」(有期雇用の制限)「同じように働くなら、同じように扱え」(均等待遇)これが私たち女性・非正規労働者の30年以上も前からの2大要求であった。そして、残念ながら今も変わらない私たちの闘いの2大目標である。しかしさらに問題なのは、今や「雇用の安定」と「賃金引上げ」が女

性・非正規だけの問題ではなく正規を含めた日本の労働運動の克服すべき重要課題になっていることだ。このことは何を物語っているのだろうか。

長い間労働運動にかかわってきた自らの反省を込めて言えることはやはりこれまでの労働運動は、男性・正規・公務員・大企業中心の運動であって、女性・非正規・中小企業の労働者を取りこぼしてきたと言っていいのではないだろうか。男性・女性、正規・非正規、公務・民間の立ち位置、到達点の違いを越えて、共同の運動を構築することなしにこの課題の達成はない。どの分野を取り残しても達成できないばかりかより低い方に全体が取り込まれていく、というのがこれまでの労働運動の痛い教訓ではないだろうか。

反面そういう中でも、正規・非正規が共同で闘い続け、賃金は正規のモデルラインの時間按分(均等待遇の基準は時間差のみ)の給料表を勝ち取り、一時金も同率支給を勝ち取っている労働組合もある。非正規が自らの要求を掲げて労働組合を結成し、均等待遇を掲げて闘い続け、正規の組合が支えた結果がこの到達を勝ち取った、これも貴重な教訓である。

今後、社会保障全般にわたる改悪が予定されている。生活保護改悪を突破口にして医療・保育・年金、国保、税制などの制度改悪が計画されている。公務労働者がそれぞれの悪政の執行者として、住民と向き合うことにならざるをえない。しかし、分断、パッキングからは何も生まれるはずはない。公務労働者が本来果たすべき役割、「全体の奉仕者」(憲法15条)として「住民の福祉の増進」(地方自治法第1条の2)の立場に立ちきる闘いを住民と共に築く中で、正規・非正規を問わず全ての公務労働者が「やりがい」と、「誇り」を取り戻すことを確信している。そのためのさらなる団結を期待したい。

(かわにし れいこ 所員 元自治体非正規労働者)

「失われた 40 年」

—異端のエコノミストの警告—

日本経済が混迷に陥っているのは、バブル崩壊後の「失われた 20 年」で成長率を失ったからではない。高度成長の終焉とともに成長減速化への適応を間違ったからである。

TAKAHASHI Nobuaki
高橋 伸彰

I はじめに

日本経済の長期にわたる停滞を「失われた 20 年」と呼んで、その要因をバブル崩壊以降の成長率の低迷に求める議論が多い。昨年（2012 年）12 月に政権に復帰した自民党の安倍晋三首相が掲げる経済政策（アベノミクス）でも、「1990 年代初頭におけるバブル崩壊を大きな節目として、日本経済は現在に至る約 20 年間、総じて低い経済成長に甘んじてきた。この間の日本の実質国内総生産（実質 GDP）成長率は 0.8%，名目国内総生産（名目 GDP）成長率は▲0.2% にとどまり、日本人の実質的な購買力の大きさを表す実質国民総所得（実質 GNI）の成長率も 0.6% と OECD 諸国の中で最も低いパフォーマンスとなった。さらに、このプロセスの中で、日本経済は戦後初めて、また、世界の中でも例外的に、デフレを経験することとなり、多くの国民が生活の豊かさを実感できなくなった」（『経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～』2013 年 6 月 14 日閣議決定）と指摘し、低成長とデフレからの脱却こそが日本経済再生の課題だと位置づける。

こうした通説とは異なり、筆者は戦後日本経済

の転機は 1970 年前後にあり、その時期に高成長から低成長への対応を間違ったことが今日に至る長期停滞の根因だと考えている。それは、池田勇人元首相のブレーンとして『所得倍増計画』のシナリオを書いた下村治（『経済大国日本の選択』東洋経済新報社、1971 年）によれば、輸入技術を梃子とした日本企業のイノベーションが払拭した時期でもあり、在野のエコノミストとして活躍した高橋亀吉（『戦後日本経済躍進の根本要因』日本経済新聞社、1975 年）によれば、小国だから許された量的成長から、大国としての節度を持った質的発展への移行が求められた時期でもあった。

下村は統計と理論を駆使して当時の日本経済の実力を診断し、高橋は歴史と実践を通して日本経済の置かれている状況を分析した。二人のエコノミストに共通するのは、既成の学者が根拠とする輸入の経済理論や政府・日本銀行のエコノミストが唱える「権威」に惑わされず、自分自身の眼（知見）と判断力（経験）で日本経済の可能性と限界を見抜くことに尽力した点である。二人が遺した業績に関する総合的な分析は別の機会にゆずるとして、本稿では、高度成長の終焉と日本経済の基盤革命（転回点）を直覚した二人の警告に焦点を当てて論じることにしたい。

II 下村治の減速論

下村治は1973年末の第一次石油危機を境に、高度成長論者からゼロ成長論者に変節したと言われているが、変節したのは下村の日本経済に対する考え方よりも、むしろ日本経済の成長条件のほうだった。成長条件の変化による日本経済の成長減速について、下村は石油危機以前の1970年頃から論じはじめており、1972年5～6月にかけて、当時“強気派”として知られていたエコノミストの竹中一雄との対談（『日本経済の転回点』東洋経済新報社、1972年、以下『転回点』と略す）のなかでは、次のように述べている。

「日本経済はほとんど二〇年間、一本調子の速度で伸びてきたわけですが、こういう成長の時代は昭和四五（一九七〇）年度ごろを境として終わって、これからは成長の傾向が減速過程に入る、というように私は考えている……減速というのは、いまでもなく速度がだんだん落ちるということであって、低速ということでもなければ、中速ということでもない。高速から中速に、中速から低速に、低速から微速に落ちる。そういう変化が起こることが、減速という意味……高度成長の状態からだんだんと中速度に移り、やがて一〇年から一五年後には低速度の状態に落ちて、やがて低速度と言うよりも微速度になるかもしれない。そのような長期的な変化の過程に〈日本経済〉はいろうとしている」（引用箇所の括弧内は筆者付加、以下同じ）

下村が日本経済の成長率は一九七〇年度をピークに減速はじめ、いずれゼロ成長になると論じたのは、欧米と日本の間の技術格差がほとんどなくなりはじめていたからである。下村は「〈日本の〉国民の能力、経営者・技術者の能力、潜在的な知能程度などは、欧米の国々と大差ない……それにもかかわらず、生産性向上＝イノベーションの速度が、欧米諸国の二倍・三倍でありえた」

（『転回点』）のは、能力の差ではなく、欧米と日本の間に非常に大きな技術格差があったからだとしたうえで、「もはや導入技術によるイノベーションはありえない……新しい〈独自の〉イノベーションによる〈これから先の〉成長の時代は、緩慢な成長の時代になる以外にない」（同上）と減速の理由を述べている。

また、下村は減速の長期的な行方に関しては「やがてゼロ成長になるかどうか－これは議論の余地がありますけれども－しかし一五年も二〇年もたって、経済がいまのようなはなばなし成長を示さないように変わったとしても不思議じゃない」（『転回点』）と言って、減速とは安定的な成長軌道に乗ることを意味するのではなく、成長率自体が時間の経過と共に低下していくことだと指摘している。さらに、石油をはじめとする資源の制約が成長に及ぼす影響についても、「資源がなくなったら資源利用の経済成長がストップするというの、あたりまえのことです。ただ、五年一一〇年の間にそういう制約が出てくるかどうか。もし出てくるのであれば、それは心配しなければならん」（同上）と言って、石油危機が実際に生じるかどうかは別にしても、仮に起きれば資源利用の成長が止まりゼロ成長に陥るのは当然だと語っているのである。

III 高橋亀吉の低成長論

高橋亀吉も1970年ごろを境に日本経済が新しい次元にはいったことについて、次のように述べている。

「戦後のわが経済の高度成長は、重化学工業が新たにその発達要因に恵まれ飛躍的発展をとげたことにある。それはいわば少青年期的量的発達であったが、大体に昭和四四（一九六九）－四五（一九七〇）年を画期にして、こうした量的発達は成熟期に到達し、その後の発達は、壮年期的質的発達に進化せざるをえない段階に転入した。それはまた、従来の高度成長の加速期から減速期へ

の転入を意味するとともに、国民経済構造そのものも、産業設備偏重経済から、社会設備と国民福祉施設との比重の増大段階に進展するにいたったことを意味する』（『日本経済の基盤革命』東洋経済新報社、1973年、以下『基盤革命』と略す）

高橋は別の著書（『低成長にどう対応するか』東洋経済新報社、1976年、以下『低成長』と略す）でも、「戦後のわが経済の大躍進は、戦前には発達至難であった重化学工業が、戦後、西欧を凌駕する世界一流となりえたことにある」と述べたうえで、その根因として第一に「戦前には欧米に比し著しく不利であった、重化学工業原料、特に鉄鉱、粘結炭、石油等の資源が、戦後新たに太平洋岸において大規模に開発せられ、その結果これらの原料を、欧米先進国に比し少なからず有利に入手しうるに至ったこと」、また第二に国内に内在していた要因として「①優良な港湾と臨海工場立地が豊富に空いていた、②水資源が豊富であった、③優秀かつ低廉な労力が豊富に存在していた、④世界最新の高度技術を消化しうる能力が戦時経済中養われていた」こと、さらに第三として「太平洋岸地域は重工業発達の処女地だっただけに、日本がひとたび欧米先進国と競争に勝ちうる実力を身につけられれば、国内的にも、国外的にも、重化学工業の急発展しうる余地が多大にあいていた」ことを挙げている。

高橋が成長減速を論じはじめた段階では、まだニクソン・ショックも、石油危機も生じていなかった。だが、すでにその段階で国内要因の変化によって、日本経済は高度成長からの転換（減速）を余儀なくされていたことを高橋も、また下村も見抜いていた。当時（1970年9月）の対談で高橋は減速論の結論は下村と同じだと認めながら、「けれども、そこへたどりついてきた根拠は、ややちがうのですね。下村君の分析は、やはり統計的に見てそういう結論に到達しているわけです。しかし、ぼくのほうは、歴史的にみているわけですが、それでも減速に入ろうとしている」（『基盤革命』に収録）と述べている。

実際、下村は『転回点』のなかで、自らが試算した長期的な経済予測の値を示しながら、“強気派”の竹中が示す楽観的な見通しを批判し、持論である減速論を展開したが、高橋は『基盤革命』の中で「発達が一定の成熟段階に近づくと、その発達力は漸次減速し、鈍化はじめる……基準となる GNP の絶対額が大きくなっているから、経済成長率そのものは。ある程度減速し鈍化する傾向を示すが、それは分母が大きくなうことと、発展内容が進化したことに基づく」と述べ、具体的な統計数字を示すことなく、長期的な成長のカーブ（成長率）が時間の経過と共に緩やかになることをもって減速は必然だと論じたのである。

高橋は石油危機後に改めて日本経済の成長減速化の過程を振り返り、「高度成長条件の第二次変化の劇的露呈は、四六年八月のニクソン・ショックであった」（『低成長』）と述べている。劇的に露呈したのは、日本の重工業品が国際市場で優良廉価の信認を得るようになったことであり、それが逆に「相手国の既存産業の存立を脅かすに至り、自国産業保護の立場から」（同）アメリカを皮切りに日本製品の輸入制限的政策が国際的に拡大したと言うのだ。

IV 戦後日本経済における岐路

しかし、ゆっくりと時間をかけて適応すればよいと高橋が考えていた成長の減速化は、ニクソン・ショックからわずか二年後の石油危機によって急速な展開を強いられることになった。それは、既述した下村の予想通りに「資源利用の経済成長をストップさせる」ほどの影響を日本経済に与えたからだ。高橋の言葉を借りるなら石油危機の影響は「きわめて強大かつ急激であり、〈すでに減速期に入っていた〉わが経済発達の低速化を相乘し、増幅さすに至った」（『低成長』）のである。

このように石油危機の勃発によって日本経済の成長率は、高橋が想定していた減速化の軌道よりも大きく下方に押し曲げられ、一気にマイナス成長にまで転落した。だが、ここで見落としてなら

ないのは、すでに国内的な制約要因の顕在化や輸出に対する国際的な環境変化によって日本経済は成長の減速期に入っており、その減速化に石油危機は“重層的および相乘的”な影響を及ぼしたに過ぎず、高度成長の軌道を順調に進んでいた日本経済を不意に直撃したわけではないという点である。したがって石油危機の衝撃に目を奪われ、その対応だけに終始すると、すでに進行していた減速化への適応、すなわち量的発達から質的発達への変革が積み残されてしまう危険が、石油危機後の経済政策には胚胎していたと言える。ここに、下村と高橋が成長の減速と、減速への適応を論じてから40年以上が経過したにもかかわらず、日本の経済政策が“成長”的二文字から離脱できない根因が潜んでいると言える。

成長の減速化への対応とは、高度成長経済の単なる量的な縮小ではない。高橋によれば、国民経済そのものの構造的改革を必須とし、中でも「長期展望上、もっとも重要なのは国民生活態様の改革」(『低成長』)である。そのために「従来のモデルチェンジ的使い捨ての代わりに、丈夫な物を買い、かつ修繕してこれを長く使う生活様式への改革が不可欠」(同上)だと高橋は言う。

経済の成熟化に伴う成長減速への適応は「普通は十何カ年の長期間にわたって漸進するものが」(『低成長』)、日本経済の場合は減速が始まつたとたんに、ニクソン・ショックと石油危機に見舞われ、わずか3年ほどで成長率は二桁台からマイナスにまで急落した。この急激な変化のなかで問われたのは石油危機と、その成長制約によって加速された成長の減速に対して日本の経済社会はいかに適応するかであった。ところが、当時の政府や財界は、石油危機によって急落した成長率を少しでも早く安定的な水準に回復させることが焦眉の課題だとして、景気対策(成長政策)を最優先に据えた。これに対し、下村と高橋は本来であれば10数年かけて進むはずの成長減速が、ニクソン・ショックに続く石油危機で短期間に終了と見なし、高度成長期の発想で財政・金融政策を駆使して成長率の回復や物価の抑制を図るより

も、急落した成長に日本経済が適応することのほうが重要だと主張した。いまから振り返れば、このときの政策選択が戦後の日本経済においてもっとも重要な岐路だった。

歴史にイフ(もしも)はないが、石油危機後の政策選択をめぐるイフは現在も続く成長政策の是非を論じるうえでは、いまこそ問うべきイフである。なぜなら、もしも日本経済が下村と高橋が唱えた道を選択していたなら、その後の日本経済の歩みは大きく変わり、現在の日本が直面する多くの経済的困難も回避できていたかもしれないからだ。実際、下村は「高度成長時代には、いろいろな経済的困難があれば、積極的な財政金融政策をとって拡大均衡で解消できた。しかし石油の制約によって与えられた経済的困難は、その制約の下で可能な途をあらためて見つける努力をする以外にないのであって、積極的な財政金融政策をとったからといって解消はできない。石油の制約そのものは、財政金融政策では除去できないからである」(『日本経済の節度』東洋経済新報社、1981年、以下『節度』と略す)と述べ、「このような石油の制約を無視した拡大策の、いわばとがめ」が、財政の破綻だと喝破している。

下村が言うように「高度成長時代ならば、それ〈財政の拡大による不況対策〉は成功したに違いない」(『節度』)、なぜなら「高度成長時代には、財政が拡大するということと平行して、民間産業活動に非常に強力な拡大が生じたからだ」(同上)。しかし、民間経済の成長による「自然増収によって〈財政〉赤字は解消できるという考え方」は、高度成長を前提としてしか成り立たない」(『節度』)シナリオである。石油危機以前から成長の減速がはじまっていた日本経済においては、財政支出によって民間企業の設備投資を誘発し、安定成長を維持できたとしても、その結果、財政が均衡するだけの税収が増える「拡大均衡」は、もはや実現できなくなっていたのである。

不況の際は赤字公債を出して景気回復に努めるべきだと、高度成長期の最中(1965年)に当時の福田赳氏大蔵大臣に進言した高橋も、石油危

機後（1975年）には、「単純な赤字公債増発論に対し私は反対なんです。というのは、不況の際は赤字公債で景気を回復せよというケインズの理論は、実は二つを大前提にしているのです。第一はその歳入減が一時性の不況によるものであること。第二は物資の供給力が豊富であることです。ところが、現在は、その二つの大前提が違っているのです」（『低成長』）と述べ、ケインズ理論の前提条件が成立していない状況下で、景気（成長率）回復を目的に財政拡大を図ることには反対を唱えだのである。

V 下村と高橋は小さな政府論者か？

景気対策に否定的な面だけに焦点を当てると、下村と高橋は“小さな政府論”者のように見えるが、二人の議論はイデオロギーとして小さな政府論を唱えた「新自由主義」とは180度異なっている。事実、高橋は前出の議論に続けて「だからといって公債をだすなというのではけっしてありません。住宅その他の社会投資等に対しては、この際、建設公債を出して、……過剰設備・過剰人員（対策として）効率的に利用すべき」（『低成長』）だとして、建設公債の発行による社会投資については「一国の資源を最有效地に活用し、国民福祉の向上を図る」（『日本経済の転換と進路』東洋経済新報社、1974年、以下『転換と進路』と略す）観点からも必要だと述べている。また、下村も構造的な財政赤字を埋めて収支の均衡を図るために、「日本の国民が欧米の国民と同じような租税負担をしてはいけないという理由はないわけであって、むしろ、日本の国民も欧米の国民と同じくらいの租税負担をしてもおかしくない……（大幅な財政）赤字を解消するためには、大幅な増税以外にない」（『節度』）と言って、経費削減などによる行政整理の必要性を認めながらも、財政均衡策としては増税が有効だと説いたのである。

ケインジアンと見られてきた高橋が、石油危機

後の不況期において財政支出を梃子とした需要喚起に否定的な見方を示したのは、ケインズの理論が誕生した1930年代の世界経済は供給力が過剰で需要が不足していたが、1970年代の日本経済は逆に供給力が減少し需要が減らなかつたのだから、「需給のバランスがとれるところまで価格を早く上げ、それに早く順応しなければならない」（『低成長』）と考えたからだ。既述した下村の高成長からゼロ成長への”変節“と同様に、高橋の場合も変わったのは経済を取り巻く環境や条件であり、ケインズの理論が間違っていると高橋が言ったわけではない。

事実、高橋は1974年10月の如水会定例晚餐会での講演に際して「理論にとらわれず実証的な診断をしている」と紹介されたことに対し、「実は、私は、いつも実際の経済は理論どおりに動いているとを考えています」と反論している。それはケインズの経済理論が実際の経済問題と取り組む中で誕生したように、高橋も経済基盤の変化にすばやく順応しながら理論（頭）を切り換えたからであり、「できあがったものを仔細に調べて、それを系統的に説明するやり方でないと学術的でないとか、価値がないように見たがる」（『転換と進路』）日本の学者とは違うと、自らの実践的な立場をある意味で高橋が自負していたからに他ならない。

VI ゼロ成長論の真意

高橋と下村は、石油危機によって成長減速への適応という日本経済の課題が先送りされたのではなく、むしろ前倒しされたと見ていた。実際、高橋は石油危機直後の1974年1月に開催された日本証券経済俱楽部の討論会で、「日本経済は今度の石油問題が起こる以前から……高度成長体制から成熟期体制に変わらねばならなかった……石油問題はその変革の方向をゆがめたというよりは、促進する意味を持っているというふうに見るべきではないか」（『転換と進路』）と語っている。

しかし、石油危機に直面して周章狼狽した日本経済は本来の課題である成熟期への適応よりも、

拡大均衡（より高いGDP水準での新たな均衡）を目指し、財政支出で成長率の回復を図り、金融引き締めによって“狂乱物価”を抑える高度成長時代の政策へと舵を切った。その結果、1976年度から79年度にかけての成長率は平均で年率約5%にまで回復し、日本経済は新たな安定成長の軌道に乗ったという見方まで登場した。こうした楽観的な議論が蔓延するなかで、下村は「五一〈1976〉年度から五四〈1979〉年度は、いかにも安定的な成長が持続しているように見えるが、その背景を探ってみると、輸出の激増、財政の急膨張、設備投資の激増、さらにまた輸出の激増ということが、……たまたま四年間つながって中速度の安定的と見える経済成長を生み出した」（『節度』）だけだと反論した。特に、1977年度と78年度の経済を押し上げたのは財政の急膨張であり、このような効果は「二度と期待できない状態にある」（同上）と言って、財政の不均衡を代償にした拡大策は安定的でも、持続的でもないと洞察したのである。

下村の経済論は自らも語っているように、その要諦は「能力の限度において経済を維持すべき」（『転換点』）にある。能力の限度とは、国内における雇用や財の需給、海外との貿易収支、および財政部門の収支がいずれも均衡している状態であり、いずれかの部門で不均衡が生じ、それが解消される見込みのない場合は、能力以上もしくは能力以下で経済が運営されていると下村は判断した。その意味で、下村が高度成長論者と評されたのは、政府や日銀および財界の日本経済に対する評価が低すぎ、能力以下の成長率を目標にして財政・金融政策が運営された時代であり、下村がゼロ成長論者に“変節”したと揶揄されたのは、石油危機後の日本経済を能力以上に評価する政府によって公債（中でも赤字公債）の大量発行が続いた、そのツケが財政破綻となって顕在化する恐れが高まりはじめた時代だったと言える。

下村の持論から見れば、石油危機後の日本経済は「石油の制約が許す限度内でなければならぬ」（『節度』）。その限度が、当時（石油危機後）

の日本の経済水準（GDP）よりも上方にあるはずはないと考えていた下村にとって、歳入不足を赤字国債で賄う政策運営など言語道断であり、「歳出はもっと抑制し、増税はもっと強化」（同上）するのが当然だった。いわんや、拡大均衡の形で事態を改善できるのではないかという「甘い期待で、当面している問題のきびしさから逃げよう」とすれば、経済はますます破綻状態に陥る（同上）のは必至だったと言える。

石油危機後の成長率の推移だけをみれば、下村のゼロ成長論は“外れた”ように見える。しかし、それは日本経済の“能力の限度”を超えて財政・金融政策が運営されたからであり、そのとがめは下村の指摘から40年経た今日においても、なお膨大な財政赤字という形で進行している。限度を超えた政策運営が日本経済の“破綻”という形で悲惨な顛末を迎える瞬間まで、残された時間は長くないと考えるなら、能力の限度に見合った経済へ早急に適応を図るべきである。

筆者が知るかぎり、高橋はゼロ成長という言葉を使っていないが、1974年9月の総合政策研究会の講演では「下村治君が昨四八〈1973〉年の暮れから今年の初めにかけて『ゼロ成長』を唱えたときは、だれもが”何をいっているんだ”という気分だった。〈それから9ヶ月ほど経った〉いまはゼロ成長は当然だというふうに〈だれもが〉考えているわけですが、ゼロ成長とはいつたいどういうことなのか、みんなほんとうにわかっておるのか」（『新次元』に収録）と語り、下村のゼロ成長論をある意味で好意的に紹介するともに、ゼロ成長に対する認識と適応の遅れに苛立ちにも似た懸念を表明している。

下村と高橋の慧眼にしたがうなら日本経済が陥っているのは「失われた20年」ではなく「失われた40年」である。そう考えれば、日本経済の混迷を解く鍵はバブル崩壊後の成長率の停滞よりも、40年前の低成長への適応の失敗にある。求められているのは成長率の回復よりも、ゼロ成長を前提とした政策への抜本的転換なのである。

（たかはし のぶあき 立命館大学）

TPPと医療・社会保障



参院議員選挙の後、ドラスティックな改革が急ピッチで進められているが、TPPはその中心軸の一つである。社会保障分野でのその影響を、医薬品、公的医療保険と民間保険等々の具体的な題材を通してとりあげ、克服の展望を論じていく。

OMATSU Mikio
大松 美樹雄

I はじめに 日本が TPP（環太平洋経済連携協定 Trans-Pacific Partnership）に 参加することの意味

参議院選挙の後、憲法改悪、社会保障制度の大改革、原発再稼働・輸出に向けた動きが急ピッチですすんでいるが、そのなかでTPPの動きは、農業はもちろん社会保障・生活保障の総体、法制度も含めた社会システム全体が俎上にのせられているという点で極めて広範囲かつドラスティックな構改革である。例外なしの関税撤廃がまずもって語られるが、それは出発点である。TPPは金融、保険、医療の規制緩和など幅広い分野を対象にした、ある意味なんでも決められる無条件秘密条約であり、ISD条項（投資家対国家の紛争条項）の存在とあわせて考慮すると、日本社会の規範全てをアメリカンスタンダードにあわせるということ、米日の多国籍企業の「基準」にあわせるということが究極の目標であると言わざるをえない。

例えば二木立氏は、医療の市場化・営利化要求は日米大企業の合作であり、日本政府が国内の「抵抗勢力」を説得するために日米構造協議が使われたと指摘している¹⁾。2012年8月に成立し

た社会保障制度改革推進法と2013年8月にだされた社会保障制度改革国民会議答申は、下記に示すような大変広い範囲の社会保障制度改革の方向を呈示し、それが政府与党によって着々と実行に移されようとしているが、これらの動きとTPP交渉参加の流れは表裏一体のものとして理解する必要がある。

- ・要支援を介護保険制度からはずす。
 - ・介護保険全利用者の2割負担化の検討（当面は一定の所得層以上）。
 - ・施設の居住費・食費を軽減する補足給付の対象縮小、資産調査と遺族年金の収入認定。
 - ・リバースモーゲージ、死後精算制度の活用
 - ・特別養護老人ホームから軽度者の中介（要介護2以下）。
 - ・70歳～74歳の医療費患者負担（1割）を2割へ。
 - ・年金の支給額カット、開始年齢の更なる引上げ検討。
 - ・生活保護の給付額の引き下げ。
 - ・医療法人制度の改革、いわゆる持ち株会社制度の導入
- （介護保険は、利用者が必要な介護の段階を、要

支援1、要支援2、要介護1～5の7段階に分けている)

以上の問題意識を前提にして、TPP交渉のかなり前からのアメリカからの要求の歴史をまずみてみよう。

II アメリカからの要求の歴史

アメリカの民間大手保険会社からの日本市場参入の要求は1970年代から始まっており、政府は生命保険分野、損害保険分野への外資の進出をさけるために、がん保険などの単独民間医療保険分野（第三分野）への進出だけを1974年、アメリカンファミリー（アフラック）に認めたという経過がある。そのかわり日本の保険社は第三分野へは進出しないという約束をしたのである。2001年からこの分野への日本企業の進出も始まったが、歴史的経過から、がん保険などは現在、外資の独壇場となっており、後述するが、日本郵政グループとアフラックの連携という事態を今生み出している。

そしてその後、1985年M O S S（市場志向型個別）協議が行われ、電気通信分野、エレクトロニクスとあわせて、医薬品、医療機器分野が取り上げられた。医薬品については、①医薬品の承認審査における外国臨床試験データの受け入れ、②医薬品承認審査手続き、薬価収載手続きの透明性の確保が俎上に載せられた。1989年日米構造協議、1994年日米包括経済協議と続き、1995年からは、アメリカ政府から日本に毎年、「年次報告書」がつきつけられ、第三分野保険の日本の保険会社への解禁問題、任意共済組織の課題などが提示されてきた。

大きな節目は、2011年アメリカ政府「外国貿易障壁報告書」の指摘である。これ以前から、日本の保険マーケットには公的な保険制度が存在し公平ではないというアメリカ的価値観が色濃くなっていたのだが、2011年のそれは画期点となった。そのポイントは次の通りである。

- ・年4回の薬価収載を月1回に増やし、日本の患者の新薬へのアクセスを容易にすること
- ・医療市場への外国アクセス制限の撤廃
- ・血液製剤の輸入規制の緩和
- ・かんぽ生命、共済と民間保険会社の公平な競争環境実現
- ・革新的事業者（外国のサービス提供事業者を含む）が営利病院を運営し、全ての医療サービスを提供できるようにすること

III 医薬品をめぐる論点

ここではまずもっての焦点となっている、医薬品をめぐる諸問題をみていきたい。医薬品は、あたりまえだが、有効性・使用価値と交換価値・経済的価値の二重性を持っている。そして「有効性」そのものがこれまで二重性を持っており、「くすり」と思って使っていたら実は「毒」だったということが発生する場合が常にあるということは、あまたの薬害の歴史が証明しており、患者、国民にとって一番大切な安全性と製薬企業の利益等の経済性とのバランスに関しては常に社会的なチェックが必要である。

経済的側面を具体的にみていくとき、日本の薬には三つの「価格」があることを確認しよう。①製薬企業での製造原価、②医療機関への製薬卸からの納入価、③薬価、公定価格（医療機関が保険請求する価格）の三つであり、②と③の差額がいわゆる「薬価差」である。20年ほど前の医療経営では②が各医療機関の重要秘密事項であり、製薬卸との個別交渉が管理実務大きな比重を占めていた。近年は後述の理由で、薬価差はかなり縮小してきている。

【薬剤の価格構造】

③ 薬価
② 納入価
① 製造原価

公的医療保険制度にとって一番重要な③薬価は、現在、様々な市場調査をもとに厚生労働省に入る審議会で決定し、2年ごとにその価格水準を下げていくシステムとなっている。新薬の販売承認がされると20年特許が執行され独占販売となるが、特許が切れると他メーカーから薬効は同じ後発品・ジェネリック品が販売されるようになるルールである。国民医療費の抑制の観点で、厚生労働省はジェネリック品に力をいれしており、国民・患者の立場からいっても窓口負担の軽減という点で切実な問題である。ところが、特許が続くかぎり薬価を切り下げる、また、特許期間も30年、40年と長くとりたい、日本の薬価決定システムに常に口を出したいというのが、アメリカの製薬大企業の率直な本音なのである。

IV 民間保険、共済をめぐる動き

日本は世界第2位の薬品市場であるが、同時に保険の世界でも民間保険会社、郵便局、共済組合など多彩な企業・団体が存在し、世界でも有数の民間保険大国でもある。例えば民間生命保険は40兆円規模の市場である。前述の通り、アフラック等は日本のがん保険市場を席巻しているが、そこでの外資の保護とかんぽ生保のがん保険参入に反対し、更に生命保険 第一分野と損害保険等の第二分野への進出を求めてきた。アメリカと日本郵政グループの利害は対立してきたのだが、2013年7月一転、アメリカは郵便局の膨大な販売網に魅力を感じ、郵政グループは2015年上場にそなえ、外資と組むことによるグループ収益力のアップを狙い、提携が実現したと報道されている²⁾。「郵政・アフラック提携 がん保険共同開発 TPP の焦点 米側に配慮」という見出しが、端的にその背景を物語っている。

この点で更に広い視点で、金融サービス分野全体において国営企業である郵政グループに対するアメリカの狙いを、松本朗氏は次のように論じている。

「郵貯・『かんぽ』が完全民営化され、同一の競

争条件にさらされれば、郵貯マネーの一部は他の金融機関を通して、また郵貯自身の運用多様化によってアメリカの金融市场へ還流する可能性が大きくなる。また簡易保険との保険業務連携を通して全国の郵便局でアメリカ系の保険会社の保険商品の販売が可能になれば、多額の手数料収入が見込まれる。このように、郵貯マネーのアメリカ国内への還流と保険事業分野におけるアメリカ系企業の競争力の拡大こそが金融分野における中心的な課題となろう」と³⁾。

さて近年、医療保険の窓口負担が大きくなり、介護保険の給付削減が間近に迫る中、公的保険は一階部分とし、それをうわまわる二階部分は民間医療介護保険でまかなうという流れが急速に強まっている。国内の生保各社は介護関連の商品・サービスの開発と民間事業者との連携を強めている。下記はその一例である。

日本生命	介護最大手ニチイ学館と訪問相談サービス
明治安田生命	都内で老人ホーム運営、9月から銀行窓口で介護保険の新商品販売
朝日生命	「要介護1」の認定で年金を給付する商品を業界で初めて販売
MKSJ	2012年に介護施設運営のシダーと資本業務提携

出所：日本経済新聞 2013年9月22日付

あわせて指摘すべきことは、日米の保険業界が攻撃を強めてきた「任意共済」（根拠法なき共済）の問題である。保険業法は保険株式会社と保険相互会社にだけ免許を与え、協同組合組織の形態を認めてこなかったのだが、2006年保険業法改正によって、任意共済は「少額短期保険業者」に改組することが強制された。これによって、民間保険に加入できない障害者の入院やつきそいなどの費用を保障する任意共済団体などが解散をしていったのだが、次はJA共済、全労災など根拠法のある大型共済がターゲットになろうとしている。

V 混合診療と営利法人参入問題

TPPと医療との関係で今再び大きく議論がまきおこっている大きな論点は、いわゆる混合診療解禁問題と株式会社などの営利法人の医療経営への参入問題である。前者に関してまず論じよう。日本では保険診療と同時に保険で認めていない薬や治療法を使うと、全ての項目が自由診療となるという、混合診療に関する原則があり、これをめぐってこの間長く論争が続いてきた。今限定期に認められている混合診療は、「保険外併用療養費制度」と言われており、次の二種類がある。

<保険外併用療養費制度>

- ①選定療養……差額ベッド等々
- ②評価療養……先進医療

保険で未承認の薬や手術は一般的には高価であり、「評価療養」という試行段階を経て、安全と効果が確認され一定程度普及したと評価された段階で保険診療に移行するというシステムであり、混合診療の全面解禁をめぐって争われてきた訴訟において2011年10月25日、現在の国の政策と法解釈を妥当とする最高裁判決が出されたことによって決着がついたはずであった。現にこの判決時、日本難病・疾病団体協議会は、公的保険制度の縮小と自由診療に大きく道を開く混合診療には賛成できない、との声明を出したのであるが、政府の規制改革会議では、「海外で使用されているものの国内では未承認の医薬品・医療機器を用いた医療技術などの保険診療の併用を容易にするため、利用者の立場から規制改革を検討する」といった議論が進められており、高額な自由診療の徹底した自由を求めるアメリカの要求と平行して事態は動いている⁴⁾。

もう一つの論点は、医療経営への株式会社などの営利法人参入問題である。日本の民間医療経営の軸となっている医療法人制度は1948年、非営利および配当の禁止を軸として発足したものであ

り、医療法人は公益性をもつが民法34条に基づく公益法人ではなく、医療法に基づく中間法人である。その多くは「持ち分のある医療法人・社団」が中心で、毎年の配当はないが、社員（役員）には「払い戻し請求権」が存在していること（退社時、または解散時）は明確である。そのため、税務当局は医療法人に対して、事実上の配当がある「普通法人」であるとの立場で対応してきた歴史的経過があり、経済界からの「営利・非営利相对化論」の根拠ともなってきた。医療法人制度の社会的バージョンアップが急務であった⁵⁾。その後、2006年に医療法が改正され、持ち分のない医療法人制度（払い戻し請求権なし）が発足し、同法施行後に設立される法人はこれのみの選択となり、また、一定規模以上の法人を対象に社会医療法人制度（法人税、固定資産税等非課税）も発足した。社会医療法人は次々と経営困難におちいっている自治体病院（市民病院、県立病院等）の受け皿として期待されてきたが、TPPの流れと厚生労働省の動きをみると、これらへの外資の出資と直接的運営参加の動きに注視する必要がある。

VI 社会保障・生活保障を守り 発展させる、力強い公論を どうつくりあげるのか

現時点での日本の地域医療・介護・福祉の中長期の焦点は、地域包括ケアシステム構築の課題である。地域包括ケアシステムとは、団塊世代が後期高齢者に突入する2025年を目指して、どの地域でも中学校区単位で介護福祉サービスに30分以内にアクセスできるようにしていこうという厚生労働省の計画であり、大手の医療法人、社会福祉法人などは既に、2030年代以降を見通して手をうとうとしている。厚生労働省によれば、ケアシステム・ネットワークの軸は高齢者住宅等の施設であるが、着目すべき動きとして高齢者住宅、介護施設などを対象にしたヘルスケア専門REIT（不動産投資信託）創設へ流れである。新

生銀行は資産規模が1000億程度の専門REITをつくる予定であり、様々なファンドによる有料老人ホームの買収等の動きとあわせて、外資系ファンドの動きに注目する必要がある⁶⁾。

私たちの足元の地域社会では高齢世帯の独り暮らし、二人暮らしが急増し、老老介護、認認介護（認知症の方が認知症の方を介護）、買い物難民などの実態がより深刻となり、高齢世帯の財産管理、各種契約行為などに対して、成年後見人制度等も活用しての社会的な援助が急務となっている。厚生労働省の路線とは違った、住民本位の地域包括ケアネットワークの形成を展望したとき、日本の法制度、社会制度全般をアメリカンスタンダードに無理やりあわせていくTPPの路線は、それとは真反対のベクトルである。

農・食・住・医・介などの困難と地域経済、地域生活の危機とを総体として捉え、総合的な対抗運動を、公論をつくりあげていくことが必要である。渡辺治氏は、地域の原発の問題もTPPの問題も、平和の問題、消費税の問題等々も地域という点で結びつけること、地域を根城にした地場産業、農業も含めた地域経済と国民経済の発展構想をどうつくりあげるのかという視点の重要性を強調している⁷⁾。筆者のこの間の社会運動への取り組みの中で一番忘れがたい経験は、後期高齢医療制度発足前の異議申し立ての運動である。「今、75歳になる方々は戦前、戦中、戦後と多くの困難を克服し、子どもたちを育て、日本の高度成長を支えてきた。その方々が、75歳になった瞬間に息子の健康保険の扶養家族から追い出される。奥さんと一緒に国民健康保険から追い出され

る。これは人の道にてらしてどうなのか。そして、この制度の本質は団塊の世代が後期高齢者になった時の、医療・介護費用に必要な国庫負担抑制政策だ」との訴えは住民・勤労者の心の琴線に確かに届き、多くの地方自治体で反対決議を生み、障害者自立支援法に対する改革要求など広範な分野の諸運動と結びつき、劇的な形で政権交代を生みだしたのは記憶に新しい。

今、私たちに問われているのは、可能な限り広範な人々と大異の問題はしっかりと議論しつつ、大同の部分ができるだけ大きくしていくことであり、TPPの問題は、われわれが従来議論したことがない方々とのコミュニケーションを深化させる契機ともなるのではないだろうか。

労働者研究者もふくめて、社会科学研究者の責務は大きい。

注

- 1) 二木立『TPPと医療の産業化』勁草書房、2012年、26～27頁。
- 2) 日本経済新聞2013年7月25日付。
- 3) 松本朗「金融サービス分野におけるTPP交渉から見えてくるもの」田中祐二・内山昭編著『TPPと日本関係』晃洋書房、2012年、131頁。
- 4) 『メディファックス』2013年7月29日号。
- 5) 拙稿「医療・福祉事業の市場化と業績評価、マネジメントの課題」総合社会福祉研究所『総合社会福祉研究』24号、2004年3月。
- 6) 朝日新聞2013年9月29日付参照。
- 7) 渡辺治「参院選の結果と安倍政権」自治体問題研究所『住民と自治』606号、2013年10月。

(おおまつ みきお 所員 介護老人保健施設よどの里)

Abex を予測するための 一条件、為替レートの 決定モデルの構築と含意

Abex 理解と予測、予知（A. コント）、これに基づく批判、対案、共同（日本共産党 25 大会決議案）を考える上で、激しい国際資本移動下でのストックインフレの理解が要請され、本稿は国際資本移動下の変動制における為替レートの決定を扱う。

KITANO Masakazu
北野 正一

I 開題

「予測のための現実理解、予知のための予測」¹⁾と喝破した社会学の祖 A. コントは、中世を解体させた仏革命とそれに続く政治的変転を前に社会展望が混とんとし不安渦巻く状況下で、「空想的社会主義」を説くサン・シモンに弟子入りし、やがて師を批判して社会科学の方法論「実証主義」を打ち立てた。これに同意したマルクスは、これまで哲学者は社会を解釈してきただけだ、要は変革だ、と主張し、科学としての経済学構築に努め、弁証法的回転としての社会主義を予測した。我々は現在、マルクスの予測を検証でき、新たな予知に繋がる予測を要請されている。2013年3月、基礎研 mail の場で「Abex」に関する予測を巡るちょっとした主張の争いがあったが、残念ながら事実と理論を踏まえた論点までは議論が至らなかった。予測の根拠となる現実理解がまだまだ不足しているためである。

筆者はこの争いの中で、Abexにおいて国債信認 risk と海外資産逃避による円暴落の危険が最大課題になろうと直感したが、その根拠の貧弱さを痛感させられた。そこで、以下では研究と議論

の進め方への自戒の念を込めて、現日本における円為替レートの決定モデルを構築し、Abex がその目標を達成し維持する場合には国債不信を伴う円暴落が生じると主張する。

II 円為替レート R(=¥/ \$) の 決まり方—為替市場の投機モデル

変動制下の為替市場においては、円レート R は円需給を一致させる水準に決まる。政府介入を無視すると、民間の円為替への超過需要は国際收支項目である貿易、所得、資本の各収支の合計となる。円レートの調整とは独立である円建輸出価格を p_x 、\$ 建輸入価格を p_m として一定とする。円表示での貿易収支は、輸出数量を x 、輸入数量を m とすれば、円建の貿易収支は次の [1] 式となる。

$$[1] \text{ 円建の貿易収支 } T(R) = p_x x (p_x/R) - R p_m m (R p_m), \quad x' < 0, \quad m' < 0$$

円建の所得収支 income balance は、ドル建の所得収支 I を海外事情であり一定値 > 0 としておくと、 $R^* I$ となる。円建の資本収支 capital

balance(C)は日米資産家の円ドル資産間の選択に依存する。この選択は日米間の国債返済 risk を念頭に置いた sovereign risk 差 ΔSR にも依存するが、この要因は非常時事項であるからここでは与件でパラメータ（一定）として扱い、他の要因と独立としておく。この選択の主因は円ドル間の裁定的な取引である。たとえば、日米間の年率の金利差を $1\% - 3\% = -2\% < 0$ とし、この間に予想される円上昇率が 2%であれば、資産選択は起こらない。円上昇率が 2%以上と見込まれれば、ドル資産売り、円資産買いとなる（逆は逆）。ここで、為替市場の時間構造を J.Hicks の week に習って図 1, 2 と想定して、これを説明する。

為替レートは、図 1 の日々における各立会の場毎に決まる（瞬時という）。他方、貸借の証券には全て期間が付与され、1 日を期間とする準備預金から 30 年物国債まである。本為替決定モデルでは、取引証券の契約期間として四半期を単位とする、四半期は財生産の期間である。この 1 期の期首 = 4 半期初日に貸借契約がなされ、期中に利子率 i で貸与し、期末 = 4 半期末日に清算される、これが次期以降毎期、繰り返される、前期期末と今期期首とは同時である。

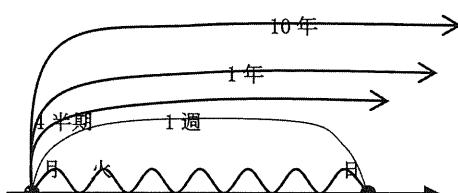


図 1、為替市場における取引の時間構造；毎瞬、日、週…

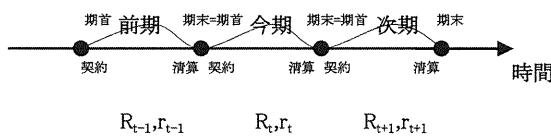


図 2 取引証券の貸借期間；1 期 = 四半期を想定

そこで、今期の期首における円レート R を 100 円とする。期首に資産 100 円を持つ資産家がこれを円で持てば期末の資産価値は $100(1+i_{\text{日}})$ 、\$ 資産を買って期末に円転換すると、 $100/R^*(1+i_{\text{米}})^*r$ となる。ここで r は、今期期首における次期期首の予想為替レートである。両者の差は、 $100 \{1+i_{\text{日}} - (1+i_{\text{米}})r / R\} = 100[i_{\text{日}} - i_{\text{米}} + 1-r/R] = 100 \{\Delta i + (R-r)/R\}$ となる。そこで、円建ての資本収支 C を次と定式化しよう：

$$[2] \quad \text{資本収支 } C \equiv C(\Delta i + (R-r)/R, \Delta SR), \\ C(0,0) = 0, C_1 > 0, C_2 < 0$$

以上を整理する。円への超過需要は貿易収支 $T(R)$ 、所得収支 R^*I 、そして資本収支 C の和であるから、円為替レート R の運動は次の [3] となる。

$$[3] \quad R \text{ の運動式: } dR/dt = \\ -\alpha \{T(R) + R^*I + C(\Delta i + (R-r)/R, \Delta SR)\} \\ \alpha > 0, C_1 > 0, C_2 < 0.$$

[3] で $dR/dt = 0$ とおくと、需給を均衡させる為替レート R^* は次の [4] で決まる。

$$[4] \quad R \text{ の決定式: } T(R) + R^*I + C(\Delta i + (R-r)/R, \Delta SR) = 0, \\ C_1 > 0, C_2 < 0 \rightarrow R^*$$

需給均衡値 R^* の安定条件は次の [5] となるが、これは以下のように充たされる。

$$[5] \quad \partial(dR^*/dt) / \partial R \\ = -\alpha \{T'(R) + I + C_1r/R^2\}, \\ = -\alpha \{[-p_x^2x'(px/R)/R^2 - p_m m(Rp_m) - Rp_m^2m'(Rp_m)] + I + C_1r/R^2\}, \\ = -\alpha \{p_x x' - (p_x/R)x\} * \{dx/d(p_x/R)\} - Rp_m/m \\ (dm/d(p_m m) - 1) + I + C_1r/R^2, \\ = -\alpha \{p_x x[e(x, p/R) + e(m, Rp) - 1] + I + C_1r/R^2\}, \\ < 0, x' < 0, m' < 0, I > 0, C_1 > 0, \text{ Marshall Lerner} \\ \text{条件は 1 年以内では不充足と仮定}^2)。$$

ここで [4] 式の符号条件である。[3] 式では時々の R の決定を扱っているから、1 年以内での Marshall Lerner 条件不充足の仮定より、ここでもこれは成立つ。従って、[5] 式最終式の初項 $T'(R) = p_x x[e(x,p/R) + e(m,Rp) - 1] < 0$ 。これは第二項所得収支 I で正になるかもしれない。だが、第三項資本収支は正で、貿易収支より規模も反応係数も十分大きいから、全体 $|T'| > 0$ 。

以上を図 3 で示す。当面する R の範囲では $T(R) + I > 0$ 、従って資本収支 $C < 0$ とする。各為替レート R の水準に応じた貿易収支 T(R) と所得収支 R * I との曲線、及び資本収支 C の曲線を示す。 $T'(R) < 0$ であり、 $T' + I < 0$ とすると、前者の曲線は右下がりとなる。資本収支は、ある円為替水準の将来予想 r の下で、r より高い R がより高い、より円安であるほど、次期の円高が予想されて、円資産需要が大きくなるので、資本収支曲線 C(R) は右上がりとなる。なお、R の変化に対する資本移動の調整幅は貿易収支 + 所得収支のそれよりもずっと大きい、即ち C 曲線の傾きは T 曲線のそれよりもずっと大きい、と想定している。

なお、図 3 では $R^* < r$ 、すなわち今期の均衡レートは次期の予想レートより小さくて先行き円安予想となっており、そのために資本収支は赤字となるが、これが貿易収支と所得収支の和の黒字と見合っているために需給が均衡して円レートが決まる。為替レートは資本収支を零とするように為替需給を裁定させる水準に決定される訳ではない。

T(R), RI, C(R)

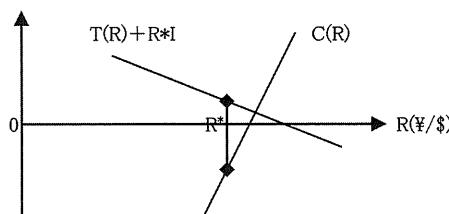


図 3 均衡為替レート R^* の決定。貿易収支 $T(R)$ 、所得収支 RI 、資本収支 $C(R)$ 。1 年内は $T' + I < 0$ を想定。

均衡レート R^* の比較静学。 R^* の決定式 [3] 式において、たとえば R^* と予想レート r との関係は以下となる。

$$[6] \quad (T'+I+C_1 r / R^2) dR - C_1 / R dr = 0$$

$$\therefore dR^*/dr = C_1 / \{R(T'+I) + C_1 r / R\} = 1 / \{R(T'+I)\}$$

$$/C_1 + r / R\} > 0,$$

$\because r / R \neq 1$ 、また、分母 $| \cdot |$ 内は $T' < 0$ だが $C_1 > 0$ が十分大故、正

日本の金利がより高まると、円資金需要が増えて $C(R)$ は上方シフトし、均衡円レートは上昇 (R は下落) する。日本の SR が高まると、 $C(R)$ が下方シフトして円安 (R 高) となる。輸出 drive がかかると、 $T(R)$ が上方シフトして円高 (R は下落) となる。Abex でインフレ予想が高まると将来通貨安の予想 (r 高) が生じ、 $C(R)$ が下方シフトして円安 (R 高) となる。\$ 建て所得収支 I が増加すると、 $(T+I)$ 曲線が上方シフトして、円高 (R 低) となる。

	Δi	r	I	ΔSR
R^*	-	+	-	+

表 1 比較静学結果

予想為替レート r_t はどう決まるか。ここで想定した為替市場の期間構造の下で、今期の為替レート R_t は、[3] 式の様に、今期の期首において、次期における為替レートの予想 r_t を元件とした下で、近畿の円需給を均衡させる水準に決まる。では次期期首における次々期に関する予想レート r_{t+1} はどう決まるか？ 将来に関する予想が確実視されている状況では、将来の予想は現在の状況によって決まる為替レート R とは独立となろう。次期予想の元での今期の現実値が次期予想値と異なっても、それは今期の特殊事情によるもので次期の状況と無関係と見做されて、次期の予想に影響することはない。だが、将来の確実性が低下して不確実となるほど、将来予想は実際の実現値に影響される度合いが強まろう。次期の予想レート r_{t+1} が今期における次期の予想レート r_t の下で決まった実現値 R_t の影響をより強く受けるようになる。予想の仕方について適応期待仮説を探れば、今期の実現値 R_t がその予想値 r_t よりも大き

ければ次期の予想値 r_{t+1} は大きめに修正されるとしよう。これは、次と定式化される。

$$[7] \quad r_{t+1} = r_t + \beta |R_t - r_t|$$

[6] 式より R を r の関数表示して [7] 式に代入すれば、次を得る。

$$[8] \quad r_{t+1} = r_t + \beta [R(r_t) - r_t]$$

$$\begin{aligned} \therefore dr_{t+1}/dr_t &= 1 + \beta [1/|R(T'+I)/C_1 + r/R| - 1] \\ &= 1 + \beta [1/|R(T'+I)/C_1 + r/R| - 1] \\ &> 1 \end{aligned}$$

$\because r/R \approx 1$, $T'+I < 0$, C の絶対値は T' のそれより十分大を想定する。

従って、Marshall Lerner 条件が利かず ($T' < 0$)、更に $T'+I < 0$ となる 1 年以内においては、為替市場は不安定になることが分かる。所が 1 年を過ぎると貿易構造が輸出・輸入物価に調整てきて、Marshall Lerner 条件が利き出して $T' > 0$ となる。すると、[9] 式の $dr_{t+1}/dr_t < 1$ となり、不安定は安定に転ずる。その安定収束値で貿易構造が調整

を完了すると、再び生じた均衡攪乱に対して体系は不安定な動きを示し、Marshall Lerner 条件が利き出すと安定収束する。

III 為替レート決定モデルによる現実説明と Abex への含意。

従って、現実の円レートの動きは、一方への発散運動を示し、1 年後に貿易構造のレート調整的な安定化作用が働くにつれて収束してゆく。だが、調整が完了すると再び円レートは不安定な動きを示し、1 年後に貿易構造が調整するにつれて再び収束する。

図 3, 4 で見るように、以上の為替レート決定モデルは日本の 1971 年以降の変動制下の円レートの動きに符合している。円は円高、円安への一方的な動きが 1 年から数年続き、これが反転して逆方向への累積運動が 1 年から数年続いている。累積運動が自律的に弱まって反転する場合は、貿易収支のレート調整的な安定化作用が利いたと解釈できる。

図 3 1971 年以降の円レートの推移と日米政策金利

為替レート $\$/\text{¥} = R$ の動き: 金利差でなく 1 年先予想 E が主導。1985 年以前、 R は貿易収支で決、公定歩合は国内景気の調整用。以後は資本移動が主導。85 Plaza 合意で円倍高、金利は不況対策で急減も、 E 高 → R 高の自己実現で上昇、120 円まで。1989.5 公定歩合引上で E 反転、円安転。バブル崩壊後は金利急減による資金流失を、貿易黒字と円高 E が圧倒、80 円高。95 年以後、金利差で流出円安、金融危機が拍車。98.8 LTCM 倒産で E 急転、円高。日・銀行危機、米 IT バブル崩壊と FF 金利激下 1% で円安、2004 年米金利引上で carry-trade 流出円安、2008 Lieman-S で E 急転、円高 80 円。2012 年末 Abex で E 急転円安、2013.9 で 100 円壁

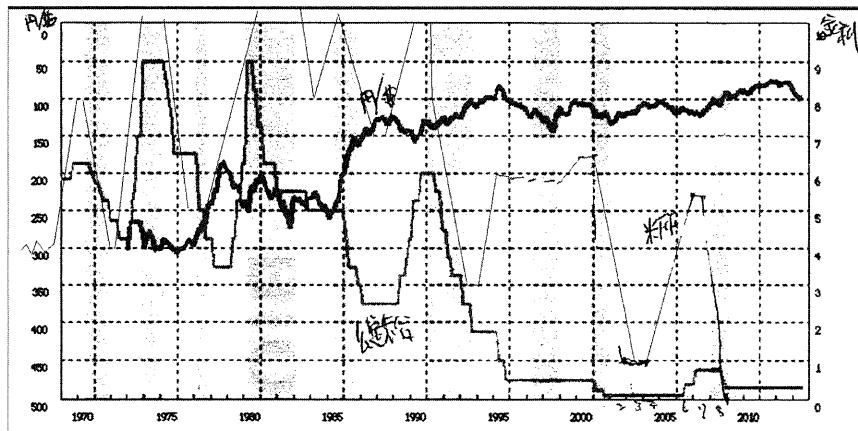
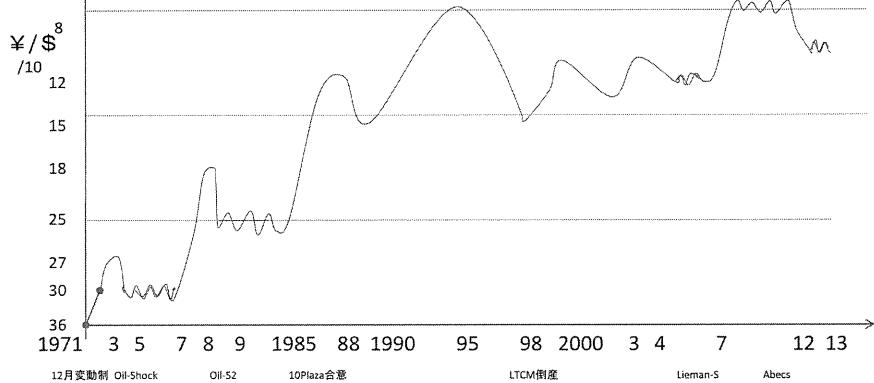


図4 円レートの動きを1年先の予想為替レート r を推定してこれを軸に説明する

円レート R の動きを、1年先の予想為替レート r の動きを推定し、これを軸に説明する。

1971変動制で r 高が生じ、予想が自己実現して r 高、また r 高が進む。73.10石油危機勃発で r 安へ急転。予想が自己実現し r 安、 r 安、75年300円に至って r 横這。 r 周辺振動が77年まで。78年、Stagflationが収束した日と続く欧米の対照、また輸出激増のため r 高へ転じ、180円まで亢進して停止。79年oil-shock IIで r 安へ急転、250円に至り横這。85Plaza合意で r 高へ急反転、120円まで亢進。国内バブルのため r 安へ反転し、149円へ。91年バブル崩壊で r 高へ反転、95年80円まで亢進。日は零金利、米との金利差拡大、また日本景気逆転で r 安へ、130円。97年金融危機が拍車、148円まで。98末露発LTCM金融危機で r 高へ反転、120円まで。2000年銀行危機で r 安へ、130円。2002.3銀行救済で r 高へ反転、貿易黒字と2004年米金利差で資金流出、 r 安、07年120円で横這。08年9月金融危機で r 高へ、76円で横這、2013年Abecs緩和、4/4で r 安、資金流出で106円、100円の壁。



以上の推論が正しければ、以下を主張できる。
円レートの先行きが全く不透明となった現状の下で、仮に日銀の赤字国債直接引受け等の資金散布策と財政支出拡大を柱とする安倍リフレ策によってインフレ・ターゲット2%を達成しこれを維持するすれば、その下では、短期の不安定化が中長期の構造調整を圧倒して、国債不信を伴う円暴落が生じる。

注

- 1) Auguste Comte (1798年～1857年), 'Voir pour prévoir, prévoir pour prévenir'. (「予見するために観察する。予知するために予見する」) 科学的に日本改革を進める上で、観察と実証に基づく（理論の発展と）予知が今、決定的に不足している。

- 2) Marshall Lerner 条件とは $(e(x.p/R) + e(m.Rp) > 1)$ が成立することである。これが1年以内では充たされない理由として、短期的には既存の貿易契約は契約期間中は改定できず、たとえば\$建輸入契約期間中に円安が生じると、\$建輸入価格は一定のまま円建て価格は上昇するが、数量は変わらないから貿易赤字を進める。だが中長期的には、内外相対価格変化による貿易・産業構造の対応による数量調整が生じる（通説による）。なお、バブル崩壊後の日本経済においては大企業が海外投資主導に切替え、2011年を契機に貿易赤字の顕在化、所得収支黒字が主要勘定化、円高傾向の反転をもたらした。直接投資が貿易理論が想定したM-L 条件を崩し、金融資本移動の大衆化と相まって、為替不安定性を著増させている。

(きたの まさかず 所員 兵庫県立大学名誉教授)

流動性選好説に立つ 左派政策としてのリフレ政策

インフレ目標を掲げた金融緩和政策は、ケインズの流動性選好説に基づく欧米では左派の政策である。それは、マネーストックを直接増やすのも、すぐに物価を上げるのも目的ではない。その根本論理を紹介する。



MATSUO Tadasu
松尾 匠

I はじめに

悪夢のように危惧していることがある。

安倍総理の目標は、改憲を成し遂げ、戦後民主主義体制に替わる新体制を樹立した者として歴史に名を残すことである。この大目的のためには、まずは経済で成功しなければならないという戦略は本気だろう。一、二年でボロがでることをするはずがないのである。最先端の経済学的知性を動員して、必死に戦略をねっているはずである。必要と思えば企業側に負担をかけて広範な大衆に好況実感をもたらす政策もとるだろう。大不況の中で政権についたヒトラーが、大規模な公共事業などで景気回復させ完全雇用を実現し、支持を盤石にした故事を思い出すべきである。

2010年代半ば、景気が絶好調の状態で、安倍総理が解散総選挙に打って出たらどうなるだろうか。「アベノミクスはすぐに失敗する」「ハイパーインフレになる」「国債暴落し金利高騰する」等々とさんざん予言したことが実現せず、失業が解消され、賃金が上がっていたらどうなるだろうか。「失われた二十年」の間、とりわけリーマン恐慌以来、全国いたるところでホームレスが増え

え、中心市街地がさびれ、クビ切り倒産に見舞われて、多くの人々が人生を狂わされて苦しんできた。その思い出もまだ生きているはずだ。——選挙戦での安倍総理の殺し文句はこれである。「あんな出鱈目なことを言って私の政策に反対してきた野党に政権を渡してもいいのですか。またあの不況に戻りたいですか。」

この結果は自民党の再圧勝となることは疑いない¹⁾。「アベノミクス」の破綻を予言してきた左派・リベラル勢力は今度こそ壊滅する。そうなれば、改憲、国防軍、右翼教育なんでも安倍総理の思うままである。戦後民主主義体制には終止符が打たれ、まともな自由選挙も言論の自由もない世の中になる。こうなれば、以後何が起こっても、我々に次のチャンスはない。

経済学の専門外の人が、経済政策の将来結果について判断を迷うのは当然である。だとしても、このような恐ろしい可能性は、万一実現する想定はして対策を立てておくのが手筋だろう。ところが、今の左派・リベラル勢力は、このような可能性を頭から想定しようとはせず、100%を「アベノミクス破綻」に賭けているように見える。

II 「短期」の第一・第二の矢、 「長期」の第三の矢

一口に「アベノミクス」と称しているが、性格の違う政策が混ざったキメラであることに注意すべきである。第一の矢「大胆な金融緩和」、第二の矢「機動的な財政出動」、第三の矢「成長政策」と称されるパッケージのうち、第一と第二はケインジアンの経済政策、第三は新しい古典派の経済政策である。

この問題を考える時には、経済学における「長期」と「短期」の区別を理解しておくことが重要である²⁾。「短期」においては、生産水準は需要側で決まる。有効需要が少なければ、それに合わせた生産しかなされないので、失業が発生する。これはケインズ理論が分析する事態である。そこでケインズによれば、財政拡大政策や金融緩和政策で有効需要を拡大すれば、それに合わせて生産水準が拡大し、雇用が増えて失業が減ることになる。これが「短期」の経済成長である。

しかし、有効需要が拡大しても、失業者を雇いつくす完全雇用になつたら、それ以上生産を増やすことができない。これが経済の「天井」になる。この大きさは、労働力人口や機械や工場の量や生産性といった供給能力で決まる。長い目で見た経済の成長は、この「天井」の成長によって制約されることになる。これが「長期」の経済成長である。規制緩和など、新しい古典派の経済政策が目指すのは、こうした「天井」の成長である。

よく「成長か分配か」と「あれかこれか」問題になるのは、この「長期」の成長の次元である。なぜなら、「天井」では機械や工場などの固定資本も正常に稼働しているので、成長率が高いほど、固定資本も同様に高い率で成長させなければならない。だから毎期の設備投資が多く必要になる。その分、経済全体の中の消費財生産の比重は低くなる。設備投資は利潤から支出され、消費財はだいたいは賃金から支出されるものだから、このことは比較的に、利潤分配が多く、賃金分配が

低いことを表す。逆は逆。

しかし、「短期」の成長は、利潤分配とこのような必然的な縛りはない。遊休が多ければ全く設備投資なしに生産が拡大することもあり得る。福祉の需要が増えて介護ヘルパーの雇用が増えるという経済成長もあり得る。失業が解消されれば、貧困や格差はその分減る。

だから、「もう成長は要らない」という言葉は、「長期」の成長を指すならば意味があるが、「短期」の次元に持ち込むと、失業や貧困にあえいできた人々を見殺しにする議論になる。「天井」がゼロ成長でも、ゼロ成長なりの有効需要があつてこそ完全雇用は維持できる。需要が不足して失業があるならば、失業者が吸収されるまで生産水準を拡大させることは必要なことである。

筆者は、「長期」の成長を無理に目指すことはないと考えている。少子高齢化に対応して足りなくなる人手を創り出すために、生産性を上げることは有益であるが、それは自然にもたらされる分で十分だと見積もっている。また、あえてそれを目指すとしても、完全雇用が実現できたあとにすべきことである。総需要が少ない中で生産性を上げたら、不要になった人手は失業するだけである。それはさらにデフレを進め、総需要を減退させる要因になる。実際、小泉「構造改革」の時の「改革の痛み」は、1年で150万人の正社員を消滅させ、いわゆる「就職氷河期」をもたらしたのだった。

第三の矢もこれを目指すものである。特に、雇用の流動化を目指す政策は、格差を拡大し、賃金を引き下げることで消費需要を抑え、「短期」の生産拡大の足をひっぱるだろう。筆者はこれに反対の立場である。

しかし、失業を解消するための「短期」の総需要拡大政策は必要である。筆者は、福祉や医療、教育、子育て支援などのために、マンパワーや給付を中心に大規模な政府支出を行い、その財源は、増税でも他の支出の削減でも借金でもなく、日銀が金融緩和で無から作った資金をあてるべきことを主張してきた。インフレ目標を定めて、そ

れに達するまではこの支出を拡大し続けると約束し、達したらそれをやめて金融を引き締めればいいのである。

第一の矢と第二の矢は、同様にこの意味で「短期」の総需要拡大政策である。筆者は、第一の矢には完全に賛成する。第二の矢は、効果はあるし、やること自体には賛成であるが、旧来型の公共事業中心という支出の内容には反対する。今後少子高齢化が進行して、限られた労働力から介護や医療の人手を確保しなければならないのに、建設業中心で雇用が拡大して完全雇用に至ったならば、そのあとで産業間の労働振り替えをするのは非常に困難だからである。失業のあるうちから、介護や医療中心に雇用を拡大させる方が望ましい。

III 2010年代半ばには順調な好景気の見通し

では実際にこの、いわゆる「アベノミクス」のパッケージを実施するとどうなるだろうか。

失業があり、しかもデフレだったところに、「ハイパーインフレ」などは起こらない。インフレが悪化するのは、完全雇用など生産制約に達してなお需要が拡大するときである。日銀は、そうなる以前に、インフレ目標を若干超えた時点で貨幣を十分吸収できる玉を持っている。

「国債暴落」や「金利高騰」も起こらない。政府の国債発行は、日銀の国債需要で相殺されるからである。一時長期金利が上がった（その後下がっている）のは、インフレ予想が織り込まれたためで、実質利子率は下がっている。（これらのこととは、我々にとって望ましい政府支出内容でも同じなので、我々はハイパーインフレも金利高騰も心配せず、これを主張すべきである。）

上述したような産業構造上の歪みや格差などの問題をひきおこしながら、景気そのものは拡大するものと思われる。消費税引き上げのマイナス効果は相当深刻で予断を許さないが、それがクリアされるならば、2010年代の半ばにはかなりの好

景気になっているだろう。第三の矢の景気マイナス効果よりも、第一の矢と第二の矢の景気拡大効果の方が明らかに大きいからである。

このとき危惧されるのは、第三の矢は本当は景気拡大の足をひっぱっていて、それがない方が景気はもっと好くなったはずなのに、第三の矢も含めた「アベノミクス」全体の成果と宣伝されることである。特に、第三の矢のもたらした格差などの問題が、「必要悪」だったと認識されるのが心配である。それゆえ、異なる方向の政策の寄せ集めでしかないものを、反対陣営の者までもがわざわざ「アベノミクス」とまとめて呼ぶことはやめるべきであろう。

IV リフレは欧米では左派の政策

さて、このように言うと、日本の左派・リベラル派の多くと筆者の見解が分かれるのは、第一の矢への評価であろう。すなわち、日銀が、インフレ目標を定めて、それを実現するまで無から作った資金を出し続ける政策、いわゆる「リフレ政策」である。筆者はこの十年ほど、このリフレ政策を提唱し続けてきた。

実は、このような金融緩和志向は、欧米では左派の立場なのである³⁾。

EUでは、社会民主主義政党の集まりである欧州社会党も、共産党などの集まりである欧州左翼党も、現状の欧州中央銀行の引締め的な金融運営を新自由主義的とみなし、雇用拡大を志向するよう求めている。そしてそのために中央銀行の独立的性格を改めるべきだと主張している。欧州左翼党は、欧州中央銀行の作った資金で積極的な公共投資をするよう求めている。

アメリカのP. クルーグマンは、日本経済のために最初にインフレ目標政策を提案した経済学者であるが、よく知られているように、ブッシュ政権の新自由主義政策を厳しく批判してきた。今でも、茶会党を極とする保守派共和党側が、緊縮財政を主張し金融緩和に反対していることと闘う急先鋒である。

同じくアメリカのJ.スティグリツも、ブッシュ政権の戦争やIMFの新自由主義強要政策や格差拡大を批判してきたことで、日本の左派にも支持者が多いが、彼は中央銀行の独立は不要であるとの主張を繰り返しており、日本に対しては02年の日経のインタビューで3%のインフレ目標を提言している。そして、黒田日銀総裁任命後の安倍首相を表敬訪問し、その人事と金融政策に賛意を表明している。

オーストラリア労働党政権は08年のリーマンショックに際して、果敢な金融緩和と大規模な政府支出で乗り切り、先進国で唯一不況にならずにすんだ。このときの対応をスティグリツが賞賛している。

金融緩和で景気を拡大して雇用を増やすことを望むのは、労働者階級をバックにした勢力にとって当然の姿勢である。それに対してブルジョワ階級は、インフレで資産が目減りすることを恐れ、デフレを志向する。また、多少とも失業者が存在してこそ、失職の脅しで階級支配を貫くことができる。それゆえブルジョワ階級は、必要に迫られて金融緩和や財政拡大を求める局面があっても、完全雇用に至る前に、中途半端なところでそれを終わらせようと望むものなのである。

V ケインズの流動性選好説から生まれたリフレ論

もともとリフレ論は、新自由主義政策を支える新しい古典派の経済学との対抗の中で、ケインズ理論の復権として出てきたものである。古いタイプのケインズ理論は、市場不均衡が生じる原因を価格硬直性に置いていたのだが、その点で新しい古典派の批判を受けて破れ去った。それに対して、日本のデフレを見て現われた新しいケインズ理論は、ケインズの言ったことの本質は、価格硬直性ではなく、「流動性選好」、すなわち、何を買うつもりがなくともとりあえず貨幣を持ちたがる（他人に貸さない）という人々の性質にあるのだということを再発見したのである。そして、デフ

レ下の日本の事態を、この流動性選好が極端になつた「流動性のわな」にあると診断したのである。

そこで、この状態からの脱却策として打ち出されたのがリフレ論だったのである。（よく、リフレ論は「貨幣数量説」だとの誤解があるが、出自としては、貨幣数量説の対極である流動性選好説に基づいている。）

私見では、この議論は、価格運動の安定性や合理的期待の前提の可否など、諸学派の作法のいかんとはかかわらない、非常に本質的な次元で言えることである。以下にその説明を試みてみよう。

貨幣以外の諸商品（諸証券や労働力も含む）の供給（需要）は貨幣にとっては需要（供給）である。だから、貨幣以外の諸商品がすべて需給一致するならば、貨幣も需給一致する。よって、経済全体の均衡条件を需給一致式で表すと、貨幣以外の諸商品が n 種類あるならば、式の数はその分の n 個あればよい（貨幣市場均衡式は裏で自動的に成り立つ）。このとき、貨幣以外の商品の価格は全部で n 個があるので、式の数と一致し、すべての市場を均衡させる諸価格が連立方程式の解として存在するよう見える。

しかし、よく考えてみよう。企業は費用と売値の比率でものを考え、家計は賃金と価格の比率や諸価格の比率でものを考える。すべての商品の価格が一律に二倍になつても、人々の行動は何も変わらないのではないか。もしそうなら方程式の変数は価格のどうしの比率、すなわち相対価格である。これを「同次性」と言う。貨幣以外の商品が n 種類ならば、相対価格の数は $n-1$ 個である。すると式と変数の数が合わなくなる。このときには、どれか $n-1$ 本の均衡式が成立して $n-1$ 個の解が決まり、そのもとでは残り1本の式は成立しなくなる。全商品の均衡はあり得ず、どれか一つの商品は永遠に需給不一致となるほかない⁴⁾。

「心配ご無用」と新古典派論者は言う。もともと保有していた債券や貨幣があるではないか。それは名目値の金額を書いてある。たとえ債券については、経済全体では債権・債務が相殺されて

も、貨幣は相殺されずに残る。これは名目値一定だから、全商品の価格が一律に下がったら貨幣の購買力は増し、貨幣以外の商品への需要が増える。つまり価格の絶対水準が変数として効く。 $n-1$ 個の相対価格に加えて、（どれでもいいが例えば）第 n 商品の価格が変数にカウントされ、合計 n 個の変数で式の数と一致する。全商品の均衡は存在し得る…と。

「あいや待たれい」とケインズが言う。流動性のわなならどうなるか。物価が下がって浮いた貨幣は、貨幣のまま持とうとする（実質貨幣供給増と同じだけの貨幣需要増）。貨幣以外の商品への需要は変わらない。よって価格の絶対水準は効かない。 $n-1$ 個の相対価格だけが変数となる同次性が成り立ち、 n 本の式のうち 1 本余る。この余るのが労働市場であり、労働供給が労働需要より多くて失業を出したまま、他の $n-1$ 本の均衡式は成り立って経済は落ちingしてしまう。

「ちょっと待った」と新しい古典派が言う。商品には将来の商品もあることを忘れるな。それは現時点の連立方程式体系には入らないから同次性は破れる。貨幣と n 種類の現在商品に加えて、簡単のため「将来財」というものが一つだけあるとする。現在の独立な需給一致式は n 本である。人々は将来財も含むやり取りを考慮するので相対価格は n 個ある。式と変数の数が一致し、全商品の均衡が存在し得る。相対価格のうち一つは、将来財価格と現在商品の価格（なんでもいいが例えば第 n 商品価格）との比（将来財価格／第 n 商品価格）であるが、将来財価格は今の市場で動くわけではないので、人々の頭中に予想として与えられている（例えば、将来の均衡から）。よって、市場で動くのは（分母の）第 n 商品価格の方だけで、これはすなわち、 $n-1$ 個の相対価格に価格の絶対水準が変数に加わって計 n 個の変数になっているということと同じである。

「いや違うぞ」とリフレ論者が手をあげる。現在の価格水準が下がると、同じだけ将来の価格水準も下がると人々が予想したらどうなる？ 分母が下がっても同じ割合で分子も下がるから、現在

財と将来財の相対価格は不变である。よってこれは定数で変数ではなくなり、結局変数は相対価格 $n-1$ 個で式の数 n 本に足りず、労働市場は供給超過で経済は落ちingしてしまう。これがデフレというものだ。

よく流動性のわなについて、名目金利ゼロの状態という理解が見られるが、これは表面的な理解である。正しくは、貨幣供給の増加がすべて貨幣需要の増加にまわる事態のことであり、このとき、現在財と将来財の交換割合である実質利子率は一定値をとて下がらなくなる。実質利子率は、名目利子率から予想インフレ率を引いたもの（予想デフレ率を足したもの）だから、名目利子率がゼロなら、これはすべてデフレ予想である。それが下がらないということである。

こうなると、設備投資や住宅投資、耐久消費財の購入などは、先送りした方が安く買える。借金して買うと、将来、自社製品の売値や賃金などの収入額が下がるので、借金の返済が苦しくなる。よって今買るのはやめる。かくして需要が少なくなつて、モノが売れなくて本当に予想どおりデフレになり、人々のデフレ予想はまた強化されて、この因果が回り続ける。

IV 鍵は実質利子率の操作

だから、リフレ論のキーポイントは、現在財と将来財の交換割合である実質利子率を政策的に下げるにある。そうすると、以下の政策はすべて本質的には同じリフレ政策である。

1. 将来物価の上昇予想を人々に抱かせる。
2. 当面数年の消費税税率を低くし、将来的にそれを段階的に引き上げるスケジュールを約束する。
3. 最低賃金の将来的な上昇スケジュールを約束する。
4. 円相場の減価目標を示す。
5. 資産課税で実質的にマイナス金利にする。現金は新札に切り替えて交換手数料を取る。

上記1が最も標準的なリフレ政策であるが、重要なのは人々の予想を変えることが目的だということである。だから、中央銀行がインフレ目標を立てて、必ずこれを実現しますと約束（コミットメント）することが重要になる。

3については、最低賃金を上げると労働需要が減って失業が増えるという批判がなされることがある。しかし、それは企業の製品の価格と比べた賃金という相対価格（実質賃金率）を上げる問題であって、名目賃金の話ではない。

先述の通り、流動性のわなでは、均衡の相対価格が、失業を残した水準で決まってしまっている。価格の絶対水準は体系に関係ない。だから賃金が下がると同じ率で物価も下がり、相対価格は何も変わらずデフレが続くのである。しかし逆に言えば、名目賃金を上げれば、さしあたり相対価格不变なので、全価格が同じだけ上がることになる。将来物価上昇の確実な約束になるのである。

4も同じ理屈である。さしあたり相対価格不变なので、何かひとつでも絶対価格を上げれば全価格が上がる。この場合は、輸入品の価格を上げていくということである。

このように見ると、標準的なリフレ政策に対する典型的な批判のいくつかが誤解であることがわかるだろう。例えば、賃金に比べて物価を上げて企業を直接もうけさせるのが目的なのではない。そのような相対価格はさしあたり不变のもとで、労働力も外貨も含め、すべての商品の価格（だから賃金も）が一律に上がることを狙っているのである。

03年頃から本格化した量的緩和は、実質利子率を下げて設備投資を増やすことに成功したが、福井日銀は景気回復が賃金上昇につながることを極度に警戒して、それが本格化する前に量的緩和をやめ、金融を引き締めていった。小泉改革による雇用の非正規化もあり、賃金は低迷したままだったが、これはリフレ政策の目指す方向には矛盾しているのである。

また、日銀の出したおカネ（マネタリーベース）をいくら増やしても、民間の銀行が日銀に持

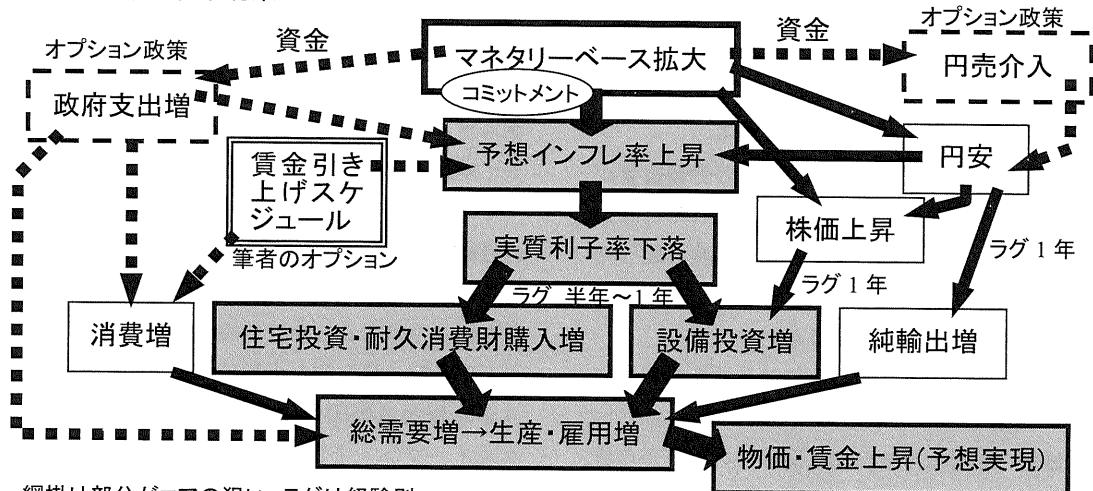
つ口座に積み増されていくだけで、一向に貸出に回らず、世の中に出回っているおカネ（マネーストック）は増えないという批判もよく見られる。しかし、これこそ流動性のわなの典型的な現象であって、リフレ論はまさにこのような事態をふまえて生み出された議論なのである。

マネーストックなり貸出なりを増やすのが直接の目的ではない。すぐさま物価を上げようということも目的ではない。人々の頭の中のインフレ予想を引き上げることが目的なのである。予想インフレ率を測る便宜的な指標は、普通の国債の利回りから物価連動国債の利回りを引いた「ブレーク・イーブン・インフレ率」である⁵⁾。これは、中央銀行のマネタリーベース拡大に敏感に反応して上がることが観察されている。03年からの日銀の量的緩和拡大のときも、08年リーマンショックのときのアメリカでもそうであった。

日本の今回の回復局面では、昨年2月に白川前日銀総裁が、1%の「物価安定の目処」を導入した時点で早くもブレーク・イーブン・インフレ率がプラスに転じ、安倍政権成立後、政府圧力で白川日銀が2%のインフレ目標導入を決定したあと1%に乗せている。マネタリーベース拡大の実行以前に「姿勢」を見せることだけで動くものなのである。

もちろん、安定してインフレ予想がつくためには根拠がないといけない。政策が金融緩和だけで、人々が合理的だったとしても、いずれインフレになることを予想するのは根拠がある（時間軸効果）。しかも、貨幣数量説を信じる非合理な人はたくさんいるから、なおさらインフレ予想はつく。それでも心もとなければ、金融緩和で作った資金で政府支出すれば、直接財への需要になるので物価が上がらないはずはない。現政権もそうしているが、我々の側も、先述のとおり、福祉や医療や教育や子育て支援の分野などを中心にそれを掲げればいいので、やはりそれが実行されるとなると人々のインフレ予想がつく。

リフレ政策の狙う効果



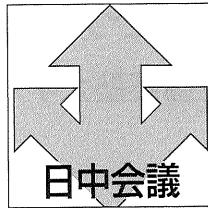
網掛け部分がコアの狙い。ラグは経験則。

注

- 1) 13年2月23日、24日の共同通信調査では、民主党支持者の40.5%、共産党支持者の40.2%が安倍内閣支持であった。
- 2) このことも含め、以下の議論は詳しくは拙著『不況は人災です!』筑摩書房(2010)を参照のこと。
- 3) 以下この節については、前掲拙著とともに、以下の拙サイト内記事を参照のこと。
 2010年1月12日エッセー
 「日欧左派政党の金融政策論」
http://matsuo-tadasu.ptu.jp/essay_100112.html
 2012年11月24日エッセー
 「欧州左翼はこんなに「金融右翼」だぞ~(笑)」
http://matsuo-tadasu.ptu.jp/essay_121124.html
 2012年11月30日エッセー
 「前回の続き——豪州・NZも労働党は景気刺激 LOVE」
http://matsuo-tadasu.ptu.jp/essay_121130.html
 2013年4月8日エッセー
 「岩田さんと黒田さんとスティグリッツさんの話」

- http://matsuo-tadasu.ptu.jp/essay_130408.html
- 4) 古典派や新古典派の古典的な解決は、貨幣は必ず還流するとみなし、貨幣市場は常に均衡するものと扱って体系から切り離すことである。この場合、貨幣以外の商品市場で超過需要と超過供給は相殺されるので、n-1の商品市場が均衡すれば、残り1商品の市場も均衡する。だから独立の均衡条件式はn-1本で済み、相対価格の数と一致して連立方程式が解ける。これがセイ法則である。マルクスの再生産表式はこの典型例で、部門の数が二部門なのに、均衡条件式が一本なのはこのためである。このときには、ある部門で超過需要があって価格が上がると、別の部門で超過供給があって価格が下がるので、全体としての物価水準は貨幣的要因とは関係なく一定になる。
 - 5) 市場規模が小さい、上方バイアスがあるなどの限界が指摘されているが、一つの目安としては使える。

(まつお ただす 所員 立命館大学)



「人間発達の経済学」 日中会議安徽大会の報告要旨

基礎経済科学研究所では、中国における「人間発達の経済学」研究グループとの交流を長らく続けており、この4年間は日本学術振興会東アジア研究教育拠点事業との共同事業として行ってきました。ここでは第7回「人間発達の経済学日中会議」（安徽大学において8月3・4日に開催）で報告されたものをそれぞれ1頁にまとめたものを掲載いたします。

今回も多彩で内容の濃い報告が日中両サイドから提出されましたが、紙幅の関係上、今回は日本側の参加者のみの報告要旨を掲載することにいたしました。以下に日本側発表者のリストを掲載いたします（掲載順は当日配布の論文集の掲載順に対応しております）。ここには掲載しておりませんが、この他にも中国側から多数の方の参加をいただきました。

（田添篤史）

大西広（慶應義塾大学）「小泉新自由主義期以後に変化した日本の政治的対抗関係について」

中谷武雄（元京都橋大学）「アダム・スミスと人間の科学」

程永師（鄭州軽工業学院）・十名直喜（名古屋学院大学）「人間発達の経営学—『技』『才』『徳』を兼ね備えた経営リーダーづくり」

矢野剛（京都大学）・白石麻保（北九州市立大学）「Trade Credit and Ethnicity: Case of Ethnic Minority Area of China」

北野正一（兵庫県立大学名誉教授）「How to

make a consensus on both national and intra-national issues within a country — Considering the case of Japanese Senatorial selection」

瀬戸宏（摂南大学）「試論中国特色社会主義和新民主主義」

佐中忠司（広島大学名誉教授）「広島県熊野の筆づくり（事例研究）」

高木和美（岐阜大学）「日本の、末端原発労働者の労働・生活実態について」

巖成男（新潟大学）「災害復興メカニズムと被災地域の持続可能な発展一人間復興の視点から」

白石麻保（北九州市立大学）「中国計画期経済の再考—企業・政府間関係は企業の発展を促したのか」

井出芳美（名古屋学院大学）「中国における日系企業の理念と人づくり—ある食品メーカーの創造的経営と人間発達」

倪卉（京都大学）「農民專業組織と主体形成の可能性—広西壯族自治区農民蚕桑專業組織の事例一」

劉洋（アジア太平洋研究所）「ミンサー型賃金関数と中国の社会資本」

田添篤史（京都大学）「An empirical test on the Okishio Theorem : Based on the Japanese Economy」

金江亮（京都大学）「多部門最適成長モデルでの価値価格の定式化」

朱然（京都大学）「The minus emission quota」

小泉新自由主義期以後に変化した日本の政治的対抗関係について

大西広（慶應義塾大学）

小泉政権期の日本の政治的対抗は新自由主義vs反新自由主義というものであったが、その後の対抗関係は2度の変化を遂げている。一度は小泉新自由主義を引き継いだ3代の短命な自公政権から「反新自由主義」的民主党政権への転換、そして、それが野田政権期に変質してさらに現在の安倍政権へと向かった転換である。

小泉政権に代表された新自由主義の諸政策は国民生活に多大な困難を与えたため、その是正として民主党政権が成立したのは確かに進歩的なことではあった。が、ある種の「ばら撒き」的な要素をもっていたためにこの時期、財政赤字の規模は目だって拡大している。そして、そのために野田政権は消費税増税の提起に至っている。これは、マルクスが『資本論』第1巻第24章で述べた国債発行（＝財政赤字）と大衆増税の累積メカニズムに他ならない。しかし、この増税策をはじめとする政策の転換は民主党に期待した国民の離反を生んで政権は崩壊する。2012年暮れの総選挙と2013年夏の参院選は自公の勝利というよりは民主党の敗北というのが相応しい。

しかし、こうして成立した自公政権も新自由主義に戻るわけにはいかない。GDPの2倍に累増した財政赤字という制約によって財政出動を基本とした政策をとれず、さらにゼロ金利という制約が低金利政策の出動をも不可能とした。そして、その結果、「大胆な金融緩和」というアベノミクスが登場することとなる。近経主流派の議論でも通用しない危険でかつ反労働的な政策が打ち出された背景はこういうものであった。この政策は

ケインズ派の一部によつてしか支持されえない一種のケインズ主義なので、「反アベノミクス」が「反ケインズ主義」である事が重要である。消費税増税に反対する運動が「反新自由主義運動」とまったく反対の方向性を持ったものであることもまた重要である。

確かに、安倍政権成立後の政治的争点はアベノミクスや消費税増税に終わるものではない。脱原発や憲法、沖縄米軍基地問題、TPPといった問題も大きな争点とされているが、これらもまた「反新自由主義」という括りで理解されるものではない。安倍首相や橋下維新の会共同代表らの侵略戦争肯定発言をめぐる政治的対抗はむしろ「反国家主義」というのが相応しい。自民党改憲草案は「国家主義」の権現であるし、基地問題も国家の最終権力であるところの軍隊と闘う運動である。さらに脱原発の運動も国家独占資本への対抗という意味で「反国家主義」といえる。

これらと比べたとき、反TPPの運動が反新自由主義の側面を持っていることを否定できないが、それはむしろアベノミクスのひとつの柱である円安政策との共通性を理解するのが適當だと私は考えている。円安政策は輸入財を購入する一般消費者や輸入産業への負担を強制しつつ、トヨタを代表とする輸出産業の利益を優先する政策である。そして、その究極の姿がTPPへの加盟である。私はTPP問題の正確な理解にとって重要なポイントは「誰が不利益を被るか」以上に「政府は誰の利益を守ろうとしているか」にあると考えている。

アダム・スミスと人間の科学

中谷武雄（元京都橘大学）

(1) スミス・ルネサンス（現代におけるスミス復活）は、現在第3段階を迎えている。第1回は1976年、第2回は1991年。それぞれに特有の政治的経済的背景が存在する。今回は、現在の主流派経済学の批判が高まり、（スミス）経済学における人間への注意が復活していること、もう1つはスミスの思想像全体に関心が広がっていることである。これら2つの流れは、1748～51年にかけてスミスがエдинバラで行った公開講義の内容、ないし「初期スミス」に端を発すると言える。

(2) 日本でもスミス回帰は顕著である。学会や研究者だけでなく、マスコミやジャーナリズムにおいても関心は高く、2000年以降に『国富論』は2種、『道徳感情論』は1つの新訳が刊行されている。こうした流れを牽引するのが経済学史学会である。学会創立60周年記念事業の一環として編まれた『古典で読み解く経済思想史』（ミネルヴァ書房、2012年）は、主流派の経済学研究の枠組みの狭さと限界を念頭において、経済学における人間研究の伝統を取り戻すことと、経済学の各分野の交流を促進し、その成果を総合化することを目指した。その中でたんにスミスが経済学の父であるという理由だけによるのではなく、スミスの人間研究の深さと広さを改めて評価し、それに支えられた彼の経済学における人間の意味を考え直すことに关心が高まった。(2011年)3.11の大震災、津波災害と原発災害が日本社会のあり方に大きな反省を迫り、その中で学問研究の世界でもその社会的意義の見直しが迫られたことと無関係ではない。震災復興は人間復興を基礎とするからである。

(3) 18世紀啓蒙思想における人間研究は、スミスの友でありまた師でもあったディヴィッド・ヒューム『人間本性論』(1739～40)が1つの頂点である。彼はニュートンの実験的手法を用いて

人間の本性である悟性、感情、道徳（そして計画としては政治、趣味）を分析し、人間の感情に規定されたその行動動機と様式の重要性を強調した。人間社会の道徳性（良俗）は理性によってではなく、感情によって、すなわち共通の感情（共感）の確認が行動や人格の評価の基準になることを明らかにした。この考えはスミスに大きな影響を与え、受け継がれ、更に精緻化される。

(4) スミスは彼から多くを学んだ。「初期スミス」とくに「修辞学・文学講義」の研究体系は、ヒュームの人間の科学の構想をその基礎に持っていた。法学講義で人間の精神のセンシビリティ（感受性の繊細さと豊かさ）や、模倣性を好む（ただし適度な変化、変容を秘めた相似性の追求を含む）人間の本性が社会形成に導く基本原理であるという指摘などがなされていた。そして言語（起源）論や感覚論・認識論（哲学史）の草稿類も残されて、人と人、人と物そして物と物のコミュニケーション論へと展開されるスミスの構想と体系の萌芽が形成されつつあった。

しかし当時の人間の科学（人間の本性分析）は、この枠組みではいまだに抽象的で、目的を達成するには不十分であると、スミスは考えた。彼は自然科学、道徳哲学そして論理学という伝統的な学問体系にもとづいて、道徳哲学の1分野（現代でいう倫理学）を『道徳感情論』(1759)として出版した。そのサブタイトルは、「人々がまず彼らの隣人たちの、そして次に自分自身行動と性格に関して、自然に判断を下下さいの諸原理の分析のための1試論」であり、これが本書の内容を適格に示している。共感（感情の交流）原理による人間社会の形成、構成分析として、人間の科学は集約される。道徳哲学は自然科学と同様に学問体系の一翼をなすが、感情に規定されて行動し、思考する人間を扱うがゆえに、独自の方法と体系化が必要であるとスミスは主張した。

人間発達の経営学 —「技」「才」「徳」を兼ね備えた経営リーダーづくり—

程 永帥（鄭州軽工業学院）・十名直喜（名古屋学院大学）

中国では、環境破壊をはじめ拝金主義やコピー文化が横行するなど、経営モラルの乱れが激しい。そうした中にあってこそ、中国の伝統文化のコアをなす「徳」の思想・文化に注目したい。それに基づく経営の再構築、すなわち中国的「徳」に基づくひとづくりがより深く問われており、こうした課題に向き合い創造的に応えるのが、「人間発達の経営学」である。

多くの日系企業では、幹部人材の現地化が欧米企業より遅れている、としばしば指摘される。日系企業がこれまで行ってきた工場内経営は、さまざまな限界が露呈し、「中国市場向け」には通用し難くなっている。

小論は、「人間発達の経営学」、すなわち「技」「才」「徳」を兼ね備えた経営リーダーづくりという視点から、中国における日系企業の現地化のあり方に目を向け、その変革モデルの探求を通して、中国企業の経営のあり方にも問題提起する。すなわち、中国的「徳」を軸に、日本の「技」、欧米的「才」の3要素を有機的に組み合わせた三位一体一体化モデルを、中国における日系企業の経営革新モデルとして提示する。さらに、それを普遍化して、中国企業に求められている21世紀型経営モデルとして捉え直す。

日本企業の強みは、生産現場体制にあり、現場の作業員や指揮者層に評価される。それを支えるものが、日本の「技」である。一方、マネジメント分野において比較的優位に立つ「欧米型経営」の強みは、合理主義に基づき、人間の才能を低コストで、最大限に引き出す「人づくり」の仕組みにあるとみられ、それを欧米的「才」（経営原理

やエリート主義等）として捉える。

われわれは、中国における日系メーカーの日本人管理者に焦点を当て、中国の巨大市場に根を張る上で、経営リーダーおよび管理者の新たな役割および使命とは何か、「ものづくり」の「技」をいかにして「ひと（経営リーダー）づくり」に活かすかなどについて、具体的な対策を提言した。小論では字数の制約もあり、そのエキスを簡単に紹介する。

まず、日本人管理者のリーダーシップを高めるには、「意識の変革」「役割の転換」「使命の明確」が重要である。すなわち、「物づくり」優先から「者づくり」優先へと意識を変革し、「権限死守」管理から「権限委譲」管理へと自らの役割を転換し、使命を明確にし「経営監視」から「経営監督」へとシフトすることである。

次に、企業の倫理と経営理念の根幹に「ひとづくり」を据え、その可視化と標準化を進めることが大切である。「ひとづくり」のありかた、そのモデルや体制、人事考課制度等について、別途、提言を行っている。日系企業の経営トップ現地化についても、その仕組みを考案し提言した。

以上にみるような、日系企業の経営のあり方、改革への提言は、中国企業に対しても貴重な示唆になると考える。

「技」「才」「徳」を兼備した三位一体の経営、ひとづくりは、地域づくり（まちづくり）と結びつき、よりサステナブルな発展を可能にする。ひと・まち・ものづくりの三位一体化は、日本のみならず中国においても21世紀的な課題となっているのである。

Trade Credit and Ethnicity: Case of Ethnic Minority Area in China

矢野剛（京都大学）・白石麻保（北九州市立大学）

本稿は、信用取引に関するデータを用いて、中国新疆ウイグル自治区における少数民族企業による企業間の信頼関係形成を考察している。

中国の少数民族経済を研究してきた一連の先行研究は、共通して家計データを用いた分析を行いつつも、少数民族経済の発展において企業が重要な役割を果たすことともまた共通して指摘している(Gustafsson and Li, 2003, Gustafsson and Ding, 2009, Sato and Ding, 2012 等)。少数民族地区に立地する中小企業の銀行融資アクセスは通常かなり困難であるため、それら企業に対するオルタナティブな資金源としての企業間信用に注目する。

本稿のバックグラウンドをなすもう一つの先行研究の流れが、信用取引データを用いた企業間の信頼関係形成分析を行ってきた(Johnson et al., 2002; Fafchamps, 2004; Fisman and Raturi, 2004)。中でも Fafchamps (2004) は民族と信頼形成の問題に（裏返して言えば信頼形成における民族バイアスの問題に）強い関心を払っている。これらの研究は企業間信用与受信を企業間の信頼形成の代理変数としている。従って我々も、中国少数民族地区における企業間信用を分析することにより、そこでの企業間の信頼形成の考察を行う。

より具体的には企業間信用における売掛ストックと買掛ストックを従属変数とし、その決定要因を探る実証モデル推定を行う。決定要因候補中、民族ファクターが重視される。使用されるデータは、新疆に立地する工業企業の 2001 – 08 年期間の企業レベルマイクロデータで、2244 企業・6974 観測値数から成るパネルデータである。そのため、パネル GMM 推定の一つであるシステム GMM 推定を使用する。

本稿の主たる知見は以下のようなものである。

第一に、企業間信用受信において少数民族企業に不利な民族バイアスが一般的に存在する。つまり、少数民族企業はサプライヤーから受信できる企業間信用が少ない傾向がある。

第二に、少数民族企業は、企業間信用与信によるビジネスパートナーとの信頼形成に漢族企業よりも不熱心な傾向がある。

第三に、少数民族企業は企業間信用与信において漢族企業よりも他の少数民族企業を信頼していない。皮肉なことであるが、新疆において少数民族企業は他の少数民族企業を差別している。この少数民族企業内での相互不信が最も深刻な問題である。

全般的に、少数民族企業サークル内での企業間の信頼形成は極めて不十分な状況にある。

〈参考文献〉

- Fafchamps, M (2004), *Market Institutions in Sub-Saharan Africa: Theory and Evidence*. MIT Press, Cambridge (Massachusetts) /London.
- Fisman, R, and Raturi, M (2004), 'Does competition encourage credit provision? Evidence from African trade credit relationships'. *Review of Economics and Statistics* 86: 345–352.
- Johnson, S, McMillan, J, and Woodruff, C (2002), 'Court and relational contracts'. *Journal of Law, Economics, and Organization* 18: 221–277.
- Gustafsson, B, and Ding, S (2009), 'Villages Where China's Ethnic Minorities Live'. *China Economic Review* 20: 193-207.
- Gustafsson, B, and Li, S (2003), 'The ethnic minority-majority income gap in rural China during transition'. *Economic Development and Cultural Change* 51: 805–822.
- Sato, H and Ding, S (2012), 'Ethnicity and Income in China: The Case of Ningxia'. *CCES Discussion Paper Series* 46, Hitotsubashi University.

広島県熊野の筆づくり（事例研究）

佐中忠司（広島大学名誉教授）

安徽大学での発表テーマは、Traditional Handicraft Manufacturing and Community Involvement -A case study of writing-brush makers in Japanである。札幌集会（本誌No.131、参照）との重複を避け、熊野の筆づくりの構造的特徴に焦点化してまとめとする。

集落内で代々受け継がれてきた筆づくりの技、文字通りの零細な家庭内手工業が主要な形態である。こうした筆づくりを束ねるのが地元の「筆問屋」、この意味では、問屋制家内工業の一形態である。みずからの作業場（工場）内に何人かの職人（筆司）を恒常に雇用し、いわゆる工場制手工業（マニュファクチャ）の形態をもつ業者がある。地元で「製造問屋」と呼ばれているものはこの範疇であろう。その一方で、みずからは必ずしも継続的な雇用を工場内に確保することなく、主要にはコミュニティ内の個々の家庭内の職人（家事育児をこなしながらの主婦層など女性労働も少なくない）に、隨時、出来高払いにて適宜分業に出す形態のものもある。筆づくりの各工程すなわち穂首、軸、菅込、彫り、仕上げ等々の個々の作業を、各家庭に分業的に割り当てて完成させる。こうした形態は、他の産地には基本的に確認できず、熊野の筆づくりにのみ典型的なあり方である。筆づくりは地元の基軸的産業、地域社会固有の人間関係、家族環境を強靭な「つなぎ」として、行政がこれを全面的にバックアップする体制が歴史的に構築されている。

同一集落の至近距離の範囲内に、永年にわたって受け継がれてきた筆づくりの技量（所要の技術レベルに達するには、一朝一夕には不可能、長年

にわたる忍耐強い修練が必要）や地元で培われた優れた感性が濃密に結集し、そのコミュニティのすぐれた土壤として蓄積されている。いわばこうした「地域内分業」を通じた固有の社会的生産力が未然に与えられている。その主体的な担い手は、地元の各家庭で生計をともにする家族とくに主婦、子女、老人たちを巻き込んだ、地縁的・血縁的集団である。これがこの地の筆づくりの潜在的な「地域力」として機能、一時期に多量の「筆の華」を開花させることができるとなる。学童用の大量の筆など全国的にも需要がひっ迫する特定時期等には、必要な技量を備えた人手を、隨時に、比較的容易に近隣から結集することができる。またその反面、たとえ閑散な時期で筆づくりの仕事が乏しい枯渇的状況下においても、そのことが直ちに大量の担い手たちの離反や他地域への流出に直結するということも、現実的には起こりにくい土地柄である。

特殊な社会的生産力、それがこの土地固有の「地域力」として醸成され、筆にかかる多品種多量注文にも柔軟かつ即応的に対応するノウハウと生産の体勢ができあがっている。特異な地域内分業をテコとして、人件費や工賃を含めた所要経費の経常的負担（サンクコスト）の相当部分の節約が比較的容易に実現できる。小規模ながら、こうして継続的な事業経営を可能とする風土、これが地域固有の産業経済論的な特徴をなしているとみることができる。（詳細は、拙著『伝統産業筆づくり』文理閣、2013年、参照）

日本の、末端原発労働者の労働・生活実態について

高木和美（岐阜大学）

原子力発電所（以下、原発）が林立する福井県の若狭湾岸の労働者は、日本において、生命・健康・生活の維持・再生産の条件が、何世代にもわたって、地域的に最も削り取られている典型的存在である。とりわけ原発で働く、多くの非正規雇用の被曝労働者は、例えば1日8時間働いて賃金を得るというより、1日ごとの被曝線量に対して「賃金」が支払われているといつても過言ではない。つまり、日本の放射線防護関連法令による職業被曝限度は、5年で100mSv、1年で50mSv。（男性及び妊娠の可能性や意思のない女性）とされているが、わずかの時間で法定された被曝限度に至る現場・作業がある。彼ら（人間）は、生命と心身の健康（労働者の家族をも巻き込む）をわずかの報酬と交換する現場に、必要な時だけ寄せ集められ、使い捨てられている。法定の限度値以下の被曝でも、人体に負の影響が加わる。被曝線量は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間積算されるが、翌日の4月1日からは、前日までの被曝量とは関係なく、再びゼロから積算されている。

電力会社は毎年、各原発で作業員が被曝した線量の分布を「社員」と「その他」に分けて経済産業省原子力安全・保安院に報告している。この資料を基に、2012年7月26日付「朝日新聞DIGITAL」は、次のように報じている。「原発で働く電力会社社員に比べ、請負会社など社外の作

業員の放射線被曝が平均で約4倍」「全体の9割近くが社外の作業員であるため、総被曝線量では約30倍になる」。

筆者は80年代に、若狭湾岸の原発労働者の労働と生活の実態調査を行っている。この時期は多重下請構造の末端に、「人夫の親方」と幾人かの日雇労働者のグループが多数みられた。2012年に再開した同じフィールドでの調査では、少数の一人親方と日雇労働者が正社員化（日給月給制）される一方、定期検査等で大量に「人夫」が必要とされる時は、派遣会社が機動していた。

汚染区域の、高温かつ配管がひしめく現場で、防護服やマスク、綿手袋の上に2枚重ねでゴム手袋、ヘルメットを着けて行う作業は、被曝を除いても心身に悪影響を及ぼす。加えて被曝労働は、生命そのものが引き替えになる可能性がある。それは死に至らずとも心身の健康破壊が時を経て引き起こされる元となる。しかも遺伝という形で次世代にも影響する。全ての原発を廃炉にしたとしても、被曝しながら働く労働者が大量に必要とされ続ける。理論的には汚染区域外の作業場での被曝はしないので、労働着は一般的な綿の作業服で行われている。しかし、外部被曝、内部被曝ともありうる。我々は、原発労働者とその家族の生命・健康・生活の維持・再生産の問題と向き合う必要がある。

中国計画期経済の再考 —企業・政府間関係は企業の発展を促進したのか—

白石麻保（北九州市立大学）

本報告テーマは、計画期中国経済における国営企業に対する地方政府のコントロール・管理は、企業の発展を促進するものであったのか、それとも阻害するものであったのか、言い換えれば地方政府の国営企業運営への介入は、企業の合理的、整合性を持った行動を促すことができたのか、それとも企業行動を混乱させるものであったのか、を企業の技術進歩の有無及び企業行動を実証的に分析することによって考察することにある。

本報告では、「地方政府の国営企業に対するコントロール・管理は企業の発展を促進するものであった」、及び「地方政府の国営企業に対するコントロール・管理は企業の発展を阻害するものであった」という二つの相反するケースを想定し、且つ各ケースにおいて想定される分析結果との関係について、「もし前者の仮説が成立するならば、分析結果において企業の生産性の上昇、及びある種の目的関数の最大化行動が観察される」、逆に「もし後者の仮説が成立するならば、分析結果において生産性上昇の停滞、及び何らかの最大化行

動は観察されない」という二つの作業仮説を設定した。

具体的な分析では、1950年から1980年の国営企業長期マイクロデータを使用し、TFP (Total factor productivity) の計測、及び先行研究によって改革開放初期を対象に導出された企業目的関数を計画期経済の企業行動を表現するためにアレンジしたものを作成・設定した。ここで先行研究に基づき、雇用を明示的にモデルに内包する目的関数を設定した。

分析・推定結果として、幾つかの年を除いてTFPの上昇がみられ、計画期中国経済においても技術進歩がみられたこと、及び、目的関数の推定結果から各説明変数が有意であったこと、が得られた。

以上の分析・考察を通じて、計画期中国経済において、地方政府の国営企業運営への介入は、企業の合理的、整合性を持った行動を促すことができた、との結論を得た。そして今後、修正モデルによる更なる分析の必要性が論じられた。

中国における日系企業の経営理念と人づくり —ある食品メーカーの創造的経営と人間発達—

井手芳美（名古屋学院大学）

経営理念とは何か。

日本のみならず中国においても、企業経営とは何か、とりわけ持続可能な企業経営とは何か、が問われている。企業経営において、利益追求は不可欠である。しかし、それだけが目的になると、当座は儲かっていても、長続きしない。どこかで、ほころびが生じ、歯車が逆回転し始めて、組織は衰退へとつながりやすい。道徳・倫理と利益追求、この両者を調和させることができ、持続可能な経営への道を切り拓くのである。

道徳と倫理、利益の追求を調和させるには、正しい方向を示した経営理念をもつことが重要になる。日本の先駆的経営者として社会から認められている渋沢栄一や松下幸之助は、いずれも独自の経営理念をもっていた。

コアをなす理念を明示することで、それにふさわしいビジョン、戦略、目標、行動指針が生まれてくる。とくに、グローバルな時代において、企業が海外で経営を行う時には、企業の価値を高めるために、理念を掲げ、存在目的を明らかにすることは、極めて重要であると考える。

経営理念とは、会社の存在意義、目的、価値観、事業遂行の方向性を示すいわば羅針盤である。会社としてのあるべき考え方を明らかにし、社会に生き人々を幸せにする無形の基盤をなすものである。

中国日系企業における 経営理念をいかす人づくり

中国における日系企業の課題は、人材を定着さ

せ育成することである。日系食品メーカーの現地総経理経験者A氏が試みた経営理念をいかした人づくりに着目していただきたい。

日系食品メーカー現地総経理経験者のA氏は、着任した時から、現地法人で経営理念を伝えることが必要と考えていた。A氏は「会社にとって、経営理念は、存在証明である。これがないと何のために働くか空しくなる」と、経営理念の必要性を実感していた。A氏は、現地法人を設立するにあたって、経営理念を半年以上の時間をかけて中国人スタッフに理解しやすいような言葉に換え、本質を伝えていった。そして、経営理念をお題目でおわらないために、朝礼や会議の場で繰り返し伝播し、行動指標に落とし込み、理念をベースとする創造的な経営に取り組んだのである。

中国における日系企業のあり方として、経営理念で目指したい方向性を示し、行動指針に沿って実践させる。それが個人の評価指標となり、成果（顧客からの評価、会社からの評価）として認められる。これを継続的に行うことで、社員の士気は高まり人材が定着する。それが、強いては持続的可能な経営になるといえよう。

経営理念はその会社にとって本質的かつ普遍的なものであり、中国における日系企業の経営、人づくりにも必要不可欠なものである。まさに、経営理念は、国境を超える企業にとってアイデンティティの根幹に位置するものといえよう。それゆえ、企業のグローバル化とともに、いっそう重要性を増すとみられる。

農民専業組織と主体形成の可能性 —広西壮族自治区農民蚕桑専業組織の事例—

倪卉（京都大学）

2007年に「中国農民専業合作社法」が実施され、農民専業合作社が急速に増加してきた。以前では、中国政府の推進政策のもとで龍頭企業が農業産業化および農業近代化を主導してきたが、2007年以降は、農民専業合作社が分散する農民を再組織し、農業サービスの提供、農業生産性の向上などの機能を發揮することが期待されている。つまり、農業専業合作社は龍頭企業と同様に重視されるようになったといえる。

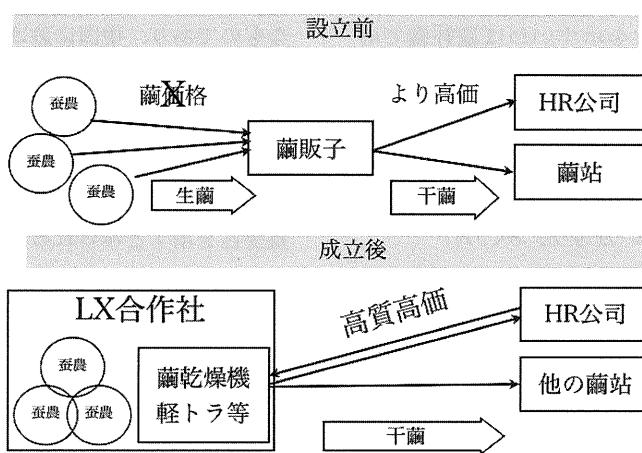
近年、中国の多様な農民専業合作社や農民組織に対する調査研究、事例研究が積極的に進められている。本報告では、農民専業合作社の中にさらに農民による自発的合作社に注目し、これらの農民組織が他の主体とりわけ龍頭企業との関係を事例で分析した。

本報告では、報告者が2009年8月と2012年8月に実施した中国広西壮族自治区における現地調査及びインタビューの内容に基づき、広西自治区上林県にある留仙村農民桑蚕専業合作社（以下LX社と略す）を事例として取り上げ、合作社が

設立される前後の繭の流通構造変化から（図1）、製糸龍頭企業などの主体との関係を分析し、農民専業合作社とりわけ自発的合作社の主体形成の可能性を検討した。

LX社所在地域の養蚕農民は繭の出荷問題を解決するために、2007年に自ら合作社を結成していること、合作社の運営を通じて、取引先である製糸工場・龍頭企業と繭品質の検定や繭価の設定を巡る交渉をしていること、所在地域の技術指導站と協力し合って、加入農家にたいし養蚕の技術指導を行っていること、他の地域にある蚕桑の農民専業合作社と積極的に交流していることなど、さまざまな主体的行動をとるに至ったプロセス、およびこれらの主体的行動が合作社ないし所在村の養蚕生産にもたらしている影響を分析する。そして、養蚕農民による農民組織が蚕糸業ネットワークに存在する他の主体との間で取り結ぶ相互関係を明らかにしながら、農民専業組織化を通じた農民の主体形成の可能性を示した。

図1 LX社設立前後の繭流通構造



ミンサー型賃金関数と中国の社会资本

劉洋（アジア太平洋研究所）

本研究はミンサー型賃金関数を拡張し、個人レベルにおける社会资本の、中国の賃金決定への影響を考察する。1980年代以前の計画経済時代においては、賃金は、同じ職場の労働者の間にほぼ同一に設定された。その後、市場経済の発展に伴い、中国の賃金決定における市場メカニズムが進んできた。しかし、以前の計画経済時代の影響を受け、中国の労働市場は依然として不完全な市場である。特に、個人レベルの社会的ネットワーク、いわゆる中国語の「関係」は、賃金決定において重要な役割を果たしている。

賃金決定の研究には、ミンサー型賃金関数はよく利用されるが、それは完全市場を前提していることに注意すべきである。本研究は、中国の事情に基づいて、個人レベルの社会资本をミンサー型賃金関数に取り入れたうえで、中国の賃金決定を考察する。

理論モデルは、不完全な労働市場を仮定し、人的資本に対するリターンは、市場価格以外に、労働者の社会资本によって決められるという構造である。データは2008年の中国社会総合調査(Chinese General Social Survey)を利用する。回答者は全国でランダムに抽出され、サンプルサイズは6000人である。

推定結果では、まず、教育と職歴は賃金に対して有意な正の影響が示され、ミンサー型賃金関数の基本結論に一致した。加えて、社会资本も重要な役割を果たしていることが検出された。具体的には、社会的ネットワークのサイズは賃金に対して有意な正の影響、そして、その影響は規模に関する収穫遞減ということが示された。興味深い結果として、社会的ネットワークのサイズだけでなく、中身も重要であることも分かった。政府関係者がいることは賃金に対して有意な正の影響を及

ぼし、そして、企業経営者がいることも有意な正の影響がある。その一方、社会的ネットワークの中に、一般労働者がいることの、賃金に対する影響は統計的に有意ではなかった。それら以外に、コントロール変数として、性別、戸籍、居住地と転職回数なども入れられた。男性であることにも有意な正の影響があり、そして、都市戸籍を持つことと、居住地の都市（または農村）規模の大きさも賃金に有意な正の影響を及ぼしていることが分かった。さらに、転職回数が多い労働者ほど、賃金が高いということも示され、それによって、内部労働市場が未発達の中国においては、ジョブホッピングも個人にとって高い賃金を得られる重要な手段の一つと分かった。

このように、本研究はミンサー型賃金関数を拡張して、不完全市場である中国の労働市場において実証を行った。個人的な社会资本が賃金決定に重要な役割を果たしていることが分かった。注意すべきこととして、先進国で実証された社会资本の労働市場に対する影響は、労働者全体の社会资本を対象にすることが多い。本研究は、労働者個人の社会资本に着目した。このような個人レベルの社会资本、中国では「関係」と呼ばれるものは、情報の伝達に役立つ一方、人的資本に対するリターン率の個人差もたらす。それを所有する労働者には賃上げに繋がる一方、ほかの労働者に不公平をもたらすこともあるので、労働市場の中で注意すべきである。

（本研究は日本学術振興会・アジア研究教育拠点事業（JSPS Asian CORE Program）のご支援を受けた。中国人民大学社会学部と香港科技大学にCGSSデータを提供していただいた。ここに謝意を記したい。）

置塩定理の実証分析—日本経済を基として—

田添篤史（京都大学）

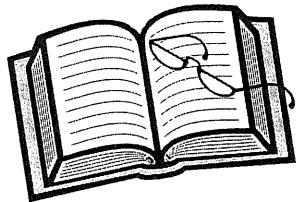
「置塩定理」に関してはさまざまな論争が行われてきたが、主として理論面からのものであったといえる。置塩定理は実質賃金一定という仮定に基づいているが、この仮定は現実の経済においては成立しがたいことが実証面からの接近を妨げてきた。本報告はこのような状況に対して、置塩型の利潤率が技術係数からなる行列の固有値として計算されるという特性を生かして実証面からの置塩定理への接近を図ることを意図したものである。利潤率を計算する際に使用される行列は、投入係数部分からなる行列、および賃金という形を経由しての間接的な投入からなる行列部分の和として表すことができる。そのためこの二つの行列の年次をずらすことによって、仮想的に実質賃金

が一定であった場合に、採用された新技術のもとで利潤率がどのようになるかを計算することが可能であり、本報告はそれを利用して置塩定理が現実の日本経済において成立しているかについて検討した。

本報告は計算の対象を1985年から2005年の間としている。この期間においては実質賃金が過去の水準に固定された場合の利潤率は、現実の利潤率を上回っていた。このことはこの期間においては置塩定理が実際に成立していたことを示すものである。ただし本報告の結論は計算に使用する行列を現実の経済データからどのように構成するかに依存しているということは当然であり、この点においてさらなる改善が必要である。



会議の様子



谷川佳子氏の E.F.シユーマッハー紹介によせて —「現代経済学批判 概論」としての‘Small Is Beautiful’—

SAKURAI Shigeyasu
櫻井 重康

はじめに

『経済科学通信』No.130（2012年12月号）の谷川佳子氏の「古典を読み解く（5）21世紀・経済観を選び直すとき—E.F.シユーマッハーの『仏教経済学』に学ぶ—」は、日本をはじめ世界の深刻な経済・社会状況のもと、時宜を得た紹介論文である。彼の「仏教経済学」の背景、意義、現代経済学との比較等を解説し、シユーマッハー研究の一作業として歓迎される。しかし、谷川氏の本書理解で二点、翻訳に関わる問題で二点、計四点を検討し、若干の補足を行いたい。なお、本小論中の「論文」とは谷川氏の論文で、文中の下線は小論作成者による。

I 検討すべき箇所

本論文の主対象、『スマール イズ ビューティフル』I部第4章「仏教経済学」の内容は次のようである。まず、経済の基本について、現代経済学と仏教経済学からの把握を比較するべく人間労働を取り上げ、前者は労働を必要悪とし、後者は労働の意義を認め完全雇用を計画の出発とする¹⁾。さらに、財・モノに対して、前者は消費を経済活

動の唯一の目的として消費水準を生活の尺度にするが、後者は簡素と非暴力を重視し、一定の目的達成のための最小限の手段を重視する。また、天然諸資源についても、前者は単にコストとするが、後者は再生不能財への十分な保全に注意する。こうした結果、現代経済学による「近代化」は、農村経済の崩壊や失業・貧困等の進行を招くが、現在・将来を見据えて仏教経済学の八正道による生活の重要性が指摘される。ただ、本章では八正道を生かす方向性が不明確なまま終わる²⁾。

第一の検討点として、まず論文p.71「仏教経済学」の労働觀の①「労働の目的は少消費」をあげたい。ここで、谷川氏は、本書の次の下線部を抜き出されるが、前後の文章を含めて示したい。「仏教経済学者にいわせれば、この方法〔現代経済学者が豊かさの尺度として年間消費量を用いること〕はたいへん不合理である。そのわけは、消費は人間が幸福を得る手段にすぎず、理想は最小限の消費で最大限の幸福を得ることであるはずだからである」([1] k.p74)。明らかに、これは生活における理想を取り上げたものであって、「労働の目的」を記したものではない。引用するならば別の箇所に求める必要がある。シユーマッハーはこう議論を組み立てる。まず「富の基本的な源泉は人間の労働」という誰も異存がない点か

ら出発し、生活する上で必要な労働がどう扱われているかを見る。現代経済学者には、労働が「理想的にはゼロとしたい」ものとして映る。対して、仏教的な観点は、労働・仕事の役割・意義を三つに整理する。能力を發揮・向上させる場、協業による自己中心的態度を破棄させる場、全うな生活に必要な財・サービスの生産の場の三つである³⁾。それを受け、「人間性はおもに仕事を通じて培われる。自信をもってのびのびと仕事をすれば、仕事をする当人とその作る物はすばらしいものとなる」と説明し、インドの哲学・経済学者の引用のあと、「規律正しい仕事だけがもっている、人間を豊かにし活力を与える要素」の重要性を指摘し、これらの点から、シューマッハーは、仏教経済学での経済計画は完全雇用の計画から出発すると断言する⁴⁾。以上から谷川氏の①の表題は、「労働の目的は人間性の培養（あるいは人間発達）」とすべきではないかと思われる。

第二に、論文 p.71 の②「労働は生きがい、喜びである」についてである。谷川氏は、『スマーリーズ ビューティフル 再論』第3章から労働の役割・意義の三要点を示され、さらに仕事の意義の部分を引用される。しかし、この部分は、『聖書』の「ペテロの第一の手紙」の引用をシューマッハーが行った後に記したもので、キリスト教はここで登場するが、仏教経済学は出てこない。恐らく谷川氏の②の表題は、[4] の第3章末にある語句をまとめられたのであろう⁵⁾。そうするとシューマッハーの労働觀は、本書 [1] の第4章では仏教に依り、別の著書 [4] の第3章ではキリスト教に依ることになり、読者はどちらが本当なのかを迷うであろう⁶⁾。おそらくどちらも本当であり、人類が歴史を紡ぐ中、英知としたものが両宗教に流れていたと理解すべきなのであろう。更に、シューマッハー自身、[1] 第3章末で、仏教を選んだのは他意があったのではなく、キリスト教でもイスラム教でも、東洋の伝統的英知でもよいと述べているのである。したがって、ここは「仏教経済学」の労働觀というよりも、「宗教または伝統的英知にもとづく経済学」の労働觀として

谷川氏は紹介すべきではないかと思われる。

これに関連して次の点も指摘したい。それは、谷川氏が、今の日本では「市民の価値観に特に仏教的なものは見られない」（論文 p.72）とされている点である。肯ける点もあるが、日本の仏教は、古来の原始宗教、神道や儒教さらにヒンズー教的な要素等とも混在し、長い時間かけて人々の慣習、祭事、生活などの中に溶け込み、日本人の精神の伏流をなしていることも否定しがたい。

例えば、戦後、生活綴方教育を行った東井義雄は自らの実践を『村を育てる学力』にまとめたが、その中の次の例はどうだろうか。東井は、貧しい村人たちの幸福の問題を取り上げ、幸せは物のあるなしによって決まるのではなく、それを幸せだと知ることができるか、幸せとして受けとることができるとどうかによって決まる面をも、村人の声として取り上げている。この価値観は現在でも多くの人々に受け入れられると思われる。実は、これは、「大無量寿經」の「田有れば田を憂え、宅有れば宅を憂え…」と始まり「田無ければまた憂えて、田有らんことを欲し、宅無ければまた憂えて、宅有らんことを欲す」という経文そのものと、浄土真宗の僧でもある東井が解説しているのである⁷⁾。われわれの価値観や感性のある部分は、仏教やその他、この列島で生活してきた人々の精神的遺産に起因するものが記憶の壁に多く埋もれているのではないかと思われるが、どうだろうか。

II 小島・酒井両氏の翻訳に関する箇所⁸⁾

ここでは、谷川論文中の語句等で本書の翻訳に関わる問題を二つ指摘したい。

第一に、谷川氏は「人間の生活のいちばん遅れた面」という語を示し、これを「生き残るために手段を選ばない「野獸的性質」」と説明される。また、「放しにすれば野獸的性質をあらわにする貪欲を制御すること」や「…多消費を善とする価値観が変わらなければ「人間のいちばん遅れた

面」は再び別の形でむきだしになる」とも記される⁹⁾。この「人間の生活のいちばん遅れた面」を、人間の「野獣的性質」や貪欲とつなげる理解でよいだろうか。

この語は、[1] k. 第4章 p.71 の部分からの引用である。本文は「仕事というものを労働者にとって無意味で退屈で厭になるような、ないしは神経をすりへらすようなものにすることは、犯罪スレスレである。それは人間よりモノに注意を向けることであり、慈悲心を欠くことであり、人間の生活のいちばん遅れた面にやみくもに執着することである。」で、原書 [1] p.45 はこうである。“to organize work in such a manner that it becomes meaningless, boring, stultifying, or nerve-racking for the worker would be little short of criminal; it would indicate a greater concern with goods than with people, an evil lack of compassion and a soul-destroying degree of attachment to the most primitive side of this worldly existence.”

前半の文、下線部の「犯罪スレスレ」という訳語は、より強い表現にすべきである¹⁰⁾。つまり、「仕事というものを労働者にとって無意味で退屈で厭になるような、ないしは神経をすりへらすようなものにすることは、犯罪（非人道的犯罪）同然の行為であろう…」と訳されることによって、雇い主による労働者に対する非人道的扱いへのシユーマッハーの強い批判が出てくる。

後半の文、訳文の「それは人間よりモノに注意を向けることであり、慈悲心を欠くことであり、人間の生活のいちばん遅れた面にやみくもに執着することである。」の文の主語「それ」は、前文の主語、“to organize work in such a manner…”であり、雇い主による労働の組織のやり方をさす。働く者をモノ以下と見なし彼等への慈悲心に欠けるのは雇い主による労働組織のやり方であることに、まず目をつけるべきである。

更に、当該の文章をはさむ本書 [1] k. pp.70 ~ 73 では、労働に対する現代経済学者・雇い主による見方と仏教的観点による見方が、何回も対

比・記述されている。今問題としている文の直後では、余暇の問題が取り上げられ、「仕事と余暇とは相補って生という一つの過程を作つて」おり、二つを切り離すと「仕事の喜びも余暇の楽しみも失われてしまう」と指摘し、その次の段落では、機械化を、人間の能力を高めるそれと人間を機械という奴隸への奉仕者にしてしまうそれとの二つに分け対比されている。文脈の流れで留意すべきは、一方で「仕事の喜び」や「人間の能力を高める」労働が示され、他方でひどい「労働組織のやり方」が示されているという点である。

以上を踏まえると、雇い主による労働の組織のやり方は、奴隸的・命令的な労働觀に基づき、労働者には単純労働のみをさせる方法で、労働における熟練・創造性・自主性・喜びなどを内容とする人間能力の発達を認めないものであることが、ここで表現を変えて記述されていると考えられる。不十分だが、例えば「そうした（雇い主が労働を組織する）やり方は、人間よりモノに価値を置くことであり、慈悲心の欠如であり、人間の最も未発達な面への飽き飽きとする程の執着ぶりをしめすことになるのである」という訳ならば、労働者をひたすらモノ扱いをして、命令によって喜びのない単純で機械的な作業を、つまり人間能力の発達を要しない作業をのみさせる、雇い主による執着と読めるのではないか。「人間性を培う」労働觀とは正反対の労働觀をここで示していると考えられる。

第二は、論文 p.70 の表の「適正規模の道具」や同 p.72 の「適正規模の消費」の「規模」という訳語である。この「規模」の語は、谷川氏が引用する [1] k.p.76 の前頁に登場し、それは「仏教経済学が適正規模の消費で人間としての満足を極大化しようとするのに対して、現代経済学者は、適正規模の生産努力で消費を極大化しようとする。」([1] k.p.75) で、原書 [1] p.48 はこうである。

“The former [Buddhist economics], in short, tries to maximise human satisfactions by the optimal pattern of consumption, while the

latter tries to maximise consumption by the optimal pattern of productive effort."

この「適正規模」の「規模」は、"size" や量ではなく、"pattern" なのである。しかも、この "pattern" は別箇所では訳語が違う。[1] k.p28 の「新しい生産方法と消費生活による新しい生活様式」の原文は、"a new life-style, with new methods of production and new patterns of consumption"¹¹⁾ である。また、[1] k.p.254 や p.382 では、「生産や消費の様式」で、『スマール イズ ビューティフル 再論』では、「消費形態」、「生産形態」と訳される。もし「消費や生産のパターン」という訳ならば、生産なら労働、土地、機械や道具、資本などの生産要素だけでなく広く「自然資本」や人間の諸能力という基本的資源などとの組み合わせを、消費なら必需品やその他の財・サービスなどの生活手段の組み合わせを、技術・労力・雇用や時間、自然環境の負荷や資源の制約、さらに入々の目的や必要性、欲望、なによりも人間性の発達などを考慮に入れていろいろと試みることが含まれるだろう。生産パターンや消費パターンも複数あって、永続性を求めてデザインされた生活様式 ("a life-style designed for permanence") は、人口・地域の事情・特殊性等をもとに小単位で柔軟に組み合わせて行おうとするのが、シユーマッハーの発想である。したがって、彼は、単に小規模な生産・消費だけではなく、永続性を軸に人間の知性・英知を踏まえての、簡素で直接性を取り戻した技術に基づく生産・消費パターンをもった生活様式、それを編み出すことを人々に求めているというべきである¹²⁾。

III さいごに

本書の原書題名は、'Small Is Beautiful—A Study of Economics as if People Mattered' で、この本題一副題関係は興味深い。本題は、出版社の編集者が、「それ〔技術〕は人間の背丈に合わせる方向もある。人間は小さいものである。だ

からこそ、小さいことはすばらしいのである」([1] k.p.211) という所に着目してつけられたという ([5] p.360)¹³⁾。副題を、小島訳の「人間中心の経済学」とするなら、読者は本題=副題と素直に受け取るであろう。邦訳 [1] ~ [4] の中で、斎藤訳のみが、「あたかも人間を重視するかのような経済学の研究」([1] s.p.206) と示し、斎藤氏は副題を「皮肉」な題と述べるが、本題一副題関係にはふれない。

副題は、文法的には仮定法過去で¹⁴⁾、それを反映すれば、「あたかも人間が問題とするかのような経済学の研究」、「実際は、人間は問題としない経済学の研究」となり小島訳と異なる¹⁵⁾。シユーマッハーの経済学の立場は人間の背丈を重視するもので、本書内で主流の諸経済学を自らの経済学と対置させながら展開している点を考えると、本書題名は『スマール イズ ビューティフル 一人間は問題としない経済学の研究』となり、その経済学研究によって本書主題に到達できたという点で、「副題→本題」と理解される¹⁶⁾。だが、違う捉え方もあるだろう¹⁷⁾。副題のこの曖昧さは、彼の主張の明快さと対照的で、むしろ自信の表れだと感じられる¹⁸⁾。さらに内容を詳細にみると、本書全体は、諸哲学・方法論も含めた主流経済学の研究と根本批判で貫かれ、また開発経済学、社会主義経済学¹⁹⁾への批判をも含む点で、「現代経済学批判」の概論とも言うべき性格をもつ。この批判の根底には、永続性、宗教と伝統的英知、人間性、自然への尊重があることは言うまでもない。

谷川氏の結論は論文IV節で記されるが、シユーマッハーの意図は、各地に広く残る英知を、宗教や伝統・習慣、伝承、文化、埋もれた記憶や歴史を地域から再度拾い集め、新しい状況下で生産技術・生活様式の「組織的な研究」²⁰⁾をもとに、それらを新しく生かし直す社会デザインとしての「地域づくり」、「企業づくり」、「社会づくり」を早急に具体化することだったと思われる。

注

- 1) 本書に「完全雇用」の語が数回登場する。彼が、この問題を取り組んだのは、1944年のベヴァリッジによる完全雇用の報告作成の機会に始まる。この問題について、シューマッハーの作った草稿をもとに、両者が討論しその結果を報告書の土台にしたという。「フリッツ〔シューマッハーのこと〕は経済論議では完全に勝ちをおさめ、自分の報告書草稿をベバリッジ（ママ）に受け入れさせることはできたが、ババリッジ（ママ）の同情心の深さや貧しい人々の苦しみを感じる力はフリッツ自身の思想に深い影響を及ぼした」([5] pp.168～169)ともされる。報告書は、1944年11月『自由社会における完全雇用』として出版され、翌2月の自由党大会の議案にも入った。彼は、完全雇用政策を実施する際、経済における自由をいじくり回すことは避けつつ肌目細かい対応が必要を感じ、ここから、彼が、「巨大機械の歯車の歯以上のものだという実感を労働者に与えられる」ような、自由と計画との結びつき、道徳の役割の見直しを進め、A.スミスの議論に立ち戻り経済学を検討したという。[5]書は、‘Small Is Beautiful’形成の原点をここに見いだしている ([5] p.170)。娘による興味深い証言である。
- 2) その原因は、第4章末の数行が本書出版時に削除された為ではないかと思われる。削除部分は、『スマーリイズ ビューティフル 再論』第2章で訳出されている。その要点は、八正道を生かす道は、中道の技術の意識的・体系的な開発にあり、その技術は、古代東洋の技術と比べて能率がよく強力で、欧米の労働節約型技術より非暴力的かつ廉価・簡素で、今こそ必要であるという内容である。ただ、論理展開として「技術の問題」以前に「規模の問題」があり、次章で「規模」を取り上げるために本書で削除したのであろう。これについて、翻訳者は注釈等で明示すべきであろう。
- 3) [1] k.p.71。
- 4) [1] k.pp.70～73。
- 5) [4] pp.103～104。
- 6) 仏教経済学は、シューマッハーがビルマでの滞在中の体験に基づき、また様々な研究によって集大成させたのであろうが、当時のビルマがどのようなものであつたか、また仏教国タイやチベット仏教のブータンなどで、人々の生活－労働觀に仏教がどのように浸透しているかを併せて研究すべきであると思われる。
- 7) 東井義雄著『村を育てる学力』(明治図書、1957年) pp.63～67より。東井は、「私たちのしあわせにとつて、「物」は、絶対、なくてはならぬものである。しかし、「物」は「しあわせそのもの」ではなくて、「しあわせの重要な素材」に過ぎないのでないか。」とも述べる(同書、p.63)。また、子供達の豊かな芸術的感性が、村の大人的「しかめつら」を退治する気がするとも述べている。
- 8) 本書 [1] 小島訳は、全体的に読みやすいこなれた訳文であるが、残念なことに数箇所で不備があるようと思われる。例えば、本書で登場する「唯物主義」の語は、[1] 第2章以降登場し、本論文でも一部その語が引用される(論文 p.68, p.70)。しかし、英語では“materialism”であり、誤解を防ぐ意味で「物質主義」とすべきであろう。[4]書では、「物質主義」という訳語にほとんど訂正され、しかも「粗雑な物質主義」としてしばしば登場する。
- 9) 論文 pp.70～73より。
- 10) というのは、第4章の“be little short of criminal”は、第2章 [1] k.p.48 の “as a crime against humanity”(「非人道的犯罪」)という部分と呼応していることが明らかであるからだ。第2章のその文は、「それは、これが否定するにはあまりにも明らかな不合理であり、さりとてこれを肯定すれば、現代社会の主たる関心事が人間性に対する罪だとして非難することになってしまうからである。」([1] k.第2章 p.48)で、対する原書 [1] p.30 はこうである。“because to deny them would be too obviously absurd and to acknowledge them would condemn the central preoccupation of modern society as a crime against humanity.”ここで下線部に「非人道的犯罪」という訳語をあてるのは、すでにこのような訳語が日本で定着していること、また、「否定」及び「肯定」する対象の「これ」は、「豊かな社会の支配者が仕事における人間性回復をはかることを例外なく拒んでいること」をさし、単調な意味のない馬鹿らしい仕事が当たり前となり、人々の頭脳、諸能力、そして人間性が日々蝕ばまれていることを、著者は本書によって告発していること、この二点の理由による。
- 11) 原書は、“a new life-style , with new methods of production and new patterns of consumption : a life-style designed for permanence ” ([1] 原書 p.16)である。コロンの後の訳は、「生活様式の目標は永続性である」([1] k.p.28)であるが、「そしてそれ〔模索すべき新しい生活様式のこと〕は永続性を目指してデザインされた生活様式である」と訳すことができる。
- 12) [4] p.103、及び [1] k.p.205。
- 13) シューマッハーの案は「ふるさと派」([1] k.p.205)だったが、斥けられたという。これは、原書では“home-comers”である。
- 14) “as if”によって導かれる從属節は、「通例その内容が不確実・仮想的・非現実的ならば仮定法が、真実(らしい)と考えられるならば直説法が用いられる」(小西友七編『現代英語語法事典』三省堂、2006年、p.204)。よって、仮定法の場合、從属節の内容は真実でないと考えるべきであろう
- 15) シューマッハーが、仮定法使用を通例の文法通り

- 行っているかどうか、他の例で見たい。Ⅱ部第4章「原子力－救いか呪いか－」の最終段落の文である。小島訳は、「それ（経済が繁栄するからといって安全性を確保する方法が分からず毒物をためこむ原子力の利用のこと）は、経済生活を営むにあたって、人間をまったく度外視することを意味するものである」([1] k.p.191)と訳すが、原文はこうである。“It means conducting the economic affairs of man as if people really did not matter at all.” ([1] 原書 p.121) 斎藤訳は、「そのことは、人間は全く問題ではないかのように、人間の経済問題を処理するに等しい。」([1] s.p.100)で仮定法を反映する。シューマッハーが仮定法を意識的に使用していることが分かる。
- 16) この点から見ると、本書の「本題一副題」関係は、マルクスの『資本一政治経済学批判』のそれと似ているとも言える。しかし、後者は大部で厳密であるが、前者は軽やかで概論に留まる。両者の共通点は「経済学批判」である。
- 17) “Small Is Beautiful”は「非現実的」だとして反対の立場の読者が、“Small Is Beautiful”を疑問とする研究を求めて、本書を手にするかもしれない。その場合、本題＝副題の関係となる。レトリックによる組み合わせによって読者の幅は広がる。だが、本書を読むならば、明快でその説得力に引き込まれる。
- 18) 彼の娘による[5]は、その間の事情をこう記す。彼は、[1]と[2]の出版順序を、「経済の本の方が精神に関する本よりもよく売れるだろう」と考え、「まずよく売れる本を出せば広い読者層をつかめる」と予想した。そして、彼は、[1]書はベストセラーとなることを予想して、「お金をもたらす雨」という意味の「ゴルトレーゲン（金の雨）」の名前をつけ、家庭の中でそう呼んでいた。1973年出版後、ベストセラーが出たという書評は一つもなかったが、それでも彼は平然としていた。しかし、最初はささやかな売れ行きから、四半期ごと幾何級数的に伸びたという([5] pp.356～362)。
- 19) シューマッハーの資本主義や旧社会主義に対する評価のある面は、ケインズのそれを感じさせる。例えば、後者の1925年の「ロシア管見」(『ケインズ全集第9巻 説得論集』東洋経済新報社、1981年)の次の記述である。「その新興宗教〔注：ロシア社会主義のこと〕は、あたかも現代資本主義がそうであるのと全く同じ意味合いで、純粹に唯物主義的・技術〔主義〕的であり——いいかえれば、あたかもコミュニケーションは、結局のところ資本主義が与えてきたのと同様、唯物主義的、経済的利益を手に入れるための優れた技術

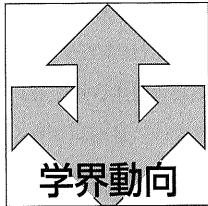
的手段であることを主張しているだけであって…」(p.307)という点や、「いずれにせよ、私にとって日々ますます明らかになりつつあるように思われる点は、われわれの時代の道徳問題にかかわっているのは貨幣愛であり、生産諸活動において10中8、9まで金銭的動機に習慣的に訴えているということ」(p.319)などの箇所を見るならば、ケインズの資本主義・旧社会主義の類似性の指摘は、シューマッハーに影響を与えていると思われる。ここでの「唯物主義」も“materialism”つまり「物質主義」であり、哲学用語としての「唯物主義」ではない。

- 20) 「仏教経済学は、一定の目的をいかにして最小限の手段で達成するかについて、組織的に研究するものである。」([1] k.p.75)

参考文献

- [1] 原書は、*Small Is Beautiful: A Study of Economics as if People Mattered*, Blond & Briggs Ltd., 1973. 斎藤志郎訳で『人間復興の経済』佑学社, 1976年。小島慶三・酒井懋訳で『スマール イズ ビューティフル』講談社, 1986年。
- なお、小論は主として小島・酒井訳を参照。必要に応じて小島訳または[1] k.とし、斎藤志郎訳は[1] s.とする。
- 小島・酒井訳は、1986年に講談社学術文庫として発行され、1993年に一部改訳され現在も同じ版で発行されている。翻訳の問題をここで取り上げるのは、本書翻訳の高い意義を認め、今後訳者による改訳等がなされ、より多くの人に永く読まれることを期待するからである。
- [2] 小島慶三・斎藤懋訳『混迷の時代を超えて』佑学社, 1980年。原書は、*A Guide for the Perplexed*, Harper Perennial, 1977.
- [3] 長洲一二監訳、伊藤拓一訳『宴のあととの経済学』筑摩書房, 2011年。伊藤拓一訳『スマール イズ ビューティフル主義者の提言 宴のあととの経済学』ダイヤモンド社, 1980年。原書は、*Good Work*, Harpercollins, 1979.
- [4] 酒井懋訳『スマール イズ ビューティフル 再論』講談社, 2000年。原書は、*This I Believe and other essays*, Resurgence Books, 1997.
- [5] バーバラ・ウッド著、酒井懋訳『わが父シューマッハー——その思想と生涯』御茶の水書房, 1989年。原書は、*Alias Papa: A Life of Fritz Schumacher*, Jonathan Cape Ltd, 1984.

(さくらい しげやす 所員)



世界政治経済学学会（WAPE） 第8回フォーラムに参加して

森谷 一夫

2013年5月23～26日、ブラジルのサンタ・カタリーナ州の州都フロリアノポリスで *The World Association for Political Economy (WAPE)* の第8回大会が開催されました。フロリアノポリスは南米大陸とサンタ・カタリーナ島に跨っている珍しい町で、大陸と島とはエルシリオ・ルース橋とコロンボ・マシャド・サレス橋という2本の橋で結ばれています。人口40万人の町ですがリゾートシーズンには近隣諸国から大勢の観光客が訪れます。会場となったサンタ・カタリーナ連邦大学（UFSC）は国際空港からタクシーで40分ほどのところにあり、ここに世界18か国から約100名の研究者が集まりました。

大会テーマは *INEQUALITY AND WORLD CAPITALISM : ANALYSIS, POLICY AND ACTION* 「不平等と世界資本主義：分析、政策、行動」ということで、計93本の論文や報告が寄せられました。日本からは、日本人の研究者が8名、日本の研究機関に在籍する外国人研究者1名の計9名が参加しました。

この大会に参加するにあたり、ブラジルが南米で入国に際してビザを必要とする唯一の国であることを知りました。成田からダラス（所要約11時間40分）、ダラスからサンパウロ（所要約9時間50分）、サンパウロからフロリアノポリス（所要約1時間20分）と飛行機を乗り継いでの長旅となりました。日本から中東のドバイを経由してきた方もいました。大会の開催にあたっては、各国からの参加者の参加登録のチェックやホテルの手配などもあり、大会本部事務局の準備作業は大変なものだったと思います。また、UFSCの学生たちが受付など大会運営に積極的に協力していた姿が印象的でした。

我々が到着する前日の23日には、既に

LATIN AMERICAN SESSION が開催されました。何とそのテーマは *THE POLITICAL ECONOMY OF DEBT IN LATIN AMERICA* で、アルゼンチンとブラジルから報告があったようです。

《5月24日》

【2:00 - 6:00 pm WAPE Council meeting】

午後の委員会が始まる迄の空き時間を利用して数名でセントロにある「11月15日広場」「中央市場」「サンタ・カタリーナ歴史博物館」を訪れてみました。歴史博物館では偶然そこに居合わせた欧州からの大会参加者が植民地時代の展示資料について詳しく説明してくださいました。

《5月25日》

【8:30 - 9:45 am OPENING CEREMONY】

大会は、Roselane Neckel, UFSC学長からの歓迎挨拶で始まり、Nildo Ouriques (WAPE 8th Forum organizer), Enfu Cheng (Chair of WAPE) 両氏による役員挨拶がありました。続いて授賞式が行われ、「マルクス経済学賞」を Theotonio dos Santos (Emeritus Professor, Federal Fluminense University, Brazil), Xinghua Wei (Renmin University of China) 両氏が受賞されました。

また、今回の大会で「21世紀政治経済学賞」をアメリカ、イギリス、フランス、中国、日本、ブラジル、ベトナムから9人の研究者が受賞されました。

【10:00 - 12:00 am CONFERENCES I】

この会議の司会は WAPE 副会長である大西広氏（慶應大学）が担当しました。6人の報告がありましたが、その中には伊藤誠氏（東京大学）による次の報告がありました。*Political Economy for 21st Century Models of Social Democracy and Socialism : Following up the Issues raised by David Harvey*

【2:00 - 4:00 pm SESSION I , PANEL I】

この分科会のテーマは、*INEQUALITY IN LATIN AMERICA*「ラテンアメリカにおける不平等」で、 ブラジル (2), アルゼンチン, メキシコ, ウクライナ, 中国から, 6人の報告がありました。

今回の大会はラテンアメリカでの初めての開催という事情もあり、この問題については「大会声明」でもある *Inequality and World Capitalism: Analysis, Policy and Action*「不平等と世界資本主義：その分析、政策、行動」の中でも「世界銀行」レポート (November, 2012) に対する批判として言及されていました。

【2:00 - 4:00 pm SESSION I , PANEL II】

この分科会のテーマは、*SOCIAL POLICY AND REDUCTION OF INEQUALITY*「社会政策と不平等の削減」で、日本 (2), インド, ブラジル (2), メキシコから, 6人の報告がありました。この分科会において、瀬戸岡紘氏（駒澤大学）が *Increasing Inequality and Poverty today: On the Understanding of the Essence of Poverty* のテーマで、また、張忠任氏（島根県立大学）が *On the nature of income distribution problem* のテーマで報告しました。

【2:00 - 4:00 pm SESSION I , PANEL III】

この分科会のテーマは、*LABOR THEORY OF VALUE AND EXPLOITATION*「労働価値説と搾取」であり、ブラジル (2), 中国 (2) からの報告とともに、日本からは田添篤史氏（京都大学）による次の報告が行われ、5人が報告しました。*An Empirical Research on the Okishio Theorem: Based on the Japanese Economy*

【4:00 - 6:00 pm SESSION II , PANEL IV】

この分科会のテーマは、*ANALYSIS OF THE CURRENT FINANCIAL AND ECONOMIC CRISIS*「現在の財政的および経済的危機の分析」であり、カナダ, ドイツ, ブラジル (2), 中国から, 5人の報告がありました。

【2:00 - 4:00 pm SESSION II , PANEL V】

この分科会のテーマは、*INTERNATIONAL ECONOMIC CONFLICTS AND COOPERATION*「国際経済の対立と協調」であり、ブラジル, 中国 (3), オーストラリアから, 5人の報告がありました。

【2:00 - 4:00 pm SESSION II , PANEL VI】

この分科会のテーマは、*DEVELOPMENT OF CONTEMPORARY CAPITALISM*「現代資本主義の発展」であり、オーストラリア, ベルギー, 日本, ブラジル, 中国から, 5人の報告がありました。日本からは神谷章生氏（札幌学院大学）が次のテーマで報告しました。*Maturation of the Japanese civil society: the Development of Political Awareness under the Strange Japanese Politics*

《5月 26 日》

【8:30 - 10:30 am SESSION III , PANEL VII】

この分科会のテーマは、*MODELS OF SOCIALISM*「社会主義の諸モデル」であり、ドイツ, オーストリア、そして中国 (3) から, 5人の報告がありました。

【8:30 - 10:30 am SESSION III , PANEL VIII】

日本の学術振興会との共催で行われたこの分科会のテーマは、*ECO-SOCIALISM AND HUMAN DEVELOPMENT*「エコ社会主義と人間発達」であり、「人間発達」という表題を掲げているところが基礎研に参加する者としては興味深い分科会でした。

イギリス, ベトナム, ブラジル, 中国からの報告とともに、日本からは金江亮（京都大学）氏と大畠智史氏（びわこ学院大学）による報告が行われ、6人が報告しました。金江氏の報告は、*An Optimal Growth Model and Marxian Reproduction Schema*、また大畠氏からの報告は、*On the Effect of the ICT Utilization against the Implementation Issues of the Expenditure Tax and the X Tax* でした。

【10:45 - 12:45 pm CONFERENCES II】

フォーラムも大詰となり、ブラジル (2), 日本, ベルギー, アメリカ, Korea から 6人の報告が行われました。ここでは大西広氏が日本の政治状況について次の報告をしました。*Japanese Political Situation after the Neoliberal Regime*

【1:00 - 1:40 pm CLOSING CELEMONY】

「声明」(WAPE 2013 Statement) が発表され、会長挨拶で閉会しました。大会を記念して記念撮影と植樹祭が行われました。そして来年5月の第9回フォーラム（ベトナム）での再会を誓い合いました。

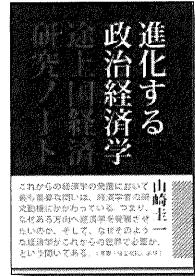
（もりや かずお 東京支部 所員）

書評

山崎圭一著

『進化する政治経済学 —途上国経済研究ノート—』

レイライン 2013年3月 税込価格 2,625円



はじめに

本書は現在の経済社会の在り方とそれを捉える経済学に対する壮大な問題提起の書である。総ページ数は383ページという大部で、途上国経済というテーマを理論、実態、政策の3つの面から論じ、極めて多岐に渡る問題を取り扱っている。以下では、本書の問題提起の中で評者が最も根本的であると捉えた点について取り上げてみたい。

I 経済学の研究動機について

著者は経済学の研究動機とその発展の方向性について、経済学の主流派から見れば大胆な、他方で正当な問題提起を行っている。「経済学者は何のために研究を行うのか」ということを本書は正面から改めて問うているのである（14～15頁）。

多くの研究者の研究動機は、現実をよりよく説明できる理論へ既存理論を洗練したいというものである。著者はそれを真摯かつ純粋な動機であると捉えながら、他方で純粋な動機から始められた研究が現実には大きな災厄をもたらすこと多かったのではないか、また経済学は物理学や医学等の学問分野よりも現実の政策との関連性がより直接的であることから、理論の「悪用」の影響をより早急に受けることがあったのではないかと指摘している。原理的な新自由主義政策を 1980 年代から 90 年代にかけて導入した途上国・移行国・新興国における経済社会の不安定性の増大と頻発した経済危機を想起すれば、著者の指摘は正鵠を射たものであると評者には感じられる。

著者は、「現実をよりよく説明しうる経済学を希求する」という動機を半ば捨て、「目の前の悲惨な現実を変えたい」、「自分自身と周りの人々を幸福にしたい」という動機から分析を始め、「人々が幸福に生きるために生存のシステム」を探求するという動機をこれから経済学の出発点にすべきであるとしている。

著者がこのきわめて正当な内容を経済学の動機として改めて設定しなければならない背景には、多くの経済学

研究がこの重要な問題を正面から扱っているようには見えないという事情がある。経済学者が個別企業や政府の効率だけを口にするのは、生産効率化や市場原理の貫徹こそが人々の幸せを増進するという命題を 100 年以上の歳月をかけて、考えられるほとんどの可能性を取り込みながら厳密に証明してきた経緯があるからである ([1] 39 頁)。

しかしながら、このような「伝統的」な経済学の仮定が現実的でないならば、その後の証明がいくら厳密であっても、先ほどの命題は成り立たなくなる（[1] 40頁）。後述するように著者の経済学と幸福観に対する問題提起は根本的なもので、「伝統的」な経済学の仮定に對して厳しい批判を投げかけている。他方で、経済学の父であるアダム・スミスも考察した問題に立ち戻るという意味においては、著者の問題意識は経済学の源流と極めて合致するものと言えよう。

Ⅱ 開発の究極の目的について

本書の中で、理論の根幹的な内容を扱っている第1部第1章に含まれる、第3節「功利主義、効用と幸福、人間の全面的発達」において、著者は、途上国や先進国の区別を超えた幸福のあり方と、生涯を通じた人間としての成長や発達とを関連付けて捉えようとしている。そして開発の究極の目的が「人間開発」であり、とくに「人間としての修練」であるとしている（40頁）。

このような主張は、経済学研究において突飛なものとして受け取られるかもしれないが、実はアダム・スミスも扱った問題である（[2] 70～108頁）。ここで著者は、経済学の基本的概念である効用と、それによってもたらされる功利主義的な幸福観に対する批判を展開している。それは財やサービス市場で得られる商品を消費することで得られる快の感情・感覚を最重要視する立場に対する批判である。我々は、それらを得るために昼夜を問わず働き、余暇においてすらも大変な時間とエネルギーを投入する。しかしながら、どれほど熱望したものであっても、一旦それを手に入れてしまえば人はそれにすぐ順応し、再度、感情や感覚を刺激する新たな対象を必

死に追い求め始める。いうまでもなく、この循環に終わることはなく、向かう方向は環境破壊型のGDP拡大路線である。著者はこれを「賢い」生き方ではないと指摘する。

人間は欲望をある程度制御する理性が必要であり、より深い持続的な幸福は、商品消費から刹那的に得られる感覚ではなく、人間としての成長・発達を求めるプロセスから得られる感覚であると著者は述べている。そして人間としての成長には、①能力と②人格の2つの要素があり、この2つをバランスよく磨く過程を「研修過程」と呼び、それはK.マルクスが述べた「人間が全面的に発達する」過程、またはA.センの「人間開発」の発想と大きく重なるものと理解している（40～41頁）。

人間の成長の要素の1つである能力開発については学校教育を含め、様々な「研修」が提供されてきたと言えるだろう。他方で、人格向上を促す機会や場に関しては、その性格からして「公式化」することが困難である。そのような機会や場がいかなるものかについて著者は次のように述べている（45～46頁）。

誰しも友愛に満ちた人間関係の下では努力せず温かな人格を維持できるが、問題は、複雑な人間関係という精神的負荷がかかる状況で、「善い人」というスタンスが維持できるかどうかである。例えば、マンションの自治会の役員が回ってきた時、他の役員から「あなたは楽な役でいいですね」と嫌味を言われたら、「だから自治会役員は嫌だ」と言って逃げるのか、もう一段上のレベルで対応し、包容力のある対応を取れるのかが問われている。コミュニケーション能力を鍛える場、そして大脑の発達にとって大事な刺激を与えてくれる領域・場が共通であり、その現代的な再生の必要を著者は説いている。

平凡な日常の風景を描写したようでありながら、著者は本質的な価値判断を我々に問いかけている。「『善き人』をめざしての研修は、（中略）俗世間で生活し、労働し、またときに市民運動をしながら、他人と連帯しつつ進める行（ぎょう）である」（42頁）と市井の者にとっての「修行」のあり方を説く。そして普段我々が追い求めてやまない快楽の道に背を向け、困難な状況で己の人格の完成度を試し、人々が忌避する「損」な役回り

を引き受けることで人間として成長することが真の幸福の道であると述べている。これは極めて進むことが困難な道だと言えるが、そこで被害者意識に陥らず、潔く自分の選択としてその道を歩むことを引き受け、人間として成長しようとするならば、それは正にアダム・スミスの説いた「徳への道（英知と徳を高めることによって、人々の尊敬と感嘆を得る道）」に通じるものだと言える（[2] 91～95頁）。

著者の問題意識は、これまでの経済学の狭い意味での合理性の仮定を見直し、実証的手法を通じて現実の人間行動に関する仮定を打ち立てようとしている行動経済学や、脳科学と経済学の結合を試みる神経経済学の問題意識にも関連するものだと言える。さらに著者の場合、「これから経済学の動機」の部分で触れたように、人間行動・感情の実態を分析することを超え、倫理を前面に打ち出しながら開発と幸福の内容を再定義しようとしている。経済学のフロンティアを大胆に広げようとする著者の姿勢から評者は大いに勇気づけられた。

しかしながら、このような幸福観を真に支持し実践する人は少ないのである。評者自身も頭でその重要性を理解しているながら、これまで「損」な役回りを可能な限り忌避してきた自覚がある。他方で著者の指摘は、一定の人生経験を経てきた者にとり偽らざる真実として我々の眼前に突きつけられているように感じる。

著者は、人々がこれからの経済学に求めるものは「倫理」と「民主主義」と「エコロジー」との結合であろうと述べている（16頁）。そして、経済学の父であるアダム・スミスと現代の経済学の頂点の1つに立つA.センも倫理の重要性を真摯に説いている。評者は経済学の先人のメッセージを自らの経済学研究と人生の道標にしたいと改めて感じている。

参考文献

- [1] 小野善康『成熟社会の経済学—長期不況をどう克服するか—』岩波新書、2012年。
- [2] 堂目卓生『アダム・スミス—『道徳感情論』と『国富論』の世界—』中公新書、2008年。

（田島陽一 東京外国语大学）

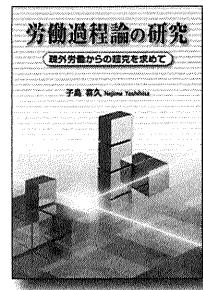
書評

子島喜久著

『労働疎外論の研究

—労働疎外からの超克を求めて—』

関東図書 2012年11月 税込価格 4,515円



I はじめに

基礎経済科学研究所は、「勤労者とともに勤労者のための経済学を創造しよう」という目的を持って「勤労者のなかから勤労者の目をもった人材を育てるために」活動している。

現在さいたま市消防局に勤務している子島喜久氏は、2012年に埼玉大学大学院経済科学研究科に提出した修士論文を基礎にして本書を仕上げた。

本書は専門書としては未完成なところが散見される。しかし、第3章「現代日本の労働過程」の第3節「救急隊員の労働過程」は、消防局勤務の現場経験を持つ著者だからこそまとめることができた研究成果として評価されうる。以下の書評では、本書の概要を紹介したうえで、「救急隊員の労働過程」と本書の「むすび」についてコメントする。

II 本書の概要

本書は以下のように構成されている。

序章

子島氏によれば「本書は、資本主義商品経済の運動法則を理解するための重要な要素を労働過程として位置づけ、マルクス、ブレイヴィアマンに従い労働過程の基礎理論を明らかにするものである。」

第1章 マルクスの労働過程論

第1節「禁欲的な労働概念」では、『経済学・哲学草稿』などのマルクスの初期の論文から『資本論』に至る文献を取り上げ、マルクスの労働概念の解明が試みられる。

第2節「相対的剩余価値の生産における労働過程」では、協業、分業、機械と大工業、などと関連して労働過程の問題が考察される。

第3節「科学的労働」では、科学的労働の問題を中心にして労働過程の問題が考察される。

第2章 ブレイヴィアマンとポスト・ブレイヴィアマン

第1節「ブレイヴィアマンの2つのテーゼ」では、ブレイヴィアマン『労働と独占資本』における労働過程論が考察される。

第2節「SSA学派の労働過程論」では、SSA学派を中心にしてブレイヴィアマン以降の労働過程論が考察される。子島氏によれば、ブレイヴィアマン・テーゼに批判的なSSA学派（蓄積の社会的構造学派）においては、労働過程論の原理論的な内容が変容されて労務管理論に歪曲される傾向が見られる。

第3章 現代日本の労働過程論

第1節「高度情報化における労働過程」では、情報化のもとでの労働過程の変容が論じられる。

第2節「感情労働」では、サービス産業における精神労働のあり方が、対人サービス労働者における感情労働の問題として考察されている。

第3節「救急隊員の労働過程」では、救急隊員の労働が感情労働として位置づけられて分析される。

むすび「新たな労働概念をもとめて」では、労働疎外を克服しうる新たな労働のあり方が論じられる。

III 最終節と「むすび」の内容

最終節「救急隊員の労働過程」の特徴は、救急隊員とりわけ救急救命士の労働を感情労働として位置づけるところにある。A. ホックシールドは救急隊員を感情労働者の範疇に含ませているが、日本には消防吏員としての救急隊員に関する先行研究がない。子島氏が消防局員としての職場体験を活かすことによってまとめることができた本節の研究成果は、学会への貢献として評価しうる。

救急救命士の仕事は傷病者に対して救急措置を施し、緊急走行で医療機関に収容することである。彼らの労働対象は傷病者であり、労働手段は救急資器材である。彼らは、医師や看護師と同様に、医療従事者として自己の感情を管理し統制しながら傷病者をケアするという意味において、感情労働者としての側面を持つ。彼らは、傷病者の立場を思いやり、心的不安を払拭し、相手のなか

に適切な精神的状態を作り出す必要がある。

子島氏によれば、彼らの労働には主体的行動が必要とされ「労働過程における構想と実行の分離」(ブレイヴァマン)が見られないため自己実現に結びつく可能性がある。感情労働には疎外労働からの解放の兆しが見られるのではないかと、子島氏は結論する。

「むすび——新たな労働概念をもとめて」において子島氏は、感情労働の特徴が対人サービス労働一般に共通して見られると述べる。子島氏によれば、対人サービス労働においては、公務労働全般そして看護師、介護労働、医師、教師などを中心とするあらゆる具体的な有用労働に要請される熟練が必要とされるだけでなく、労働編成が協働労働の形態をとるので、コミュニティ意識が強化される。互酬性が強化される対人サービス労働には、自己実現と愛を基盤とするマルクスの社会主义像に結びつくものがあると、子島氏は結論する。

IV コメント

子島氏の上記の見解には、鈴木和雄氏の見解と共通する点が見られる。

鈴木和雄氏の近著『接客サービスの労働過程論』に対する書評(拙稿『大原社会問題研究所雑誌』653号、2013年3月)において紹介したように、鈴木氏は、接客サービス労働には労働者と顧客との共感と連携を形成する契機が含まれており、そこに「資本主義が創り出した労働活動の廃棄の可能性」がある、という見解を示している。

鈴木氏は、前著『労働過程論の展開』の結論部分で「労働過程研究が『労働の解放』のパースペクティブを提示していない」という大きな問題提起をした。すなわち、「ブレイヴァマンの労働低質化テーマを単純に受け入れる限り、労働者階級はますます衰退し、社会主義革命の担い手とはなりえないことになる」というのである。

『接客サービスの労働過程論』では、この難題からの脱出のヒントがつぎのように提示される。

現代経済の一つの主要な特徴はサービス産業の興隆である。サービス産業の中心をなす労働過程は、接客労働過程である。製造業の労働者に見られない、接客サービス労働者の基本的な特徴は、①労働者が客を対象とすること、②客とのあいだに感情の交流があること(感情労働)、③労働の一部を客が担う労働移転(労働者の労働の一部が客に移転すること)があること、の3点である。このような接客サービス労働においては、「管理からの労働者の排除と管理への参加という資本主義的統制のジレンマ」がきわだつ。とりわけ、労働移転の過程は、労働者と顧客との共感と連携を形成する契機とな

り、労働解放の途に通じる。

鈴木氏の力作への書評において述べたように、介護労働などのケア労働を見ると、サービスの提供者と利用者とは強い連携関係で結ばれることが多い。サービスの提供者と利用者との連携の強化は、労働者の労働の質的転換をもたらす契機となりうるし、資本とその政治代表者にたいする抵抗力にもなりうる。サービスの提供者と利用者との連携の強化のうちに労働疎外の廃棄の可能性を探るという問題は、今後の労働過程論研究の進展にとって重要なテーマとなりうるであろう。

V より良い研究書に仕上げるために

本書に引き続き労働者による力作を期待したいので、研究書をまとめるさいの一般的な注意点を附加しておきたい。

1. 独りよがりで意味不明な文章を書いてはならない。本書を読むうえで一番苦痛であったのは、子島氏の独特な文章表現であった。研究書を刊行する前に、内容は研究仲間のチェック、文章は校正者のチェックを受けるといい。

2. 調べたことを全て書くことは避けねばならない。研究書を読むのは研究者であり、一般読者ではない。研究者にとって既知のことは書く必要はない。論文を書く前の準備として「研究ノート」があるが、本書は、最後の第3節「救急隊員の労働過程」を除いて、他の部分はすべて研究ノートとしての性格が強い。氷山の大きさはそれを支える海面下の氷の大きさに決定される。本書全体をひとたびは海面下に沈め、「救急隊員の労働過程」とそれに必要な個所だけを海上に浮上させたら、美しい氷山が見られるように思える。

3. テーマを限定せよ。

子島氏によれば、本書の目的は「労働過程の基礎理論を明らかにする」ことであるが、この課題は果たされていない。本書の全体は、第1章で「労働」概念を明確にし、第2章で「先行研究」のサーベイをし、第3章で「現代日本の労働過程」について考察するという構成になっている。本書では目的と構成が一致していない。論文の作成ではテーマをできるだけ限定することが最大の重要な課題である。

4. 一書を仕上げる前に数本の論文を書くとよい。

最初から大著を書こうとしないで、限定されたテーマで数本の論文を書き、批判を受け改良するというプロセスを積み重ね、その研究成果を整理して本にすると、よい研究書が仕上がるであろう。

(富沢賢治 所員 一橋大学名誉教授)

書評

頭川博著

『資本と貧困』

八朔社 2010年3月 税込価格 2,940円



I 序文

近年の日本をみてみると、マルクス経済学への関心が高まってきていることがわかる。この背景には、近年の日本における、新自由主義的規制緩和によるワーキングプアの問題の深刻化、などの事情がある。このようなことに関し、例えば、次のような形で述べられる。

「マルクスがしぶとくりバイバルを繰り返しているのは、今度の波が小林多喜二の『蟹工船』の復活と併行して起きたことでも分かるように、貧困と格差の拡大を背景にしている。」(村岡到編『ベーシックインカムの可能性：今こそ被災生存権所得を！』ロゴス、2011年、95頁。)

K.マルクス（以下、マルクス）が、労働者階級における深刻な貧困問題の改善といった視点を有していたことはよく知られているところである。現代の日本における貧困問題の解消策を検討する際には、マルクスにおける貧困概念にも注目している本書は、是非とも解説されるべきであると考えられる。

II 本書の特長

本書のあとがきで、本書は、……読者が平易にのみこめるよう、『資本論』第I巻の基本的なすじみちをコンパクトに構成したものである、と述べられる。この際には、幾つか配慮される点があるが、この点について、本書のはしがきで下記のように述べられる。

・本書の一番のかなめの大動脈は、剩余価値の本源的な生成メカニズムを中心にして貧困の概念規定をあたえ、その基礎のうえに貧困の蓄積を重層的にとく展開にある。

・がいして、第I巻を対象にする本書は、資本主義の基礎をなす単純流通を起点にして剩余価値形成の秘密をとき、そこから貧困の蓄積をみちびき、最後に資本主義的所有の否定にもとづく個人的所有の再建つまり搾取の廃絶を帰結する完結的な内容をもつ。

以下、本書に関する、評者が考える特長を幾つか指摘しておく。まず、マルクスの『資本論』（以下、『資本論』）などの文献からの引用が適宜なされていることを指摘できる。このことによって、本書における議論の表現が『資本論』に基づいている、といったことが示され、その説得力が向上している。次に、歴史的事実への配慮が適宜なされ、本書における議論がその分わかりやすいものになっている。例えば、本書における、道具と機械との社会的区別や、資本の本源的蓄積などの説明箇所を参照すると、そのことはよくわかる。その他には、貨幣の生成、剩余価値、など、本書で焦点を当てている事項について、『資本論』の内容を簡潔に解説したような著書ではあまり登場しないような論点も交えて説明されている、ということを指摘できる。例えば、労働の二重性と、分業、とを取り上げておく。まず、労働の二重性であるが、本書におけるその議論では、具体的有用労働と抽象的人間労働との関連性にまで配慮されている、などの点を指摘できる。分業については、社会的分業と工場内分業との区別にまで配慮されている、などの点を指摘できる。本書の特長として、以上の点以外に、次の点を指摘できる。マルクス以外の学説への配慮がなされているが、このことによって、『資本論』におけるマルクスの学説の経済学における位置付け、といった点がその分明瞭になる。例えば、社会的分業と工場内分業との区別を論じる箇所では、A.スミス（以下、スミス）の分業論が取り上げられ、スミスによる二つの分業論の混同、マルクスによる両者間における個人的所有と資本主義的所有という相異なる社会的基礎の発見、などのことが述べられる。そのような比較によって、この分、マルクスの主張が明瞭になる。

III 本書の課題

まず、本書の課題を述べる前に、本書における説明の形式的な点に関する、評者の希望を幾つか述べておく。まず、以下の点について。本書は『資本論』を平易に解説することが意図されてはいる。しかし、『資本論』の

専門性の高さ、などがその原因だと考えられるが、本書は、その分、全体として抽象度が高くなり、この分、本書の理解の困難性が高まっている。このようなことから、評者としては、本書の説明箇所で特に抽象度が高いような部分に関する図表の挿入などの、その理解を補助する工夫があれば、と考えられた。

次の点は、本書における貧困概念についてより的確な整理が求められるのではなかろうか、と考えられることである。例えば、105頁から106頁にかけての下記の説明について述べておく。

「……資本蓄積のもとで貧困の蓄積がなりたつとすれば、資本蓄積とは剩余価値の資本への再転化だから、貧困は、剩余価値生産のなかでなりたつことになる。搾取によって労働者に貧困がうまれ、その貧困が剩余価値の資本への再転化のなかで深化拡大し、資本蓄積には貧困の蓄積が同時にあいともなうというのがマルクスの構想であると推論される。」

主として第3篇で、貧困の形成が、絶対的剩余価値生産との関連性において論じられ、主として第4篇で、相対的剩余価値の生産と貧困の蓄積との関連性が論じられる。つまり、本書における貧困概念と関係する重要な見解が、そのような形で本書に散在する形となっており、この分、当該概念の理解が困難になっている。

本書の課題についてだが、ここでは、以下のような幾つかの点を取り上げておく。まず、より明瞭な説明があればと考えられる点が幾つかある、ということである。例えば、資本主義から社会主義への移行に関する説明部分だが、ここでは、マルクスが考察していた、その移行に際する労働者の振る舞い方、などの点も考慮されていた方が、と考えられた。マルクスは、その振る舞い方に関し、労働者団結、政治的場面における労働者と資本家との対立的重要性、などを説いたということはもちろん有名である。一般的に、体制移行は容易く成し

遂げられるものではない、と考えられているが、読者がマルクスの説いたその移行の方法に関心の目を向ける、ということはごく自然な流れであると考えられる。また、マルクスにおける、窮乏化論と利潤率低下論との間の整合性に関する議論が、マルクス研究においてしばしば展開されていることを考えると、資本の有機的構成などに関する本書の内容に利潤率概念がより詳細に考慮されていた方がよかったのでは、と考えられた。

次に、貧困について。これまでも指摘してきたように、マルクスは、貧困問題に対し、ベーシックインカム論的な言及をしている。このことについては、彼の『ゴータ綱領批判』がしばしば参照される。給付つき税額控除といったところにも関心のある評者としては、本書での整理において、注・補章といった形で、そのような点にも言及がなされていれば—マルクスによる累進所得税支持、といった点も考慮しながら一、と考えられた。以上のような配慮で、本書における、貧困へのマルクスの姿勢の移り変わり、といったところの整理がより厳密なものになるのでは、と考えられる。

最後に次の点を指摘しておく。最近、『資本論』の現代的意義への関心が高まっている。例えば、現在、日本などの国家では、経済的格差問題が広く議論されるようになったが、このような状況下で、マルクス経済学が広く注目されるようになっている。この点については、序文でも述べた。『資本論』の現代的意義を考察することを目的とする読者には、本書でもそのような点を考察する箇所があった方が、と考えられるのでは、と考えられた。ただ、そのような読者にとっても、『資本論』の内容をできるだけ厳密に説明しようとした本書は有益なことであることは言うまでもない。

以上の他にも、本書における貧困などの諸点については言及できるが、字数などの都合もあり、ここでは、以上のような指摘に留めておく。

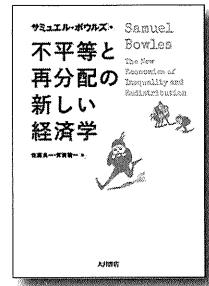
(大畠智史 所員 びわこ学院大学短期大学部)

書評

サミュエル・ボウルズ著、佐藤良一・芳賀健一訳

『不平等と再分配の新しい経済学』

大月書店 2013年8月 税込価格 3,150円



近年平等主義に対しては悲観論が蔓延しているが、本書は「平等悲観論」を疑問視したうえで、経済効率性を損なわずに平等主義的な分配を追及することが可能であるかを検討した本である。著者のサミュエル・ボウルズはアメリカラディカル派の代表格として有名である。ただし分析手法としてはマルクス経済学というよりは政治経済学的な理論問題について、ミクロ経済理論を用いて解明するという立場をとっているとされ、そのため本書も不平等と再分配の問題という問題をとりあつかっているが分析手法としては不完備契約理論がメインとなっている。

契約が不完備である場合、市場に任せれば最適が達成されるという基本的なミクロ経済学の結論が成立しなくなる。不完備契約のもとで生じる問題としては労働契約を例にすると次のようなものがある。契約が完備であるならば、雇用者は労働者に対してどのような状況でどのような行動をとるべきかを契約によって完全に強制できるため、いったん契約を結んでしまえば雇用者は労働者を自分の望むように行動させることができる。しかしながら契約が不完備であればそれは不可能であり、労働者を雇用者の望む方向に働くには、労働者がさぼっていないかなどを監視するなどの「鞭」、労働者に雇用者の望むような方向に働くインセンティブを生じさせるための「餉」を与えることになる。そしてこの二つはともに非効率性の源泉となる。本書においてボウルズが不平等と再分配を問題としているのは、不完備契約下では非効率性を不平等が引き起こしているからであり、それに対する解決策もこのような資源配分の非効率性を減らすことにある。

第1章では協調の失敗ということがとりあげられ、それが経済的統治構造のありようと関係があるということが述べられている。ここで前提となるのは、上に述べたような不完備契約の問題は信頼や規範などの、広い意味での「制度」を通じて軽減されるということである。たとえば労働者は熱心に働くものという労働規範が成立していれば、監視のコストなどは低くて済むであろう。また契約する主体がお互いのことを信頼するということ

も同様の効果を持つ。しかしながら不平等度が高い社会においては、つまり「二つの国民」が存在するような社会では、協調と信頼ないし共通の規範などの不完備契約に伴う問題を軽減してくれるものは成立しづらくなるであろう。これも不平等の進展とともになう社会的コストであり、効率性を低めるものである。

第2章は不完備契約理論に基づいて理論的展開がなされた中心部分となる。ここでは信用市場における問題、および「機械」(言い換えると生産資本)の分配の問題の二つが取り扱われている。信用市場の問題は、富を持たない個人はどれほどすぐれたアイディアを持っているにしても資金調達ができない一方で、富を有している個人はさほど優れたアイディアではなくとも資金調達が可能であるということからもたらされる非効率性である。「機械」の再分配に関しては、上で不完備契約について説明する場合に雇用者と労働者の例で述べた点と関わりを持つ。労働者を雇用者の望むように働くには「餉」と「鞭」が必要となり、これが非効率性を生む。しかしながら「機械」を労働者に配分すれば「鞭」を無くすことができ、「餉」がなくとも努力をするであろう。このような形で「鞭」と「餉」の双方を無くすことができ、結果として効率性は改善する。また社会全体での算出も増大するため、「機械」を労働者に分配した後に、旧来の所有者たちに損失分の補償を行うことも可能である。ただしボウルズは労働者に分配すればすべてが解決するといった楽観主義者ではない。労働者たちは雇用契約のもとでは賃金という安定した収入を得ていたため操業上のリスクを自分たちで負う必要がなかったのに対して、自ら操業する場合はそれらのリスクを負わなければならなくなる。そのため労働者がリスク回避的であるならば、最適な水準よりもリスクを過少にしかとらないかもしれません、これが非効率性の源泉となってしまうのである。加えて、リスク回避的な労働者は自分たちで操業するのではなく、雇用された上で安定な所得を得るほうを好むかもしれない。ボウルズは「機械」の再配分にもなうこのような問題も指摘している。

不完備契約が存在するために生じている非効率性を、

平等主義的な再配分をおこなうことで減少させることができるという主張が本書の前半部分を成すのに対して、第3章、第4章においてはグローバリゼーションとともに問題をとりあつかっている。論の流れとしては第2章において閉鎖経済を仮定して平等主義的再配分の実効性を示し、続いて開放経済にした上で依然として実効性があることを示そうとしたものといえる。ただし第3章と第4章では関心が異なっており、第3章ではグローバリゼーション下においても政府は再配分の問題に対処し得る力を有しているということを示すことに、対して第4章ではグローバリゼーション下においてはコスマポリタンとプロヴィンスと呼ばれる2大グループに国民が分裂することによって、そもそも国民自身が社会保障政策などを好まなくなるかもしれないということを論じている。民主主義国家においては、再分配政策を行うにしても国民からの支持を得ていなければ不可能であるが、個々人はどのようなスキルによって所得を稼いでいるか、またその所得が所得の分散という意味でのリスクにどれほどさらされているかによって福祉政策などへの選好は異なるものとなるであろう。第4章ではグローバリゼーションのもとにおいて、この2点において根本的に異なった国民が生じるとすれば社会全体で共通の合意を形成することが難しくなっているということを示唆するものであり政策論としても興味深いものである。

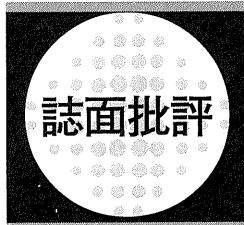
第5章も再分配政策の実行可能性の問題を取り扱っているが、これまでの諸章とは観点が異なっている。これまでの分析では主流派経済学が伝統的に仮定しているホモ・エコノミクスとよばれる個人を前提して分析を組み立ててきた。それに対して第5章は近年盛んになっている実験経済学と呼ばれる分野の結果や、あるいは文化人類学の知見も援用しつつ、個人は利己的であるのと同程度には倫理的であり他者を気遣う選考をもっているということを述べた部分である。しかし利他性などが再分配政策への支持に即つながるということを述べてはいない。力点は福祉への反対論は利己的な部分からでているのではなく、むしろ道徳的なものであるという点にあ

る。人は福祉に対して根本的に反対というわけではないが無条件に賛成するわけではなく、対象となる個人が福祉を受けるのに値すると判断するかが問題である。つまり「誰が何に値するか」という個々人の信念が問題だということである。この第5章は再分配政策の実行可能性を論じる上で、個々人がどのような政策ならば容認するかという点についての心理面についての知見の重要性を論じた部分であるといえるだろう。実際、ホモ・エコノミクスであればこれまでの諸章で述べられた不完備契約理論に基づいての再分配政策の必要性の主張が論理的に正しいかどうかのみで再分配政策の是非を判断するであろう。しかし現実の人間はそのような存在ではない。そのためにおかれた章であるといえる。

これまで述べてきたように本書は現代における平等主義悲観論への反駁を、主流派経済学に基づいて示す部分に力点が置かれている。そのため不平等が倫理的に悪であるから改善すべきであるなどといった立場は採用していない。不平等な分配は経済効率性を損ねていること、そのためより平等主義的な分配をすることが経済全体の効率性を高め、結果的に社会全体の厚生を高めることができるということ、それが再分配政策を主張する根拠となっている。

このような主張の仕方に違和感を覚える方も多いであろうが、少なくとも政策論としては重要なものであろう。現実の政策への影響という点においては主流派経済学がメインとなっているのは疑いようのない事実である。このような現状を前提として政策を巡って知的な闘争を行いたいのであれば主流派経済学の言葉で語る必要があるのは確かなことだろう。主流派経済学とは全く異なる言葉で語ったとしてもそれは無視されるだけに終わり何の影響も及ぼしえないと考えられる。そのような点からすれば、あくまで主流派経済学の言葉で再分配政策の有効性を主張している本書は大きな意味があるといえる。

(田添篤史 所員 京都大学ジュニアリサーチャー)



特集：大阪「解体」構想 ——『経済科学通信』第131号を読んで——

井筒 百子

はじめに

言い訳がましい前置きになりますが、編集部から「誌面批評」執筆のお話があったとき、第一線をリタイヤし、ボランティアで社会運動にかかわっているだけの私はふさわしくないのではないかと、お受けするのを躊躇しました。が与えられたテーマは私が近年、問題意識を持って考えてきた橋下維新に関わることであるということ、また、あわせて「大阪の政治と経済」と題する研究会が開かれた2012年12月1日以後の参議院選挙、そして直近の9月29日に行われた堺市長選挙で大きく政治状況が変化している点をあらたに踏まえ、私なりに橋下・維新問題を振り返り、整理するいい機会になると思いお引き受けいたしました。

まず、研究会テーマを大阪都構想＝大阪「解体」構想にしばられたことは、非常に時機にかなったテーマ設定であったと思います。

なぜなら、堺市長選挙は、「大阪都構想」が問われる選挙となり、大阪都構想の行きつく先である「統治機構改革＝道州制」に対して、国政レベルでも自民党、公明党、維新の会、みんなの党こぞって推進の具体化に動き出しているからです。

しかし、残念ながら「大阪都構想」の具体的な姿は橋下維新の会がふりまく、欺瞞と幻想だけが独り歩きし、府民のなかにその眞の姿はいまだベールに覆われたままとなっています。いわんや「道州制」が何者であるかはまったく知られていないといつても過言ではありません。森講演での「道州制に反対する政治勢力が非常に脆弱なまま、わが国の統治機構改革は重大な局面を迎える」という指摘は重く受け止めなければなりません。

そのような意味でこの特集が今後、大阪都構想、ひいては道州制への関心喚起、そして今後の議論のきっかけとなる役割を果たすことを期待しています。

大阪都構想と道州制

森講演のなかで紹介されているように、橋下氏は大阪市長に当選した直後、「次の総選挙の争点は道州制」と発言し、2012年9月に大阪維新の会の綱領として発表

した「維新八策」では堂々と「道州制が最終形」と述べています。

そして同年12月に行われた総選挙では自民圧勝、維新躍進、民主惨敗という結果となり、いよいよ橋下氏の野望であり、維新の会の「最終目的」である道州制に向けて動くかにみられました。

実際、維新の会は参議院選挙前の2013年6月独自の道州制基本法案をみんなの党と共同提出をしました。

しかし、自民、公明両党は2013年4月にまとめた道州制基本法案について、党内の慎重論に押されて通常国会提出を断念し、参議院選挙後の秋の臨時国会へと先送りをしました。

そのような情勢の下で橋下・維新が道州制への過程だとする「大阪都構想」の是非が問われた堺市長選挙が行われ、「大阪都構想」に反対する現職竹山市長が維新候補を破り再選しました。マスコミは一斉に「大阪都構想に打撃」と報じ、今後の大阪府と大阪市の統合、来秋予定の大都市の住民投票にも影響は避けられないとの見方を示しています。

堺での維新の敗北は、大阪都構想にはもちろんのこと、今後の国政レベルでの道州制問題に影響を与えるでしょう。

森講演では、橋下維新の会のレゾンデートル（存在意義）である「大阪都構想」と、彼らの綱領「維新八策」で掲げられたその最終目的である「道州制」との矛盾と欺瞞性を暴きながら、彼らがめざす国家の姿を明確に述べています。そこに述べられた橋下・維新の「統治機構改革＝道州制」により描かれた国家の姿は、それらがすべて財界から発せられたものであるということで橋下・維新の本質が明らかにされています。

橋下氏の支持者たちの大半が、この本質を理解し、大阪とひいては国の行方を彼に託そうとしているとはとうていません。

橋下氏が自ら述べている「ふわっとした民意」の受け皿として、大衆を扇動し、動員してきた橋下・維新も、その本質が明らかになるにつれ大衆に見限り始められたことは昨年の総選挙、今回の堺市長選挙を見れば明らかです。

森講演では「道州制という国家改造は、大衆扇動とい

う橋下・維新の最も得意とする手法によってのみ実現への道筋が開ける」と述べています。とすれば、市長選挙での堺市民の選択はその実現への道筋をふさぐものであり、橋下・維新的得意とする手法が今や通用しなくなりつつあることを示していると言えます。

なぜ、大阪で橋下は支持されたか

今や橋下維新は凋落の一途をたどっていると言えます。依然、府議会では過半数を超える57議席（定数109）、市議会では過半数に満たないものの33議席（定数86）を占めています。次の一斉地方選挙まであと1年半の時間があります。

また、国政の場面では参議院選挙では敗退したとはいえ、衆議院では野党第2党として民主党に拮抗する53議席を占有しています。今後、政界の再編を志向しつつ、自民党的補完勢力としての役割を果たすであろうことを考えるとき、安易に橋下維新の現状を「落ち目」「衰退」と片づけ、その存在を軽視するわけにはいきません。

それは森講演では、橋下維新の会のめざす道州制は自民、公明、みんなの党とも方向性を同じくし、「グローバル企業の意向を強く反映したもの」であり、そして「道州制は都道府県の廃止であり、住民投票などの民主制度を前提とすれば、国家的な危急存亡時などを除いて実現しそうにはない。だからこそ、橋下維新の会は『大衆扇動による『数の暴力』によって乗り越えてきた』と指摘しています。事実、維新離れが進んでいるとはいえる、彼の「大衆扇動」はまだまだ影響力を持ち、『数の暴力』で乗り越えられる条件を持っていることは否めません。

先の参議院選挙の結果、大阪選挙区では維新の会候補がトップ当選を果たしました。慰安婦発言以後の橋下批判が広がるもとで全国的に振るわなかった維新の会が、大阪ではトップ当選であったことから、反橋下維新派と言われる人々からの大阪府民の民度を疑う発言に接することがしばしばありました。それはもともと、5年前に橋下氏が大阪知事になったときからしばしば耳にしてきたことです。

大阪でなぜ、橋下氏の「大衆扇動」が功を奏したのかについては、服部講演で「大阪特有の地域経済不振、東京一極集中によるひずみである『社会的格差と貧困』が暗く街を、くらしを雇用を覆い・・・独裁でもいいから大阪を変えてほしい」と府民の「期待感」があったと述べられています。

2011年4月の一斉地方選挙で橋下・維新の会は大阪の貧しさを強調し、その貧しさを解消するために府と市の二重行政を解消する、つまり大阪都構想で大阪の貧困

が救われると府民の期待感を煽ったのです。

ナチス・ヒットラーが台頭してきた当時のドイツは大失業時代で、人々は「食べられない民主主義」より「独裁でも食べられるかもしれない」とヒットラーに期待をかけたことと非常に似通っています。つまり大阪には橋下氏がその政治的野望の拠点とする条件がそろっていたと言えます。そのことは服部講演でも指摘されています。

大阪府民の民度が低いと揶揄し、橋下・維新をいざれ消え去るものと軽視していれば、この国を覆っている本当の危機を見逃すことになります。

服部講演ではその点をこう述べています。

「橋下市長の支持率が分散化傾向にあることから、日本維新の会を低く見る向きもありますが、自民党『極右翼』勢力とも結びついた政治の急速な右傾化、特殊な『統治機構の改変』による自治破壊、民主主義の破壊、基本的人権の侵害など反動的危険性が増す政治状況にあると考えます」

それは、参議院選挙に次ぐ堺市長選挙での橋下維新の敗北は、橋下・維新の終焉となるかもしれないが、自民党「極右翼」勢力との野合への道を突っ走ることになるかもしれないことを示唆しています。

だからこそ、服部氏は、今、「民主主義力と地域力」が、森氏は「国民の主権者としての力量」が問われていると述べています。

民意と民主主義

5年にのぼる大阪における橋下・維新とのたたかいは粘り強い、草の根の共同によって広げられてきました。橋下・維新の会が大阪で何をしてきたか、どのような手口でその強権的な「改革」を推し進めてきたかは、森、服部両氏の講演でリアルに語られています。

人見氏の「『地方自治』による『大学の自治』の圧殺—東京都立大学の解体—」を読み、今、大阪で進められる大阪府立大学と市立大学の統合、大阪市立高校つぶしの手口と全く同じであることに驚かされました。

都立大の強権的廃止について、石原知事（当時）が「設置者が大学に口を出して何が悪い、トップダウンで何が悪い」と開き直ったと書かれています。大阪では大阪市立大学の府立大学への統合問題で橋下市長の強権的手法が問題となっています。

すでに府立大学が大阪女子大学、府立看護大学との統合を果たしていますが、そのやり口は予算で縛って、言うことを聞かせるというもので、同様の手口は文楽の補助金削減問題においても見られました。「僕の言うことが聞けないなら予算をカットする」という脅し、その一方で、マスコミを最大限利用し、その対象への激しい攻

撃を展開するというのが橋下氏の常套手段です。

3月26日の大阪市議会財政総務委員会で「市立大学と府立大学の拙速な統合撤回を求める陳情」が維新以外の会派の賛成で採択されるや、今度は矛先を大阪市大の学長選挙に向けました。

学長選について「僕の意見を反映させる。何の責任もないメンバーが1票を投じるなんてまかりならない。選挙で選ばれた市長が任命するのが民主主義だ」と、従来に行われたきた学長選挙をやめさせ、自分の意のままになる人事を行おうとしています。まさに人見氏のいう「地方自治」による「大学の自治」の圧殺が大阪市大・府大の統合問題で行われようとしています。

最後に

最後に、三氏の講演と論文に共通する問題提起は今、

この国の民主主義が問われているということです。

服部氏は「私たちは橋下徹の思想の危険性とファッショ化する政治手法に注目することから、『民主主義』『民主主義の力』『国家とは』『自治体とは』『議会とは』何かを学んできた」と述べています。

「僕が民意だ」と反対勢力を肅清し、声を圧殺してきた橋下氏が民主主義とは真逆の独裁者であることは言うまでもありません。しかし、この「独裁者」の出現が私たちをいっそう強く鍛えてくれました。森氏が最後に述べているように「国民の主権者としての力量」を橋下・維新とのたたかいを通じて高めることができてきたのではないかでしょうか。堺の市長選挙でのみごとな市民共同戦線の構築こそ、まさにその姿を示していると思います。

(いづつ ももこ NPO 働き方 ASU - NET 理事)

編集後記

▼ 年の瀬の風が慌ただしいのは世の常であるが、今年の寒風は殊更冷たく、心も凍り付きそうである。襟元をしっかりと閉じながら必死で北風に抗して歩く旅人のように、人々はみな黙々と歩いている。しかしにその目は、人としての尊厳をかけた闘いを見据え、その歩調は新しい年への希望を見つけるために踏み出した確かな音を立てている。今夜も人々の鎖の輪が国会を包囲した。

▼ あの悲惨な世界大戦を生き抜いた人々は、ただひたすら「よりマシな社会」を築こうと働いてきた筈であった。しかしに今見えるものは、オスプレイ、TPP、社会保障費の削減、そして「特定機密保護法案」などの礫が容赦なく襲いかかる現実である。大学では経済学の授業から「政治経済学」や「マルクス経済学」を暴力的に排斥しようとする動きさえ平然と起こっている。「世界一安全な国」などという評価は遠に消え、街では「犯罪に巻き込まれないように常に用心しましょう!」という標語が踊るのを見ても誰も驚かなくなつた。

▼ いったい何故、いつから、この国は、こんなにもストレスフルなものになったのだろうか。

▼ ひたすら経済的豊かさのみを追求する間に、急速に増大した心の貧しさを救う術を探さなければならない。鳴り物入りで登場したアベノミクスのために株価が戻り、為替相場が安定し幾ばくかの利殖を手にする人もいるかもしれない。しかし、この政策的な最後のバブルが弾けたとき、われわれは皆、終に行き場を失いはしないだろうか?

▼ 本号の特集のテーマ「福祉国家」や「充実した社会保障」などとともに、われわれの社会の理想像について考えさせられている。「福祉国家」に求めるべきもっとも重要なものとは一体何だろう。

▼ 本号の表紙に写っているこどもたちは、日本人とデンマーク人の両親をもっているが、彼らが成人したとき果たしてどちらの国籍を選ぶだろうか?胸を張って「日本人になりたい」と思うだろうか、それとも・・・。

▼ われわれは、今ここで諦めてはならない。理想とする社会像は精一杯自らの手で築くべきで、それを次世代の子供たちに渡す使命があるのだから。

(和田幸子)

基礎経済科学研究所 理事長再任のご挨拶

第36回研究大会、総会（9月14-15日、京都府立大学）で理事長に再任されました。理事会や事務局体制もほぼ継続です。これから1年をかけて、組織改革問題に取り組まなくてはならない、重い課題を抱えての出発となりました。

とはいっても、9月の第36回研究大会は多数の皆様がお集まりいただきましてありがとうございました。春の福島大会に統いて、近年最高の集まりで盛り上がりました。全体会でのベイシックインカム構想や福祉（国家）改革問題など、社会主義への展望なども含めて、様々な視点から議論が盛り上がりました。分科会も、「労働組合運動強化の課題」では所外からも多くの方々の参加を得て、また『経済科学通信』掲載用のディスカッションのセクションもあり、充実していました。現代資本主義研究会で継続的にアベノミクスを取り上げてきた成果の反映でもあると考えています。ますます『経済科学通信』の充実が期待されるところです。

今年3月の春季交流集会は、3.11後2年目の福島で、国際シンポジウム「人間の安全な発達保障とコミュニティ」として開催しました。『経済科学通信』132号（2013年8月）に報告の多くが所載されています。外国からのスピーカーをお招きしての、また研究者とともに、福島にとどまって頑張っておられる方々などの、幅広い話題に及ぶ論考です。ぜひお読みいただきたいものです。基礎研の震災復興プロジェクト『カタストロフィーの政治経済学』（仮）も間もなく刊行される予定です。これからも福島から目を離すことなく、福島に寄り添って研究を進めていくことが必要であると考えています。

「人間発達の経済学」日中会議（日本学術振興会アジア研究教育拠点事業「人間の持続的発達に関する経済学的研究」との共同プロジェクト）も来年で最終年度をむかえます。中国との国際交流も新たな展開が始まろううな様相です。来年12月の慶應義塾大学で、一区切りの成果を生み出すことができるような研究大会の開催を目指し、準備を進めなければなりません。

4月には、自由大学院東南アジアゼミの研究成果、和田幸子編『変貌するアジアと日本の選択』（昭和堂）の刊行を祝し、さらなる前進を決意する公開シンポジウムが開催され、夏には久しぶりに自由大学院講座「働く人たちのつながりをつくるために：これからの労働組合組織論」が滋賀県・大津市で開催されたことも成果であります。こうした従来からの研究活動や様々な取り組みをさらに発展させることも重要でしょう。

またこれらとともに、東京支部（東京基礎研）の活動が盛り上がり、支部組織として独自な活動を継続的に持続させることができるようになってきました。『資本論』を読む会や研究会・例会の盛り上がりを背景に、院生や若手層も含めて所員も増えています。これらは、これまで京都・関西を中心にしてきた基礎研の活動や運営体制を、全国的な規模への成長と広がりに対応して、徐々に刷新していくべき課題を明らかにしてきてています。支部活動の全国所員への還元や、支部レベルの意見や提案などをどのように全国規模に反映させていくかなどです。総会では組織改革小委員会を立ち上げて、支部体制、役員人事（選出方法）や所員費、規約改正なども議論をする予定です。

団塊世代が退職期を迎えるにつれて、退会者も増えてきています。東京支部の奮闘もあって会員はわずか

でも増勢傾向を持続することができていますが、『経済科学通信』の読者は、減少に歯止めがかかっていません。会員拡大と強固な組織体制（理事会、事務局、編集局）の確立は不可避であります。これから皆様とともに財政問題にも真剣に取り組まなければならない事態となりました。組織改革小委員会の課題は大きいものがあります。

働きつつ学ぶ者の経済学とはどういうものか、経済学の「標準的」、「効率的」な教育や研究体制とはどういうものか。日本学術会議の動向も見据えて、私たちの基本に立ち返って、文字通り基礎を再確認することが迫られています。人間復興にもとづく震災・原発事故からの再生、基礎研が提唱してきた人間発達の経済学、働き方の改革、生き方の改善など、新しい経済学の確立とその現実への適応に向けて、研究所が所員、所友さらに『通信』読者と一緒に力量を身につけ、活動を活性化することができるよう、皆様とともに邁進する決意を固めているところです。

さしあたりは来年3月16-17日：春季交流集会（愛媛大学）、9月14-15日：研究大会（駒澤大学）、12月6-7日：人間発達の経済学・日中会議（慶應大学）、などを成功させたいものです。多くの皆様のご参加をお願いして、ご挨拶とします。

2013年9月22日

中谷武雄

2013年度役員一覧

2013年9月14日に開催された研究所総会におきまして、2013年度基礎経済科学研究所理事長、事務局長、理事および会計監査が選任されましたので、下記のとおりご報告いたします。

<理事>（敬称略、50音順。氏名の横の括弧は各担当）

池田 清（兵庫地域、震災プロジェクト）、井貝 浩、岩橋昭廣、井内尚樹（常任理事）、植田和弘、梅原英治、大西 広（副理事長、常任理事）、岡田知弘、小沢修司（副理事長、常任理事、共同研究）、角田修一（副理事長、常任理事、編集局長）、北川健次（自由大学院）、北村洋基（東京支部）、後藤宣代、阪本将英（東京支部）、桜井善行、佐々木雅幸、高田好章（副理事長、常任理事、情報、会計）、高野 剛、田中幸世（常任理事、編集局、自由大学院）、十名直喜（愛知地域）、中谷武雄（理事長）、中野裕史（事務局長）、中村浩爾（常任理事、自由大学院校長）、福島利夫（東京支部）、藤岡 悼（常任理事、編集局）、細居俊明（高知支部）、増田 和夫（常任理事、労働者研究者研究推進）、増田晃一（香川支部）、松本 朗（常任理事、編集局）、三谷 進、宮田和保（北海道支部）、森岡孝二、森岡真史、山西万三、米田 貢（東京支部）、和田幸子

<会計監査>

小野 满、田中 宏

「経済学分野の参考基準（原案）」に対する意見表明

日本学術会議経済学委員会 樋口美雄委員長 殿

経済学委員会経済学分野の参考基準検討分科会 岩本康志委員長 殿

基礎経済科学研究所は、創設（1968年）以来約半世紀にわたって、「勤労者とともに勤労者のための経済学を創造」すること、また「働きつつ学ぶ権利を担う経済科学の総合」をめざして、自主的な学術研究団体（学会）として活動してきました。日本学術会議に登録され、また、かつて学術会議内に設置されていた「経済理論研究連絡会」にオブザーバーとして参加していました。多数の社会人研究者、労働者研究者を輩出するとともに、『人間発達の経済学』、『日本型企業社会の構造』など30冊以上の書物を出版し、人間の成長と公平な社会の実現、地球環境が大切にされる公正な日本経済づくりのために尽力しています。

そのため、現在貴委員会が作成をされています「経済学分野の参考基準」には重大な関心を持って見守ってきました。「原案」をもとに公開シンポジウムが開催されるに当たり、また「広く意見」が求められていることに鑑み、私たちの意見を表明することいたしました。「原案」の内容には大きな問題があり、将来の日本の経済学の発展を阻み、経済学を国民から遊離されたものにする極めて危険な試みであるという意見です。この点に関しては、数百名の賛同を得て集められています「経済学分野の教育『参考基準』の是正を求める全国教員署名」や経済理論学会、進化経済学会の各要望書もまったく同じ趣旨から危惧が表明されていると思われますが、基礎経済科学研究所としては、市民フレンドリーな「市民の経済学」をめざしてこの半世紀活動してきた経緯を踏まえて、仕事や労働、生活や人生などの現場から、経済学の古典や社会思想の学説を援用して考える経済学の教育と研究の重要性を強調したいと思います。少なくともこうした経済学の学習に道を拓き、連結する参考基準でなければならないと考えます。

現在、恐慌・失業・貧困・犯罪、家庭・地域・環境の破壊、さらには震災復興などのさまざまな社会問題に苦しむ国民からみた時、「参考基準（原案）」の想定する経済学は大きな反省を迫られると言わざるを得ません。「国際基準」とされているアメリカ中心の経済学教育の定着と、それに基づく経済政策の展開が、恐慌・失業・貧困・犯罪、家庭・地域・環境の破壊などのさまざまな社会問題を生み出していると、アメリカ国民だけでなく世界の人々の多くが感じています。そして、こうした課題の解決には、そうした経済学に代わる「新しい」経済学が求められており、その発展には「マルクス経済学」を含む「政治経済学（ポリティカル・エコノミー）」ないし「社会経済学」の教育・研究は不可欠であります。こうした時に、このような「参考基準（原案）」が出されることは、国民・市民の経済学者コミュニティーへの大きな不信を招くことにしかならないでしょう。

日本学術会議のホームページには「日本学術会議は、わが国の人文・社会科学、自然科学全分野の科学者の意見をまとめ、国内外に対して発信する日本の代表機関です」と書かれています。この趣旨から今回の「参考基準」も、真に多様な経済学者の意見をまとめるものでなければなりません。1つの固定的な枠組みを

強調する具体的な「カリキュラム」やキーワードの提示を含む「参考基準」には反対せざるを得ません。数多くの経済学関連研究者、いくつかの学会が表明する危惧を払拭できない現在の「原案」は根本的に書き換えられる必要があると考えます。

日本学術会議も、また研究者や学者が国民から遊離した存在であってはなりません。多くの意見に耳を傾けて、私たちの声が反映される基準の作成に向けて、要望意見を表明させていただきました。

2013年11月28日

基礎経済科学研究所常任理事会

投稿規定

下記の要項にしたがって、奮ってご投稿ください。

- 種類と枚数 論文、研究ノート、読書ノート：200字詰45枚以内
研究動向、書評：同 20枚以内 いずれも、図表、注などを含む。
- 原 稿
- ・編集局宛 (henshu@kisoken.org) に電子メールの添付ファイルでお送り下さい。ファイル形式は、テキスト形式あるいはMS-Wordで読み込み可能な形式にして下さい。郵送の場合は、返却不要なメディアに保存して、基礎経済科学研究所宛にお送り下さい。その際、コピーを一部添えて下さい。なお、お送りいただいた書類、メディア等は返却致しません。
 - ・審査は、投稿されてから直近の経済科学通信編集局会議にて、まず匿名査読委員の選定が行われ、査読依頼を行い、その評価に基づき、掲載の可否を編集局会議において決定します。その決定は、論文投稿者に書面にて、郵送でお知らせします。掲載可と判断された論文の掲載号は、経済科学通信の構成及び筆者校正等の日数を鑑みた上で、決定します。
 - ・抜刷をご希望の方は実費にて作成可能です。筆者校正時に、その旨とご希望部数をご連絡ください。
- 掲 載 料 下記の金額をお支払い願います（所員・所友・研究生を除く）。
- 論文・研究ノート・読書ノート 5000円、研究動向・書評 2000円

経済科学通信 第133号 2013年12月30日発行

編集・発行 基礎経済科学研究所『経済科学通信』編集局
〒604-0934 京都市中京区麁屋町通二条下る尾張町225
第二ふや町ビル603号

TEL/FAX (075) 255-2450
e-mail henshu@kisoken.org
URL http://www.kisoken.org
振替01080-8-1972 基礎経済科学研究所・編集局

編集局長 角田修一
副編集局長 山西万三 松本朗
編集局員 大西広 神谷章生 田中幸世 増田和夫 森岡真史
森本壮亮 中根康裕 宮下武美 大畠智史 田添篤史

印 刷 所 和田幸子 藤岡惇
モリモト印刷株式会社
〒162-0813 東京都新宿区東五軒町3-19
TEL 03-3268-6301（代）

購 読 料 一部1300円 定期購読3号分前納3600円（郵送料を含む）

マルサス・ミル・マーシャル

人間と富との経済思想

柳田芳伸

諸泉俊介・近藤真司編
「富」を越えた新たな基準を求めて経済学を推し進めた三人の思想とは。

グリーン成長の経済学

持続可能な社会の新しい経済指標

馬奈木俊介・地球環境戦略研究機関編

三二五〇円

生物多様性と生態系サービスの経済学

吉田謙太郎著
二五二〇円

コモンズと公共空間

都市と農漁村の再生にむけて
間宮陽介・廣川祐司編
四二〇〇円

事業再生と銀行

経済学的接近と法制度概説

加藤峰弘著
四二〇〇円

変貌するアジアと日本の選択

グローバル化経済のうねりを越えて
和田幸子編著
一七三〇円

時代はまるで資本論

貧困と発達を問う全10講
基礎経済科学研究所編
一五二〇円

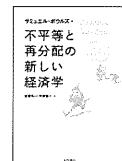
国際平和と「日本の道」

東アジア共同体と憲法九条
望田幸男・田中則夫・杉本昭七・藤岡惇・大西広・浅井基文著
一五二〇円

経済統計学

基礎理論の理解と習得

大西広・藤山英樹著
一四一五円



●不平等は非効率だ

不平等と再分配の新しい経済学

サミュエル・ボウルズ著 佐藤良一・芳賀健一訳 平等主義は時代遅れなのか？近年のゲーム理論・行動科学と実証データから示す、ラディカルな再分配政策の可能性。A5判・3000円



●金融経済は市民にとって現代を読み解く不可欠の基礎知識となった

これならわかる金融経済 第3版

山田博文著 日々のニュースや経済問題に焦点をあて、金融や経済の基礎知識を分かりやすく解説する。最新情報によるロングセラーの全面改訂。A5判・2400円



●歴史的意義と問題点を根本的かつ総合的に検討する

再論 東京裁判 何を裁き、何を裁かなかったのか

T.M.コマックほか編著 田中利幸監訳 国際人道法、国際刑事法、日本近現代史などを専門とする第一線の研究者たちが、歴史的意義と問題点を多角的に分析する。46判・6800円



●渾身のライフワーク3部作完結！ 既刊 I 福沢諭吉と中江兆民 II「京都学派」の哲学

近代日本思想論III 丸山眞男と戦後思想

吉田傑俊著 死後17年を経て、なお賞賛と論難のなかにある丸山眞男。その主要な著作の再考察により、新たな丸山論・戦後思想論を探求する。46判・2800円

大月書店

〒113-0033 東京都文京区本郷2-11-9 電話03(3813)4651(代表) FAX03(3813)4656
メールマガジン配信中(ご登録はHPから) <http://www.otsukishoten.co.jp/> 税別価格

大谷禎之介・平子友長編

A5判上製・4700円

マルクスを抜粋ノートから 所収ノートの研究

MEGA第IV部門の編集と
所収ノートの研究

社会と自然への飽くなき好奇心と探求心を刻むノート。
マルクスの知的営為を作業現場でまちかに体験する。

MEGA刊行中の完全版マルクス・エンゲルス全集（一二〇巻）

第一部 マルクス研究におけるMEGA第IV部門の意義と
所収諸巻の編集作業

第二部 抜粋ノートと草稿とが奏でるカノンによる知の
深まり

第三部 抜粋ノートによるマルクスの経済学研究

第四部 抜粋ノートによるマルクスの歴史研究

第五部 抜粋ノートによるマルクスの自然研究

第六部 抜粋ノートによるマルクスの日本研究

付録 MEGA第IV部門各巻に収められるマルクスのノート

MEGA第IV部門第18巻目次

山川充夫（前・福島大学うつしま未来支援センター長）著

原災地復興の経済地理学

原子力発電所事故の被災地（原災地）ふくしまの苦悩はなに
を問いかけているのか。

避難・復旧・復興の過程を、支援活動をとおしてつぶさに
見つめ続けてきた著者からの報告と提案。脱原発・原子力
に依存しない持続可能な社会の方へ！

四六判上製・2400円

姉歯
暁著

A5判上製・3200円

豊かさという幻想

「消費社会」批判

日本とアメリカに焦点をあてて、「消費社会」論が振りまく豊かさの
幻想をはぎ取り、国民生活の実相を消費の実態と消費者信用の機能
に着目しつつ実証的に明らかにする、異色の現代資本主義論。

秋山誠一著

A5判上製・3000円

国際経済論

ドル体制ニアメリカの国際通貨国特權のもとで過度に外需に依存し
た特化型貿易構造を追求する日本経済の危うさと、世界経済がその
基底部で抱える諸問題を理論と現実の両面から解析する。

経済理論学会編

季刊 経済理論 第50巻第4号

(2014年1月)

B5判並製・21000円

特集○置塩経済学の可能性

特集にあたって

置塩「蓄積論」再考

マルクスの経済理論における置塩（1963）以降の進展

—搾取理論の場合

物象の世界と人間の世界の二重の把握
—労働価値概念純化への置塩の道を進めて

置塩経済学と森嶋経済学
機械体系による生産 —ナッシュ均衡

アメリカ経済の金融化と企業金融

—企業と金融機関との関係に注目して

小林陽介

大野
中谷
吉原直毅

松尾
森岡真史
関根順一